

平城宮発掘調査報告Ⅳ

文化財研究所

奈良国立文化財研究所学報第17冊

平城宮発掘調査報告Ⅳ

官衙地域の調査 2

奈良国立文化財研究所

1 9 6 5

序

奈良国立文化財研究所でやっている平城宮跡の発掘調査も今年（昭和40年度）で7年目を迎えることになった。この間、いろいろな面で何かと難しいこともあつたが、幸に大方諸彦の絶えざる御援助によつて、この仕事を担当する平城宮跡発掘調査部に、第一、第二、第三、第四の4つの調査室と、保存整理室と、史料調査室とが設けられ、これ等各室に所属する研究員も部長以下44人の多数を算えるに到つた。これは昭和34年度にはじめてこの仕事に取り組んだ時の状態からすれば、まったく考えられもしなかつたような大きな発展で、これがこんなに大きな発展を致したのは、何んといつても、平城宮跡の文化財としての価値がきわめて大きなものであることが、ひろく一般からも、強く認識されたからだといわなければならないだろう。たしかにこの平城宮跡の価値の非常に大きいことは、その全域がほとんどそのままに残されていたという、他にまったく類例がないような好条件に恵まれていたとはいえ、実際に掘つてみなければ何とも判らない地下の遺構や遺物が、現実にまざまざと実に数多く発掘されて、それ等が在りし日の平城宮の実体を、われわれの眼前にまことによく示してくれたからである。それは、これまでの既刊3冊の報告書にもその一斑が明らかにされたように、この平城宮における各種各様の建造物の有様が次第によく判つてくると共に、またその建造物を用いたいくつかの官衙の内容、実態といつたようなことまでもかなりよく推察されるに到つて、従来とかく限られた史料だけによつて考えられていた奈良時代史の研究に、きわめて大きな寄与をなすことになったわけである。ことにこの報告書などにも収められている多数の木簡の出土は、奈良時代の生の文字による史料の追加として、その意義のきわめて大きいことは、いまさら贅言を要さないだろう。そしてこれ等の事

々は、今後さらに発掘調査をつづけることによつて、ますますその価値を増大することは、期して待つべきものがあるように思われる。

この平城宮発掘調査報告第4冊には、昭和36年度の第7次調査、37年度の第8次調査、38年度の第9次調査等の成果をまとめた。したがつてこれにはまだ平城宮の全貌を予想するに足るような重要地域の調査にはほとんど及んでいないといつてよい。しかし前にも一言したように、この仕事に携る人員もようやく整備されてきたので、今後はさらに一層努力して、よりすばらしい報告書をお目にかけてたいものと念願している。もつともこの報告書をまとめるについては、いつものことながら、平城宮跡発掘調査指導委員会、とくに常任指導委員である、浅野清、有光教一、井上光貞、太田博太郎、岸俊男、小林行雄、塚本善隆、直木孝次郎、福山敏男、水野清一の諸先生をはじめ、さらに小原二郎、北村大通、樫崎彰一、山崎一雄およびマネー・エル・ヒックマン等の諸先生に何かとお世話になつた。ここに記して厚く御礼を申し述べたいと思う。そして皆様の今後とも変らぬ御力添えを心から庶幾う次第である。

昭和40年11月

奈良国立文化財研究所長

小 林 剛

目 次

I 序 言	頁 1
II 調査経過	4
1 概 要	4
2 調査日誌	6
III 遺 跡	9
1 遺跡の概観	9
2 遺 構	10
IV 遺 物	19
1 木 筒	19
2 瓦 埴 類	20
3 土 器	23
4 木製品・金属製品	33
V 考 察	38
1 遺 跡	38
2 遺 物	51
3 木筒と官衙	55
4 結 語	62
別 表	65
English Summary	X

図 面

- 1 平城宮跡全域地形図
- 2 6ABO 区遺構配置図
- 3 第5・6・7・8・11次発掘全域実測図
- 4 6ABO 区実測図 VIII
- 5 6ABO 区実測図 IX
- 6 6ABO 区実測図 X
- 7 6ABO 区実測図 XI
- 8 6ABO 区実測図 XII
- 9 6ABO 区実測図 XIII
- 10 6ABB 区実測図 I
- 11 6ABB 区実測図 II
- 12 SE272 井戸実測図
- 13 SE311 井戸実測図
- 14 遺構時期別分類図
- 15 6ABO 区遺構配置変遷図

図 版

- 1 平城宮跡航空写真
- 2 6ABO-D・F・G 区 6ABO-D・F・G 区と第2次朝堂院・内裏地域 西北から (毎日新聞社撮影)
- 3 6ABO-D・F・G 区 全景 東北から
- 4 6ABO-D・F・G 区 全景 西から
- 5 6ABO-D・F・G 区 全景 1 東から 2 西北から
- 6 6ABO-F・G 区 1 SB 200・201・314 建物と SE 311 井戸 西から
2 同上 東から 3 同上 北から
- 7 6ABO-F・G 区 1 SB 206 建物 南から 2 SB 293・297 建物 北から
- 8 6ABO-G 区 1 SB 206 建物 北から 2 SB 327・206 建物 西から
3 SB 327 建物 東南から
- 9 6ABO-F・G 区 1 SB 327 建物 東から 2 SB 314 建物 西から
- 10 6ABO-D・F 区 1 SB 293・285 建物と SE 272 井戸 西北から 2 SB 285 建物 西南から

- 3 SB 307・308 建物と SD 267 溝 西から
- 11 6ABO-D 区 1 SB 273 建物と SE 272 井戸 東北から 2 同上 南から
3 SB 273 建物 西から
- 12 6ABO-D 区 1 SB 268・273 建物と SE 272 井戸 東北から
2 SB 268 建物 SD 130・267 溝と SE 272 井戸 西から
3 SB 268・269 建物 SA 270 柵 西から
- 13 6ABO-D・F 区 1 SD 130 溝 東北から 2 同上 東から 3 同上 北から
- 14 6ABO-D 区 1 SD 130 溝東端暗渠木樋 東から 2 同上 西から
3 同上細部 東から 4 同上細部 西から
- 15 6ABO-F 区 SE 311 井戸遺物出土状況 1 B 井戸 北から 2 A 井戸 北から
- 16 6ABO-F 区 SE 311 井戸 1 B 井戸 西から 2 A 井戸 北から
- 17 6ABO-F 区 1 SE 311 A 井戸 西から 2 同上 井戸枠
3 SE311 A・B 井戸 東南隅 4 同上 東北隅
- 18 6ABO-D 区 1 SE 272 B 井戸埋没状況 東から 2 SE 272 B 井戸 東から
3 同上 井戸枠
- 19 6ABO-A・B・C 区 全景 1 東南から 2 西から
- 20 6ABO-C 区 SB 200・201・317 建物 1 西北から 2 東から
- 21 6ABO-C 区 1 SB 200・201・317 建物 SA 304 柵 東南から
2 SB 200・201 建物 東北から 3 同上 東から
- 22 6ABO-A・B 区 1 SB 212・213・364 建物 西南から 2 SB 212・213 建物 西北から
3 同上 東から
- 23 6ABO-C 区 1 SB 299・370 建物 西北から 2 SB 370 建物 北から
3 SB 299・370 建物 東から
- 24 6ABO-A・B 区 1 SB 364・386 建物 西北から 2 SB 364 建物 東から
3 同上 西から
- 25 6ABO-A・B 区 1 SB 212・213・413 建物 西南から 2 SB 413 建物 南から
3 同上 北から
- 26 6ABO-A 区 1 SB 364・386 建物 SD 126 溝 東から
2 SA 304 柵 SD 126・400 溝 西北から 3 SD 400 溝 東北から
- 27 6ABO-A・B・C 区 1 SA 350 築地 SA 348・349 建物 東北から 2 SA 350 築地 北から
3 SB 340・341・348 建物 SD 337 溝 東北から
- 28 6ABO-J 区 1 J 地区全景 南から 2 SD 130・244 溝 北から
3 SB 246 建物 南から
- 29 6ABB-D・E, 6ABO-E 区 1 6ABB-E 区 北から 2 6ABB-D 区 南から
3 6ABO-E 区 西から

30	軒丸瓦								
31	軒丸・軒平瓦								
32	軒平・鬼瓦								
33	墨書土器								
34	墨書土器								
35	墨書土器								
36	墨書土器								
37	SE311A 出土土器								
38	SE311B 出土土器								
39	SE311B・272B 出土土器								
40	SK234・238, SB236・246 出土土器								
41	SK234・238, SB236・246, SD126, SK326 出土土器								
42	緑釉陶器								
43	緑釉陶器								
44	施釉陶器								
45	土馬・把手付甕								
46	木簡・木製人形								
47	木製齋串・陽物								
48	木製櫛								
49	木製櫛								
50	木製品	44・45	曲物杓	46	曲物容器				
51	木製品	47	搦物盆	48・49	桶部品				
52	木製品	50	瓢杓	51	横槌	52	木槌	53	下駄
53	銅錢・漆器	1~3	万年通宝	4~6	神功開宝	7	隆平永宝	8	承和昌宝
		9・10	漆器						
54	金属器	1	鎌	2	刀子	3・4	錐		

別 表

- 1 6ABO 区発見建物一覧表
- 2 軒丸瓦分類表
- 3 軒平瓦分類表

挿 図

1 発掘経過および地区図	5	9 陶硯	31
2 各造営期の盛土分布図	10	10 曲物とじあわせ詳細図	35
3 SD 130 石敷・木樋接続部	11	11 造営期別建物復原図	44
4 井戸枠の組手仕口	12	12 大嘗会外院	47
5 SD 400 北半部	17	13 大嘗会内院	49
6 SB 413 礎石	18	14 杯 A～皿 A の法量による分散状況	54
7 鬼瓦復原拓本	23	15 「竹波命婦」木簡	58
8 土馬	28	16 遺構実測図配置図	72

表

1 SB327 桁行柱間寸法実測値	15	7 西半部遺構の前後関係	38
2 SE 311B 出土土器個体数	24	8 東半部遺構の前後関係	39
3 施釉陶器分析データ	27	9 遺構編年表	40
4 齋串寸法表	34	10 造営期別主要建物の規模分類表	43
5 木櫛一覧表	34	11 建物構造類別表	49
6 銅銭法量表	37	12 杯 A～皿 A 手法別個体数	53

平城宮発掘調査報告Ⅳ

官衙地域の調査 2

I 序 言

この報告は、奈良市佐紀町にある特別史跡「平城宮跡」のうち、字寺前の南東部で実施した昭和36年夏の第7次調査・昭和37年春の第8次調査・昭和38年春の第11次調査の成果を一括収録したものである。調査を実施した地域は、たがいに隣接し、道路でかこまれた東西130m・南北80mの一区画をなしており、さきに『平城宮発掘調査報告Ⅱ』（奈良国立文化財研究所学報第15冊）で報告した地域の東に続くところである。研究所の遺跡標示方法によると、6ABO区の東半および6ABB-D・E地区と6ABN-M地区にあたる。

調査地域

平城宮の調査事業については、すでに公刊した報告書で、昭和35年頃までの概略は述べたが、それ以後現在の経緯について、ここで簡単にふれておこう。

昭和36年夏第7次調査を開始した前後、ある民間会社が特別史跡指定地域の西に隣接する平城宮跡内未指定地域の南半部の開発を計画し、農地の売買が取沙汰されるようになった。この地域が平城宮跡内にはいることは、地形などからみて、十分推定され、また学界の常識でもある。昭和36年9月15日、平城宮跡調査委員会は、この問題をとりあげ、全員一致で未指定地域を含む平城宮跡全域の保存を要望した。開発を計画した民間会社は、平城宮跡内のこの地域の開発が他の普通の農地のように簡単でないことを知り、土地売買仮契約まで進行した計画の具体化を一時みあわせ、その旨を地元土地所有者に通達した。

宮跡の保存

地元民は、これまで特別史跡指定地域内の土地利用を制限されており、史跡指定の解除を希望していた。このような状況にあつたから、未指定地域にまでこの種の制限がおよぶことに憤激し、10月23日、地元代表が奈良県当局と研究所に対して、自由な開発を要望する陳情をおこない、発掘調査にたいする協力の態度を捨てて、事態が好転するまで作業の就労を拒否した。第7次調査は、埋めもどしの段階で中断した。その後さらに、地元代表は文化財保護委員会に陳情し、現地を訪れた衆議院文教委員に要望書を提出した。その主旨は、未指定地域の開発制限の撤廃、指定地域内の調査の能率化と調査終了部分の指定解除、調査が長期化する場合は公的機関によつて土地を買収することなどであつた。

この間に、未指定地域の売買は自由であり、開発工事中に発見した遺構・遺物はその都度届け出ることという文化財保護委員会の了解もあつて、12月に民間会社は工事着手届を文化財保護委員会に提出した。この状況の変化によつて、地元民の調査にたいする態度も緩和し、第7

次調査地域の埋めもどしは、土地所有農民のためにも必要であるとの見地から、就労拒否の問題が解決し、昭和36年末に調査は再開された。

昭和37年2月、文化財保護委員会は、民間会社の工事着手届にたいして、必要な指示を与えて着手を認可した。このことが新聞紙上に伝えられると、平城宮跡を守れの声が一斉にわきおこつた。衆議院文教委員会は、この問題をとりあげ、3月19日、学識経験者として平城宮跡調査委員会の原田・坂本・藤島の3委員、地元代表として奈良県知事の4人の参考人から意見を聴いた。この間、平城宮跡調査委員会・飛鳥平城京保存会・日本建築学会・日本考古学協会・歴史学研究会・文化財保護対策協議会・関西文化財保存協議会など多くの学会・団体から、国会と文化財保護委員会にたいして請願と陳情が続出した。開発を計画した民間会社も、問題の重要性を認め、工事着手を延期した。

全域国有化

その後、衆参両院文教委員会や文部・大蔵両省関係者の現地視察、学会会議の国有化の申入れなどの努力がなされ、文化財保護委員会は、昭和38年度予算に平城宮跡の国費による買収の要求を組みこみ、多大の努力のすえ、3個年計画で買収が実施されることになった。平城宮跡保存の問題は新しい段階に入ったのである。

国費買収方針の決定により、買収事務を所管するために、昭和38年4月から奈良県教育委員会内に、平城宮跡整備事務所が新設された。

6月15日に開かれた平城宮跡調査委員会は、これまでの発掘調査15個年計画にかわる30個年計画の立案と、それに伴う調査員の充実・調査方針の検討を所長に勧告した。

文化財保護委員会と研究所は、調査計画の再検討と調査組織の拡充に着手し、昭和38年4月に平城宮跡発掘調査部が仮発足し、平城宮跡全域を12個年で調査する計画が実施されることになった。最初の昭和38年度は、これまでの第1次5個年計画による通称一条通り北側の地域の調査のほかに、宮域周辺の調査を含むことになり、発掘予定面積も2.7haと飛躍的に増大した。

昭和39年度には、研究所の組織規定が改められ、平城宮跡発掘調査部が確立し、調査員として技官19名の増員がおこなわれた。また、平城宮跡調査委員会にかわつて平城宮跡指導委員会が新設された。平城宮の発掘調査も新しい段階にはいつたのである。

昭和37年
以降の調査

なお、調査は、昭和37年末から翌38年2月中旬まで、賃上げを要求する作業員のストライキによつて一時中断したが、昭和37年以降通称一条通り北側の6ABO・6ABB区、さらに東の6AAO・6AAB区とほぼ順調に進行した。この地域で実施した第10・11・13・20次調査では、第2次内裏外郭北辺の遺構を確認し、豊富な内容をもつ総数3000点に近い木簡を検出して、多大の成果をあげることができた。第2次内裏でも、第12次調査を実施し、内裏正殿の前殿と掘立柱回廊東面廊を発掘した。昭和38年度後半の第14・15次調査と39年度前半の第18次調査では、宮域西南隅と西面南門を発掘し、平城宮の南限と西限を確証する事実を明らかにした。

第16・17次調査は朱雀門と第1次朝堂院南門推定地についておこなつた。朱雀門は北半を発掘して、その規模と構造を推定することができたが、南門は予定地点には検出されなかつた。遺物として特筆すべきは、和銅頃の「過所」札の完形品を発見し得たことである。

昭和39年度におこなつた主な調査は、通称一条通りの南側で第2次内裏の東につらなる地域においておこなつた第19・21・22(北)次と宮東面中門推定地でおこなつた第22(南)次である。前者では、第2次内裏外郭東面築地を検出し、その東に官衙遺構を発見した。また、昭和3年

調査の玉石積溝の南延長部分を発掘し、宮創設から終末にいたる層位的に堆積した遺物を検出した。第22（北）次調査では、宮東面北門と東一坊大路を予定して調査したが、北門については確証を得ず、大路予定地には、井戸・泉屋その他の遺構があつて、旧道路とするのは困難になつた。なお、この地域で多数の酒関係の木簡を一括発見した。第22（南）次調査では、東一坊大路予定地内に玉石敷溝と掘立柱建物・井戸などを検出し、緑釉陶や二彩釉陶などの遺物を発見し、特殊な遺跡とみられた。

今回報告する第7・8・11次の調査関係者は次のとおりである。*

調査員

調査責任者	奈良国立文化財研究所長	小林 剛
調査員	歴史研究室	榎本 亀治郎
		坪井 清足
		田 中 稔
		田 中 琢
		岡田 茂弘
		狩野 久
		河原 純之
		寺田 崇憲
		田代 克己
	建造物研究室	森 蘊
		浅野 清
		杉山 信三
		鈴木 嘉吉
		工藤 圭章
		沢村 仁
		牛川 喜幸

この報告は、Ⅰ・Ⅱ坪井清足、Ⅲ沢村仁、Ⅳ1田中稔、Ⅳ2河原純之、Ⅳ3・Ⅴ2田中琢、Ⅳ4岡田茂弘、Ⅴ1工藤圭章、Ⅴ3狩野久が分担執筆し、それをもとにして調査員全員の討議をへて、榎本亀治郎がとりまとめた。

なお、この報告の遺構・遺物の標示方法は、『平城宮発掘調査報告Ⅱ』（奈良国立文化財研究所学報第15冊）付章を参照されたい。

* 第7・8・11次調査については、「昭和36年度第7次平城宮跡発掘調査概要」「平城宮跡第8次発掘調査終了報告」「第11次平城宮跡発掘調査終了報告」および「平城宮跡第6・7次発掘調査概要」（奈良国立文

化財研究所年報1962）「平城宮跡第9・10次発掘調査概要」（奈良国立文化財研究所年報1963）で、概略をすでに報告したことがある。

II 調査経過

1 概要

第7・8・11次の発掘調査は、特別史跡「平城宮跡」のうち、奈良市佐紀町字寺前で、昭和36年から昭和38年にかけて実施した。調査地域は、宮域中央付近北よりの場所で、その大半は6ABO区の東半部にあたり、6ABN・6ABB区の一部を含んでいる。

6ABO区の 現地形

6ABO区の東半部は、A～D・F・Gの地区からなる（Fig. 1）。現在の地形は、南に向つて一筆ごとにわずかにさがる水田で、東南のDの水田とそれに東接する6ABB区はさらに一段低くなっている。すでに『平城宮発掘調査報告Ⅱ』*で報告した西半部は、この東半部と対称的に、西南に向つて低くなる傾斜地であり、6ABO区全域についてみれば、中央付近がもつとも高くなっている。この地域の北には、佐紀中町の部落があつて、地形はゆるやかに高くなり、丘陵地帯に達する。南は、通称一条通りに面して民家が数棟東西にならんでおり、この部分は北の水田より約0.5m高くなっている。

第7次調査

第7次調査は、昭和36年7月12日から昭和37年2月10日にかけて、6ABO-D・F・G地区と6ABN-K地区で実施した。発掘面積は、6ABO区で31.7a、6ABN区で3.2a、計34.9aである。

6ABO区の調査は、第5・6次調査地域に隣接するG地区から開始し、ついで逐次F・D地区におよんだ。この調査では、すでに第5次調査で推測していた6ABO区西半部と東半部との官衙地域としての性格の類似性を追求し、第5次調査地域南部で発見した3層にわたる遺跡の層位的に存在する範囲を確認するなどがおもな課題であつた。調査の結果、G地区北部では数層の整地層を認めたが、F地区では層位的な事実は検出されず、D地区は地山が東へさがるかなりの傾斜地であつて、それを埋めて造営がおこなわれていることが判明した。また、この地域の南を限る形勢を示すものに、SD130とSD267があり、いずれも西半部で延長部分または類似遺構を検出している。これは、東半部が西半部と共通性をもつ官衙地域であると推定する一つの根拠となつた。建物遺構では、さきの一部を検出していたSB200が、桁行7間・梁行5間の建物で、この地区最大の中心的な建物であることが考えられた。また、柱間がせまく、掘立柱穴が小形のものや、小礎石を用いた類があり、これまでに発見した第Ⅱ—3期の遺構と類似するものとして注意された。建物のほかで特に著しい遺構は、SE311とSE272の2箇所のみである。これらは、大形であること、多量の遺物を埋没していたこと、銭貨や木簡および出土状況から年代を推定しうることなどの特色をもち、とくに、奈良時代末期と平安時代初期の遺物編年の基準になる資料を得ることができたのは大きな収穫であつた。また、建築群については、6ABO区の他の部分と同様に、3期にわたる造営を認めた。古い第Ⅰ期に属すべき

* 以下『平城宮報告Ⅱ』と略称する。

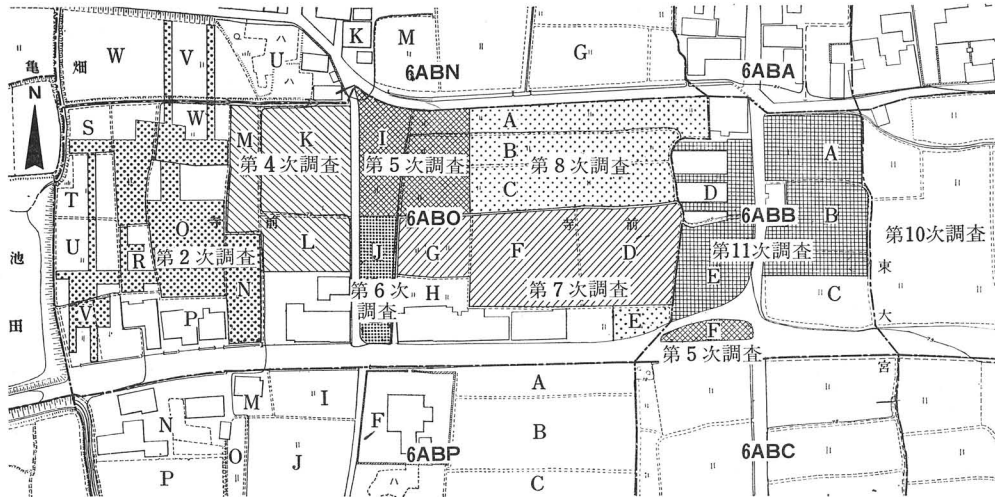


Fig. 1 発掘経過および地区図

遺構がほとんどないことも同じであった。発見した主な遺構は、掘立柱建物17棟・柵1条・井戸2箇所などであった。

同時に実施した 6ABN-K 地区の調査は、家屋新設のための史跡現状変更申請にともなう事前調査であった。この地域は、6ABO 区の北を東西に走る道路に北接し、これまでは調査できなかった部落密集地に近い部分であった。調査の主眼も、この一段高くなる地域の地下の遺構状況を知ることにあつた。発掘の結果、全域にわたって、礫まじりの固い地山が水田床土直下から発見されたが、遺構はほとんどなく、南の 6ABO 区で検出していた SA233 の延長部分も認められなかった。したがって、この地区は 6ABO 区とは性格の異なるものであるとみられた。顕著な遺構が存在しなかつたので、調査終了後、現状変更が認められ、まもなく家屋が建設された。

第8次調査は、昭和37年2月10日から5月14日にわたって、主に 6ABO-A・B・C 地区で実施した。発掘面積は 28.8a で、この地区の調査をもつて、6ABO 区の発掘可能地域の調査はほぼ完了したことになる。

第8次調査

A・B・C 地区の西端部分は、すでに第5次調査で発掘し、南に接する F・D 地区は、第7次調査で発掘している。調査は、この2回の調査によつて判明した事実を手懸りにして開始することができた。調査の結果、調査地域の南西部においてこれまでに一部を検出していた SB 200・201・317 の全貌をあきらかにし、これらが 6ABO 区東半部の各造営期における中心的な建物であることを確認した。また、東部では、南の D 地区で検出した SD337・338 の北延長部があり、それらを埋めて造営がおこなわれており、この溝が宮の造営当初あるいはまたそれ以前のものと考えられた。東端では、SA350 築地の残存基部を検出し、6ABO 区の官衙は、この築地で東を限られて、一まとまりになることを確認した。検出した主な遺構は、掘立柱建物15棟・築地・柵2条などである。

この調査では、同時にE地区の発掘をおこなつた。E地区は、昭和33年9月に行政調査を実施した 6ABP-A 地区の北にあたり、その際検出した土塁状遺構と関連あるとみられる花崗岩の礎石をもつ遺構と、その南北に各1条の溝を検出した。南の溝は深く、多量の土器、瓦類を投げこんだ状態で発見した。

第11次調査 第11次調査は、昭和38年11月29日から6月20日にわたって、6ABB-A・B・C・D・E 地区と6AAO-L・N・O 地区で実施した。今回報告する地域は、このうちの6ABB-D・E 地区14aであつて、のこりの地区は次回に報告する予定である。6ABB-D・E 地区は、6ABO 区の東に隣接する幅30mほどの南北に連なる水田で、すでに第5次調査で南のF 地区を調査し、その結果によつてこれらの地区を道路状の部分と推定していたところである。調査では、SA350の南延長部を確認し、その東約16mの位置で南北に走る溝SD572を発見した。この間には顕著な遺構はなく、道路状の部分とする推定をうらざけた。なお、第10・11次調査で6AAO 区において発見した市庭古墳(SX500)の周濠南西隅部分を、D 地区北東部で確認し、外堤内面に敷かれた葺石を検出した。

2 調査日誌

第7次発掘調査 昭和36年7月～37年2月 6ABO-D・F・G 地区

7・12～27 耕土除去。

7・28 地区設定。

7・29～8・1 床土除去。

8・2 G 地区西端で、床土直下に南北方向の掘立柱列を確認。第5次調査で検出した柵SA233の南延長部分であろう。

8・3～13 床土除去。

8・16 G 地区D面(第I期盛土上面)露出。中央部で、5×3間東西棟建物を検出(SB327)。西北部で、SB205の南妻を検出し、7×2間南北棟であることを確認。SB205・SB327と重複して、SB206の南6間分を検出し7×2間南北棟建物であることを確認。この3棟は柱穴の重複状態から、SB205・SB206・SB327の順に新しい。SB206の西側柱穴列には南北に細長い新しい土壌(SK355)が重なっている。

8・17 G 地区では第I期盛土(D層)の残存は北半の一部に限られているようである。西からE面(地山上面)まで掘り下げ始める。東北隅で、東西にならぶ2個の柱穴(SB200)と、その南に1個の柱穴(SB201)を検出。これでSB200は南北4間、SB201は南北5間になる。

8・18 G 地区全域E面露出。SB327は一まわり小さな柱穴からなる東廂がつき、身舎内の西から3間目に、間仕切りとみられる2個の小柱穴を検出。SB327の東に4個の南北柱穴列検出(SB323)。G 地区遺構検出終了。

8・19 F 地区遺構検出開始。北部で、SB200およびSB201の南側柱列、各3間分を検出。

8・21 SB200の南に梁間2間の東西棟建物(SB314)を検出。東側柱列検出でSB323は3×2間南北棟であることを確認。中央西よりに、方約7mの土壌を発見。土壌中央にはほぼ方2mの黒色泥土がある。井戸か(SE311)。その南に、F・G 地区にわたる梁間2間の東西棟建物(SB321)を検出。

8・22 SE311の掘りかた全周を検出。

8・23 F 地区北端で、SB200の東妻を確認。7×4間東西棟、4面廂付の建物である。

8・24 SB201の東妻を追求し、桁行7間となる。この建物は7×5間東西棟で、南北に廂が付き、さらに南面には孫廂のつく大規模なものになる。SB314は5×2間東西棟建物である。あらたにSB200・SB201東南部と重複して東西にならぶ3個の柱穴を検出(SB317)。柱穴の重複状態では、最も古いものである。SB314の東に南北柱穴列を検出(SA304)。

8・25 前日検出したSA304は、F 地区を南北に通じ、北部でSB317の柱穴と重複し、SA304が新しい。F 地区南部で、東西の石敷溝を検出。一部では石敷はないが、同一線にくぼんだ溝状遺構がF 地区全域にある。6ABO 区西半部のものと連なるらしい(SD130)。

8・26 SE311の東南に、3×3間の建物2棟を検出(SB307・SB308)。

8・28 SB317は桁行7間の東西棟になる。その東端と重複して、北にのびる梁間2間の建物を検出(SB299)。SB317が古い。SB299の南で東西3間分の柱穴列を検出(SB293北妻)。その東端柱穴と重複して南北柱穴列を検出(SB285)。SB285が新しい。南東部で、東西の4個の柱穴列を検出(SB293南妻)。

8・29 昨日検出した南と北の東西3間分の柱穴列は側柱列を検出して、7×3間南北棟建物の南北の妻であることが判明(SB293)。F 地区遺構検出終了。

8・30 D 地区遺構検出開始。SB285は5×3間南北棟建物で、東に廂がつく。SD130の石敷溝は、中央付近で石敷が終り、その東は素掘りの溝になり、その中にヒノキの種を埋めこんであつた。暗渠になるのか。

9・1 東南部で、SD130の南に5×2間東西棟建物を検出(SB268)。この建物とSD130とに重複

II 調査経過

して、南北にならぶ2個の柱穴を検出(SB269)。

9・2 南辺で検出した東西方向の溝(SD267)およびSD130を東へ追求。

9・4 中央付近で、東西約6m、南北約5mの土壙を検出。井戸か(SE272)。

9・5 SE272より東は地山が下がり、この傾斜を褐色土で埋めたてている。SE272の北に、東西方向の柱穴列を検出。

9・6 昨日検出した柱穴列は、南北2列となる(SB273南廂)。

9・7 東北部で、東西にならぶ4個の柱穴を検出(SB273北側柱列)。

9・8 SB273は、南廂のつく5×3間東西棟建物である。F・G地区南部のSB321は東西7間である。

9・9 遺構検出終了。清掃・排水作業。

9・10～11 写真撮影。

9・12～13 実測準備。6ABO-E地区耕土・床土除去。

9・14～15 実測。

9・16 第2室戸台風来襲。事務所・倉庫の被害大。

9・17～19 台風による被害箇所修理のため発掘調査中止。

9・20 実測再開。

9・22～26 実測。

9・22 F地区のSE311の掘りさげ開始。

9・23 井戸の掘りかた中央の黒色泥土中から、先端を宝珠形につくり出した木材や瓦器が出土。井戸枠は残っていないが、中世の野井戸か。

9・25 SE311井戸枠検出。井戸枠は2重になっており、内枠内で多量の遺物を発見。

9・26 遺物取上げ。多量の土器・木製品その他と共に木簡1点、隆平永宝1枚を検出。D地区のSE272の掘りさげ開始。

9・27 SE311の遺物をとりあげると、内枠下には凝灰岩切石を並べており、さらに下は泥土となつている。外枠は古いもので、それを改造したのが内枠の井戸らしい。内枠引き上げ。外枠内部を掘り下げる。2段分検出(SE311A)。

9・28 SE311Aの底には一面に礫を敷いておりその上面から木簡断片1点、人形1点、万年通宝・神功開宝各3枚と土器・木器・金属器などを検出。SE272の井戸枠2段分を検出。

9・29 SE311A井戸枠材引き上げ。実測・写真撮影。SE272は4段分を検出。

9・30 SE272の底に達する。底部50cmほどの堆積泥土中から、土器・木器などと共に、鎌と承和昌宝1枚が出土。

10・1 SE272の井戸底の礫を取除くと、下に土器片を含んだ礫層があり、この礫層は井戸枠外にまで広がっている。先行する井戸があつて、検出したのはそれを改造したものだろうか。最下段の井戸枠が上3段より厚く大きいことも興味深い。

10・2 SE272井戸枠引き上げ。最下段井戸枠には納穴が二重にある。枠材実測・写真撮影。

10・5～20 埋めもどし。

10・24 作業員ストライキ突入。

10・26 ストライキ解決。埋めもどし再開。

2・10 埋めもどし完了。調査終了。

6ABN-K地区

7・28～31 K地区西半部耕土除去。地区設定。

8・1 床土除去。

8・2 地山面まで掘りさげる。遺構なし。

8・3 K地区の東畦にそつて、幅3mの南北トレンチをいれる。

8・4 東トレンチを地山面まで掘りさげたが、遺構なし。

8・5 清掃作業。写真撮影。

8・7 実測。

8・21 埋めもどし。調査終了。

第8次発掘調査 昭和37年2月～5月

6ABO-A・B・C地区

2・10～16 耕土除去。地区設定。

2・17～28 床土除去。

3・1 床土除去の段階で、各所に柱穴や溝の存在が認められたが判然とせず、A地区から地山面上で、遺構を探索することとする。A地区東部では、床土直下が地山面である。東端で南北方向に平行に走る溝2条を検出。溝の間は約3mで地山は高く残っている。築地跡か(SA350)。北端で東西に走る溝を検出。第4次調査で検出した溝SD126の延長部らしい。

3・2 SD126を西へ追求。東部で4×2間東西棟建物(SB349)を検出。柱穴はいずれも浅く、中に数個の玉石を入れたものがあり、礎石を用いた建物らしい。

3・4 中央部で、SD126の南に東西に並ぶ2列の柱穴列7間分を検出(SB364北廂)。

3・5 SB364は東西9間であることを確認。この西妻の西に南北方向の石敷(SD400)がある。中央西よりで南北に並ぶ3個の柱穴を検出。SA304の延長部らしい。その西に柱穴1個がある。(SB213東北隅柱)。

3・7 SB212の北側柱列と、これに重複するSB213の北側柱列、各々6間分を検出。いずれも7×2間東西棟建物であることが判明。

3・8 B地区遺構検出開始。西部で、SB212・213の南側柱列5間分を検出。それと重複して、梁間3間の東西棟建物を検出(SB413)。柱穴の重複状態ではこの建物が最も新しい。

3・9 SB413の東妻を検出し、桁行5間となる。南廂の柱穴では自然石の礎石のあるものが3個ある。いずれも柱穴は礎石よりも深い。SA304を3間分検出。SD400の石敷はB地区南辺で終る。A地区で北廂を検出したSB364の西南部を

検出。9×4 間東西棟南北廂つきの建物である。

3・10 SB364 を東に追求。この建物の西第3 間目より東の地域は地山がさがり、この傾斜部を褐色土で埋めたてている。遺構はこの盛土上で検出される。

3・12 SB364 の東妻、SA350 の南延長部確認。

3・13 C 地区遺構検出開始。C 地区東部も地山が低く、それを埋めた褐色盛土上に、南北方向に4 個の柱穴(SB341 東側柱列)を検出。

3・14 C 地区中央東よりに、9×3 間南北棟建物(SB371)と、その東西で、南北方向に4 個の柱穴と3 個の柱穴(SB370 側柱列)を検出。

3・16 昨日検出した2 列の南北方向の柱穴列は7×2 間南北棟建物の側柱列となる(SB370)。SB370 の西側柱列以西は地山が高くなる。C 地区北部で東西に走る溝を検出。SD141 の東の延長らしい。SB370 の西に、梁行2 間の南北棟建物5 間分を検出(SB299)。SB299 と重複して、SB317 の東妻を検出。梁行4 間である。

3・17 SA304 を4 間分検出。SB200、SB201 の東妻を検出。

3・19 SD141、SB200、SB201 を西に追求。SB317 の西妻を検出。7×4 間東西棟建物で、4 面に廂がつく。C 地区西よりの部分は、第5 次調査で検出したC・D の両面が続いているのを認める。

3・20 遺構検出ほぼ完了。清掃開始。

3・21 清掃。

3・22 清掃。B・C 地区東部の盛土上で柱穴を検出。2 棟の東西棟建物(SB340・SB341)となるらしい。

3・23 清掃・排水作業。

3・24~25 写真撮影。

3・26~27 実測準備。

3・28~4・1 実測。

4・4 E 地区地区設定。遺構検出開始。

4・6 E 地区北よりに、約2m の間において東西方向の2 条の溝がある。溝の間は礫を含んだ黄褐色土がやや高く残っており、築地かと思われる(SA436)。

4・7 黄褐色砂質土上に、ほぼ1m 大の礎石を2 個東西に7.5m おいて検出。南側の溝は深く、遺物がかかり多い。

4・10 遺構検出終る。清掃。

4・11 写真撮影。実測準備。

4・12 実測終了。

4・5~5・14 埋めもどし、調査終了。

第11次発掘調査 昭和38年2月~5月

6ABB-D・E 地区

2・19~20 E 地区耕土除去。地区設定。

2・21~23 床土除去。

2・25 西の床土直下は一帯にバラス面となる。

2・26 東にバラス面を追求。南で東西の溝を検出(SD573)。

2・27 東で南北方向の溝を検出(SD572)。バラス面は、この溝の西岸まで続き、東岸以東ではなく、地山が高くなっている。

3・1~2 SD572 を掘り下げる。

3・4 バラスを除去し、地山面上で遺構追求。地山面低し。

3・5 西北隅で東南に走る溝 SD337 を検出。

3・7 東北部で市庭古墳(SX500)の周濠外堤西南入隅を検出。

3・8 古墳周濠掘り下げ。外堤内斜面の葺石の残存良好。

3・9 写真撮影。

3・28~4.4 実測。

4・5~4.15 埋めもどし。

4・16 D 地区東端に幅8m の南北トレンチ、北端・中央・南端に幅3m の東西トレンチを各々入れる。

4・17~20 南北トレンチで溝 SD572 と SX500 の周濠西岸を検出。

4・21 北の東西トレンチで土塁 SA350 検出。

4・22 中央・南の東西トレンチでは遺構なし。

4・23 写真撮影・実測開始。

4・24 実測終了。

4・26~5・3 埋めもどし。調査終了。

Ⅲ 遺 跡

1 遺跡の概観

6ABO 区の東半部から検出した主な遺構は、建物30棟・柵および築地8条・溝7条・井戸2個所・土壌などである。遺構の主体は掘立柱の建物で、多様な規模のものが幾重にも重複している。これは同一地域に時期を異にして造営が行われているためであり、このことは当地区のみの特色ではなく、その後の調査でも認められる傾向であつて、宮内全域に共通している。

6ABO 区の周囲や建物群の間には、柵や築地が発見されている。周囲を限るものには、6ABO 区と 6ABB 区の境界付近を南北に走る築地や 6ABO 区南部を東西に走るそれがある。前者は数時期にわたつて同一位置を占めているのに、後者は時期によつてわずかつつ移動している。これらの存在は、6ABO 区がまとまつた一つの地域を構成するものであることを示している。6ABO 区内を分割するものには、南北に走る数条の柵があり、さらに小区域にわたる小規模な柵が数条発見されている。

遺構の主な特色

溝には、宮造営以前の旧地形によるものもあるが、6ABO 区の北辺と南辺を東西に走る溝はいずれも境界に関係するものと考えられる。他に建物の雨落溝とみられるものもある。

井戸は 6ABO 区で3個所発見しており、東半部に2個所ある。いずれも長方形の板材を井籠に組んだ大形のものである。この井戸は、いずれも改造され、2時期以上にわたつて使用されたことはほぼ確実である。位置からみると、建物と関連して配置されたようである。

土壌は塵芥や廃材を処理するためのものが主で、とくに 6ABO-B・C 地区の木筒を出土した SK219 は遺構の性格や年代決定の指針になつた。

造営前の地形は、地山が 6ABO 区中央付近から東へむかつて傾斜し、東端ちかくでは急勾配にさがる。西半部でも西にさがる傾向にある。現地形は中央部にあつた尾根を削平して整地した様相を示している。現在残る地山面の比高差は中央と両端では約 1m ほどである。地山面で発見した遺構は、SD141・337・338 と SX500 で、いずれも宮造営前のものである。

造営前の地形

地山面上の盛土層は、大別すると3層に分かれ、それぞれ下から第Ⅰ期・第Ⅱ期・第Ⅲ期盛土層と名付けた (Fig. 2)。第Ⅰ期盛土層は、B・I地区中央から G・J 地区の中央にかけて盛られた厚さ 5~10cm ほどの黄褐色の地山に似た土層で、このときに同時に東の地山のさがりを埋め立てている。これらはいずれも 6ABO 区内の最下の整地層である。中央部と東部での盛土上面比高差は約 30cm 強である。出土層位からこの期に属すると判定できる遺構は、SB205・317、SD126A である。*

3期の盛土層

第Ⅱ期盛土層は、バラス混りの褐色土で厚さ 20cm ほどあり、A~D 地区東端と J 地区南端をのぞくほぼ全域をおおい、別にあげる遺構以外はほとんどがこの盛土上に造営されている。

* 造営前の地形と盛土の過程については、『平城宮報告Ⅱ』第Ⅳ章第1節で述べた。

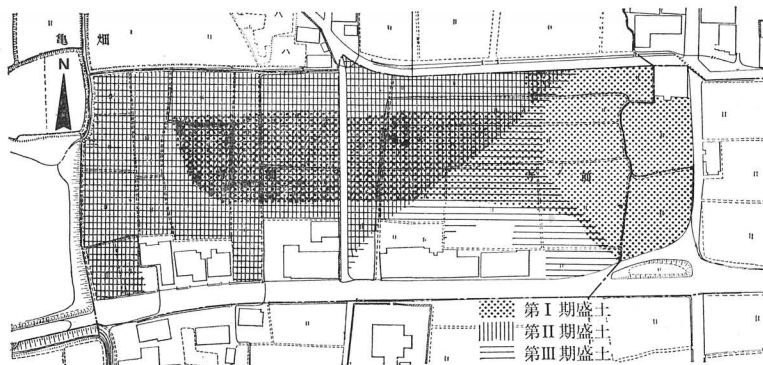


Fig. 2 各造営期の盛土分布図

とくに、この期の盛土上では建物が重複しており、造営期は3小期にわけられる。

第Ⅲ期盛土層は厚さ 10 cm ほどで、少量の土器・瓦片をふくむ粘質土である。J 地区南部から B・C 地区中央部にかけて顕著だが、その他では耕作によつて削去されたところも多い。出土層位から第Ⅲ期と判定できる遺構は、SB236・246, SK234・238 などである。

遺構の時期判別には出土層位によるほかにいくつかの手懸りがある。

柱穴の重複 同一層上で造営された遺構では、柱穴相互の重複関係から時期の前後を決定できるものとして次のものがある。SB205・206・209・211・327 の一群, SB200・201・299・314・317・SA304 の一群, SB 212・213・413 の一群, SB285 と 293などである。

配置の計画性 また、遺構の配置に柱通りを揃えるような計画性が認められることから、SB200・212・299・370 を同時期とし、SB201・206・209・213・364・293 を別の一群とすることが考えられ、SB327・321・314・285・273・211 の群と SB268・340・348 の群では、いずれも建物の間隔距離が10尺の倍数になり、柱間寸法にも共通性があることなどから、各々同時期のものと推定される。

以上のような状況と 6ABO 区西半部の知見を総合して、考察で述べるような第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期と、さらに第Ⅱ期を3小期にわかち編年ができたのである。

2 遺 構

記述の方針 6ABO 区東半部のうち、A・B・C 地区の西端部と I・J 地区の遺構は、すでに『平城宮報告Ⅱ』で記述したので、省略する。ただし、一部の遺構では前回の報告を補足改訂する必要が生じたので、それらはふたたびとりあげることにした。

遺構は番号順に説明し、必要に応じて遺構相互の関係にもふれる。

SD 126 (PLAN 5・7, PL. 22・26)

A・I 地区を東から西に流れる素掘りの溝で、『平城宮報告Ⅱ』で記述した溝の東延長部にあたる。幅 1~2 m・深さ 0.5 m 前後であり、東に進むにしたがって北に偏っている。『平城宮報告Ⅱ』p. 41・42

SD 130 (PLAN 6・8・9・11, PL. 13・14・28)

西半部で検出した東西方向の小石敷の溝の東延長部で、J・F・D 地区を通り、6ABB-E地区におよんでいる。F 地区中央西よりでは、小石敷が失われている。D 地区中央付近で、長さ

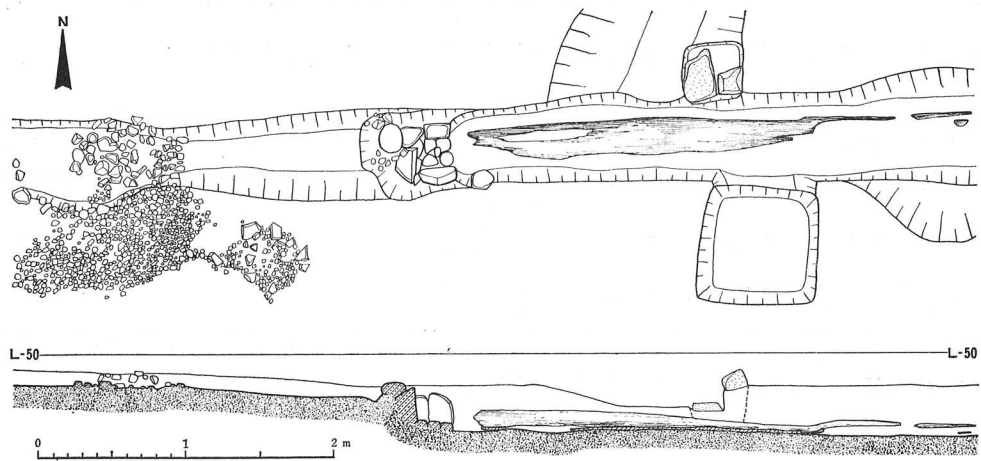


Fig. 3 SD130 石敷・木樋接続部

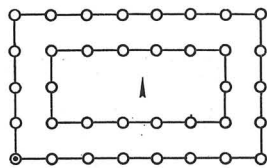
30 cm・幅 20 cm ほどの玉石を立てて組合せた段を設け、底を 30 cm ほどさげている。これより東は木樋を埋設している (Fig. 3)。木樋の部分は暗渠らしい。木樋の下から SB269 の柱穴を検出し、SD130 がおくれることがわかった。この付近で、SE272 付近から始まる SD271 が合流している。6ABB-E 地区では、SA350 と重複するが、旧地表面が削平されているので、前後関係は不明である。また、SD130 の西端も不明である。検出した部分の総延長は 200 m に達する。『平城宮報告Ⅰ』p. 41

南を限る溝

SD 141 (PLAN 4・6・8, PL. 20・21)

西半部から続き I・C 地区を東西に走る幅 1 m・深さ 0.3 m の素掘りの溝で、現存部総延長は 120 m である。盛土との関係や溝内の様相は西半部と同じである。『平城宮報告Ⅰ』p. 40

SB 200 (PLAN 6, PL. 6・20・21)



C・F・G 地区にまたがって検出した東西棟 7 間×4 間 4 面廂付の建物で、すでに報告したものだが、検討の結果、東西 19.30 m・南北 11.28 m で、柱間は、桁行中央間 3 間は各 2.67 m (9 尺)、その他の間は 2.82 m (9.5 尺)、梁行では 2.82 m (9.5 尺) 等間と判明した。*『平城宮報告Ⅰ』p. 42

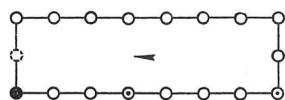
4 面廂建物

た。*『平城宮報告Ⅰ』p. 42

SA 204 (PLAN 4, PL. 8)

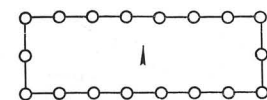
C・G 地区にわたる南北 10 間 (30 m) の柵で、柱穴は方 0.4 m・深さ 0.2 m ほどで小さい。SB206・209 と SB201 の間を画するものようである。

SB 205 (PLAN 4, PL. 8)



B・C・G 地区にまたがって検出した南北棟 7 間×2 間の建物で、前回の報告後検討した結果、東西 20.43 m・南北 5.92 m で、柱間は、桁行では南端 2 間が 2.81 m (9.5 尺)、他は 2.96 m (10 尺) で、梁行は 2.96 m (10 尺) 等間とみられる。SB317 との中心間距離は 38.60 m (130 尺) である。『平城宮報告Ⅰ』p. 40

SB 212 (PLAN 5, PL. 22)



A・B 地区西部で SB200 の北 14.85 m (50 尺) にある東西棟 7 間×2 間の建物である。前回の報告後の検討で、東西 18.90 m・南北

* 模式図凡例 ●柱根 ○柱痕跡 ◯柱抜取痕跡 ○柱穴のみ ■礎石 □礎石痕跡 ……推定 ▲は北をしめす。

6.00 m で、柱間は桁行では 2.70 m (9尺) 等間、梁行では 3.00 m (10尺) 等間と判明した。柱穴は方 0.8 m・深さ 0.8 m ほどのやや小形のものである。『平城宮報告 I』 p. 42

SA 233 (PLAN 4, PL. 8)

東西分割の
柵

I 地区東よりで検出した南北方向の柵の南延長部を G 地区で見出した。検出部分の総延長は南北19間 (56.7 m) である。南端は民家の下に入つて未確認であり、北の 6ABN-M 地区にはなかつたから、6ABO 区の北の現在の道路付近で終るのであろう。『平城宮報告 I』 p. 47

SD 267 (PLAN 5・8・9, PL. 10・12)

D・F 地区南部を東西に走る素掘りの溝で、F 地区西半では、幅 4 m・深さ 0.8 m と広いが、中央付近で狭くなり、それより東では幅 0.8 m・深さ 0.3 m ほどである。

SB 268 (PLAN 9, PL. 12)

D 地区南東部にある東西棟 3 間 (8.46m)×2 間 (4.75m) の建物で、柱穴は方 0.9 m・深さ 0.7 m ほどである。柱間は、桁行 2.82 m (9.5尺) 等間、梁行 2.38m (8尺) 等間である。

SB 269 (PLAN 9, PL. 12)

D 地区南東部にある南北の 2 柱穴からなる建造物で、柱間は 4.46 m である。柱穴は方 1.2 m・深さ 0.7 m で、径 36 cm の柱根を残していた。柱根の上を SD130 の木樋が通っていた。棟門のようなものが考えられるが、この南北に塀あるいは柵を検出していない。

SA 270 (PLAN 9, PL. 12)

D 地区南東部にある東西 4 間 (5.4 m) の柱穴列で、柱穴は方 0.4 m・深さ 0.3 m と小さい。SD 271 (PLAN 9, PL. 11)

D 地区の SE272 の掘りかた付近から始まる浅い溝で、東へ 3 m ほどいつて南へ曲がる。SE 272 B (PLAN 9・12, PL. 11・12・18, Fig. 4)

東の井戸

D 地区中央付近で検出した井戸である。上部で東西 6 m・南北 5 m、下部で方 3 m とする深さ 3.7 m ほどの土壌を掘り、なかに長方形の檜板材を内法 1.8 m の井籠組にして重ねた井戸枠をすえたものである。井戸枠は、下部 4 段分が残存しており、その上部 3 段の材は長さ 2.07 m・幅 0.30 m・厚さ 0.07 m であるが、最下 1 段は長さ 2.13 m・幅 0.36 m・厚さ 0.09 m と広く厚い。この材の両端を凹形にしたものと凸形に造り出したものを仕口として組合せ、材の上下両面に 2 箇所づつ目違の太枘を設けて枠を重ねている (Fig. 4)。最下段の枠材の上下面には、使用していない枘穴が各 2 箇所別々にあり、太枘が残っていたものもあつた。この使用していない枘穴の間隔は広く、材も大形だから、この井戸より大きな前身井戸 (SE272 A) から

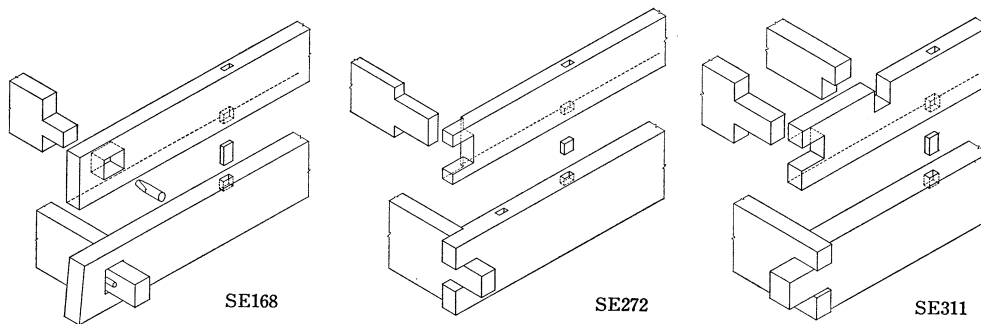
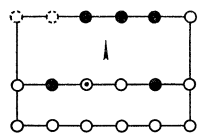


Fig. 4 井戸枠の組手仕口

の転用材であるとおもわれる。なお、上部の抜きとり穴には、井戸杵材の断片や径 0.2~0.3m ほどの玉石が数十個おちこんでいた。

前身井戸の
存在

SB 273 (PLAN 9, PL. 11・12)

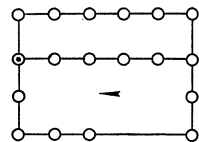


D 地区にある東西棟 5 間 (13.37 m) × 2 間 (8.61 m) 南廂付の建物である。この付近は厚い盛土層上に造営がなされていて、遺構の検出は困難であり、建物としてのまとまった柱穴のすべては検出できなかった。柱間は、桁行 2.67 m (9 尺) 等間、梁行は身舎で 5.35 m (18 尺)、廂で 3.27 m (11 尺) である。柱穴は方 0.9 m ・ 深さ 0.5 m ほどで、一部に径 0.3 m ほどの柱根を残していた。

SA 282 (PLAN 9, PL. 11)

D 地区中央部にある南北の柵で、全長 6 間 (9.8 m)、柱穴は径 0.4 m ・ 深さ 0.2 m である。

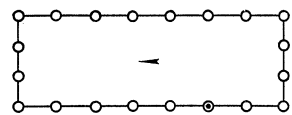
SB 285 (PLAN 8, PL. 11)



D・F 地区にまたがって検出した南北棟 5 間 (13.37 m) × 3 間 (9.50 m) 東廂付の建物で、柱間は、桁行 2.67 m (9 尺) 等間、梁行身舎 2.97 m (10 尺) 等間、廂 3.55 m (12 尺) である。柱穴は、身舎では方 1.2 m ・ 深さ 0.7 m、廂では方 1.0 m ・ 深さ 0.4 m と、廂がやや小さい。柱抜き穴から凝灰岩片や磚を出したものがあつた。西側柱列の南第 2 と 3 の柱穴はなく、この部分の柱を省いた特殊な構造の建物である。SB293 の柱穴と重複して、後のものであることがわかる。

側柱をはぶ
いた建物

SB 293 (PLAN 8, PL. 7・10)



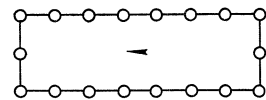
F 地区東部の南北棟 7 間 (20.80 m) × 3 間 (7.13 m) の建物で、身舎梁間は 3 間ある。柱間は桁行で 2.97 m (10 尺) 等間、梁行は 2.38 m (8 尺) 等間である。柱穴は方 1 m ・ 深さ 0.5 m ほどである。内部の北東隅よりに、小建造物 SB297 が納まっている。

身舎梁間 3
間建物

SB 297 (PLAN 8・9, PL. 7)

南北 3 間 (4.4 m) 東西 3 間 (4.0 m) の小建造物で、柱穴は径 0.7 m ・ 深さ 0.2 m ほどの浅いものである。建物内部に付属する収納設備などに関するものであろうか。

SB 299 (PLAN 8, PL. 23)



C・F 地区にまたがって検出した南北棟 7 間 (18.71 m) × 2 間 (5.94 m) の建物で、柱間は、桁行 2.67 m (9 尺) 等間、梁行 2.97 m (10 尺) 等間である。柱穴は方 0.9 m ・ 深さ 0.6 m ほどである。内部に付属する SB300・389 がある。SB370 との間隔は 4.46 m (15 尺) で、南妻柱列は SB370 南妻・SB200 南側柱列と同一線上にある。西側柱列の西 1.8 m に幅 0.6 m の小石敷が 3 m 分ほど残存しているが、雨落溝であろう。

雨落溝

SB 300 (PLAN 8)

SB299 の南端内にある東西 4 m ・ 南北 1.6 m の小構造物で、柱穴は径 0.6 m ・ 深さ 0.2 m ほどである。東西両側は SB389 と揃っており、SB299 の一連の付設物であろう。

SA 301 (PLAN 8, PL. 10)

F 地区南部の南北小柱列で、3 間 (5.05 m) ある。柱穴は 0.3 m ・ 深さ 0.2 m と小さい。北端は SD130 に接してとまり、SD130 の北に想定される築地にとりついたものならば、第Ⅱ-1 期のものになる。

SB 302 (PLAN 6・8)

F 地区中央付近にある東西3間(3.3m)×南北2間(4.2m)の小建物で、柱穴は径0.5m・深さ0.3mほどである。

SA 304 (PLAN 5・6, PL. 9・10・21・26)

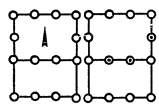
東半部中央
の柵

A・B・C・F 地区を南北に通る長い柵で、検出したのは22間(65.8m)あり、南北端は未確認である。柱穴は方0.8m・深さ0.6mある。柱間は2.99m(10尺)等間であるが、南第12柱間を3.89m(13尺)にひろげ、その南北の間を2.54m(8.5尺)に縮めたところがある。この部分はC地区西部のSA202・203の間の道路状部分の東延長上にあたり、柵の途中に開口部があつたとみられる。

SA 306 (PLAN 6, PL. 10)

F 地区南部の小柱穴列で、東西4間(6m)である。柱穴は径0.3m・深さ0.25mと小さい。

SB 307・308 (PLAN 6, PL. 10)



F 地区南部で検出した東西棟3間×3間南廂付の2棟の建物である。類似した平面を持ち、SB307は4.50m×6.45m、308は4.90m×6.54mとわずかにちがう。柱穴は径0.4m・深さ0.3mほどである。梁行寸法にわずかなちがいがあり、連続した1棟の建物にはならない。また、間隔も1.2mと近く、同時に存在したとすると、屋根の妻が重なる。おそらく、隣接敷地に造りかえたものであろう。

SK 310 (PLAN 6, PL. 6・10)

F 地区中央部の土壌で、東西5m・南北4m・深さ0.2mほどの不整楕円形のもので、なかに方1.5m・深さ0.4mほどの掘りかたがある。

SE 311 A (PLAN 6・13, PL. 6・15~17, Fig. 4)

中央の井戸

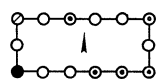
F 地区西よりにある井戸で、方7m・深さ4mほどの土壌を掘り、なかに長さ2.6m・幅0.36m・厚さ0.09mほどの檜板材を、内法2.25mの井籠組にして重ねて井戸枠としている。枠は下2段が残存していた。枠外隅に径0.05m・長さ1.0mの杭を打ちこんでいた。井戸底には礫を敷いており、その上面で、万年通宝・神功開宝その他の遺物を発見した。

SE 311 B (PLAN 7・13, PL. 6・15~17, Fig. 4)

改造した井戸

SE311Aは一度放棄され、泥土の堆積するままの状態にあつた。その下2段の枠を残して上部を撤去し、下1段の上面までの泥土をさらえ、その上にひとまわり小形の井戸を組み、再び用いている。組みなおしには、東と北はA井戸内に凝灰岩切石をならべ、その上に長さ2.1m・幅0.23m・厚さ0.09mの材をおいて、A井戸枠に渡りあごに組みこんでおり、南は長さ2.2m・幅0.27m・厚さ0.09mの材をA井戸枠外からあてて枠とし、西はA井戸枠上に凝灰岩切石片をならべて、東・北の枠の上面にそろうようにしている。内法はほぼ方1.9mである。南の材には、長さ0.15mと0.1mの角釘を釘彫りして打ちこんでいる。転用材であろう。このB井戸のなかには、隆平永宝・木筒などを含む多量の遺物と植物遺体が埋没していた。

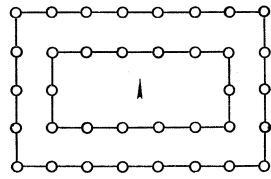
SB 314 (PLAN 6, PL. 6・9)



F 地区にある東西棟5間(10.65m)×2間(4.24m)の建物である。柱間は桁行・梁行ともに2.13m(7尺)等間である。柱穴は方1.2m・深さ0.5mほどで、径0.3mほどの柱痕跡と柱根を残すものがあり、また多数の凝灰岩切石片を柱穴底部

に敷いたような状態で検出したものがある。SB327・285 などと北側柱列が同一線上にあり、同時造営とみられる。

SB 317 (PLAN 6・8, PL. 20・21)



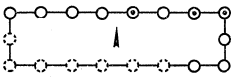
C・F 地区にまたがる東西棟 7 間 (19.16 m) × 4 間 (12.18 m) 4 面廂付の建物である。柱間は、桁行中央 3 間が 2.82 m (9.5 尺), 他は 2.67 m (9 尺) で、梁行では身舎 2.97 m (10 尺) 等間、廂は 3.12 m (10.5 尺) となる。したがって、4 隅の間が正方形にならない。柱穴は方 1.2 m ・ 深さ 0.8 m ほどである。SB200・201 と西端で重複し掘りとられた柱穴もある。

4 面廂付建物

SB 320 (PLAN 6)

F 地区西南隅にある東西 2 個の柱穴で、建物の東北隅とおもわれる。柱間 2.97 m, 柱穴方 0.9 m ・ 深さ 0.7 m ほどである。南は SD267 で破壊され、西は民家の下になる。

SB 321 (PLAN 4・6, PL. 5)



F・G 地区南端にある東西棟 7 間 (16.57 m) × 2 間 (4.14 m) の建物である。柱間は桁行 2.37 m (8 尺) 等間、梁行 2.07 m (7 尺) 等間で、柱穴は方 0.8 m ・ 深さ 0.7 m である。南側・西妻柱列の大部分は民家の下になり、未発掘である。

SA 322 (PLAN 6, PL. 6)

F 地区西辺に近く南北に走る柵で、10 間 (16.4 m) がある。柱間は 1.64 m (5.5 尺) ほどで、柱穴は径 0.4 m ・ 深さ 0.15 m ほどである。

SB 323 (PLAN 6, PL. 6)

F・G 地区にまたがる南北棟 3 間 (5.34 m) × 2 間 (4.16 m) の小建物で、柱穴も径 0.5 m ・ 深さ 0.2 m と小さい。

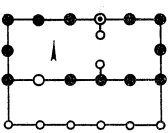
SB 324 (PLAN 4・6)

G 地区東南隅にある方 1 間の小建物である。南北は 2.67 m 東西は 3.12 m で、柱穴は径 0.5 m ・ 深さ 0.2 m と小さい。

SK 326 (PLAN 4)

G 地区にある東西 2.3 m ・ 南北 1.9 m ・ 深さ 0.5 m の土壇で、少量の土器が出土している。

SB 327 (PLAN 4, PL. 8・9)



G 地区にある東西棟 5 間 × 3 間南廂付の建物である。この建物では柱根の残存状態が良好で、桁行柱間寸法実測値は Tab.1 のようになり、梁行は北第 1 間が 2.397 m, 第 2 間が 2.400 m であり、廂の間は柱根が残存しないが 3.58 m ほどである。柱穴は、身舎のものが方 1.1 m ・ 深さ 0.9 m ほどで、南廂のものは方 0.8 m ・ 深さ 0.3 m と小さい。身舎内の東第 3 柱位置に方立柱とみられる方 0.7 m ・ 深さ 0.2 m ほどの穴が 2 個あり、ここで東西に分割されていたとみられる。東妻の東 2.54 m (8.5 尺) に径 0.5 m ・ 深さ 0.2 m ほどの南北小柱穴列があり、縁あるいは東廂がつくのかと考えられる。

保存のよい柱根

SA 332 (PLAN 4, PL. 8)

G 地区南部にある東西 4 間 (7.5 m) の柱穴列で、柱穴は方 0.4 m ・ 深さ 0.2 m ほどである。

柱 間	W 1-2	2-3	3-4	4-5	5-6 E
北側柱間寸法	2.389	2.368	4.734		2.270
南入側柱間寸法	4.822		2.400	2.350	2.360

Tab. 1 SB 327 桁行柱間寸法実測値 単位 m

SK 335 (PLAN 4, PL. 7・8)

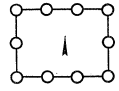
G 地区西部を南北にのびる幅約 3m・深さ 0.2m の溝状の土壌で SB206 をおおつている。

SD 337・338 (PLAN 7・9~11, PL. 26・27・29)

造営前の溝

6ABO 区の東端を西北から東南へ走る溝で、前者は幅 3~5m・深さ 1m、後者は幅 2m・深さ 0.3m ほどある。この溝と付近の低地を埋めて整地し、その上に造営がなされている。

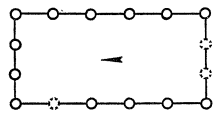
SB 340 (PLAN 7・11, PL. 27)



C 地区東端にある東西棟 3 間 (7.13m)×2 間 (5.05m) の建物である。桁行柱間は 2.38m (8 尺) 等間だが、梁行は北の間が 2.67m (9 尺)、南の間が 2.38m (8 尺) になつている。柱穴は方 0.8m・深さ 0.7m ほどである。SB268・273・348 との間隔は、それぞれ 29.75m (100 尺)・10.69m (36 尺)・11.88m (40 尺) となり、同時造営とみられる。

SB 341 (PLAN 10, PL. 27)

身舎梁行 3 間の建物

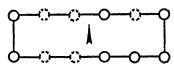


B・C 地区東端にある南北棟 5 間 (15.00m)×3 間 (7.18m) の建物で、身舎梁行が 3 間になつている。柱間は、桁行 3.00m (10 尺) 等間、梁行 2.39m (8 尺) 等間である。柱穴は方 0.8m・深さ 0.5m ほどである。SB348 の柱穴と重複し、先行するものであることがわかる。また、SB364 の南側柱列と北妻柱列が同一線上にある。同一計画によるものであろう。この建物は盛土上に造営され、柱穴の検出は困難で、一部検出できなかつたものがある。

SB 343 (PLAN 10)

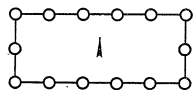
C 地区東端、SB341 のなかで検出した南北 2 個の柱穴からなる構造物である。柱間は約 3m (10 尺) で、柱穴は方 0.8m・深さ 0.3m ほどである。

SB 347 (PLAN 7・10)



B 地区東端にある東西棟 5 間 (11.85m)×1 間 (3.27m) の建物である。柱間は、桁行 2.37m (8 尺) 等間、梁行 3.27m (11 尺) で、柱穴は方 0.7m・深さ 0.3m ほどである。検出できなかつた柱穴も多い。

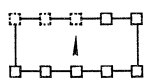
SB 348 (PLAN 7, PL. 27)



B 地区の東端にある東西棟 5 間 (13.35m)×2 間 (5.35m) の建物である。柱間は 2.67m (9 尺) 等間で柱穴は方 1.1m・深さ 0.5m ほどである。

SB 349 (PLAN 7, PL. 27)

礎石の建物

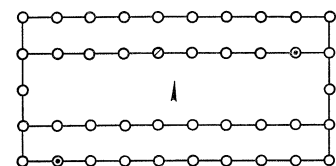


A 地区東端にある東西棟 4 間 (9.51m)×2 間 (4.16m) の建物である。柱間は、桁行では 2.37m (8 尺) 等間、梁行は 2.08m (7 尺) 等間である。柱位置には方 0.9m・深さ 0.1m ほどの浅い掘りかたに礎石の根石が残つているので、掘立柱ではない。掘りかたが浅いため、削平されて痕跡のないものもある。

SA 350 (PLAN 7・10, PL. 27)

6ABO 区の東辺を南北に走る築地。幅 4m で、上部は削平され、南では検出困難である。

SB 364 (PLAN 7, PL. 24・26)



A・B 区にまたがる東西棟 9 間 (24.06m)×4 間 (10.83m) 南北廂付の建物である。柱間は、桁行 2.67m (9 尺) 等間、梁行 2.71m (9 尺) 等間であつて、桁行と梁行の造営尺がち

が見つた可能性がある。柱穴は方 1.1 m・深さ 0.5 m である。内部に SB366・377 が付設されている。南北側柱から約 1.5 m 外にある SD369 と SD374 は雨落溝で、SD400 に接続するものである。雨落溝

SB 366 (PLAN 7, PL. 24・25)

SB364 北廂内にある東西 5 間 (6.24 m)×南北 1 間 (1.49 m) の小構造物である。柱穴は方 0.5 m・深さ 0.15 m ほどである。独立建物でなく、建物内部の付設備物であろう。

SB 370 (PLAN 7・8, PL. 23)

C・D 地区にまたがる南北棟 7 間 (18.71 m)×2 間 (5.94 m) の建物である。柱間は、桁行 2.67 m (9 尺) 等間、梁行 2.97 m (10 尺) 等間である。柱穴は方 0.7 m・深さ 0.4 m ほどで、うち 2 個所の柱穴は検出できなかった。平面は西に並列する SB299 とまったく同一で、柱通りもそろう、同時の計画造営とみられる。東西に並列する建物
内部に SB371 を設備している。西と北をめぐる幅 0.4 m・深さ 0.1 m の素掘りの溝 SD370 がある。雨落溝であろう。

SB 371 (PLAN 8, PL. 23)

SB370 の内部に設けられた南北 9 間 (12 m)×東西 2 間 (3 m) の付設備物である。柱穴は径 0.3 m・深さ 0.2 m ほどである。

SB 375 (PLAN 7, PL. 24)

SB364 の内にある東西 1.5 m・南北 1.35 m の各 1 間の構造物で、SB364 の付設備物であろう。

SB 377 (PLAN 7, PL. 24)

A 地区で SB 364 の内部にある南北 3 間 (3.5 m)×東西 1 間 (1.4 m)、柱穴径 0.45 m の小構造物。SB364 の付設備物かともみられるが、本建物の柱穴 1 個所を中にとりかこんでいる点とは他の場合と状況を異にしており、付設備物と断定するのに疑問がある。

SB 386 (PLAN 7, PL. 24)

A 地区で SB364 の北部に重なる東西棟 5 間 (11.88 m)×2 間 (4.75 m) の建物で、柱間は 2.38 m (8 尺) 等間、柱穴は方 0.75 m・深さ 0.5 m ほどのものが多く、柱痕だけで掘りかたは不明のものがある。

SB 389 (PLAN 7・8, PL. 23)

SB299 内にある南北 3 間 (4 m)×東西 3 間 (3.8 m) の構造物で、柱穴は径 0.8 m・深さ 0.2 m ほどである。西側柱を延長した形で北に一列にならぶ柱穴が 5 個所ある。SB300 とともに SB299 に付設されたものとみられる。

SA 397・399 (PLAN 5)

SA397 は B 地区に、SA399 は A 地区にあり、どちらも小掘立柱を 2 本東西にならべた構造物である。柱間は 1.5 m 強ほどである。SB364 と SB213 のちょうど中央付近で両建物の棟通りに対し南北対称に配置されている点から同時期のものと考えられる。

SD 400 (PLAN 5・7, PL. 26 Fig. 5)

A・B 地区にわたって SB364 の西 2 m を南北に走る幅 1 m ほどの石敷溝。溝の西側の一部に平瓦をならべている。北端は SB364 北

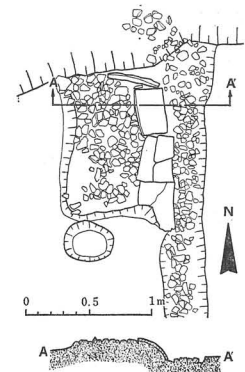


Fig. 5 SD400 北半部

石敷溝

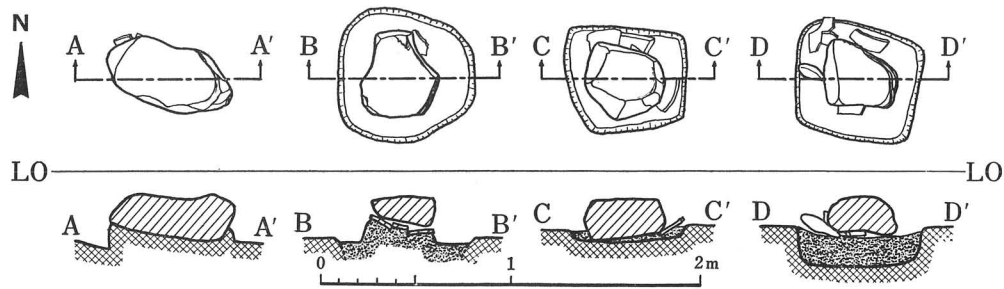


Fig. 6 SB413 礎石

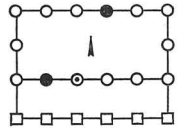
側柱筋の北 1.5 m, 南端も南側柱筋から南 1.5 m までとまっている。SB 364 の雨落設備であろう。

SA 412 (PLAN 5・6, PL. 20・21)

C 地区で SB201 の北 3.4 m を東西に走る小柱列である。全長は 6 間 (16.8 m) あり, 西端の 1 間は 1.8 m (6 尺), 他はすべて 3 m (10 尺) 等間にちかい。中央を SB201 中軸線に合わせている点, SB201 に付属して SB213 との間をへだてる柵である可能性がある。このように考えると, 西方の SA204 も SB206・209 の東にほぼ平行して走り, 南は SB206 の南端近くから始まり, 北はほぼ SA412 の西方延長線上で留まっつていて, SA412・204 は SB201 とこれをとりまく SB206・209・213 の 3 棟を区別するための柵のようなものと考えられる。

SB 413 (PLAN 5, PL. 25 Fig. 6)

掘立柱・礎石混用建物



B 地区で SB212 東端に重なる東西棟 5 間 (11.88 m) × 3 間 (8.52 m) の南廂付の建物である。柱間は, 桁行 2.37 m (8 尺) 等間, 梁行は身舎 2.69 m (9 尺) 等間, 廂は 3.14 m (10.5 尺) となつている。身舎は柱穴が方 1 m ・ 深さ 0.6 m の掘立柱であるが, 廂柱は小礎石 (Fig. 6) をもちいている。残存する身舎の掘立柱根と廂礎石との通りが悪く, 身舎柱と廂柱との間に繫梁がないものかも知れない。棟通り下の西よりに梁位置とはややずれて小柱穴があるが, 東半には残存せず, 板床があつたとは断定できない。

SD 431 (PLAN 5, PL. 22)

A 地区北方から SD126 に合流する幅 1 m ・ 深さ 0.3 m の南北溝である。径 2 m ・ 深さ 0.7 m の SK430 は落口であろう。

SA 436 (PLAN 9・14, PL. 29)

E 地区にある幅 3 m 強の土壇で, 上に礎石 2 と抜穴 1 が東西一直線上に 8.25 m おいて配置されている。壇の高さは 0.3 m ほどで北側に幅 1 m ほどの浅い溝がある。

SX 500 (PLAN 10・11・14, PL. 29)

宮造営で壊
わされた古
墳

宮造営にあつて埋められた前方後円墳の周濠で南西隅の外岸を D 地区で検出した。20 度強の勾配の斜面に葺石があつたとみられるが, 最下の濠底に接する部分の大形玉石列のみ残存していた。この古墳は全長約 260 m ほどと推定され, 現在の平城天皇楊梅陵が後円部にあたる。

SD 572 (PLAN 10・11, PL. 29)

D・E 地区を南北にとおる幅 2~3m ・ 深さ 2 m ほどの溝である。

SD 573 (PLAN 11, PL. 29)

SD 276 の東方部分が幅 2.5 m ほどに拡がつて SD572 に合流する。

IV 遺物

遺物は井戸・土壙・溝・柱抜き取り穴や盛土中から出土し、木簡・瓦埴類・土器類・木製品・金属製品・自然遺物など各種にわたり、数量も多かつた。とくに、SE311 A・B と SE272B からは、保存状態の良好な遺物を多量に発見し、奈良時代末から平安時代初期にかけての遺物の研究の基準になる資料をえた。その他の莫大な遺物の整理は未完了であり、今後の調査にまたねばならない点が多く、ここでは、整理の完了した部分について報告する。

1 木簡

木簡は2点あつて、SE311 から出土している。

木簡42* (PL. 46) 「山 □」

上端を圭頭状に切欠き、上部左右に切込みをいれた付札の断片で、切込み以下は折損している(6039形式)。長さ 2.2 cm・幅 2.7 cm・厚さ 0.5 cm である。墨書は一字「山」とあるのみである。形態から推すと、貢納物等につけた木札であろうか。SE311A 出土。

井戸出土の
木簡

木簡43 (PL. 46) □ 津守貞成 御匣殿七人
(政) □□□□□ (尾藏)

長さ 19.7 cm・幅 1.8 cm・厚さ 0.3 cm あり、下部は折損している。SE311B 出土。片面のみに墨書があるが、保存状態があまり良好でなく、判読に苦しむ文字も少なくない。第1字は残存する墨痕から推せば「政」と読める。その下は2行にわかれ、右は「津守貞成」で、左は5字ほど文字があるが判然としない。おそらくは右行と同様に人名を記したものであろう。「御匣殿七人」以下は折損し、これで完結したものか明らかでない。

第1字を「政」とすると、「マツリゴト」とも訓めるだろうが、何を意味するものか明らかでない。「津守貞成」は『津守系図』に見えている。その部分は次の如くである。

津守貞成

『津守系図』の記載は必ずしも正確とは言い難いが、系図に見える貞成の父和丸は住吉大社神代記末尾に署判している津守宿禰和麻呂のことと考えられる。この署判は延暦8年(789)8月であるから、和麻呂の活躍時期はほぼその前後頃であろう。したがって、その子貞成の活躍時期をほぼ9世紀初頭と推定し、この木簡の年時を平安初頭として誤まりないであろう。木簡の出土した井戸 SE311 B の遺物出土状況とも矛盾しない。

「御匣殿」については、倭名類聚抄によれば、内裏内の殿舎の一つ貞観殿の項に、「謂之御匣殿」とあり、御匣殿は貞観殿の別称と考えられる。西宮記によれば、「御櫛笥殿 在貞観殿中、以上藤女」と記されており、「御匣殿」(御櫛笥殿)は貞観殿中の一部の施設の名称とされている。また禁秘御抄によれば「御匣殿別当」について、「是ハ非女御更衣之儀、只御所中沙汰人也、上古不絶有

御匣殿

* 木簡1~41はさきに報告したSK219出土のものである。

裁縫と御匣殿

之、内蔵寮外御服ナド裁縫所也、後冷泉院御時頼宗公女候、其後絶無其人」とあり、御匣殿は平安時代中期以前では内蔵寮とは別個に貞観殿内の天皇以下の御服を作るところであつた。その別当には上藤女房がなつたというから、後宮の職の一つであるが、後宮職員令にはその名は見えない。職員令集解縫殿寮によると、天皇以下の御服と賞賜に用いる服の裁縫は後宮職員の一つ縫司の管掌するところであつた。このように御匣殿と縫司とは職掌上極めて酷似しており、両者の間には密接な関係を有していたことが考えられる。

延喜春宮坊式鎮魂項に、東宮鎮魂の終つた後、それに用いた「糸綿賜御巫、御衣奉返御匣殿高机収坊」のが規定であつた。御衣を御匣殿に返すということから考えると、御匣殿においては、衣服の裁縫の他にその保管も司つていたことが考えられる。令によれば供御の衣服の保管を司つたのは縫司でなくて蔵司であるが、令集解穴説によれば蔵司が保管するのは天皇以下の供御の衣服のみで、「其人賜料可在縫司」という。

縫殿寮の祭る神の一つとして「御匣殿神」があり(延喜式)、これは御匣殿と裁縫との関係の深さを示すものである。村上天皇の代(946~967)に選述された西宮記により、すでに平安時代初期には御櫛笥殿(御匣殿)別当は上藤女房がなることになつているから、御匣殿は後宮に属していたことは明らかである。したがつて西宮記より溯ること100余年前のものとはいえ、この木簡の「御匣殿七人」を当時縫殿寮に併せられていた旧縫部司の技術者と考えるよりは、後宮に属する女孺と考える方が妥当であろう。強いて推測を廻らすならば、御匣殿と縫司とは本来同一のもので、縫司に属する女孺等が仕事を行う場所を御匣殿と呼んだのであろう。

御匣殿と縫司

養老令によれば、縫殿寮はその隷下には裁縫の技術者を持たず、「勘掌女之縫司所縫」し、或は又後宮に属する「内侍以下十二司之考課」を司つたという。このように縫殿寮は後宮縫司と仕事の上で密接な関係にあつた。大同3年(808)、縫殿寮は縫部司(大蔵省)・采女司(宮内省)・内染司(同)を併せたが、中でも采女司は采女の名帳を管掌するところであり、縫殿寮本来の管掌たる命婦以下の考課と併せて後宮との関係は大同3年以後更に一層深められた。采女司はその4年後の弘仁3年(812)再び縫殿寮から分れ独立することになつた。これは平城上皇が平城宮に居る間のことであるが、采女司を併せていたか否かを別にしても縫殿寮と縫司とは職掌の上で密接な関連を有していたことは明らかである。

津守貞成と「御匣殿七人」との関係については明らかでないが、彼が縫殿寮の官人の一人であり、その職掌上この木簡に併記されたのではないかと考えられる。

2 瓦 埴 類

瓦埴の出土

瓦埴類は、大部分が丸瓦・平瓦・軒丸瓦・軒平瓦であり、その他に若干の鬼瓦・面戸瓦・埴などがある。出土状況は6ABO区西半部と同様で、掘立柱抜きとり穴・溝・井戸などから出土した少量のほかは、大半は調査地全域にわたる整地層からまばらに分散して出土した。また発掘面積や検出した建物の棟数に比して、瓦類の量が少ないことも西半部と同じである。軒瓦は総数458個体で、48型式80種に分類できる。その多くはすでに報告したものであり、ここでは主として新出のもののみをとりあげる。各種軒瓦の出土個体数・相互の比率および各部寸法は別表2・3に示した。

A 軒丸瓦 (PL. 30・31)

24型式36種・総数 207 個体の軒丸瓦があり、このうち新出のものは10型式12種である。

6282は、6281を祖形としたもので、内区主文は線描に近い複弁八弁蓮華文で、外区に小さな珠文と線鋸齒文を配している。この瓦の特徴は、中房の蓮子のうち中央の1個が周囲のものより大きいこと、短い蓮弁の反転がほとんどないこと、内縁と外縁を画する圏線が太いことなどである。また、瓦当裏面の接合部横断面が台形となり、縦断面が鈍角に折れ曲がる点は、この型式に特有のものである。この型式は細部の差異により8種に細分できる。最も多いのはBでGがこれにつぐ。BとGは面径・中房径がほぼ一致し、外区の珠文・線鋸齒文数も同じで、筒部との接手法も類似している。ただGでは、蓮弁がBよりも長く、面径に対する弁区径の比率が58%となつてBの53%よりやや大になる。また、Bの蓮弁はほぼ同一平面上にあるが、Gでは中房から先端へさがつている。瓦当厚指数もBは0.22、Gは0.24で、Gの瓦当がBより厚く作られている。胎土もBは白つばい褐色で砂粒をほとんど含まないが、Gは黄褐色でかなり大きな砂粒を多量に含んでいる。6282のうちで面径が最大のHは1個体のみ出土しており、箔はかなりくずれているようである*。

6282

6131Bは、弁区より隆起した中房に1+8の蓮子を配し、内区に16弁の菊花状単弁、外区に珠文と凸鋸齒文を配した瓦で、内縁と外縁との境には圏線がない。Aでは蓮弁の間に間弁があるが、Bにはない。

その他の軒丸瓦

6227は、径の大きな中房に1+8の蓮子を配し、内縁に2条の圏線をめぐらす点など6225に類似しているが、外縁は素文である。6225を模倣したものであろう。

6281Bは、藤原宮から多数出土している線鋸齒文珠文縁複弁八弁蓮華文軒丸瓦である。文様構成は前回報告したCとよく似ているが、Cの中房が弁区と同一平面上にあつて、1+4+8の蓮子をもつものに対して、Bの中房は弁区より隆起し、1+8+8の蓮子がある。

6284Cは、重弁風の複弁八弁蓮華文を内区主文とするもので、A・Bよりも弁の反転が小さく中房も大きい。6285は6284に似ているが、蓮弁がより長く、蓮子・珠文が小さい。

6308は、線鋸齒文珠文縁複弁八弁蓮華文軒丸瓦で、6311に類似している。中房は弁区より一段高く作られており、6311では同一平面にあるのと違っている。また、蓮弁の反転度・珠文と鋸齒文の数も異なり、外縁も6311より低い斜縁になつている**。

6314は、線鋸齒文珠文縁複弁四弁蓮華文軒丸瓦である。6313と同じく小形であるが、弁は重弁ふうの複弁で、中房に1+5又は6の蓮子を配し、6313とは異なつている。この地区で出土したものではA・Bの2種があり、Aは面径が最大で、中房に1+6の蓮子を配し、蓮弁の反転がかなり強く、弁区が一段もり上がつている。Bは1+5の蓮子を配した中房のまわりに反転のほとんどない蓮弁をもつ平板な瓦である。この軒丸瓦は、小形であること・珠文の形・

小形の軒丸瓦

* 6282のFは、中房や蓮弁では他と同じ状況だが、内縁と外縁を画する圏線が太いものでなく、瓦当裏面の接合部横断面が円形で、縦断面は稜を持たない内彎する曲線となる。6AAO・6AAC区出土の6282Fには、中房の中心にある大きな蓮子の位置に蓮子と同大の孔を瓦当裏面にまで貫通して穿っているものがある。この種の孔のあるのは、現在6282Fにのみ限

られている。

** 6308は、6ABO区では少量だが、6AAO区では多い。そこでは瓦当裏面に布目が残っているもの、瓦当側面に「北」の刻印があるものがかなりある。「北」の刻印は軒平瓦の6663の瓦当側面に押されたものを1例検出している。

胎土などから軒平瓦の6666と組になると考えられる。* 6316B は複弁八弁蓮華文である。

代表的な軒
丸瓦

軒丸瓦で最も多量に出土したのは、西半部と同様に6282で、全体の23%弱をしめている。6133は西半部で6282よりも多数であつたが、東半部では8%弱と意外に少ない。しかし、6ABO区全域では、16%弱となり、6282の24%弱について多い。他の型式がいずれも5%内外の出土量であることを考えると、この2型式が6ABO区を代表する軒丸瓦といえる。

B 軒 平 瓦 (PL. 31・32)

総数 251 個体・24型式44種の軒平瓦があり、新出のものは10型式15種である。

6721

6721は3葉形の中心飾りの左右に5回反転する均整唐草文を内区主文とし、外区に小さな珠文を密に配したもので、曲線顎である。この型式は細部の差異によりA~Hの8種に細分できる。このうちAからGまでは、外区珠文が上・下外区のみ配され、脇区は素文であるが、Hは脇区に3個の珠文が配される。

6561は、5重弧文軒平瓦で、上の2重弧に×の刻み目、4番目の弧に竹管文を加え、下縁は下から指でおさえて波状を呈している。顎は深い段顎である。

6643は、同型式のものが藤原宮から出土しており、向つて右端から左へのびる偏行唐草文を内区主文とし、外区には大きな珠文を密に配している。細部の差違によつて4種に分類できる。いずれも深い段顎を有し、凹面には桶巻作りの桶の跡とみられるたての凹凸が認められる。なお、Cの凹面には、粘土の接ぎ目とみられる横方向の線が数本約10cmの間隔をおいてほぼ平行に走っている。おそらく粘土板ではなく、粘土紐を桶に巻きつけて作つたものであろう。**

6664

6664Gは、下外区と脇区を分つ界点がなく、平瓦凸面の縄叩き目は縦方向である。H・I・Kの唐草はいずれも巻きが深く、凸面の縄叩き目は横方向である。

6667は、花頭形の中心飾りや唐草の形状など6664に似ているが、唐草は6664の3回反転に対し、4回反転している。段顎をもち、平瓦凸面の縄叩き目は縦方向である。

6668は、全体の形は不明だが、6664に似ており、段顎である。しかし、中心飾りの花頭形は6664より扁平で全体に小形である。

6681は、十字形に簡略化された中心飾りの左右に3回反転する均整唐草文を配している。内区主文は6682に似るが、外区は界線となり、曲線顎であつて、6663と同じである。

6688は、6681より簡略化した十字形の中心飾りの左右に3回反転する均整唐草文を配した内区主文の瓦である。しかし、中心飾りから左右にのびる唐草の最初の単位は、右辺では下から上へのびるが、左辺では上から下へとさがつており、左右対称でない。唐草文もかなり硬化している。顎は直線顎である。***

6735は、小さな破片で全体が不明であるが、外区の粗い珠文、内区の唐草文などから、6732のくずれたものとみられ、直線顎に近い曲線顎をもっている。

6779は、破片であるが、内区の唐草文や3個ずつふきよせた外区珠文などからすると、時代

* 6314と6666が一組になることは、6AAO区の調査で統計的にも妥当であることが明らかになった。

** この問題については、『河内船橋遺跡出土遺物の研究』(大阪府文化財調査報告書8昭33)に一部ふれている。平城宮から出土した多量の藤原宮式の瓦には、こ

の種の痕跡をとどめるものがかなり多い。

*** 6AAC区の発掘調査で多量に6688が出土した。その中には段顎のものがあり、それに限つて瓦凸面に斜格子の叩き目があるのが注目される。

の下るものであろう。
顎は曲線顎である。

6791A は、△形の
中心飾りの左右に3
回反転する均整唐草
文があり、外区には
珠文 2~3 個と×印
を交互に配し、直線
顎に近い曲線顎にな
っている。

軒平瓦で最も多い
のは6664で、29%強
をしめている。6A
BO 区全体でも24%
強となつて、最も多

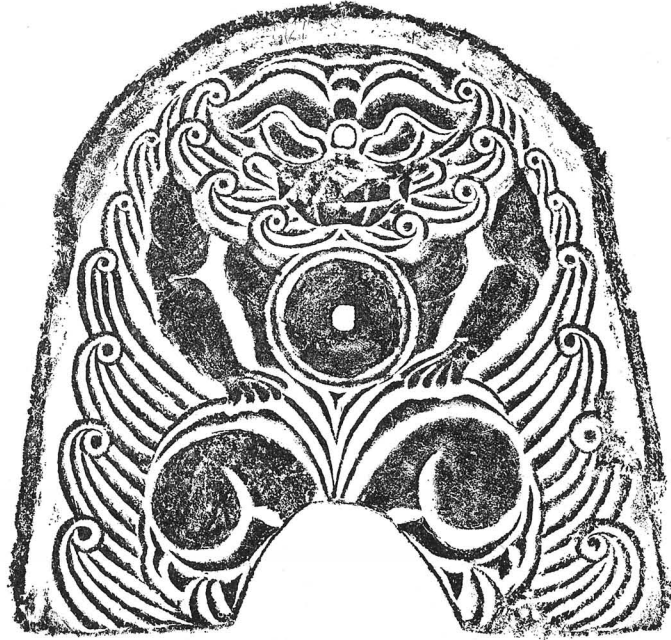


Fig. 7 鬼瓦復原拓本

い軒平瓦である。しかし、これに組合うべき軒丸瓦6311が少数であることは何故かわからない。また6664では C が60%強をしめ、6664の出土率が最も高い内裏地区では D・F が80%以上であることと対照的である。軒平瓦の6721は、軒丸瓦で最も多かつた6282と組になるが、これも14%強とかなりの量がある。西半部で6721について多い6732は、東半部でも13%弱と多い。6ABO 区全域では、6721が20%強、6732が17%弱となり、それぞれ組み合う軒丸瓦である6282と6133を加えると、この2組の軒瓦が6ABO 区出土軒瓦の約4割をしめている。

最も多い組合せの軒瓦

C 道 具 瓦・埴 (PL. 32, Fig. 7)

鬼瓦は3個分の破片がある。2個は前回報告した鬼形の全身像をあらわしたもの (Fig. 7) の小破片である。残る1個 (PL. 32) は鬼面を表現したもので、左下部を欠くが、ほぼ全形を推定できる。高さ 27.5 cm・厚さ 4.4 cm, 下端最大幅は復原値で 32.4 cm である。この鬼瓦は中央部に小さな鬼面をあらわし、側縁近くにある幅 1.5 cm の素文圏縁との間の広い空間を髭や頭髪で埋めたもので、眉間に1個の釘穴がある。

鬼瓦

他に面戸瓦の小破片1個を採取した。埴は天平方1尺を半截した大きさのものがかなり出土した。多量に採取した丸瓦・平瓦は未整理である。

面戸瓦と埴

3 土 器

土器の整理では、発掘調査実施上の要請から、まず編年的研究に重要な資料をとりあつかう方針をとっている。この観点から、SE311 と SE272 の井戸から発見した一括資料の整理が急がれ、その結果も期待にそうものであつた。その他の資料は、一部を除いて未整理のままであり、今回の報告では割愛せざるをえなかつた。*

* 土器の類別や記述の方法などは『平城宮報告II』とおなじである。

A SE 311A 出土土器 (PL. 37, 1~7・201~206)

奈良時代終末の土器

礫を敷いた井戸底面上から発見したこの一群の土器は、数量は少ないが、保存状態が良好であり、埋没年時が奈良時代終末期と推定され、編年研究上重要な一括資料となるものである。

土器は、土師器と須恵器からなる。土師器には、杯 A・皿 A・甕 A の器形がある。杯 AI d (1) 1 個体は、外面全体を口縁端部までへらで削り、口縁部外面ではその上を粗く横にへらで磨いている。皿 AIc (3) 1 個体・皿 AIIc (2) 1 個体は、内面を横になで、外面は口縁端部までへらで削った c 手法のものである。甕 A (4~7) は 6 個体ある。4・7 は明褐色の精良な胎土からなる薄手の土器で、体部中央付近がはっているが、5 はわずかに暗色で砂粒を含む胎土からなるやや厚手の土器で、体部下半がはっている。この違いは、年代差と生産地差のいずれによるかわからない。4 と同形同大のもので、蔓をまきつけて把手としたもの (PL 45-2) がある。7 の口縁下の外面に墨書 (P. 33, PL. 36-2) がある。

須恵器には、杯 B・壺 2 種類・甕 3 種類各 1 個体と器形不明の壺の破片が 1 個体分ある。杯 B (203) は小形のもので、高台は口縁部と底部の境界についており、その部分が明瞭な段状にならない。広口壺とよばれる壺 D (201) は、口頸部がかなり長大になり、体部高が小さくなったものである。壺 E (202) は、体部の高さが径に対してやや小さく、全体に丸味をおびている。外面下半はへらで削って仕上げられており、また後述の糸切痕をもつものとは異なつて、巻きあげ技法で成形している。叩き技法で成形した甕では、口径が大で器高の低い大形のもの (206)、わずかに外傾する短い口縁部と肩部のはつた体部をもつ小形のもの (204) のほかに、口縁部片 (205) と 1 個体分の体部破片がある。

B SE 311B 出土土器 (PL. 38-39, 8~49・109・207~212, Tab. 2)

平安時代初期の土器

SE311A 井戸の底に堆積した厚さ約 30 cm の泥土上を底面として同 B 井戸が設けられている。この B 井戸の底から、一層になつて多量の木製品・瓦類とともに土器を検出した。この一括の遺物は、平安時代初期、おそらく平城上皇崩御頃に埋没したと推定できる。

土器は土師器と少量の黒色土器・須恵器・施釉陶器がある。その多くは完全に復原できるし、また保存状態は極めて良好で、色調・胎土は、ほぼ原状に近いかと推定される状態にあり、細部の観察が可能であつた。なお、土製品として土馬が 2 点ある。

土師器 杯 A・杯 B・椀 A・皿 A・蓋 A・高杯 A・鉢 B・鉢 C

類別の困難な土師器

・壺 B・甕・かまどがある。多数をしめる杯・椀・皿の食器類は、考察で述べるように、法量に規準がなく、截然と分類することが困難であつた。仮に器高 3 cm 以下を皿 A とし、3 cm 以上では口径 16 cm 以上を杯 A、以下を椀 A と類別して記述することにした。

a 杯 A (8~15) 口径の最大は 19.4 cm、高さの最大は 4.3 cm で、大きさの規準がない。外面の手法によつて、c (8~11)・e (12)・f (13~15) の 3 種にわけられる。Ac は、内面を右廻りに横になで、

土師器	個体数
杯 A { c e f }	36 1 6 } 43
杯 B	6
椀 A { c e f }	34 9 3 } 46
椀 A IV	3
皿 A { c e }	53 3 } 56
皿 A IV	3
蓋 A	5
高杯 A	10
鉢 B	1
鉢 C	1
壺 B	2
甕	4
かまど	1
計	181
黒色土器	4
須恵器	16
緑釉陶器	1
総計	202

Tab. 2 SE311B出土土器個体数

外面は口縁端部までへらで削っている。この杯 Ac は、手法・土質・色調によつて、口縁部が屈曲せず、へら削りが丁寧で明褐色の精良な胎土のもの(8・9)と、口縁端部下が凹彎しているため、その部分が削られずにのこり、へら削りもややあらく、褐色又は暗褐色を呈する粗い胎土のもの(10・11)とに2大別できる。後者の特徴は、外面のへら削りのほかはすべて次の杯 Ae に類似している。Ae は、内面と外面上部を右廻りに横になで、外面の横なで部分以下底面までは成形時の凹凸のまままで調整していない。同じように底部下面を調整しない杯 AIa* では、不調整の底部下面に木葉の圧痕が付き、口縁部外面の横なでが底部との境にまでおよんでいるが、この Ae では、木葉の圧痕がなく、不調整部分の凹凸がより著しく、外面の横なでが口縁上部にせまく認められ、その部分が著しく凹彎することが多い。さらに、Ae は a・b・d 手法のものや c 手法のもの的大部分と比較すると、器壁が薄くつくられていることも注意される。Af は、内面と口縁部外面を横になで、底部下面は調整していない。この点では Ae と同じだが、横なでの範囲と様相が Ae と異なり、口縁部外面の横なでは底部の境までの全面をおおっている。また a~e の5種の手法によるほとんどすべての杯・椀・皿類の口縁部の横なでは、終末端が口縁端部にひきあげられるのを原則としているが、** この f 手法では、横なでの痕跡は末端で口縁端部にひきあげられることなく、口縁に平行したままで一直線をなして終つたり、不明瞭にぼやけたりしている。底部下面の不調整面の状況は、e 手法に類似している。この3種類の手法については、さらに考察のところで述べる。

b 杯 B (26~28) 口縁部が広く開き、底部に低い高台のつく器形である。内面は右廻りに横になで、外面は口縁端部まで削っている。その上をさらにへらで磨くのがこの器形の通則だが、へら磨きは間隔もあらく、粗雑で、へら描き線ともよぶべき状態のものである。26のみはへら磨きがなく、高台も断面3角形の粗末なものである。

へら磨き

c 椀 A (16~24) 口径の小さなもので12.3cm、高さの大きなものは4.0cm までであるが、法量に一定の規準がない。他に小形品(24)が3個体ある。外面の手法で、c (16~19)・e (20~22・24)・f (23) の3種にわけられる。その各々の特色は、ほぼ杯Aの場合と一致しており、説明は省略する。杯 Ac にみられた手法・土質・色調による2大別は、椀 Ac においてもほぼ認められることは注意される。また、椀 Af に底部下面をへら削りにしたものが1例あり、椀 Ae・Af には外面に数条の粗雑なへら磨き状の線のついたものがある。灯火器に用いた痕跡をとどめるものが5例ある。

d 皿 A (29~32・34~39) 口径 20.9~14.8cm・器高 3.0~2.0cm の浅い器形で、口径12cm 前後の小形のもの(38・39)が3例あるが、他のものには大きさに規準が認められない。外面の手法で、c (35・36・29~32)・e (34・37~39) の2種にわけられ、その特色は杯 A・椀 A の c・e 手法のものと同じである。また、皿 Ac にも、杯 Ac・椀 Ac で認められた手法・土質・色調による2大別が、ほぼ同様に確認できる。ただし、浅い器形であるから、皿 Ae の口縁外面の横なでが底部の境付近までおよんでいる。皿 Ae には、底部上面に粗いラセン状のへら磨きの暗文をとどめる1例(34)がある。小形品(38・39)は、その大きさにくらべて、やや厚手である。これには灯火器に用いた痕跡をもつものが1例ある。

暗文のある例

e 蓋 A (25) 上面中央がわずかにたかまつたつまみのつく平らな頂部とゆるやかに広がる

* 『平城宮報告Ⅱ』p.91, PL.52-4.

** 『平城宮報告Ⅱ』PL.52-9.

蓋のへら磨き

縁部をもっている。下面は右廻りに横になでており、上面はへらで削り、さらに上から頂部と縁部をわけずに1段で磨いている。上面のへら磨きは、杯 B のそれと同様に粗くて深く、沈線状を呈している。1例のみ2段のへら磨きのものが混在している。*

高杯脚部の成形手法

f 高杯 A (41~43) 扁平な杯部に長大な脚部をそなえたものである。脚部の筒部分外面は、幅広くたてにへらで削り、稜角がつく。その横断面形は、6例が7角形、4例が10角形である。裾縁端部は、粘土を内へおりまげてなでつけるのを通則としている。杯部下面と裾部上面をへらで磨いたものは1例、磨いていないもの3例があり、他の6例は不明である。杯部上面の暗文は、上面中央にラセン状のものをほどこすのみで、周縁部にはないらしい。ラセン状暗文をもつもの4例、もたぬもの1例で、他は不明である。暗文とへら磨きの有無は関係なさそうである。脚の筒部の成形と杯部との接合には、a・bの2手法がある。a手法は、縦断面における厚さがかなり均一な円筒状品を杯部下面に密着接合し、特に多量の粘土を接合部にまきつけることがない。筒部内は中空となり、内壁には接合時に粘土筒をしぼつたために生じた縦のしわがある(42)。b手法は、上端の直径が1cmほどの棒状品に粘土を円錐形にかぶせたものを芯とし、その上部に外側から粘土を厚くまきつけて杯部と接合するものである。これでは、筒部内の中空部が狭く、内壁面は平滑である。また、上部に粘土をまきつけたため、縦断面での器壁の厚さは一定せず、径は上部が大で、中央付近が細くなることが多い(43)。両手法ともに、外面のたてのへら削りは、杯部との接合後おこなっている。なお、裾部の上面に刷毛目の残るもの(42)がある。

片口土器

g 鉢 B (44) 垂直に近くたつ直口と平底をもつ器形である。口縁部を1箇所外方へまげて片口としている。内面と口縁部外面は横になで、口縁部以下の外面はへらで削っている。
 h 鉢 c (33) 半球形の体部に外反する口縁部のついた小形品である。内面と口縁部外面は横になで、体部外面は不調整のままである。
 i 壺 B (40) 蓋受部状に短く内側に屈曲する口縁部と、低い高台のつく広口の壺であるが、この遺構の出土品では下部を欠いている。体部外面は横に粗くへらで磨いている。有蓋器形であろうが、これまでのところ適当な蓋形品を検出していない。

j 甕 (45) 小破片のみで、全形の判明するものはない。

k かまど 上縁の一部かとみられる小破片がある。

黒色土器 杯・椀・壺・甕の器形が各1個体ずつある。

黒色土器の暗文

a 杯 (46) 口縁部が大きく開く平底の土器である。内面と口縁上部外面は漆黒色を呈し、以下の外面は茶褐色となる。内面は丁寧に横にへらで磨き、その上から底部上面には一連二重の連弧状暗文をへら描きし、口縁部内面では大小2種の渦状暗文を各3個交互に配している。外面は口縁端部までへら削りし、さらに上から粗くへらで磨いている。外面全体に黒褐色物質が染着している。

b 椀 (47) 小形の丸底の土器である。通例の黒色土器と異なつて、器の法量に比して厚手であり、土質も細砂を多く含み、灰白色を呈する点注意をひく。内面は漆黒色で丁寧に横にへらで磨き、外面は口縁端部では漆黒色だが、以下は茶褐色を呈し、外面全体を荒くへらで削り、その上からへら磨きを施している。暗文はない。

* へら磨きについては、『平城宮報告II』PL. 52-10・11参照。

c 壺 (49) 外傾する短い口縁部とまるい体部をもつもので、体部上部の一侧に角状の把手がつく。内面は漆黒色、外面は口縁部のみ漆黒色で、以下は茶褐色だが、外面全体に黒褐色物質が染着している。内外面ともにへらで磨いている。

把手つき壺

d 甕 (48) 色調は壺 (49) と同様であるが、へら磨きは口縁部上面と体部内面下半に粗くほどこすのみである。体部外面は火熱によつて赤化し、全面にすすが付着している。

須恵器 盤 B・鉢 D・壺 F・壺 G・平瓶と杯 B・蓋 A・甕の小破片がある。

a 盤 B (212) 大きく開いた浅い器体をもち、その底部に3個の獣脚をつけたとみられるものである。現存するのは1獣脚をもつ破片である。獣脚は、縦にへらで削り、稜角をもち、断面は8角形となっている。1個体。

獣脚盤

b 鉢 D (211) 短く外反する口縁部とわずかにはりだした肩部からゆるやかに高台をもつ底部にいたる広口の器形である。3個体。

c 壺 F (210) 倒卵形の体部に、外反する口頸部と低い高台のつく器形である。口縁上部は外方へひろげられ、端部は上方へ粘土をつまみあげた形となっている。口頸部と体部の接合は2段構成である。底部下面には、糸切痕跡がある。1個体。

d 壺 G (209) 縦長の体部に、これも長大な口頸部をつけた器形である。この器形は、ロクロで粘土をひきあげる際に指先でついた凹凸を内外に著しく残している粗雑なつくりのものが多。底部下面には糸切痕跡がある。2個体。

e 平瓶 (207・208) 把手と高台のつく平瓶である。体部は肩部に稜がつく扁平なもので、把手はやや長手で、へらで削つて横断面形が矩形になっている。体部は肩の稜線の部分で上部と下部を接合して成形している。208には内部上面中央に円盤形粘土板でふさいだ痕があり、207にはその明確な痕跡がない。207は青黒色を呈し、上面に灰白色の自然釉がかかっているが、直径約9cmの範囲でまろく灰のかからぬ部分があり、焼成時に他の器物がのつていたとみられる。208は体部と把手の上面に厚く淡緑色の灰釉が施されており、胎土は灰白色の陶土風のものである。胎土の質と色調・灰釉の施釉と器形などからみて、208が愛知県猿投山古窯群の製品であることはほぼ疑いない。それに対して、207は、土質・色調からすれば幾内の製品とみられる。両者の器形のちがいは、同時期における土器の生産地のちがいのあらわれとみることができよう。2個体。

愛知県の土器

f 杯 B・蓋 A・壺・甕 すべて小破片のみで特に著しいものはない。杯 B 1個体、蓋 A 1個体、壺 2個体、甕 3個体がある。

施釉陶器 内外全面に緑釉をかけた皿 (PL. 42-109) が1個体ある。口径 14.0 cm・高さ 2.2 cm の浅い器形で切高台をもっている。上面と底部下面に、重ね焼きの際のトチのあたりが、各3箇所小さく認められる。釉は、緑褐色を呈しているが、斑状に黄色になつた部分がある。胎土は黄褐色の精良なもので、かなりよく焼きしまつている。胎土・緑釉の分析データを Tab. 3 に表示した。*

試 料	109	104	
胎 土	石 英	中	中
	カリ長石	少量	少量
	斜 長 石	×	少量
釉	鉛 PbO	48.70	50.20
	銅 CuO	2.54	0.59
	鉄 Fe ₂ O ₃	1.10	0.94
	アルミニウム Al ₂ O ₃	2.65	1.21
	計	54.99	52.94
	%	%	

緑釉陶器

Tab. 3 施釉陶器分析データ

×は認めがたいことをしめす

* 分析は、山崎一雄・村瀬多津子両氏による。

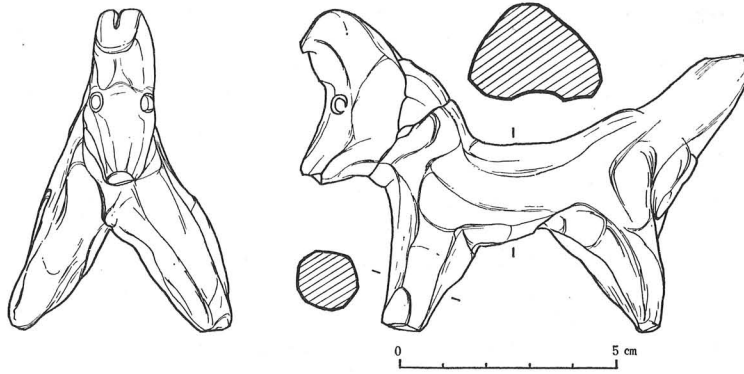


Fig. 8 土馬

平安時代の
土馬

土製品 土師質の土馬 (Fig. 8) が2個体ある。ほぼ同形同大で、脚をふんばつた胴部に粘土をかさねたたてがみをもつ頭部と上方へつきあげた太短い尻尾がつく小形粗製のものである。

C SE 272A 出土土器

発見した井戸は一重であつたが、すでに述べたようにこの井戸においても改造を推定しており、先行した井戸の遺物かとおもわれる少量の土師器と須恵器を底面の礫敷下から検出している。この土器はすべて小破片で、全形を知らぬものはないが、土師器碗Aや甕BはSE311B様式まではさがらないようである。

D SE 272B 出土土器 (PL. 39, 50~77・213~215)

平安時代の
土器

土器のほとんどは、残存した4段の井戸枠内に堆積した泥土、とくに最下段の高さまでの泥土中から散在したかたちで検出し、甕(77)のみは最上段付近で検出した。この埋没状況は、SE311Bのそれとは異なっており、これら一群の土器の埋没には、かなり時間的な経過があつたものとみられる。底面の礫敷に接して検出したものは、50・51・60・66・67・74~76である。土器は土師器・黒色土器・須恵器からなる。

土師器 杯A・杯B・碗A・皿A・皿B・蓋A・高杯A・甕の器形がある。各器形の特色は、SE311Bの土師器と多くの点で一致し、重複するところは説明を省略した。

成形手法

a 杯A・碗A (50~59) 検出した杯・碗類は、SE311Bのそれよりもさらに類別が困難であり、その類別が特に意味をもつとはみられないので一括した。いずれも大きく広がる口縁部とあげ底気味の平底をもち、外面の手法には、c (50~54)・e (55~59)・fの3種がある。e手法のものでは、底部上面に刷毛目のあるものの多いことが注意をひく。f手法のものは小破片が1片あり、c手法のもの18個体、e手法19個体で、計38個体をかぞえる。

へら磨き

b 杯B (61~65) 杯Acまたは碗Acに低い高台のついた器形である。SE311Bのものと比較すると、全体に小形で、外面にへら磨きを施したものはない。8個体ある。

c 皿A (67~72) 外面の成形手法によつて、c・eの2類別ができる。c手法のもの(67~69)は3個体、e手法のもの(70~72)は15個体ある。

d 皿B (66) 円盤状の平らな器体に径の大きい高台のついた土器で、1個体ある。上面は右廻りに横になでており、口縁部下面はへらで磨いている。

e 蓋A (60) 上面をへらで削り、さらにへらで1段に磨いたもの1個体(60)と、へら磨

きのないものの小破片 2 個体分がある。

f 高杯A 杯部口縁部の小破片で、下面はへらで磨いている。

g 甕 (73) 破片が 1 片ある。内外面は横になで、以下現存部では刷毛などのあとはない。体部外面にはすすが付着している。

黒色土器 杯・皿・甕がある。

a 杯 (75・76) 器形・色調・土質・手法・暗文などすべての点で SE311 B 出土の杯 (46) と一致する。ただ、ここには小形のものがあり、また、口縁端部内面に沈線が一条めぐるもの (76) と、端部をなでて小さな段状にしたもの (75) とがある。外面に黒色物質の染着したものもある。4 個体検出した。

b 皿 (74) 高台のついた扁平な器形で、上面は漆黒色を呈し、下面は茶褐色である。上面は丁寧にへらで磨き、その上に中央には連弧状、周辺は小形の渦状の暗文を配している。下面は、高台から口縁端部までを粗くへらで磨いている。1 個体。

黒色土器の
暗文

c 甕 (77) 外傾する口縁部と球形に近い体部をもつ器形で、内面は漆黒色、外面は茶褐色となつている。口縁部内外面は横になで、体部外面は荒くへらで調整して、へら削り状になつている。内面上半には刷毛目がつき、下半は荒いへら磨きがある。胎土は、茶白色で、砂を含まない精良なものである。外面には全面にすすが付着している。この土器は、土質・色調からみて、瓦器とすべきものかとみられるが、決し難い。他の土器の出土位置とはかなりの泥土の堆積をおいた高さの井戸枠最上段付近で検出したものであり、現存部以上の井戸枠を撤去した際におちこんだものとみられ、その所属する時代も他の土器よりさらに下であろう。

瓦器の甕

須恵器 杯 B・蓋 A・盤 A・鉢 D・壺 E・壺 F・甕の器形がみられるが、ほとんどが小破片で、みるべきものは少ない。壺 E (213・214) が SE311 A のそれ (202) と比較して体部が長くなるなど形態的に変化したものであることや、頸部から体部側面にかけて大形の把手がつくとみられる壺 H の体部下半片 (215) の存在が注意される。これは、白色に近い胎土をもつ硬く焼きしめられた良質の土器で、外面には淡緑色の釉がたれている。あるいは、失われた肩部に灰釉が施されていたかもしれない。

E SK234・238, SB236・246 出土土器 (PL. 40~43, 78・79・216~270・101~108・110~120・122・124・125)

ここで一括して記述する土器は、4 個所の遺構から検出したものである。遺構はすべて同じ層位から発見されたものであり、各遺構から検出した土器片では、たがいに接合したものがああり、おそらく同時に廃棄物を処理したものとみられる。土器は、現地表に近く埋没しており、保存状態は極めて悪かつた。特に、土器器類は風化著しく、接合も困難で、十分な観察は不可能である。ここでは、この土器群の特色としてあげられる各種の器形をもつ須恵器とやや多い施釉陶器を中心に記述する。

多い施釉陶
器

土師器 杯・碗・皿類が多数をしめ、高杯・壺・甕もかなり多い。杯・碗・皿類では、c・e・f の各手法のものがあるが、c 手法が多く、e・f 手法のものが少数であり、ほぼ SE311 B 出土のものにみられたのと同傾向を示しているようである。高杯は、脚筒部の横断面形が 7 角形のもの 6 割、8 角形のもの 2 割で、他は 6・9・10 角形となつている。壺類では、壺 B

(78) がやや目につく。また、内外を刷毛目で調整し、おそらく4方に各2個ずつ長方形の透孔を配した台形の土器(79)がある。上部を欠いて全形を知りえず、これまでに類例をみない。盤あるいは壺類のものかとおもわれる獣脚が2個(80・81)ある。

黒色土器 杯・甕類があり SE311 B・SE272 B 出土の黒色土器とほぼ一致する。杯類には粗末な高台のつくものがある。

須恵器 出土した土器の総量が多かつたため、須恵器も、他の土器群の場合に比べると、多量であり、器形の種類も多かつた。各器形についての個々の説明は省略して、図版にゆずり、ここではいくつかの注意された事実をとりあげる。

新しい器形 第1に、これまでに報告した土器にはみられなかつた器形がある。とくに杯・椀・皿類に属する浅くて大きく口縁部の開いた234~238・240の類や口縁外面に凹線文状の沈線をめぐらした247, SE311 Bでも同種品を検出した獣脚をもつ盤251などである。これらの器形には、明らかに低火度釉陶と同じもの(235~237)があること、杯~皿類では従来の須恵器に比較して、口径に対して底径が小さな器形であることが注目される。

この新しい器形の一群には、技法的な特色を共通にもつものがある。236・240・247・251はすべて灰褐色やや軟質の胎土であつて、その内外面を回転運動を利用せずに、あたかも土師器の如く、へらで丁寧に磨きあげている。特殊な器形とたがいに共通する土質と技法をもつこの一群の土器は、おそらく同一産地の特殊な製品であろう。

東国の土器 同一産地の製品としては、愛知県猿投山古窯群の製品がある。色調・土質・技法などからみて、234・238・250・256・257をあげることができる。うち、234と250は上面に厚く淡緑色の灰釉をかけたもので、残欠で断定できないが、256も灰釉陶であろう。237は、内面に灰釉がほどこされているが、土質と色調はこれまでに判明している猿投山古窯群の製品にはみられないもので、むしろ美濃地方の製品との類似が感ぜられる。

新しい成形技法 技法的に注意されるのは、糸切痕跡を底部下面にとどめ、ロクロの回転力によつて粘土塊から器体を成形したと推定されるもの(255・259・260)の存在である。257にも糸切痕跡らしきものがあるが、不明確である。さきにあげた新しい器形のもの多くは、この技法で成形されたと推定されるが、底部下面が調整されて、その証拠を残していない。この他の須恵器のほとんどは、巻きあげを第1段階とした成形技法のものである*。

須恵器には、普通同一器形で大小の関係にあるものが多数存在している。265~270はこの土器群で特に顕著であつた同一器形で大小のものである。その容量は、相互に一定の割合で増減しているようで、何升入といった規格の存在が推定されるが、容量測定可能な資料が少数であり、なお断定し難い。

施釉陶器 この土器群には、灰釉陶と二彩・緑釉陶が伴なつている。灰釉陶については、須恵器の項でふれたから、ここでは二彩・緑釉の低火度釉陶について記そう。

二彩釉陶 二彩釉陶(124)は1片のみで、椀類の口縁部片かとみられる小破片である。この1片を除いて、他の低火度釉陶はすべて緑釉陶である。

緑釉陶 緑釉陶では、杯・椀・皿の類が最も多い。そのほとんどは、大きく広がる口縁部と高台をもつ底部からなる浅い器形のもの(101~108・110~113)で、高台には、切高台(108・111~113)・

* 須恵器の成形方法については、田中琢「須恵器製作技術の再検討」(『考古学研究』第11巻第2号昭39)による。

切高台でその中央をまるくめぐりとつたもの(101・115・107・124)がある。このうちで、104・124には高台下面に「夫」の銘が施釉前に刻まれている。^{*} この類の皿の口縁部を両側から内方へおりまげて、所謂「耳皿」としたものの断片が1個体(114)ある。これには上面に蓮葉を模した刻線があり、高台下面には糸切痕跡が残っている。椀形になるかとおもわれる119は、外方へ屈曲する高台をもつ断片である。125は口縁部の小片である。115は平底の低平な皿である。120は縁部の小破片で、形態は不明である。

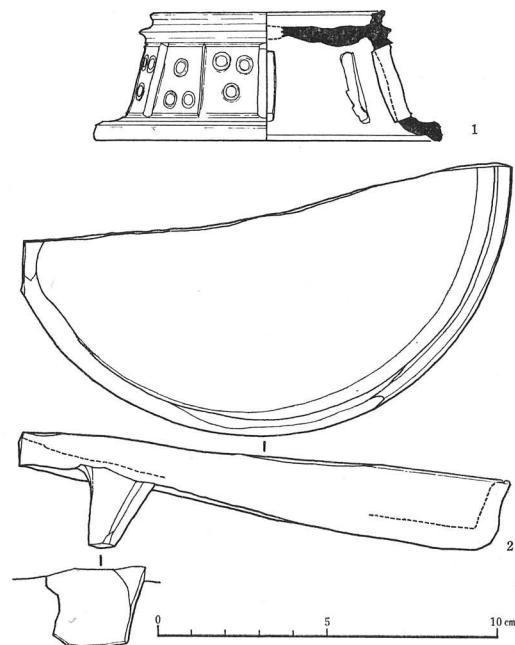
「夫」銘のある皿

以上のものはすべて内外全面に施釉しているが、のこるものは、117を除いて、外面にのみ施釉したものである。116は壺の口縁部片、117は同様なものの脚部である。小形の壺の下半部片の118は切高台をもち、下面に糸切痕跡が残存している。122は大形のもので、短く立ちあがった口縁部から、わずかに外方へ広がって、沈線を一条めぐらした肩部となり、以下著しく径を減ずることなく底部にいたる。高さに対して径の大きな体部になっている。下に外方へはつた大形の高台がついている。体部上半には、たてに長方形の透孔が穿たれている。この器形は、興福寺一乗院宸殿下の土壌から出土しており、それを参考に復元してみた。^{**} 一乗院出土品では、透孔は各2孔8個所に配されているものがあるが、ここではおそらく4個所程度とみられる。火舎の類と推定されるが、煤などの付着は認められない。

特殊な器形

以上述べた緑釉陶では、117・120はやや濃い緑色を呈しており、他はわずかな差はあるが、すべて灰黄に近い淡緑色のものである。胎土は多くは灰黄色のやや軟質のものであるが、102・103・125などはやや硬く灰色を呈し、106・119は須恵器とほぼ同様な青灰色硬質の胎土である。しかし、硬度・色調の差は漸移的なもので、明確に分類できるようなものではない。焼成はおそらくすべて生地と施釉の2段階にわけて焼成する2度焼きの技法であろうが、生地の焼成温度にはかなりの差があるらしい。Tab. 3に104の分析データを表示した。

土製品 須恵質の陶硯が2個体出土している。272は、通常の円硯形のもので、海と陸の区分のない平らな硯面の周囲に1段高い圈縁がめぐる上面と裾で外方へ屈折する脚部からなっている。脚部は、上下に各1本の沈線があり、その間はたてに穿たれた長方形の透孔で8区画にわけられ、各区画はさらに中央にたてにひかれた沈線で2小区となり、小区に各3個の円形竹管文が配されている。この円硯は土質・色調からみて、愛知県猿投山古窯群の製品であろう。上縁径7.0cm・高さ3.8cmである。271は、径15cm高さ2cmほどの皿形品の縁部を斜に削り、その低縁部分の周辺の一部を直径に



陶硯

Fig. 9 陶 硯

^{*} 同形式のものが京都市で出土している。星野 猷二「ガンゼンドウ」(『古代学研究』15・16 昭31)。

^{**} 奈良県教育委員会『重要文化財旧一乗院宸殿・殿上及び玄関移築工事報告書』昭39。

対して直角に切りとつて硯面部とし、切りとり部分に近く裏面に2個の断面矩形の脚をつけている。したがって、縁部を高く削り残した側が海となり、低い側が陸となる。

F SD 126 (PL. 41, 82・83・273~279)

溝の埋没土中には土器がかなりあつたが、ここにあげたものはその底部の堆積土中から検出したものである。土師器と須恵器があり、主として SK219 様式に属するものである。特に、脚部の3方に長方形の透孔をもつ高杯 (278・279) は、他の土器群ではあまりみられない。

G SK 326 (PL. 41, 84~87・280~283)

最古の土器群

土師器杯 AIa (84)・皿 AIa (87)・皿 AIIa (85・86) と須恵器皿 B (280)・蓋 (281~283) がある。出土数が少ないが、土師器は底部外面を調整せず木葉底になる a 手法のものであり、施された暗文もかなり丁寧で、SK219 様式にはやや先行するかとみられる。これまでのところ 6ABO 区では最も古いとみられる土器群である。

H SD 267 (PL. 42・45, 121・123)

三彩釉陶

この溝からは、土師器・須恵器と共に施釉陶器が4片出土している。2片は「鉄鉢」と通称される器形の同一個体の破片で、内外に三彩釉を施したものである (121)。いずれも剝落が著しく、濃緑色・褐色・白色の釉のごく一部が残存するにすぎない。器形不明の1片は、外面に緑色と白色の2彩を、内面に白色の釉をほどこした小片である。123 は、盤あるいは壺類の獣脚で、露胎であるが、胎土は低火度釉陶独特の黄褐色の精微なものであり、足上面部に釉の飛沫とみられる小斑点があり、この脚にささえられた上部は施釉されていたと推定できる。現存品は背面がはぎとられて欠けている。

I 墨書土器 (PL. 33~36)

土器に文字その他を墨書したものが、SE311 と SE272 から 14点出土している。

人面墨書

1 内 人面墨書・「千」「中」 外 「中」(9字) (PL. 33-1) SE311B 出土の土師器皿 Ac に墨書したものである。内面には、額に点をつけ、ひげをはやした人面があり、その左に「千」と「中」の文字が、下に大きな墨点が2個所ある。外面には、「中」が反復して書かれているのが読めるが、他は判読できない。

2 人面墨書 (PL. 33-2) SE311B 出土の土師器皿 Ac の底部下面に人面を墨書したもので、人面の頭髪部と顔面の一部分はわかるが、その下はうすれ、詳細は不明である。

3 「奉載 □□斗」(PL. 34-1) SE311 B 出土の土師器高杯 A の脚部断片に墨書したものである。文字は、「奉載」の2字が横にあり、「載」の下に1字、その左に「□□斗」とある。他に楽書または絵画ともみられる墨書が全面にある。なにかをあらわそうとしたのか、単なる楽書かわからない。

4 墨線 (PL. 34-2) SE311B 出土の土師器高杯の脚部破片の側面と上面に線をかいたものである。杯部が割れてとれた後にえがいたもので、割れ目にも墨書がおよんでいる。

習書

5 「真」(4字)・「万」(7字)・「美」(11字)・「白」・「女ヵ」 (PL. 35-1) SE311B

出土の土師器皿 Ac の外面に墨書したもので、同一文字の習書が重複したものであろう。中央上部に「真」を記し、中央に「女」があり、その左右下に「万」「美」「白」がある。重複からみると、「万」が「白」「美」よりあとで書かれているが、「真」と他の文字の前後関係はわからない。他に数字判読しがたい文字がある。

6 「□爾佐 □ □ □ □ □ □ □ □」 (PL. 35-2) SE311B 出土の土師器皿 Ac の外面に 3 行 9 字以上の文字を書いているが、判読しえたものは 2 字で、文意不明である。

7 「□□□□」□ (PL. 36-1) SE311B 出土須恵器平瓶 (208) の体部の側面に 4 字、底部下面に 1 字墨書している。墨痕は鮮明だが、判読できない。側面の 4 字のうち 3 字は同一文字の反復で、他に若干の墨痕がある。口頸部の内外面にも墨が付着している。

8 「羹所」 (PL. 36-2) SE311A 出土の土師器甕 A (7) の口縁部直下の外面に縦に「羹所」と墨書したものである。延喜内膳司式に「煮雑羹所」があり、食料を取扱う官司に汁・吸物などを調製する「羹所」のあつたことが考えられる。この墨書土器の出土は、この地域に食料関係の官司が存在したと推定する一つの根拠になる。

「羹所」

9 「□□」 (PL. 36-3) SE311B で出土した土師器杯 Af の底部下面に鮮明な文字を 2 字認めたが、判読できない。

10 内 「内□」 (PL. 36-4・4) SE272B 出土の土師器碗 Ac の内外面に墨書したものである。底部上面の墨書は第 1 字が「内」だが、第 2 字が欠けていてわからない。口縁部外面にも絵画様の墨書 (4) がある。

11 内 「万カ」「□奈カ」 外 「万カ」 (PL. 36-5) SE272B 出土の土師器杯 Ac の内外面に墨書したものの口縁部の小破片である。外面は「万」と判読できる文字のほかに 4~5 字あるがわからない。内面には「万□」に重複して異筆で淡く「□奈」となる。

12 「□□」「□□□」 (PL. 36-6) SE311B 出土の土師器杯 Af の口縁部外面に墨書したもので、2 個の破片がある。断片で判読できない。墨跡は筆が割れて二重になつている。

13 墨線 (PL. 36-7) SE311B 出土の土師器壺 B の破片で、外面に墨書がある。縦横に線をひいたもので、文字ではない。

14 「□□□」 (PL. 36-8) SE272B 出土の土師器杯 Ac の口縁部外面に墨書した破片だが、判読できない。

4 木製品・金属製品

A 木製品

木製品は SE272 と SE311 から出土している。用途別に分類すると、祭祀具・服飾具・飲食具・工具・武器・その他となる。

井戸出土の木製品

i 祭祀具

a ひとがた (PL. 46-3) 短冊形の薄板の側面を切りこんで、男性の五体を形づくつたもので、長さ 15.2 cm・胴部幅 2.3 cm・厚さ 0.4 cm である。顔面には、眉・目・鼻・髭・口を墨書し、胴部には背腹両面に同一文字が 3~4 字づつ書かれているが、読めない。両眼と胸部中央に、長さ 1.2 cm、頭部で 0.3 cm 角の木釘が打ちこんであり、先端は背面に突き出

呪咀のひとがた

ている。呪咀の手段として作られたものであろう。材はヒノキ板目である。* SE311A 出土。

陽物形木器 b 陽物形品 (PL. 47-8) 表皮を剥がした広葉樹の棒状品。一端はななめにまるく削り、先端に縦に刻目を入れ、先端部に近く側面から上面にかけて二条の溝を刻んで、亀頭状とする。

番号	長さ	最大幅	最大厚
4	21.9	1.5	0.3
5	27.3	1.9	0.3
6	20.7	2.0	0.3
7	15.4	2.2	0.2

Tab. 4 齋串寸法表 単位 cm

他端はかどをななめに削りおとし、上面に大きく刻みをいれている。長さ 18.3 cm・径 3.0 cm である。民俗例** から考えると、井戸の祭祀に関連したものかもしれない。*** SE311B 出土。

c 齋串 (PL. 47-4~7. Tab. 4) 短冊形の薄板の上端を圭頭とし、下端を削り尖らせ、肩部または側边上部に削りかけを施したものである。削りかけは、肩部に小さく施したものや、肩部から側辺に大きく加えたものなどがある。7 はさらに上半を縦に 2 枚にさいている。材はヒノキの柾目。4 は SE311A, 他は SE272B 出土。

ii 服飾具

多数の木櫛 a 櫛 (PL. 48・49, Tab. 5) 35点ある。幅 10~12 cm・高さ 3.4~4.0 cm・3 cm 当りの歯数 30~38 枚程のものが多いようである。形態はムネの高さで大きく 2 大別できる。比較的ムネの高いもの(9・14)は、肩部を斜めにまるく削っており、歯のつけ根を引通した刻線は直線になつている。他のものは、すべてムネ高が全高に比べて、小さい。この類は上縁がわずかに彎曲し、引通し線も彎曲したもの(10), とともにかなり直線的なもの(11)など、また肩部もまるくなるもの、角ばるものなど何種類かある。材はツゲ(16) 1 点を除いて他はすべてイスノキである。9・14 SE311A 出土。11・12・15~23 SE311B 出土。10・13・24~43 SE 272B 出土。

番号	幅	高さ	厚さ	歯長	歯数	3 cm 当り歯数
9	8.9	3.5	0.55	2.4	71	27
10	11.8	3.4	0.7	2.9	125	34
11	10.4	3.8	0.8	2.9	107	33
12	11.5	3.9	0.65	2.9	121	34
13	2.4	1.6	0.4	1.4	31	*32
14	5.5	2.4	0.4	1.7	45	28
15	(6.0)	(3.5)	(0.75)	(3.0)	(60)	33
16	(4.6)	(3.4)	(0.6)	(2.7)	(46)	33
17	(2.5)	(3.5)	(0.65)	(2.8)	(20)	*28
18	(3.1)	(3.7)	(0.75)	(2.9)	(26)	*28
19	(7.5)	(3.5)	(0.8)	(2.9)	(81)	34
20	10.9	4.0	0.7	2.9	93	28
21	(5.4)		0.6		(66)	36
22	(4.5)	(3.0)	(0.7)	(2.4)	(45)	00
23	(3.2)	(2.8)	(0.7)	(2.3)	(33)	30
24	(6.6)	(4.1)	(0.6)	(3.2)	(53)	26
25	(6.1)	(3.9)	(0.8)	(3.1)	(59)	34
26	(6.5)	(3.1)	(0.65)	(2.6)	(76)	38
27	11.9	4.3	0.8	3.6	119	31
28	11.1	3.6	0.7	2.8	117	33
29	11.3	3.8	0.75	3.0	115	32
30	(1.7)	(3.1)	(0.7)	(2.6)	(13)	*30
31	(6.7)	(3.7)	(0.7)	(2.9)	(74)	34
32	(5.7)	(3.4)	(0.8)	(2.7)	(62)	35
33	10.3	3.9	0.65	3.0	110	34
34	9.5	3.6	0.65	2.8	88	30
35	(10.1)	(4.1)	(1.0)	(3.3)	(96)	30
36	(8.4)	(3.9)	(0.7)	(3.0)	(72)	28
37	(5.2)	(3.8)	(0.7)	(2.8)	(50)	*32
38	(5.5)	(3.5)	(0.7)	(2.9)	(49)	31
39	(7.2)	(3.5)	(0.75)	(2.6)	(67)	30
40	(2.6)	(4.1)	(0.7)	(3.5)	(28)	*32
41	(2.0)	(3.4)	(0.75)	(2.8)	(15)	*30
42	(4.0)	(4.0)	(0.85)	(3.1)	(36)	29
43	(1.2)	(3.0)	(0.6)	(2.3)	(11)	*30

Tab. 5 木櫛一覧表 単位 cm・() は現部存 値数・* は復原値

下駄 b 下駄 (PL. 52-53) 長楕円形の台に厚歯を造り出したものである。歯は横断面で下方に広がる台形をなし、縦断面は下が狭い台形となつている。前緒孔はほぼ中心線上にある。長さ 22.0 cm・最大幅 7.5 cm・高さ 3.4 cm で、材はキリである。SE272B 出土。

iii 飲食具

* 材質については、小原二郎氏の御教示をえた。
** 埼玉県秩父地方では、正月14日に男の隠しどころの形をつくり、井戸にのどかせると湧水が良くなるとい

う。石上堅「堅水の伝説」昭39。
*** 丹信実氏によると材はウドカツラということである。

a 挽物製品 (PL. 53-9・10, 51-47) ろくろで挽いて製作した挽物の容器は3点あり、うち2点 漆器は漆器である。漆器の1点は蓋(9)の破片で、中央部がわずかに一段高くなつた上面からゆるやかに縁部にいたり、平らな下面には身には、まる輪状のかえりを作り出している。縁径13.6 cm・高さ2.2 cmである。木地はヒノキで、木目をつぶす程度に薄く下地を塗り、鉄でくろめた漆をかけている。漆表面を研いだかどうかはわからない。SE311B 出土である。他の1点(10)は、印籠挟りにした口縁部をもつ容器の断片で、口径は20 cm ほどにもなろうか。木地はホオノキで、外面には下地に麦漆を塗り、おそらく布をきせ、墨をいれた黒漆を塗っている。上質の塗りであるから当然上からさらに生漆を施していてもよいが、確認できない。研ぎも不明である。* SE311B 出土である。

漆を塗らない挽物製品として、低い縁部に平らな底部をもつ浅い盆形(47)のものがある。口径 18.6 cm・高さ1.1 cm である。側面と内面はろくろで挽いているが、底部下面はろくろで削つた痕跡はない。中央をえぐつて長径5.6 cm 短径3.3 cm の楕円形に近い孔を穿っており、また小さな孔が各所にあるが、いずれも本来この器に備わつたものではなからう。材はヒノキの柾目である。SE272B 出土。

b 曲物製品 (PL. 50) 16個体出土しているが、多くは底板や側板の断片で、器形を知りうるものは3個体にすぎない。

そのうち2個体は曲物製の柄杓である。柄杓の1個体(44)は口径14.6 cm・高さ13.1 cm 曲物の杓の円筒形の杓部と、柄部の一部を残している。杓部の側板は厚さ0.4 cm のヒノキ柾の薄板をまげ、向つて右側を外にして約9 cm 分を重ねあわせており、重ね合わせ部の両端で幅約0.5 cm の樺皮を用いてとじあわせている (Fig. 10-1)。外縁近くのとじあわせにそつて、縦に一本の刻線がある。側板の内面全面にわたり平均0.5 cm 間隔で縦に鋭い線を刻んである。この円筒形品の下部に幅2.0 cm・厚さ0.3 cm の曲木製のたがをはめ、なかに厚さ0.6 cm のヒノキ柾目の底板をはめこんで4本の木釘で固定している。側板重ねあわせ部分で上縁下3 cm のところに1.6×1.4 cm の矩形の孔を穿っている。こゝから柄を挿入し、側板内側の位置で垂直に柄に小孔をあけ、長さ3.2 cm の木栓をさしこんでとめている。柄はこの木栓用小孔の部分で折損している。現存部基部付近の断面は矩形で、先端に向つてまるく削つてある。現存部の長さ14.6 cm、もとのほうで幅1.6 cm・厚さ1.1 cm である。SE311B 出土。

他の1個体(45)は口径15.5 cm・高さ11.6 cm の杓部のみがある。側板は、厚さ0.4 cm のヒノキ柾目の薄板で、内面に平均0.6 cm 間隔の縦の刻線を入れて、曲げたものからなり、向つて右端を外側として約7.5 cm 分を重ねあわせ、外端近くの1個所で幅0.5 cm の樺皮をもちいて縦にとじあわせている (Fig. 10-2)。側板のなかにはめこんだ底板は厚さ0.7 cm のヒノキ柾の円板で6本の木釘で側板に固定している。たがはない。柄を挿

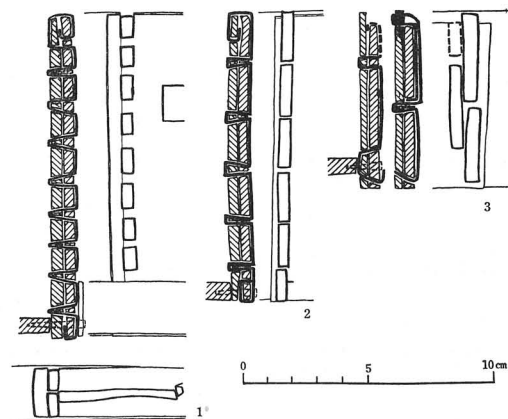


Fig. 10 曲物とじあわせ詳細図

* 漆塗については、北村大通氏の御教示をうけた。

入するため、側板の重ねあわせ部とその向い側にそれぞれ 1.6×1.0 cm と 1.1×0.5 cm の長方形の孔がある。この孔からみると柄は底面に対して約 15° の角度になる。SE272B 出土。

残る 1 個体 (46) は、口径 14.8 cm ・高さ 7.1 cm の容器である。側板は厚さ 0.3 cm のヒノキ柱目材で、内面に不規則な斜めの刻線を入れ、向つて左を外にして重ねあわせ、幅 0.6 cm の樺皮でとじあわせている。とじあわせは、先の 2 個体と異なつて 1 連 2 列になつている (Fig. 10-3)。この円筒部の下に厚さ 0.6 cm のヒノキの円板をはめこみ、4 本の木釘でとめて底としている。SE272B 出土。

その他の断片では、底板は径 21.7 cm から 13.5 cm のもので、14 cm 前後 (56) と 20 cm 前後 (57) が多い。材は径 21.7 cm の 1 例がスギだが、他はすべてヒノキである。*

「オケ」状曲物

以上のほかにこの種の容器の付属品かとみられる木製品が 2 点ある。1 点 (49) は 2 枚の長方形の材からなる。1 枚は中央から半分を欠いており、全長のわかるものでみると、長さ 28.3 cm ・幅 3.2 cm ・厚さ 1.7 cm で、両端に一辺約 1.5 cm の方孔があり、この方孔の内側上面に幅 1 cm ・深さ 0.6 cm ほどの弧状の溝がほられている。この材を 2 枚中央で相欠きにして組合せ、組合せ部の中心に径 1 cm の六角形の孔があけてある。2 枚の組合せの入隅部分にはあたかも紐でしばつたために生じたようなあたりがあり、両端の方孔部分の上下面にも横に幅 0.3 cm ほどのあたりがある。おそらく、両端の溝のなかに「たが」をもつ曲物製容器の側板をはめこみ、方孔に縦の柁木をはめこんで木栓でとめたものであろう。48 は長さ 31.2 cm、中央部で幅 2.9 cm ・厚さ 1.6 cm の長い材の両端に近く両側から切りこみをいれたもので、この種の「オケ」状容器の把手になるのであろう。材はともにヒノキである。SE311B 出土。

ヒサゴの杓

c 瓢製杓 (PL. 52-50) 木製品ではないが仮にこゝで記述しておく。卵形をした瓜科植物の果実の一侧を大きく切りとり、さらに、萼部に孔を穿つて径 0.8 cm の木柄を挿入して杓としたものである。杓部の長径は 12.8 cm ・高さ 9.0 cm ・口縁部長径 9.5 cm である。柄挿入部位の対称点には両端を切断した短い棒がさしこんである。

d 箸 完形品はないが、スギ材を面取り風にまるく削り、先を削り尖らせたものがある。径 0.7 cm ある。

iv 工具

植

a 横槌 (PL. 52-51) 円柱形の丸材の下半を周辺から削り細め、中心部に断面円形の柄を削り残したもので、現在は縦に割れている。全長 33.4 cm、頭部の径はほぼ 8 cm、柄の長さ 17.3 cm、柄のつけ根での径は 3.6 cm で、柄の末端はやや太くなつている。頭部の側面には多数の刃痕があり、著しく傷つけられている。刃痕は割れた面にもあり、欠損後加工台に転用したものとおもわれる。SE272B 出土。

b 木槌 (52) 頭部のみで柄部を欠く。長さ 8.8 cm、径は ≈ 4.5 cm の表皮のついた広葉樹の円柱状品で、側面中央に 1.3×1.1 cm、深さ 2.1 cm の柄穴がある。SE311B 出土。

v 武具

弓

丸木弓の端部断片がある。現存部分の長さ 32.3 cm、断面は最も太い部分で 2.0×1.8 cm

* SE311 の柁抜取壤から、曲物の折敷が出土している。一辺長さ 32.5 cm ・厚さ 0.4 cm の隅丸方形の底板上に高さ 2.9 cm ・厚さ 20.3 cm の側板を樺皮でとじつけている。また、SE272 の柁抜取壤から、ほぼ全長の

わかる杓柄が出ている。長さ 68.5 cm ・基部幅 1.6 cm ・厚さ 1.1 cm のヒノキの角棒で、先端はまるく削つている。先端から 15 cm に径 0.4 cm の孔と幅 0.6 cm の側板のあたりがある。

銅 銭	直径	厚さ	重さ	遺 構
	cm	cm	gr	
万年通宝 (PL. 53-1)	2.7	0.13	4.1	SE311A
〃	〃	0.15	3.5	SD573
〃	〃	0.13	4.6	〃
〃 (PL. 53-2)	2.6	0.10	3.7	SE311A
〃	〃	0.13	4.6	SD573
〃	〃	0.15	5.5	〃
〃 (PL. 53-3)	2.6	0.15	3.2	SE311A
〃	〃	0.15	4.1	SD573
神功開宝 (PL. 53-4)	2.5	0.15	3.2	SE311A
〃 (PL. 53-5)	2.5	0.10	3.0	〃
〃 (PL. 53-6)	2.5	0.13	3.3	〃
〃	〃	0.10	3.0	SD573
〃	〃	0.13	3.5	〃
〃	〃	0.15	4.1	〃
〃	〃	0.13	2.5	〃
隆平永宝 (PL. 53-7)	2.5	0.15	2.7	SE311B
承和昌宝 (PL. 53-8)	2.1	0.15	2.3	SE272B

Tab. 6 銅 銭 法 量 表

だが上面はわずかにまるみをもっている。7.4 cm 間隔で径 0.3 cm の小孔が3個ある。

B 金 属 製 品

i 銅 銭 (PL. 53-1~8)

万年通宝・神功開宝・隆平永宝・承和昌宝の4種の銅銭がある。すべて保存状態は極めて良好である。各々の出土遺構と法量は Tab. 6 に示した。万年通宝・神功開宝両銭の銭文には各数種を認めうるが、詳細は資料の増加をまつて述べたい。

銅銭

ii 鉄製工具類 (PL. 54)

鉄製品には、鎌・錐・刀子などがある。鎌(1)は、SE272B の底面から出土し、完形である。刃部は長さ 14.5 cm・最大幅 3.6 cm・峰の厚さ 0.3 cm で、大きく彎曲した弦月形を呈する。柄部は長さ 33.1 cm, 中央で幅 2.4 cm・厚さ 1.7 cm, 側面形で「く」の字の形に削り、末端は内側を削り残してかえり状としている。柄の先端部付近に長さ 4.5 cm・幅 0.5 cm の細長い孔を穿つて、刃の末端部を挿入し、背面に出た端を折り曲げ、木楔をさしこんで固めている。亀裂を防ぐためか、孔の上に2本、下に1本、鉄釘を打っている。柄部の材はカシである。

鎌の完形品

SE311Aから出土した錐(3)は、錐身部と柄部の一部を残している。錐身部は長さ 7.0 cm 付け根で方 0.4 cm で、柄部は現存部分の長 13.4 cm・径 1.1 cm, トネリコの心持材である。SE272B 出土の1点(4)は、同じく錐身部と柄部の一部を残し、錐身部は長さ 5.2 cm, 付け根で方 0.4 cm あり、右に3/4回転のねじれがある。柄部は現存部分の長さ 17 cm・径 1.3 cm で、トネリコの心持材である。

錐

SE311A から刀子(2)が出土している。全長 13.8 cm・刀身 8.8 cm, 刃の最大幅 0.9 cm・最大厚 0.3 cm である。

刀子

以上のほかに、直径 3.5 cm の円板状金具が SE272B から出土している。錆化が著しく、詳しくはわからないが、裏面に脚状の突起がある。

の楕円形をなす。上端は両側から削り細めて、はずを作り出している。SE311B 出土。

vi その他

SE272B 出土の用途不明品(55)は、断面がほぼ楕円形になる短い材の一端を粗く削つてまるくし、他端はやや斜めに切断し、その部分から内部を粗くえぐりとつた容器状のものである。長軸にそつた位置で向いあつて口縁下に径 0.2 cm の小孔が各1孔ある。高さ 4.8 cm・口縁部長径 6.0 cm・短径 3.5 cm で、材は堅い広葉樹である。同じく SE272B からは黒色の堅い材質の薄板が出土している。一端は斜めに切断しており、他端は切損している。長さ 18.2 cm・幅 1.0 cm・厚さ 0.4 cm で、下面は平ら

V 考 察

1 遺 跡

6ABO 区の遺跡については、すでに『平城宮報告Ⅱ』でその西半部を報告しており、今回の東半部と 6ABB 区の一部の報告をあわせると、この地域の調査報告は終了する。『平城宮報告Ⅱ』に、6ABO 区は東半西半の別なく全体として一つのまとまった官衙の敷地であることを述べた。今回、東半部の遺構について考察するに当たって、東半部のみでは説明できない点もあるため、前回報告の西半部の遺構をも含めて、6ABO 区全般について改めて考察する。

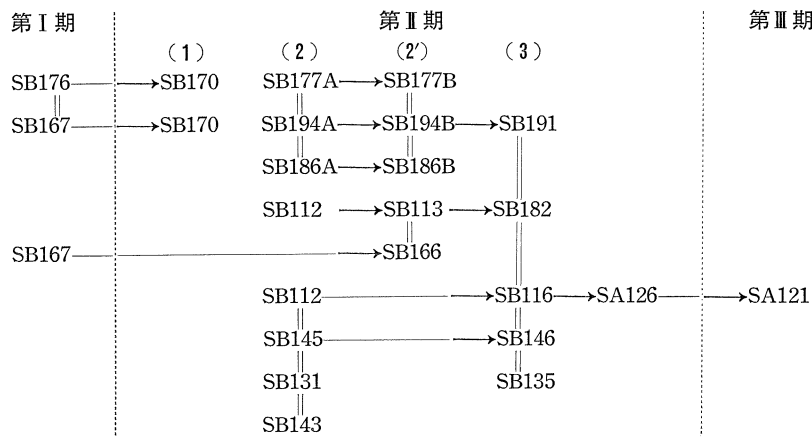
A 造営期の決定

時期決定の方法

6ABO 区では、ほとんどの遺構が重複して検出されており、各遺構の造営された時期が問題になる。造営期の決定は、3回にわたっておこなわれた盛土整地を基準とし、それぞれの整地層上で検出した遺構を第Ⅰ期から第Ⅲ期までに分類した。

6ABO 区の整地層の検出できた範囲は Fig. 2 のようであつて、この整地層上で検出した遺構が、その層の期に属することは自明であるが、第Ⅱ・Ⅲ期の整地層は後世の耕作のため、一部すでに削平されて存在しなかつたところもあり、そこで検出した遺構の造営期は、層位の明確な遺構との関連から、以下に述べるような補助的手段によつて時期決定をおこなつた。

第Ⅰ～Ⅲ期のおおののなかでの時期区分には、まず整地層ごとに検出した遺構の柱穴の重複によつて、前後関係を判定した。柱穴が重複しない遺構の時期決定には 1. 建物の柱通りの一致 2. 建物の平面規模の類似 3. 柱穴の包含遺物の比較などの補助的手段を用いた。*したがつて、SB323・324 のように重複もせず、柱通りも他と一致しない遺構の造営期は、未



Tab. 7 西半部遺構の前後関係 (→柱穴の重複 =柱通りの一致)

* 異なつた整地層で検出した遺構が、結果的には柱通りが偶然揃う例があつて、柱通りの一致は、時期決定の絶対的基準にならない。SA233 と SB206・209 がこ

の例に属する。平面規模の類似についても同様の場合がある。これら補助的手段は、絶対的なものでなく、可能性のある推定であるといつてよい。

決定のまま残さざるをえなかつた。

前回報告した 6ABO 区西半部の遺構の前後関係を『平城宮報告Ⅱ』によつて時期別に整理すると Tab. 7 のようになる。この表では、建物が第Ⅱ期に集中して造営されており、第Ⅱ期を 1. 2. 2'. 3 の小期にわけている。この第Ⅱ期の区分に問題がある。同一整地層上で多数の遺構が検出された場合、柱穴の重複している遺構については前後関係が明らかであつても、前述のような補助的手段から時期決定したものには、違つた解釈も生じてくる。『平城宮報告Ⅱ』で第Ⅱ—2期と決定した遺構について、その考察過程をふたたびここでとりあげてみよう。

時期決定の問題

SB112・131・145の3棟の建物は、柱間が復原尺で10尺等間であり、側柱列が同一線上に揃つている。また隣棟間隔は、柱間の整数倍の30尺である。この2点に注目すれば、これら3棟の建物は同時期の造営になるものと容易に考えられる。また SB143 の西妻は、SB145 の西妻とほぼ揃い、SB186・194 の東西妻が SB112 のそれとよく柱通りが合致する。このように柱通りが互いに揃う SB112・131・143・145・186・194 の6棟は、すべて同一計画で造営されたものとみなし、第Ⅱ期内の重複順序から第Ⅱ—2期と考えたのである。

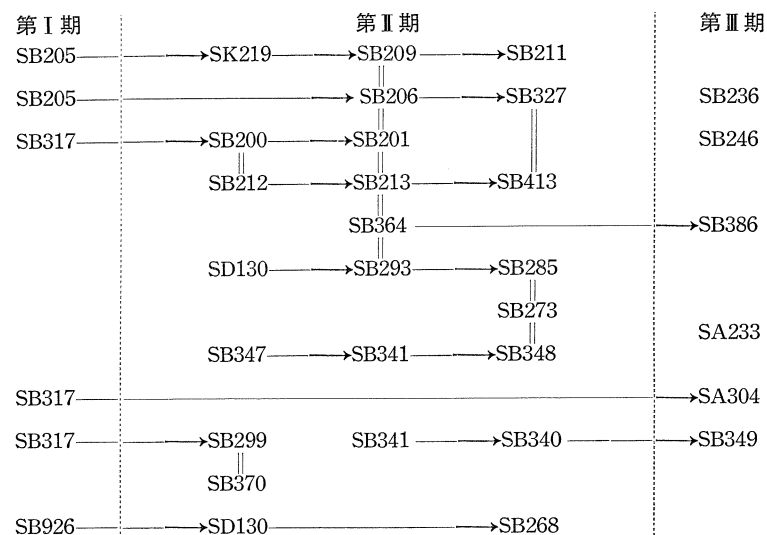
このように、狭い範囲内で隣接した少数の建物について、柱通りの合致から造営期を決定するには、さほどの矛盾がなかつたが、東半部と西半部の遺構を互いに関連して 6ABO 区全域にわたる広い範囲で考えると、各遺構の時期決定を修正する必要が認められる。

『報告Ⅱ』の遺構編年

例えば、SB112 は SB186・194 と妻の柱通りが揃うため、これらと同時期の造営と判定したが、後者の建物は SB186A→SB186B と改造されているので、SB112 が改造前の A と同時期か改造後の B と同時期か問題であつた。『平城宮報告Ⅱ』では SB112 は SB186・194 が A→B と改造されても、改造に関係なく共存するものと考え、A→B は同じ一小期内的での変化とみなして、それぞれ第Ⅱ—2期・第Ⅱ—2'期とした。

今回の調査で検出した遺構の前後関係を整理すると Tab. 8 のようになる。西半部の表と比較すると、東半部の第Ⅱ期には SB177・186・194 のように、同一小期内で A→B と各柱を平行移動して改造したとみられる建物の存在が明瞭にみとめられない。

ところで、SB212・213 や SB200・201 の関係は、北側柱列が北に 0.5m ほど移動して建てられていて、西半部の改造前と改造後の A→B 建物関係に類似する。さらに東半部と西半部の



Tab. 8 東半部遺構の前後関係 (→柱穴の重複 =柱通りの一致)

これらの建物の相互の柱通りを検討すると、SB194A・177A・212 は東西方向の柱通りがよく合致し、また SB143・194B・177B・209・213 も互いに柱通りが揃っている。この点からすれば、これら柱通りの揃う建物は、それぞれ同時期の造営とみなさざるをえない。

遺構編年の修正

このように考えると、前回報告した建物で問題になるものがいくつかでてくる。『平城宮報告Ⅱ』では、SB194A は第Ⅱ—2期、SB212は第Ⅱ—1期と考えたが、前述のようにこれは同時期とした方がよい。また、SB194B は第Ⅱ—2期の改造である第Ⅱ—2'期、SB213 は第Ⅱ—2期であり、これも矛盾する。すなわち、前回報告した建物で A・B・C・K・M 地区に存在したのについては、第Ⅱ—2期を第Ⅱ—1期、第Ⅱ—2'期を第Ⅱ—2期と一時期古く考えた方がより妥当となる。

第Ⅱ期内で時期を上げてくると、前回報告の第Ⅱ—1期が問題になる。この期に属するとした SB170 は、新しく第Ⅱ—1期とした SB177A と柱穴が重複し、両建物が同時に存在することはありえない。SB170 は整地層や柱穴の重複状況からは、第Ⅰ期より新しく、SB177A (第Ⅱ—1期) より古いことは明らかである。また、SB170 の柱穴を他の第Ⅱ—1期・第Ⅱ—2期のものと比較すると、やや小さい掘りかたであつて、この点からしても、他の建物と時期が異なることが推測される。したがつて、SB170 は第Ⅱ期の整地がおこなわれて、第Ⅱ—1期の建物が造営されるまでに、一時的に存在したものと解釈できる。つぎに前回第Ⅱ—2'期とした SB113・166 の建物も問題になる。この建物は棟方向がともに東にすすむにしたがつて南に偏り、他の建物と異なる。柱穴の重複状況からは、第Ⅱ—2期より新しく第Ⅱ—3期より古い。

暫定的な建物の存在

棟方向の偏りを重視すれば、他の建物と共存したと考え難い。SB170 やSB 113・166 は第Ⅱ期の各小期の前後に短期間存在した暫定的な建物と考えることができよう。

造 営 前	第 I 期	第 II 期			第 III 期
		1	2	3	
SD141	SB176	SD194A	SB143	SB146	SB236
SD337	SB167	SB186A	SB194B	SB135	SB246
SD338	SB205	SB177A	SB186B	SB116	SB386
SG149	SB317	SB212	SB145	SB191	SB349
SX500	SB269	SB200	SB131	SB182	SA121
	SG149	SB299	SB112	SB211	SE168B
	SD126A	SB370	SB177B	SB327	SE311B
		SB347	SB209	SB321	SE272B
		SA350	SB206	SB413	
		SD126B	SB213	SB314	
		SD130	SB201	SB308	
		SD106	SB320	SB307	
		SG180	SB364	SB285	
		SE168A	SB293	SB348	
		SE311A	SB341	SB340	
		SE272A	SA350	SB273	
			SA109	SB268	
			SE168A	SA350	
			SE311A	SA109	
			SE272A	SE168A	
				SE311A	
				SE272A	

Tab. 9 遺 構 編 年 表

SB170・SE168AはⅠ～Ⅱ、SB113・166はⅡ—2～Ⅱ—3、SA120はⅡ—3～Ⅲの間のもの

第Ⅰ期でも第Ⅱ期に似た問題がある。SB176・167の建物の棟方向の偏りや、SD126Aとの重複からは、第Ⅰ期をさらにわけるときか検討を要するが、この点については次節でふれる。6ABO区で検出した遺構を、柱穴の重複や柱通りの一致、平面規模の類似などから改めて各時期に分類するとTab. 9のような編年が可能になる。なお、第Ⅱ—1期と第Ⅱ—2期の間に暫定的な建物の存在が認められず、この移行は他の小期と異なることが注目される。

B 造営期別の建物配置

前節で造営期別に遺構を分類したが、ここでは主として建物の配置について述べてみたい。最も古い遺構は地山に直接掘られたSD141の溝である。この溝には流砂の堆積や遺物の出土もなく、ごく短期間しか存続しなかつたようである。第Ⅰ期の盛土はこの溝をうめている。

i 第Ⅰ期の配置

この時期に属する建物は5棟で後の時期に比べて少ない。建物はすべて第Ⅰ期の整地層上で発見されているが、すべてが同時に造営され共存したか明らかでない。とくに、SB167・176は他の3棟と方位が異なり、造営時期も異なるかもしれない。また、SB176は第Ⅱ—1期まで存続するSD126の溝と重複することから考えると、SB205・317より古い可能性がある。第Ⅰ期の建物は、他の期のもものと比較すると、概して、柱間が等間でなく広狭があること、建物の造営単位尺が他の期に比べて短いことに特徴がある(別表1)。また各建物間の隣棟間隔が大きく、他の期のように密に配置されていない。第Ⅰ期には、6ABO区の西部はSG149の低湿地がそのまま残っており、第Ⅰ期整地層の範囲は6ABO区の中央部が主であつて、敷地は必然的に6ABO区の中央部に限られたと思われる。SB269を門のような施設と考えれば、第Ⅰ期の東限はこの付近に求められるが、この門と併設されたような、南北に通る築地状の遺構は発見されなかつた。第Ⅱ期の造営の際に削平撤去されたのであろうか。東限をこの辺りと考えると、第Ⅰ期の建物は広い敷地内に分散して建てられたことになる。配置上からは、第Ⅰ期の各建物をSB176・167、SB205、SB317と3区に分割してみることもでき、それぞれ機能的に独立したものとも考えられる。

第Ⅱ—1期の敷地

造営単位尺のちがひ

ii 第Ⅱ—1期の配置

第Ⅰ期の建物の撤去後、6ABO区全域が盛土整地され、敷地が拡張される。すなわち、東はSA350の築地で限られ、また南はSD130の溝の北に築地が築かれたようであつて、この位置が南限と考えられる。建物の棟数も9棟にふえ、各建物はたがいに柱通りを揃えて配置される。この期の建物のなかで、SB170は最も古い時期のものであつて、第Ⅱ期の整地がおこなわれた後に直ちに造営される。この建物が存在した時期には、他に共存する建物がなく、第Ⅱ—1期と整備される以前に、暫定的に存在した建物とみなされる。

SB170の意味

SB170が撤去されて第Ⅱ—1期の建物が造営整備される。この期に属する建物の棟数は8棟であつて、建物配置から東西2群に分けることができる。東西両群の間で建物の柱通りがよく揃っているし、また各建物の造営単位尺も共通している*。東の群では、SB200が4面廂の建物であり、西の群ではSB186Aが2面廂の建物であつて、両群の主要な建物になるが、むし

* 造営単位尺は29.7cm(別表1)で、柱間寸法も10・9.5・9の3種に大別できる。なお、SB347は柱通りが他の建物と揃わず、柱間も8尺であり、また、SB212

の造営単位尺がやや異なっているが、これら2棟の建物は柱穴の重複状況から第Ⅱ—1期とみなさざるをえない。

ろ全体として SB200 を正庁とするまとまつた官衙とみなされる。SB200 と SB212, SB186A と SB194A のように前後に並ぶ建物は、正・副の関係にある建物とみられる。

東へ偏つた
中軸線

6ABO 区の中央付近では、SD130 が南に突出して SD244 になり、この突出部分がこの敷地の開口部のような様相を示している。『平城宮報告 II』でもふれたように、ここをこの敷地の開口部として、この位置に第 II—1 期の官衙の中軸線を設定できるが、この中軸線は宮域の中軸線よりやや東によつていて問題である。SD130 の南に平行して SD106 の濠状の遺構が西半で検出されている。この濠はこの中軸線に対称に東にも掘られている可能性もあり、南に何らかの建築群が存在して、その敷地の北限としての濠とも考えられる。第 I 期には、この南に第一次内裏があつたと考えているが、この期になつてもなお建物が存続したか、あるいは内裏が廃され他の建物群がつけられたのか、今後の調査をまたねばならない。

井戸の時期

井戸がこの期につくられたとする積極的な根拠はないが、官衙が整備されたこの期から設けられたとみてよくだらう。SB170・200 の真正面に井戸があることから、井戸が建物と対になるように計画的に配されたと考えられる。とすれば、SB170 と SB200 は時期が異なるので、SE168A が SE311A よりも古い時期につくられた井戸ということになる。2 個所の井戸の手法の差が枅材の組手に認められるのは、このような時期的な違いによるのであろうか。

iii 第 II—2 期の配置

第 II—1 期
の拡張発展

SD130 が廃されて敷地がより南にひろがる。東限の築地は前期から引きつづいて使用される。南限は明らかでないが、SA109 はこの期の建物と位置的には共存しうるので、この期から存在する可能性はある。^{*} 第 II—1 期の SB177・186・194・200・212 の建物はほぼ同位置で改築されるとともに、周辺がより整備された配置となり、棟数も16棟と増加する。主要な建物が同位置で改築されている点を重視すれば、第 II—1 期と第 II—2 期の建物群は、似たような性格をもつたとみなされる。前期と比較すると、東西両区とも主な建物がほぼ同位置を踏襲し、さらに、東端西端が発展した形となる。

建物のうち、SB201 は 2 面廂の南にさらに孫廂が付けられた平面であつて、この期の建物のなかでは最大の規模をもち、この官衙群での正庁とみられる。西区では SB186A に代わる主要な建物はなく、すべて廂のない建物が連立しているので、前期と比べると西群はより従属的なものに変化したと認められよう。

建物は敷地内に密に配置されているが、井戸付近では、井戸を利用できる建物配置になつており、この期にも既存の井戸がそのまま使用されていたとみられよう。

同一規格に
よる造営

各建物の規模・配置を検討すると、各柱間はほとんど10尺等間で、掘立柱穴の形状・寸法とも同じ規格で掘られているし、柱通りが各建物ともよく揃っている。この期の造営が同一計画でおこなわれたことは明らかである。柱間が各建物とも等しいことは造営時に同一規格の部材を大量生産することが可能であつて、これらの建物群は短期間に造営されたと考えられる。

第 II—1 期と比較すると、建物配置は基本的に変化していないので、同じ性格の官衙があつて、より整備発展したものとみられる。一方、全体的な配置をみると、東半部と西半部に 2 分され、その中央にあたる I・J 地区には建物がなく、この地区が敷地の中央部であることを示

^{*} SB320 をこの時期に比定したが、柱間が広いという以外に積極的理由はない。SA109 が東西対称にこの

期からあつたとすると、SB320 をこの時に期比定するのは問題になる。

す。この地区は平城宮の中軸線上にあり、それに対して SB176B・194B・186B は SB209・213・201 とほぼ対称に配置されている。官衙の中軸線が第Ⅱ—1期より西によつて宮域の中軸線と一致する点は注目される。

iv 第Ⅱ—3期の配置

この期の敷地は第Ⅱ—2期と異ならず、建物もこの敷地全域に配置されている。建物は柱間が狭くなり、桁行間数も概して少なくなる。片廂付の建物の増加と梁間2間のみの建物の減少がめだつ (Tab. 10)。また建物の柱穴には柱抜取痕跡がなく、柱根が残っているものも多い。

片廂付建物の増加

建物の配置は、6ABO 区全域を東西に2分している点で、これまでのものを踏襲しているとみなせるが、全域を通じて柱通りをそろえることはしていない。むしろ、建物群は小区に分けて配置されている。この小区には、SB116・327・211のように、その区の核となり数棟を付属して配されるものや、SB112・191のように1小区に独立して建てられるものがある。井戸は3小区に1個所ずつ配されている。小区内では各建物の柱通りがよく揃うことが認められる。

各小区には、その区の主要な建物として両面廂もしくは片面廂の建物が必ず配置されているが、第Ⅱ—2期のように、主要建物と付属建物が南北に併置して配される形式は認められず、2~3棟の建物が求心的構成をもつて配置されている。このことから、各小区は同一官衙内の分割された部局を構成したように考えられる。井戸は建物と位置的に重複しないし、出土遺物からも井戸がこの期に使用されていたとおもわれる。

第Ⅱ—2期が第Ⅱ—1期の発展として容易に理解されるのに反して、第Ⅱ—3期は、その配置から第Ⅱ—2期の直接の発展形態として把握することは困難である。建物が大きく東西両区に分けて配置される点は第Ⅱ—2期と同じであるが、各小区への分化がはじまることは全く違う性格の官衙がつくられたと考えられないこともない。しかし、後述するように、出土遺物からこの地区では第Ⅱ期を通じて同一官衙が存在したとおもわれるので、このような配置の変化はむしろ同一官衙内の機構の変化によつて生じたものであろう。

官衙機構の変化

v 第Ⅲ期の配置

第Ⅱ—3期の建物が撤去され、敷地全域にわたつて整地がおこなわれる。発見した建物の棟数はわずか4棟であるが、この期の土壌は6ABO 区全域にわたつて検出されているので、この地域はこの期にも広く使われたであろう。敷地は柵によつて東西5小区にわけられている。各小区には建物が配置されたと考えられるが、それらは掘立柱建物でなく、その後の耕作によ

平城上皇期の建物

身舎 梁間	構造	造営期					計
		I	Ⅱ—1	Ⅱ—2	Ⅱ—3	Ⅲ	
1間	切妻	1	1	0	1	0	3
2間	切妻	1	4	10(2)	6	4	25(2)
3間	切妻	0	0	2	0	0	2
2間	切妻・片廂	0	1	0	7	0	8
2間	切妻・両廂	1	1(1)	1	2	0	5(1)
2間	切妻・両廂・孫廂	0	0	1	0	0	1
2間	4面廂	1	1	0	0	0	2
計		4	8(1)	14(2)	16	4	46(3)

Tab. 10 造営期別主要建物の規模分類表 ()は暫定建物

つてその痕跡が失われる程度の小礎石、もしくは土居の上に柱を建てた建物であったのではなからうか。井戸は以前のものを改造して使用している。このことから、井戸を使用した生活空間の存在を推測させ、この地区に何棟かの建物が当然存在したものと思われる。

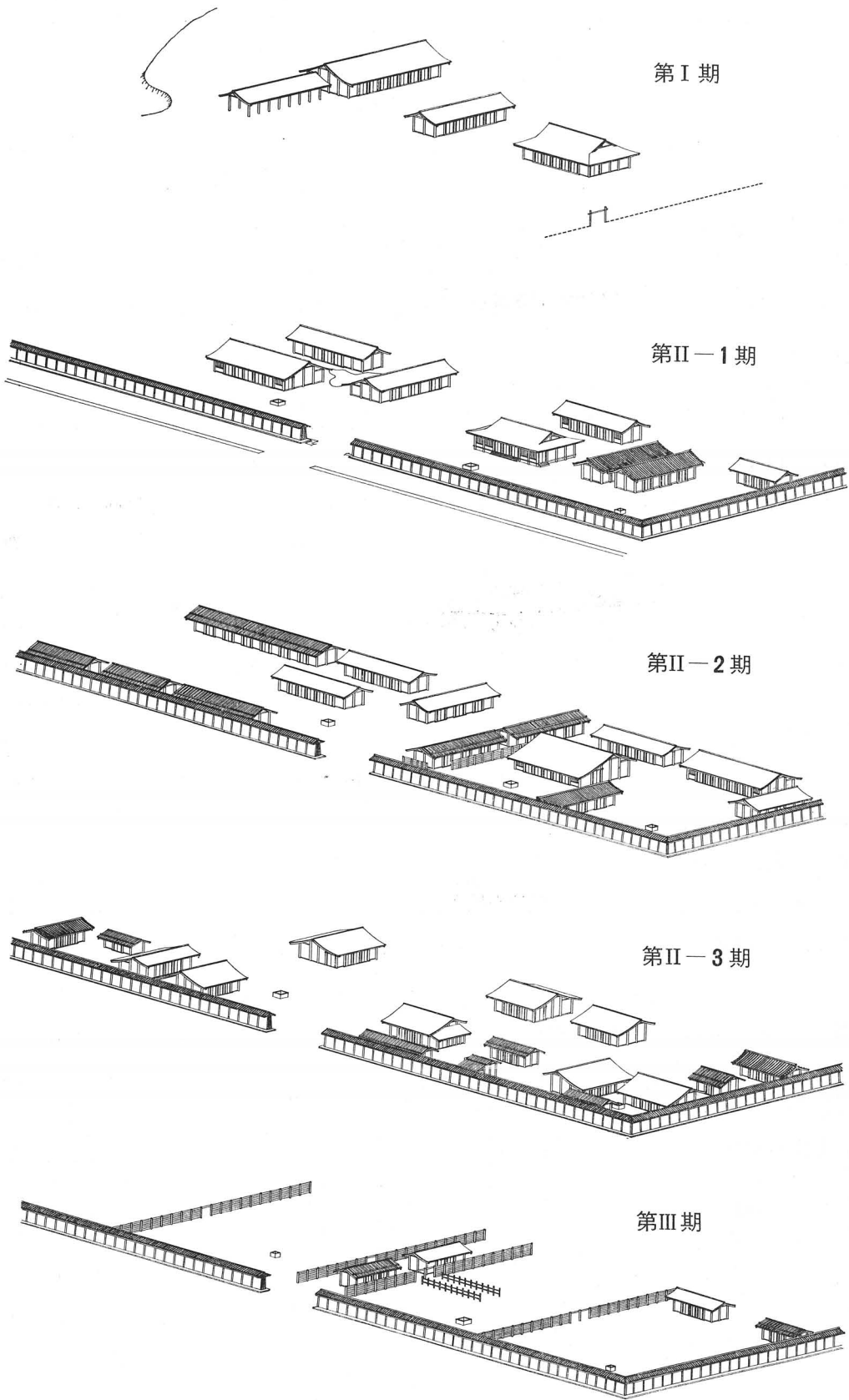


Fig. 12 造営期別建物復原図

vi 建物の配置と官衙の変遷

各期の造営年代については、すでに『平城宮報告Ⅱ』で第Ⅰ期を和銅創設の造営、第Ⅱ—1期を恭仁京から還都後おこなった改修工事として天平末年ごろ、第Ⅱ—2期をSK219出土の木簡から天平宝字7年頃、第Ⅱ—3期を掘立柱の耐用年限から宝亀年間に、第Ⅲ期を平城上皇の造営に関連して大同4年頃と比定した。したがって、第Ⅰ・Ⅱ期は平城宮に関連する官衙、第Ⅲ期は平城上皇の上皇御所に関連するものとなる。ここでは奈良時代の1官衙の建物配置と変遷を問題にする上で、第Ⅰ・Ⅱ期の配置をとりあげてみたい。

造営期の年代比定

第Ⅰ期を和銅創設から天平末年ごろまでとすると、約40年間となるが、掘立柱の耐用年限からすればやや長すぎるきらいがある。和銅創設の際、直ちにすべての宮内諸官衙が完成されたかは明らかでない。むしろ、長期間を通じて完成されたとみるべきであろう。事実、和銅4年には宮垣すらも未だ完成していない状態であり、和銅7年にあらたに造宮省に史生を6人加えていることなどからすれば、和銅以降宮内の造営は連続しておこなわれていたことが知られる。また『藤原武智麻呂家伝』に、養老5年に武智麻呂が造宮卿の時、工匠を率いて宮内を改作したとの記事があり、このころに改作がおこなわれたことがわかる。『家伝』によれば、彼は神亀元年2月には既に知造宮事であり、『公卿補任』には神亀3年にも知造宮司事に任じられていることが記されるので、少なくとも神亀元年以降は知造宮(司)事という官職があつたことが知られる。一方『続紀』には神亀元年4月に造宮卿兼犬養筑紫の死亡の記事がみられるので、造宮卿と知造宮司事の両者の存在が認められ、宮内造営の機構強化がうかがわれる。さらに神亀元年3月に設けられた催造司は、これらの監督・推進に当つたであろうし、宮内整備のためまだまだ造営がつづけられていたのであろう。これらの記事から、第Ⅰ期の造営は長期間であつたこと、また、神亀を境にして造営の態勢に変化があつたことを考えさせられる。

神亀ころの改作

第Ⅰ期ではこの神亀頃を境にして、造営期を2小期にわけて考えるべきでなかろうか。第Ⅱ期も造替年限としてほぼ15年ほどの小期に分けられるから、第Ⅰ期にも神亀頃に改作があつたとするのが妥当である。そうすると掘立柱の耐用年限が長すぎる問題とも矛盾しない。^{*} 第Ⅰ期の建物のうちSB167・176は、他の2棟と方位が異なり、造営が2回あつたとすれば、SD126Aとの重複から第Ⅰ期でも古い時期にあてられる。

第Ⅰ期の小区分

第Ⅰ期の建物の配置をみると、第Ⅱ期と比べて単に棟数に変化があるばかりでなく、配置方法が全く異なっている。しいて共通点をあげるならば、敷地の東部に正庁とみられる4面廂の建物が1棟存在することだけであつて、これからは、第Ⅰ期と第Ⅱ期は同一官衙であるとするには資料が不十分である。第Ⅰ期末に相当する天平末年のころの宮内事情を考慮すると、第一次朝堂院・内裏が東の第二次朝堂院・内裏と占拠が移動したとみられるし、それに伴つて宮内の官衙も一部占拠の移動があつたろう。6ABO区でも、占拠の移動を考え、第Ⅰ期と第Ⅱ期の建物を異なつた性格の官衙とみなした方がよさそうである。例えば、第10次以降の発掘調査で、第二次内裏に北接する6AAO区で発見した遺構群のうち、時期的に第Ⅱ期に相当するものは、第二次内裏に関連する建築群であり、これらは平安内裏北辺の蘭林坊・桂芳坊・華芳坊のよう

第Ⅰ期の官衙の性格

^{*} 宮内官衙建築は今迄の調査から殆んど掘立柱の建物であることが確認され、恭仁京遷都について新しい問題を提起できる。恭仁遷都の理由として、従来から藤原広嗣の乱・橘諸兄の献策など、政治的方面から考慮

されているが、掘立柱建築の耐用年限を考えると、天平12年頃には、宮内建物の改築時期がきていたことも無視できない。このような建物の構造的な面も恭仁京遷都の一素因としてつけ加えられるのではなかろうか。

な、内裏に付属する建物の前身的なものと理解された。6ABO 区は第一次内裏に北接する地域であつて、第Ⅰ期の遺構群は位置的に、第一次内裏に付属する建物とみられないこともない。遺構群が散在することもその可能性を考えさせる。

第Ⅱ期の官
衛の性格

第Ⅱ期の配置は各小期ごとに変化している。各小期は天平末年・天平宝字7年・宝龜のころにはじまり、長岡遷都を考えると期間は15年前後になる。これは掘立柱建物の改築としては適当な時間経過である。井戸が使用されたのは第Ⅱ期はじめからの可能性がつよく、井戸を必要とする官衛がこの地区に設けられたと考えてもよいだろう。この点でも前期と官衛の性格の異なることが知られるのである。第Ⅱ-1期と第Ⅱ-2期の配置を比較すると、東西部にわける中軸線の変更が著しい差異であるが、敷地が南に拡張されるにもかかわらず、基幹になる建物の配置に変化がない。またほぼ似た位置で改造されていることは、第Ⅱ-1・2期とも同じ官衛が存続したものと理解され、この官衛の付属施設が拡大発展していったと認められるのである。ところで、第Ⅱ-2期の造営をみると、各建物が統一的規格で建設される点や、建築群が宮域中軸線と関連して造営される点からは、この期の造営が宮城内の全官衛の整備工事の一環としておこなわれたことを推定させる。

宮内省大膳
職

第Ⅱ-1期にこの地域に存在した官衛は、SK219 出土の木簡の記載内容から、宮内省大膳職の可能性が大きい。今までの発掘調査結果では、1地域に多数の大井戸が発見されたのはこの地域の他になく、大膳職の占地と井戸の存在は密接な関係にあつたとみられよう。

第Ⅱ-2期の拡大発展は付属屋ともいべき梁間2間の切妻の建物の棟数の増加であり、とくに西半部の建物はすべてこの平面形式の建物が並んでいて、似た性格の建物を集中して、この地域に特別な機能をもたせたとみられよう。後述するように、これらの付属屋を倉代屋とみなして、西半部が貯蔵空間を構成したとも考えられる。

第Ⅱ-3期
の特色

第Ⅱ-3期は、配置からみれば、第Ⅱ-2期の改造というよりむしろ建物配置を根本的に改めた時期として理解される。第Ⅱ-3期の配置の基本は、敷地を分割して小区を設けたことである。この期では明らかにこの地域の官衛の正庁と目されるような大規模の建物を指摘することは不可能である。しかし、各小区には必ず両廂もしくは片廂をもつ建物が配されて、その小区の主要殿舎とみられ、各小区がそれぞれ独立した機能をもつていたように考えられる。したがって、建物配置から官衛機構を類推すれば、この時期のこの官衛においては機能分化がおこなわれて、分掌が確立したのではなかつただろうか。井戸 SE311A ではこの井戸の最終期を示すとみられる井戸内の堆積のなかに、「墓所」の墨書のある土器が出土しており、醬院や菓餅所のような大膳職内の一部局としての墓所を考慮しうることなどから、この井戸をつかっている第Ⅱ-3期の官衛もやはり大膳職とみられる。建物の配置にみられる小区の分化は大膳職内の機構の分化として理解されよう。

暫定的建物
の意味

なお、第Ⅱ期では小期の前後に暫定的に存在した建物がある。ここで改めてその意味を考えてみよう。第Ⅱ期のうちもつとも古い建物は SB170 である。この建物は第Ⅰ期の建物が撤去されて、敷地が盛土整地されてから建てられている。この建物の真正面に SE168 の井戸が設けられて井戸と対に造られたとみられ、この関係は第Ⅱ-1期の SB200 と SE311 の関係に似る。そのことから SB170 は SB200 がつくられる官衛が完成する前に暫定的にこの官衛の主要な機能を果していたとみることもできる。第Ⅱ-1期は東半部から造営され、SB200 が竣

功したのち、SB170 を撤去して西半部の造営にとりかかったと推測できよう。

第Ⅱ—1期と第Ⅱ—2期の間にはこのような暫定的な建物は存在しない。第Ⅱ—1期から第Ⅱ—2期と整備される際、すべての建物が撤去されるとすれば、大膳職の機能は一時停止されねばならない。したがって、当然暫定的に所掌事務をとり扱う建物が必要になる筈である。しかし、このような建物がみあたらないことは、第Ⅱ—1期から第Ⅱ—2期への移行は、全建物を一時に撤去することなく、配置計画をたてて部材を用意し、一部から撤去しながら造営していったとみられるし、またこれが可能であつたのも同一官衙であつたためと思えるのである。

造営方法の推定

第Ⅱ—2期から第Ⅱ—3期への移行の際も当然所掌事務を停止することは困難であり、造営は一部から開始せざるを得なかつたろうと考えられる。各小区での配置は柱通りを揃えるが、全体として、統一的な配置計画をもたない点はそのことを裏付ける。第Ⅱ—2期の計画性に比べておとるのは、どのような理由によるのであろうか。この期には SB113・166 の暫定的に存在した建物がある。これらはともに切妻の梁行2間の建物であつて、西半部を貯蔵空間とみれば、造営中に一時的に収納を移動するための施設として解釈できよう。

以上のように、6ABO 区における奈良時代官衙の変遷を通観すれば、第Ⅰ期から第Ⅱ期の変化は異なる官衙によるものであり、第Ⅱ期内的変化は、同一官衙内における整備発展と機能分化として説明できる。なお、第Ⅲ期については平城上皇に関連する遺構であつて、発見建物の棟数が少なく、単に区画割が認められるだけで、その実態は不明である。前にもふれたように小礎石或は土居をおくような建物が存在した可能性は大きく、遺構が発見されなかつたとはいえ、平城上皇の遺構は、単に区画割のみであつたとは断言できない。

6ABO 区の官衙の変遷

C 官衙建物の配置

官衙建物の配置については、朝堂院・大宰府・諸国の国郡衙にみられるような正殿と副殿を前後に並べ、また正殿前面に東西対称に殿舎を配置する方法が当然考えられる。『大内裏図考証』をみると、例えば太政官や宮内省の正庁・東庁・西庁・後庁はこのような原則で配置されている。一方、神祇官の配置はこれと異り、南北の建物はそれぞれ無関係に配置されているようであつて、各官衙を通じて同じような配置がおこなわれたとはいえない。

官衙建物配置の原則

『大内裏図考証』に記される平安宮の大膳職の建物は、正庁・東舎・西舎・北屋・菓餅所・雑舎・倉などであり、他に醫院が独立している。しかし、これらの建物がどの様に配置された

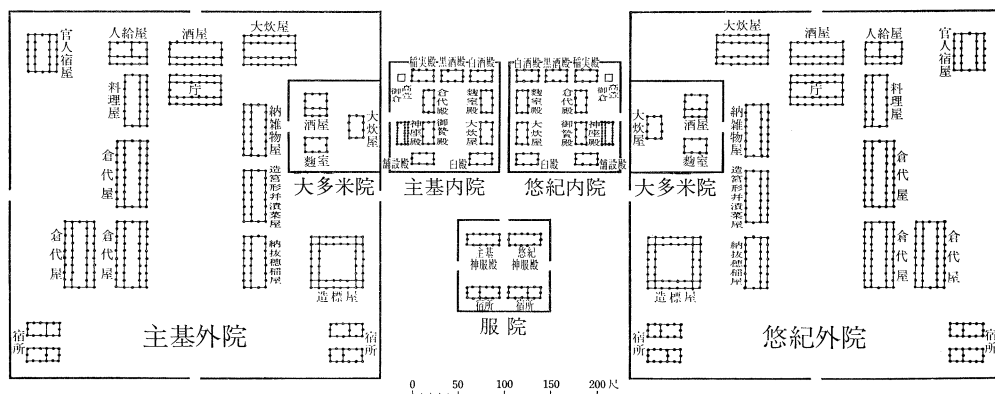


Fig. 12 大 嘗 会 外 院

悠紀・主基
外院の建物

かは不明であつて、配置と機能の問題は全く知りえない。広い意味で食糧に関係する殿舎の配置がわかるものは、大嘗会の際に、北野に卜定して設けられる悠紀・主基の在京斎場の内外院の建物配置である。外院は Fig. 12 に示すように殿舎が配置され、殿舎は庁・酒屋・人給屋・料理屋・倉代屋・宿屋・大炊屋・納雑物屋・麴室等からなる。^{*} 建物を平面規模で分類すれば、両廂付建物は庁・大炊屋・官人宿舎・倉代屋であり、片廂付建物は酒屋・人給屋であり、廂のある方が正面を向く配置になつている。平面規模からみれば、庁は両面廂の建物であるが、建物の用途として両面廂は必ずしも庁ばかりでない。したがつて、庁としての条件は、核になる位置にある4面廂もしくは両面廂の建物であつて、庁と同規模の平面でも、配置上核にならない建物は、大嘗会の外院にみられる大炊屋・倉代屋のように、付属建物とみなさねばならないことになる。大嘗会の主基外院の庁付近の配置をとりあげると、第Ⅱ—2期の配置によく似た形になる。それ故、核になる SB201 を庁とみることは妥当であり、SB206・209・293等の南北棟の建物は納雑物屋・倉代屋のような貯蔵所や、料理屋・造筍形漬菜屋のような作業所と考えられよう。この外院の内には大多米院があり、一部局としてまとまつている。このような配置は、第Ⅱ—3期にみられる建物の配置に似ており、第Ⅱ—3期では各部局がまとまつて配置されたと考える根拠を与える。もちろん、大嘗会の外院の殿舎配置と大膳職の官舎の配置とは、何ら密接な相関関係があるわけでないが、建物配置から建物の性格を考える一指針としてとりあげたのであつて、これとの比較で、6ABO 区の建物について正庁と付属屋、あるいは官舎内の一部局を類推することはできよう。

建物の用途

倉代屋の可
能性

各建物の用途を推定するため、西大寺資財帳の食堂院の建物のうち、食糧に関係するものを選びだすと、東西の檜皮葺厨は11間×4間(110尺×40尺) 倉代5間×2間(50尺×20尺)であり、政所院では檜皮葺厨5間×2間(45尺×16.5尺, 45.5尺×19尺, 50尺×20尺) 檜皮葺政庁5間×2間(46.5尺×20尺)であり、平面からは5間×2間の規模をもつものに政庁・厨・倉代の種類がある。諸寺の資財帳や和泉監の正税帳にある倉代屋も梁行2間のものであり、平面から建物の用途は限定できない。この地区が大膳職とすれば、当然貯蔵空間としての建物が必要であり、梁行2間の建物の一部を倉代屋にあてることができる。ともあれ、位置・規模から正庁を推定するのは可能であるが、付属屋の性格を限定することは困難である。

D 建物の平面と構造

第Ⅰ期・第Ⅱ期の建物を分類すると Tab. 11 のようになつて、身舎2間の切妻の建物もつとも多く、片廂・両廂・4面廂と平面規模が大になるにしたがつて、棟数は少なくなる。これらの建物のうち数少ない形式のものは、身舎3間 SB293・341 と孫廂をもつ両面廂の建物 SB201 であつて、僅か1~2例のみである。

床張り建物

発見された建物のうち、身舎あるいは廂内に床束の痕跡とみとめられる小穴が棟方向に1列あつたものは、SB116・170・186・200 であり、床張りの建物であつたと考えられる。^{**} また SB285 は、廂に1列、身舎に2列の小穴が棟方向に並んでおり、同様床張りの建物と考えられよう。ところで、このような床束の穴の他に、建物内に小柱穴の並ぶものがある。それらは、SB191・192, SB170・171, SB364・366・375, SB299・300・389, SB370・371, SB293・297

* 『儀式』巻2による。『延喜式』では多米酒屋・倉代屋・供御料理屋・多米料理屋・麴室の名がみえる。

** SB201 も床張りかもしれないが、床束の位置が SB200 の柱穴と重複して確認できなかった。

身舎 梁間	桁行間数 構造	3間	5間	6間	7間	9間	13間	計
		1間	切妻	1	1	0	1	
2間	切妻	2	6	1	14	0	1	24
3間	切妻	0	0	0	1	0	0	1
2間	切妻・片廂	2	5	0	1	0	0	8
2間	切妻・両廂	0	3	1	1	2	0	7
2間	切妻・両廂・孫廂	0	0	0	1	0	0	1
2間	4面廂	0	0	0	2	0	0	2
計		5	15	2	21	2	1	46

Tab. 11 建物構造類別表

にみられ、建物の柱と重複せず廂或は身舎内によくおさまる位置にある。これらの小柱穴は建物と共存し、建物内につくられた棚のような格納施設か、あるいはこの部分のみ床を張ったものとみられる。

格納設備

棚のような施設を考えるならば、建物内の広い部分をこの施設がしめる SB299・370 は倉代屋と考えてよい。このような束穴の検出されなかつた建物は土間であつたとみるほかはない。SB205 で塙が検出されたほかは、土間床の設備はわからない。また、各建物の柱間装置については全く不明である。内部に間仕切りを設けた建物には SB327 があり、桁行を3間2間にわけている。この平面形式は建物内を室・堂にわけた大嘗会正殿の平面に似ており、また前掲の大嘗会外院の諸宿所とも同じ形式である。廂を設けている点は人給屋に近似する。SB327 は間仕切りを設けて東西を別な用途にあてたことを示している。特異な平面のものに SB285 があり、背面の側柱が2個所欠けている。この部分のみに土居をおき、その上に柱をたてたのであろうか。ともあれ、このような平面は、この建物の用途によるものと推測されるが、肝心の建物の性格は判然としない。

内部間仕切

平面寸尺と各期の建物の関係をみると、第Ⅰ期は造営単位尺が他の期に比べ短かく、柱間も異なる。第Ⅱ—1期になると造営単位尺が統一され、柱間も10尺のものが多くなり、第Ⅱ—2期では造営単位尺も柱間寸法も統一される。また、第Ⅱ—3期は造営単位尺は不同で柱は10尺より小さくなる。第Ⅱ—2期の柱間が10尺間で統一されていることは、桁・梁は無論、柱などまで同一規格のものが使用できる利点があり、この期の造営は大量生産による建設だつたと思われる。また、中軸線が宮域のそれと一致することもあつて、宝字7年頃の宮内改作は、宮内の全建物を統一的計画の下で改築したと考えてはどうだろう。この時期は第Ⅱ—1期の建物がほぼ改築を必要とする頃にあたり、この

造営単位尺

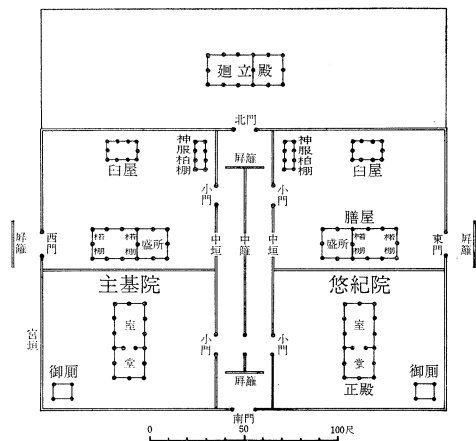


Fig. 13 大嘗会内院

ような計画で改築される可能性が十分ありうる。

第Ⅱ—3期の建物では廂付の建物が多くなる点が注目される。ところで、明らかに柱を抜取つた痕跡が認められた建物は SB131・143・177 A・186A・194A であつて、第Ⅱ—1期と第Ⅱ—2期を比較すると、第Ⅱ—2期の建物は柱を抜いた痕跡のないものが多い。したがつて、第Ⅱ—2期の建物の多くは撤去にあつて柱を抜かず切り倒したとみてよい。15年ほどの経年では掘立柱は根部が腐朽しても地上部分の再用

掘立柱の再
使用

は可能であつて、それを第Ⅱ—3期に再利用した疑いが濃い。柱高をもとのままに保つには、掘立柱にすることをやめて、礎石あるいは土居の上に柱を立てねばならないが、第Ⅱ—3期の建物は掘立柱建物として造営されている。掘立柱として再利用するためには、根部を切り取つた場合、身舎の柱を廂の柱に転用せねばならない。掘立柱の地中に埋める部分は柱穴の平均値によると3尺にみえない。^{*} 記録上掘立柱建物として知られる信楽にあつた藤原豊成の板殿は、長50尺広26尺柱高16尺の建物であるが、天平宝字5年12月の勘注には柱の長さ20尺と記されているので、掘立てた部分は4尺として勘注している。しかし、天平宝字6年正月の造石山院所返抄によれば、この柱の実長は19尺となつており、現実には3尺より掘立てた部分がなかつたことが知られる。建物を壊す以前の勘注のとき、柱の長さを20尺とみているのは掘立柱を4尺ほど埋めるという常識があつたためではなからうか。^{**} 掘立柱建物を再用する場合、柱を抜かず切りとつて再利用するとすれば、4尺ほど長さが短くなるわけである。身舎の柱高が15尺前後であつたとすれば、この柱を廂に用いると、柱高として11尺前後で再用できる。第Ⅱ—3期の建物には、廂部分のみ礎石を用いた SB211・413 のような建物もある。これは廂の柱が短かいために掘立柱にすることを避けたのであろう。SB413 のように、廂の妻の柱のみ掘立柱にしているのは構造上考えたことであろう。第Ⅱ—3期の建物に廂のあるものが多いのは、第Ⅱ—3期の造営に当つて、第Ⅱ—2期の部材を転用したため、柱高が低くなり、廂のある建物が多数建てられたのでなからうか。第Ⅱ—3期の建物の柱間が8尺前後なのは、第Ⅱ—2期の建物を解体する際の部材の継手仕口の損傷部分をすてて転用したためとも考えられ、第Ⅱ—3期の建物は第Ⅱ—2期の部材を再利用した可能性がよい。

掘立柱建物の
構造

このような掘立柱の建物の構造がどうであつたかは推測するほかない。構架としては二重虹梁臺股・叉首組・束立の3種が考えられる。前にあげた大嘗会の正殿は『儀式』から簡単な構造であることが判る。^{***} この平面は SB327 の身舎と全く同じであり、構造は柱高10尺、椀長13尺、椀(ウタチ)高4尺とあり、束立となつている。また信楽にあつた藤原豊成殿板殿も前掲の記録に宇太知、宇立、宗立とそれぞれ記され、東によつて棟木をうける構造である。6ABO 区の瓦出土状況から、この区の建物は瓦葺が少なく、SK217・219 や井戸などから檜皮の断片が多量に出土しているので、多くは檜皮葺あるいは板葺のような軽い屋根であつたと思われる。第Ⅱ—2期の造営のように大量生産的な造営を考慮すると、建物の構造も簡単であつたろう。梁に束を立て棟を支え、桁も柱に直接の斗栱のない構造であつたろうと推測される。^{****}

掘立柱建物
採用の理由

官衙建物が掘立柱建物である理由は何であろうか。掘立柱でも礎石を用いても平面では異なることがない。礎石が大陸風、掘立柱が和風とする従来の考え方も、官衙建物が和風でなければならない必然性はない。^{*****} むしろ、掘立柱使用による建物の造営は、その建物の使用目的に関係するのではなく、技術や構造に関係するものと考えたい。礎石の建物と掘立柱建物の得失を検討してみよう。平城宮内の諸建物をすべて瓦葺にするには、瓦の所要量は莫大になり、一般の官衙建物まで葺くほど生産は不可能であつたろう。そのため、官衙建物は檜皮葺もしくは

* 現状では旧地表が削平されているので、実際の柱穴は3尺くらいと考えられる。

** 勘注北殿板葺屋一字(天平宝字5・12.28)『大日古』4。
造石山院所返抄(天平宝字6・正.15)『大日古』15。
造石山院所解案(天平宝字6・閏12.29)『大日古』16。

*** 五間正殿一字 長四丈 広一丈六尺 柱高一丈 椀

長一丈三尺 以葛野席覆其上 椀高四尺 以北三間為室 南戸 葺席 以南二間為堂。

**** 隅のみは柱上に肘木をのせるかもしれない。

***** 法隆寺東院の夢殿・伝法堂をのぞく堂舎は当初掘立柱建物であつた。

は板葺にせざるをえなかつたと思われる。ところで、寺院建築にみられる古代の建造物は、柱上に斗拱を設け、桁・梁を架けて屋根を支える方式であつて、軸部は頭貫のほかに柱をつなぐ貫材がなく、勿論筋違も使われていない。壁間渡材をのぞくと横の連結材は外からうちつけた長押のみといつても過言でない。したがつて、礎石上に建てられる建物は、柱上部のみが連結されるだけで、壁体がなければ水平方向の力に対して甚だ脆弱であり、屋根上の瓦の荷重によつて水平方向の力にたえなければならぬ。ところが掘立柱の場合は、柱が一本ずつ固定されているため堅固な壁をつくらずにすむし、また屋根による荷重も大である必要もなく、檜皮・板のように軽い材料を葺材に使用できる。これはまた柱の径が小さくてすむ利点がある。^{*}さらに身舎のみの梁間2間の建物にみられがちなねじれも防止できる。造営の際の立柱も礎石にたつ建物より容易である。以上の点を考えれば、官衙建物が掘立柱の建物であつたということは、屋根葺材料が容易に入手でき、また施工も簡単であることに求められよう。部材を統一して、大量生産によつて建設する事情を考慮すれば、掘立柱建物は、多数の建物の造営にあつて、当時必然的に要求された構造方法の所産であつたとみられるのである。

2 遺 物

A SE311・272 出土の遺物とその年代

SE311 と SE272 の井戸からは、多様な遺物を発見した。その大部分は、土器や木製品の多くのように日用雑器の類だが、なかには特殊な用途が考えられて、井戸から出土することに意味があるのでないかと推定されるものがある。その各々については、今後の研究にまつべき点が多く、多方面の研究者の協力をえて解決せねばならない重要な問題を含んでいる。ここでは、そのような特殊な遺物を列記しておこう。

井戸出土の
特殊遺物

SE311 は、上下2層になつて遺構があり、その各々から遺物を検出した。下層の SE311A の遺物では、人形と齋串と仮称した木製品を特殊なものとしてあげることができる。人形は男性の五体を刻み、顔をえがき、腹背に文字を書き、目と胸に木釘を打つており、明らかに呪詛を目的としたものである。賊盗律の厭魅条にみえる厭魅をつくる所業には、この種の呪詛の人形をつくることもはいるのであろう。齋串は、これまで各地の井戸遺構から出土した例も多いが、井戸以外の遺構からも出土する。この形態は中臣の寿詞にみえる「玉櫛を刺立て」る行為にふさわしく、祭祀行為に密接に関連する遺物であろう。

井戸と祭祀

上層の SE311B では、陽物をかたどつた木製品と齋串のほかに、土馬が2点、人面をえがいた皿形の土師器が2点ある。土馬が祭祀に関係し、井戸出土のものが降雨湧水の祈願と関連することは多くの人々の指摘するところである。陽物をかたどつた木製品もこの種の祭祀に関係があるのだろうか。人面を墨書した土器は、多賀城付近出土例を最北端に南は佐賀市出土例までである。その多くは奈良時代あるいは平安時代初期のものであつて、壺または鉢の器形の体部側面に複数の人面を画くのを通則としている。本例のように皿に画いたものは例外的なようである。多数出土した他の墨書土器では、判読の可能なものが少ないが、「奉載…」と読める高

^{*} 6ABO 区で出土した掘立柱柱根は最大のものでも 33cm ほどで、寺院の柱に比べると細い。

杯のように単に習書落書とおもえぬものがある。

SE272B では、齋串をあげうる程度であるが、以上3個所の井戸を通じて、櫛が多数あつたことと銅銭の出土もやや特殊な現象として指摘できよう。しかし、その意義を解明するまでにはいたっていない。

井戸出土遺物の重要性

SE311 と SE272 の井戸は、ここに述べたような特殊な遺物の存在のみでなく、土器や木器・金属器のような日常雑器が多量に出土し、出土状況からその年代推定が可能であつて、これら遺物の編年・研究の規準になる点も重要なことである。

遺構の考察で述べたように、この両井戸は SE168 とともに、この地域が官衙の一地域として整備された第Ⅱ—1期すなわち天平末年頃に創設されたと推定できる。井戸はその後にも存続したのであり、遺物の埋没年代は創設年代とは別である。これまで平城宮の調査で発見した大形の井戸は6個所あるが、この2個所以外は遺物をほとんどどめないほど丁寧に清掃がゆきとどいている。この2個所の井戸も、使用中は清浄にしていたものが、使用が中絶するか、終了した時点で遺物が混入埋没したものと考えられる。遺物の出土状況から、その埋没の過程を復原し、年代を推定してみよう。

遺物埋没の過程と年代

SE311A の遺物は底の礫敷上からひとまとまりになつて出土し、遺物直上から泥土が堆積し、同Bとの間の泥土には遺物の混入も、層位的な所見も、攪乱も認められない。泥土の堆積は井戸の使用断絶によるものと推定され、それはおそらく平城京から長岡京への遷都による使用断絶であろう。遺物は、使用中最後の井戸の清掃から遷都すなわち延暦3年ごろまでの間におちこんだものと推定できる。SE311A の遺物は奈良時代最末期のものといえる。

SE311B はおそらくくちほろびていた SE311A の井戸枠の上部を撤去し、泥土の堆積をある程度さらえ、その内に一まわり小さく井戸枠を組みかえたものである。遺物は、底部に一層になつて、落葉のような自然遺物とともに厚さ15cmほどに堆積しており、あたかも一時に投入したような状況であつて、遺物の間には泥土も少なく、層位的な所見も認められなかつた。このB井戸の改造は、平城上皇の平城遷都に結びつく。井戸を放棄し、異物を多量に投入したような事態の発生は、平城上皇の崩御(天長2年)によつて生じた平城宮の完全な放棄によるのであろう。したがつて、SE311B の遺物は、天長2年後の短期間に投入されたものと推定できる。この上下の井戸の遺物埋没年代は、伴出銭貨と木簡の推定年代とも矛盾しない。

SE272B では、遺物は底面直上から始まつて現存する井戸枠の最下1段付近の厚さ約50cmほどの泥土中に散在していた。底面近くで承和昌宝が発見されており、泥土の堆積は、おそらく平城上皇崩御後に始まつたものであろう。遺物は、SE311B と違つて、天長2年以後の泥土堆積中のある幅をもつた期間中におちこんだものであろう。この推定は、次節で述べるように遺物とくに土器の観察からする結論とも一致している。SE272B の遺物埋没の下限を決定するには現在では何らの拠り所もない。

B 平安時代初期の土器

平安初期の土器

報告した土器群では、質量ともに SE311B・SE272B・SK234 等出土の3土器群が最も顕著なものである。前節で述べたように、SE311B は隆平永宝と木簡を、SE272B は承和昌宝を伴出し、SK234 他は平城宮の遺構としては層位的に最上層に位置しており、いずれも平安時代初

期に属するものである。ここでは、主としてこの3群の土器をもとにして、平安時代初期の土器の様相の一端をうかがってみたい。

SE311B と SE272B の土器は、その伴出した錢貨はもとより、出土状況にもかなりのちがいがあつた。この差は土器にもあらわれている。数量的に最も多く、共通にある土師器の杯 A・椀 A・皿 A の3系統の食器類(以下杯 A～皿 A と略称)によつてみてみよう。

杯 A～皿 A の外面の調整手法には、c・e・f の3種類を確認した。その内訳は Tab. 12 に示した。これで見ると、c・e の2手法の両土器群における出現頻度は明らかに差がある。

c 手法は、『平城宮報告Ⅱ』で述べたように、* すでに SK219 様式以前からあり、以後 SB116 様式で盛行している手法である。今回報告した土器群でも、奈良時代終末期のものとして推定される SE311A の杯 A～皿 A は、少数ではあつたが、すべて c 手法のものであつたことも留意される。これに対して、e 手法は SK219・SB116 の2様式の杯 A～皿 A にはないようである。現在のところ、杯 A～皿 A に e 手法が採用されるのは、ここで問題にしている土器群からであり、この後平安時代の土師器ではこの手法が広く採用されるようになる。この点からすれば、杯 A～皿 A の両手法の採用には明らかに時代差があり、SE311B と SE272B の土器群は、おそらく c 手法の放棄に連なる e 手法の全面的な採用の時期に成立したものであろう。SE272B 井戸の底の礫敷に接して検出した杯 A～皿 A は、少数ではあつたが、すべて c 手法のものであることも、c・e 両手法交代の情勢をしめすものであろう。

この観点にたてば、SE272B の土器は、最も古く製作されたものの年代はたとえ SE311B のものに接近していても、e 手法の主流になつたのちの時期の土器を多く含んでいるといえよう。

この2土器群のちがいは、他の点からもうかがわれる。土師器の外面をへらで磨く手法は、奈良時代では各種の器形で広く行われ、特に杯 B や蓋ではほとんど例外なく採用されており、それが一種の装飾的効果をあげる手法になつてきている。この手法は本来、へらで磨いて器面を密にし、光沢をもつ明るい面と磨かれずに残つた暗い面との対照の効果を伴つた手法であつたのだが、この段階では、へら磨きがへら描き線状の深いものとなり、全体として線状の凹凸の集合としての装飾手法に転化している。さらに、その施された器形も、杯 B・蓋・高杯・壺以外にほとんどみられなくなるのみでなく、そのうちにもこの手法を欠くものがあらわれる。SE311B では、杯 B の6個体中5個体、蓋5個体すべてにこの手法は行われているが、SE272B では、杯 B 8個体すべてが、また蓋3個体中2個体がこの手法を失なつてきている。この点も、2土器群の差異とすることができる。杯 B では同時に SE272B のそれが小形になつてきていることも無視できない。このようにみえてくると、この土器群に技術的内容の十分な把握が困難な f 手法があり、しかも両土器群では量的に違いがあるのも、両群を構成する土器の差異の1つにあげることができるかもしれない。

このように SE311B では比較的少なく、SE272B で多くみられたいくつかの要素は相対的に新しいものとみることができる。これらの要素に伴なう他の諸現象を明らかにし、それを SE311B で多数をしめる要素に対置するならば、ここに新旧の2様式を設定するのが可能かもし

土器群	手法			計
	c	e	f	
SE311B	123	19	9	151
SE272B	21	34	1	56

Tab. 12 杯A～皿A手法別個体数

土師器の手法

SE311B と SE272B の年代差

平安初期の2様式

* 『平城宮報告Ⅱ』P. 92。

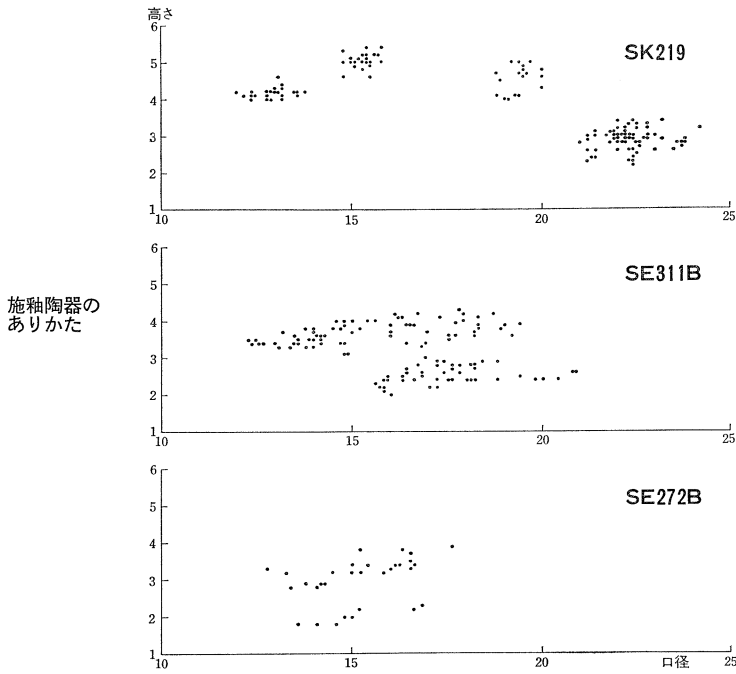


Fig. 14 杯A~皿Aの法量による分散状況 単位cm

れない*。しかし、平城宮出土土器では、すでに提唱した SE311B 様式の設定までは可能であるが、次の様式設定にはなお資料不足である。今のところはこれを一括して、平安時代初期の土器としておこう。

平城宮出土の平安時代初期の土器において注意をひくのは施釉陶器の存在である。ここでは低火度釉の緑釉陶をとりあげる。低火度釉陶は、三彩・二彩・緑釉・褐釉の各種が出土している。緑釉陶で年代の確定しうる出土状態であつたものでは、これまでのところ平安時代初期のものが多くは注目すべきであろう。

施釉陶器のありかた

緑釉陶には濃緑色のものと淡緑色のものがあるが、平城宮出土の平安時代初期の緑釉陶の多くはわずかに黄色味をおびた淡緑色のものである** これらの緑釉陶は、特徴ある高台部分のみでなく、器形全体も従来の須恵器・土師器にはあまりみられないものをもっている。これまで須恵器に施釉したとされたことのある須恵器に近い質と色調の胎土をもつ種類でも、その器形は従来の須恵器にみられるものは少ない。施釉陶器は、平安時代初期においても、須恵器・土師器とは別の独立した系統の窯業製品であろう。

須恵器とロクロ

SK234 他出土須恵器における新しい器形の出現は、須恵器の成形におけるロクロ使用の問題と密接に関連するのではないかとおもわれる。底部下面に糸切痕跡をもち、ロクロの回転力を利用して粘土塊から成形したとみられる須恵器は、平城宮ではこの平安時代初期の土器群のものが、これまでのところ最も古い例である*** その技法による確実なものは、所謂長頸壺の系列の器形に限られ、他の多くはなお粘土紐巻きあげを第1段階とした成形技法によつている。奈良時代最終末のものとみられる SE311A 出土の壺 E (20) が、最も早く糸切痕跡をもつ器形の一つでありながら、なお巻きあげを基本にして成形されていることからみて、ロクロ上にすえた粘土塊からその回転力によつて器形をひきだす新しい技法による製品の登場は、平安時代のごく初めにあると推定される。須恵器の新しい器形には、口径に対して底にあたる部分の比較的小さいものがある。完成品では底部下面が調整されていてわからなくなつているが、この種の器形の出現は新しいロクロによる成形技法の出現に関連しているのではなからうか。

土師器の規格性

平安時代初期の土師器には、すでに述べたような e 手法の広範囲な採用やへら磨き手法の放棄などの特色があつた。さらに大きな特色としてあげられるのは、土器が器形に応じて法量に一定の規格性をもつていたものが、このころからその規格性を失つていく傾向のあることであ

* SK234 等出土の土器では、土師器の保存状態が悪いため、断定しがたいが、観察しうる限りでは SE311B により近いようである。

** SE311B 出土緑釉皿は例外的に褐色をおびた濃緑色

を呈している。

*** 『平城宮報告II』で述べた「へら切り痕」は事実の解釈のあやまりであり、「水びき」「まきあげ」は不正確な内容を含んでいて、訂正を要する。p.30註1参照。

る。SE311B 出土土師器で最も多数をしめる杯 A～皿 A の口径と高さを計測し、それを天平宝字末年の SK219 出土の同器形のものと比較すると (Fig. 14), SK219 出土品では、各器形が一定の範囲の大きさの口径と高さを持ち、他の器形と明瞭に区別されているのに対して、SE311B ではまったくその区別が不可能である。この事実を土器生産の場にもどして考えると、生産者に対する官の規制度といった観点から、あるいは、生産と流通の観点から、種々の解説をひきだすことも可能であろう。それは別にして、ここではこの図表でみられるように、SE311B 出土品が全体に小形になる傾向のあることを指摘しておこう。このことは SE272B の同様な図表によるとさらに明瞭である。この法量の縮小と規格性の喪失は、e 手法の広範な採用と表裏するものであつて、平安時代初期の土師器の大きな特色となつている。

小形になる
土器

3 木 簡 と 官 衙

『平城宮報告Ⅱ』は 6ABO 区の遺構を一つの官衙遺構と推定し、同区から出土した木簡などにより宮内省所轄の大膳職もしくは内膳司に比定するのがもつとも妥当であるとした。上記の結論を導いた考察過程を要約すればつぎの通りである。

官衙の比定

1. 6ABO 区は、全体としてまとまりをもち、複数の機能は考えられない。
2. 当区の宮域内において占める位置、建物遺構の全体的な配置、3 箇所の大井戸の存在、各種の出土遺物を総合的に検討すると、この地区はなんらかの官衙遺構と推定される。
3. 当区の遺構は、大別して 3 期にわたつて造替が行われているが、そのうちの第Ⅱ期すなわち天平17年以降奈良時代終末までの時期については、当区東半部西よりの土壌 SK219 から発見した総数41点におよぶ木簡の記載内容、土師器の甕に墨書された「羹所」によつて、宮内省所管の大膳職もしくは内膳司を比定できる。

いまこゝでとりあげようとするのは、上記の第 3 点すなわち第Ⅱ期に関する官衙比定の問題である。結論的には『平城宮報告Ⅱ』の比定に誤りないとおもわれるのであるが、比定のほとんど唯一のきめ手になつた木簡資料については、同報告書作成段階と比較にならない発見をみた現段階では、* その解釈に不十分な点が多々みうけられるし、さらに『平城宮報告Ⅱ』の結論部分に批判的な論説に接することもできたので、** いま一度この問題を取りあげることが必要であるとおもわれるのである。それでは『平城宮報告Ⅱ』が 6ABO 区遺構を大膳職ないし内膳司と比定した論拠はいかなるものであつたらうか。

41点の木簡の記載内容は、つぎの 4 種にわけられる。a. 物資 (食料および火) の請求伝票、b. 調・中男作物の荷札、c. 品目を表示し宮内での保管整理につけた付札、d. その他習書・楽書の類。(以下 a を文書木簡、b を荷札、c を付札と仮称する)。さらに荷札・付札については、塩・胡桃子・海藻・蕨甲羸などの食物および食物を盛りつけるために用いたとおもわれる長女柏など食料品関係のものがそのほとんどを占める。したがつて、この木簡に関する官司は、食料品の収納・保管・加工および出納を行う官司でなければならず、このような機能を果たしたものを 8 省およびその被官に求めるならば、宮内省所管の大膳職もしくは内膳司を考えるのがも

SK 219 の
木簡

* 昭和40年8月現在総点数約 3900。

本紀研究』9巻4・5・6合併号昭37)

** 直木孝次郎「平城宮跡出土の木簡と大膳職」(『統日

つとも妥当である。そしてさらに、そのいずれともきめる材料は見出し難いが、内裏との近接性を重視すれば供御のための内膳司の可能性が強いと推定したのである。

内膳司の可能性を打出したことに対しては、直木孝次郎は内裏との近接性は内膳司を選ぶきめ手にはならないとして、出土木簡を詳細に検討することにより、むしろ大膳職に比定することの妥当性を強調した。

木簡の資料性

上にのべたところに明らかなように、官衙比定に木簡資料はほとんど唯一といつてよいほど決定的な役割を果たしている。土師器の甕に墨書された「羹所」は、第Ⅱ期を通じて 6ABO 区が大膳職もしくは内膳司であったことを推定させる好個の資料であるが、こゝでは木簡の記事についてのみのべることにしたい。その場合まずその後に発見したほう大な木簡の資料性を吟味し、それが出土地域の性格を決定するのにどれだけの有効性をもち得るかを確かめておくことが必要とおもわれる。当面の問題である官衙の比定に関連してつぎの2点を指摘しておきたい。

荷札と遺構

その第1は、食料品に関する調・中男作物などの地方貢進物につけた荷札は、第21次発掘調査までの木簡出土遺構11個所（その内訳は土壇7・溝3・井戸1でこれらは宮内全域に散在している）のうち、6個所から発見しているから、この類をただちに特定の官衙を比定する材料にすることはできないということである。『平城宮報告Ⅱ』がこれを官衙比定の直接的な資料に用いたのは誤りであつたといわねばならない。調・中男作物などの荷札は、本来それを保管収納する官司を離れて、実際にそれを消費する場所においてとり棄てられたと考えるべきものである。これらの荷札は、その物資を本来収納する官司が検収の際とり去ることはなく、物資にとりつけられたまゝ移動していると推定される。但し上記の11個所の出土遺構中、まったくこの種食料関係の調札を発見できなかったものが5個所をかぞえることは注意を要する点で、この種のものの存在は、その遺構をふくむ近傍の性格を考える上に一つの示唆を与えるものであることは誤りない。これが直接的・第一義的資料になり得ないにしても、間接的ないし補足的にはある種の官司を推定させる資料性を有していることは否定できないとおもわれる。

文書木簡の特徴

第2は、文書機能をもつた木簡の資料性である。文書木簡はその後各種のものを発見しており、点数も相当量にのぼってきている。その内容を検討すると、つぎの点の特徴としてあげられる。その1は文書形式上の特徴である。符・解・移・牒などの公式令書式をもつものもいくつか見出されるが、むしろ圧倒的な比重を占めているのは、書式をととのえていないものないし書札様の啓状文書の類である。この点は木簡には官印を捺することがないことと関連しているとおもわれる。文書木簡の伝達機能は原則的には同一官司内部に限られるべき性格のものではなかろうか。その2は内容上の特徴である。物資の進上状、物資の請求・支給・購入の伝票・帳簿類（これらは、それぞれ該当の物資に付せられている場合が多いと推定される）・物資の出納事務に関するメモ・召喚状・通行手形などのいわば人事異動に関する通告書、そのほか各種の事項に関するメモなどがふくまれているが、これらを通じていえることは、いずれも永久保存すべき記録性をもたず、一時的な物件、人件の移動にともなう事務処理のための文書および記録であるということである。いわば公式の記録は、これら文書木簡をもとに作成されたのであろうし、また逆に正式な報告をうけて文書木簡で下に通達することもあつたと推定される。一点の木簡にはいり得る文字数に限界があり、したがって内容もできるだけ簡明に要点のみを書くのが特徴で、同時に紙とちがつて木のもつ堅牢な特質が十分に利用されているのをそこに認める

ことができる。そしてこの種の文書木簡こそその充所を探ることによつて、或はその記録内容を追求することにより、出土地域の性格を考察するのに重要な役割をなす資料とおもわれる。^{*}

以上木簡の資料的性格について、現在知られる範囲でその特徴点をのべてきたが、ここであらためて SK219 出土の木簡を検討することにより、6ABO 区遺構の性格を考えてみたい。上にのべたところにより、荷札が官司決定に直接的な意味をもち得ない以上、のこる文書木簡・付札が考察の対象になる。

まず付札をとりあげると、木簡番号15から19まで計5点がかぞえられ、それぞれ藤甲羸・長女柏(2点)・未滑海藻・撫滑海藻の付札である。これらを本来保管する官司は、職員令の職掌規定および正倉院文書の若干の徴証に照らして、** 大膳職もしくは内膳司であろうが、しかしこれらが保管整理用の付札であるということで、本来それを収納した官司に存在したものと断定し得るか否かについては、荷札同様疑問をさしはさむ余地があるようにおもわれる。こゝでは官司比定に関する付札の資料性は保留しておきたい。

つぎに文書木簡についてのべることにしたい。SK219 土壌からこの種のもは、木簡番号1から9まで計9点ある。このうち7は用途が不明であり、8は判読がほとんど困難である。9は万葉仮名を記したものだ文意がつかみにくいので以上の3点はいまは除外しておく。さらに木簡5・6は常食(朝夕料)の請求札と考えられるが、常食がだれのためになんの用途で支給されたものか明らかでないので請求先が決め難く、いまはのぞいておこう。

のこる木簡1から4までのうち、3・4は物資の請求札であるが、「謹啓」および「謹通」の冠辞をもついわば書札様形式のものである点が共通している。3は判読できる文字数が限られているが、4は「謹通」以下の5文字は第4字目をのぞいて「敷万呂□所」と読める。したがって4の全文は「謹通 敷万呂□所 請菜端事」(裏墨書なし)となる。謹通という冠辞はめずらしいが正倉院文書にも管見の限りで4例みとめられる。*** さて文書の書式から冠辞のあとには充所がくるのが普通であるから、「敷万呂□所」はこの文書のあて先を示すものと考えられる。但し、『平城宮報告Ⅱ』がのべるように、裏面に文字がなく、上端は一部に原形を保ち、下端は欠失しているが一応文面が完結していると判断するなら、書式上は異例であるが、「敷万呂□所」は菜端の請求主体すなわちこの文書の差出者を示すことになるが、この木簡がほかのものにくらべて薄いのは裏面の文字が削りとられたためとも推定されるし、下端が欠失していること、内容的には(年)月日がないのはおかしいことなどを重視すれば、文字は多く欠失したものと判断されるので、こゝでは一応「敷万呂□所」を充所をさすものと考えておきたい。しかし、この時期の正史・文書を通して敷万呂という名の適当な人物は見当らず、これもまた官衙の比定に役立ち得るものではない。木簡2は主殿寮が火種を請求したものと判断され、したがって請求先を限定することは困難である。

最後にのこつたのは木簡1である。まず全文掲げる。

表 寺請 小豆一斗醬一十五升大床所酢末醬等

裏 右四種物竹波命婦御所 三月六日

* 主要な木簡の本文は「平城宮第13次発掘調査出土木簡概報」(昭38)、「平城宮発掘調査出土木簡概報(二)」(昭39)に掲載した。

** 天平宝字4年6月25日奉造丈六観世音菩薩雜物請用帳(大日古4-421)、同年8月3日後一切経料雜物納

帳(同14-425)など。

*** 天平宝字6年潤12月2日僧正美状(大日古5-328)年次未詳安都雄足新令送状(大日古15-439)、天平宝字6年8月11日安都雄足雜物進下状(大日古15-470)、年次未詳黒人請経等牒(大日古24-559)

『平城宮報告Ⅱ』における考察



Fig. 15 「竹波命婦」木簡

これは正史との直接的なかわりをもつ点など豊富な内容を持ち、『平城宮報告Ⅱ』ももつとも重要視したものであり、こゝでもさきにのべた木簡の資料性を考慮しつつ考察を加えてみたい。これに関する『平城宮報告Ⅱ』の考証を必要な限り摘記しておく、

1. 年紀を欠いているが同時に出土したほかの年紀のある木簡から、天平宝字5年から同8年までにおさえられる。
2. 1から竹波命婦は『統紀』宝字5年正月戊子条以下宝亀7年4月丙子条まで都合5回正史に登場する常陸国筑波采女壬生連小家主と同一人物と考えて誤りない。
3. しかも同人は、称徳天皇時代には後宮膳司の掌膳をつとめ（『統紀』景雲2年6月戊寅）、その側近くに仕えていたものである。
4. 1～3から「寺」は高野天皇が近江国保良宮から平城にもどつた際に、その後2年余にわたり住んだ法華寺以外には考え難い。
5. 天皇が法華寺に留つた期間は、宝字6年5月から同8年10月までであるから、木簡の年紀はさらに限定され、宝字7年か8年のいずれかになる。
6. 醬の下に細字で割り書きされている「大床所」については、平安時代以降の資料に散見し、天皇の御膳をすえる「大床子」と関係があるようにおもわれ、この割り書きが醬のみにかゝるのか或は数量を示した小豆と醬の2種にかゝるのかはそのいずれの可能性もあり得るから決め難い。

以上の6点から木簡1の充所を『平城宮報告Ⅱ』は、これが小豆・醬・末醬・酢などの食料（調味料）を請求しているのであるから、請求先は宮内省所轄の大膳職ないし内膳司を想定するのが妥当であること、そのいずれであるかは請求物が高野天皇の供御物であるか或は天皇に近侍する竹波命婦御所などの女官の食料であるかによつて、前者であれば内膳司、後者であれば大膳職と考えられるが、文面からはそのいずれとも判断できないとしたのである。*

「寺請」の意味

たしかにこの木簡の内容から、そのいずれと判断することは困難のようである。しかしこのように充所が記されずまたその推定に困難を感ずること自体、さきに文書木簡の資料的性格ののべたところで触れておいたように、その伝達機能が官司であれば一官司を超えることがないように、内部の処理に限られることからくる当然の略法とおもわれるのである。年紀がなく月日のみしか記されていないこともそのことに関連していると考えてよいであろう。

そのような意図をもつてもう一度文面をながめると、『平城宮報告Ⅱ』が請求主体を寺—竹波命婦御所—大床所の系列で考えようとしたのは、あまりにもうがちすぎた解釈というべきで、「寺請」は請求物の送付先を示した程度のものであり、大床所もこれを大床子との関連で考えるにしても、竹波命婦御所と独立した別個の御膳を調達した機関というようなものではなく、これを醬のみに係るとして（小豆と醬の2種にかゝるならば「以上大床所」としなければならぬだろう）、醬には職員令集解古記および延喜大膳式に供御物をふくめて3種類の製法が記されているから、** あえて大床所—供御用料と指示し注意した程度のものにすぎないのかもしれないので

* 詳細は『平城宮報告Ⅱ』P. 50～51・84～85。

** 同令集解大膳職条古記所引開元式、延喜大膳式造雑物法。

ある。したがってこのような考え方にたつならば、4種のものの中に供御料と女官料というような差異があるとは考え難いところである。また女官をふくむ近侍官人の食料ならば、月料などの形で請求されるのが通例ではなかろうか。高野天皇の膳司と推定される竹波命婦御所が請求してきたものは、供御物とするのがもつとも無理のない解釈のようであり、その時点での不足分を補給する程度の請求なのではなかろうか。

そしてさらに、竹波命婦御所が後宮の膳司的なものとして、そこには御膳の調理を担当する内膳司の官人が勤務していたはずである。後宮職員令殿司尚殿の掌するところを注解して朱説が「殿司、男官と共に預り知るのみ、以下の諸司亦此にならう也」とのべ、膳司尚膳の条にも同説が「此司は男官造りおわり、(御膳を)進むる時預り知るばかりか」としていることは上の推定を裏付けるものである。内膳司は当時調理という面では淳仁天皇と高野天皇の御膳を各々造るために二分されていたと考えるべきであろう。

竹波命婦御所と内膳司

このように考えることが許されるとして、木簡1の請求先はこれを天皇の御膳をつかさどる内膳司にもとめるのが妥当なようにおもわれるが果してどうであろうか。

あえてこゝで疑問を提示したのは、これまでのべてきたところには、大膳職と内膳司が官司としてもつ機能・性格、さらには両者の関係が看過されているからである。すなわち、大膳は百官・蕃客の食料を造るところであり、内膳は天皇・上皇の御膳を供進する司であるという程度の理解がこの場合どれだけ有効かをたしかめておく必要があるようにおもわれる。この点は前掲の直木孝次郎の論文に教えられた点が多いが、以下若干この点をとりあげてみたい。

大膳職と内膳司の関係

たしかに大膳が百官の食饌を用意し、内膳が天皇の供物を造ることは、職員令大膳大夫の掌に「造庶膳羞」同膳部の掌に「造庶食」とあり、一方内膳司奉膳の職掌に「惣知御膳」、同典膳の条に「造供御膳」、同膳部の掌に「造御食」とあることによつて明らかであるが、大膳大夫の「造庶膳羞」を注解して穴記が「謂うこゝろは御食以下是なり、考課令に文有るなり、膳羞また百官のためなり、但し御膳は内膳に至り検校有るのみ」とし、跡記が「此司(大膳)自ら御食を造らず、但し内膳造る所を検校す」とのべている点は注意を要する。考課令集解「主膳之最」条をみると、これに古記が注して「問う、御膳を監造すること、いかが別をなすや、答、監とは謂うこゝろは亮以上、造とは謂うところは典膳以上也」とし、釈説は「大(膳)内(膳)の二膳(司)は同じく此の最を得」と解しているのである。すなわち、大膳もまた内膳同様御膳にかゝるのであつて、古記によれば、内膳は御膳を造り、大膳(亮以上)は内膳のつくつた御膳を監察するというのである。その意味はおそらく一つには、大膳が内膳の直接的な上級官司としてこれを監督、検校する立場にあつたとみることができる。さらに大・内両官司の関係はそれにつきるものではない。

大膳職と供御物

『続記』天平3年11月庚午条に「始めて赤幡を以つて大蔵内蔵大膳大炊造酒主醬等司に班給し、供御物の前に建てゝ以つて標となせ」とあるが、供御物の保管に関連して6司があげられているにもかかわらず、内膳がない。大蔵に対して内蔵があり、大膳に対して内膳があげられていないのは造酒・主醬までがあがつているのであるから、官司の大きさでは説明されないのである。こゝから内膳司には供御物を保管収納する機能がないのではないかという推定が成りたつ。

(但し延喜宮内省・内膳司式にはこれに関連した記事として供奉雑物を送る場合に内侍印をもつた緋幡を駄担上に立てるべきことを規定した条項に、大膳、大炊、造酒のほか内膳もあげられているがこのことに

についてはのちに触れる。)このような推定を下すことには或は大方の異論があるかも知れない。延喜式(宮内省・大膳職・内膳司)には内膳司は供御物の保管収納をとりあつかっているからであり、また別個に贄殿なる供御物を収納するための施設が存在するからである。しかしながら、この事実がいつまでさかのぼり得るものか、当面われわれが問題にしている奈良時代まで溯源することが可能か否かを調べてみなければならないと思う。

内膳司の官人構成

そこで改めて職員令制にみられる大膳・内膳の官司機能を検討してみることにしたい。まず第一に内膳司の官人構成がほかの官司にみられない異例のものであることが注意される。すなわち、カミ官である奉膳が2人、ジョウ官である典膳が6人とされていること、しかもその名称が特異なものであることである。これについて後藤四郎は長官2人の存在理由を説明して、大化前代から膳職のことをつかさどり、互に対抗関係にあつた高橋・安曇の2氏を律令官司制のわくぐみの中に定着させる意図をもつた処置であるとし、その結果はしかしますます両者の対立抗争を激化させることになり、奈良時代の末期にいたり、ようやく2氏の対立に終止符がうたれ、以後内膳奉膳の地位は高橋氏の独占に帰したとのべている。^{*}官司の構成が大化前代以来の氏族に規制されたものであることは、この官司の設置事情と特性をうかがわせるもので、内膳司が御膳の調理を専当する目的で設けられた官司であることを示すものといえよう。

大膳職の職掌

これに対し、大膳職はさききのべたように職制上内膳司の上位にあつて、内膳を監察する立場にあり、またつぎののべるような多様な機能をもっている。すなわち、1.百官蕃客の饗膳を調製する。2.諸国から貢上される米穀をのぞく食料に関する調雑物を収納保管する。3.鵜飼(37戸)、江人(87戸)、網引(150戸)などの雑供戸(品部)が配属されてその収穫物の貢進をうけてこれを保管収蔵する。4.主醬、主菓餅の2つの専当司において、各々は醬、鼓、末醬および菓子、雑餅の調製をつかさどる。以上の4つの機能のうち、醬などの食料をつくり、貢進された食料を収納するという2~4は内膳にはみられない大膳の特性であつて、なかでも3は内膳との関係を解く一つの手がかりをあたえてくれるようにおもう。すなわち、雑供戸の貢進するものは、明らかに供御物であつて彼らの身分は品部としてとりあつかわれ、特定戸数が毎年調雑徭を免ぜられる代りにその収穫物を貢上する体制がとられているのである。供御物の貢上が彼らのみにつきるものでないことは、平城宮から大量に発見された諸国からの贄札或いは延喜式にみる諸国からの贄貢進制度によつてもうかがわれるが、少くとも律令国家の出発期にあつては、大膳職の雑供戸が供御物調達の中核的存在であつたことは誤りないであろう。延喜式の贄物貢進制度は、奈良時代を通じて徐々に調雑物制の変形として成立してきたとおもわれる(宮内省・大膳職・内膳司式)。したがつて、令制からうかがい知るところでは、供御物は大膳職にまず収納されたものであり、一方内膳司と生産地を結ぶ直線的なルートは開かれていず、内膳は大膳から物資をあおいでその用途にあてたものと判断される。

史生と大膳職

和銅6年6月大膳職に史生4員がはじめておかれたのも上記のような調・雑物などの収納・出納に関する事務処理の必要からであろう。^{**}因みに史生の職掌は、職員令に「公文を繕写し、文案を行署する」とあり、その謂はできあがつた案文を受けて浄書・装潢し、さらに署名を要する官人のところに向いて自署をとり、文面に官印を捺すことであるという(古記ほか)。^{***}

* 後藤四郎「内膳奉膳について」(『書陵部紀要』11号昭34)

** 『統紀』6年6月癸丑条。

*** 職員令太政官条史生掌および古記。

史生のおかれていない官司にあつては、史生の仕事は主典が行うのである。令制で史生のおかれていた官司は、太政官納言局・同弁官局・8省及び弾正台と主計・主税・玄蕃の3寮である。8省のなかでもつとも多くの史生をかかえているのは中務で（令制では20員であるが、和銅6年12月の増員で30員にふえている）以下式部・宮内（いずれも20員、宮内は令制では10員で、中務の増員と同時に20員に増加している）・左右弁官・兵部・民部（いずれも16員、和銅年間の増員を含む）・大蔵（12員、同上）・治部・刑部（いずれも10員、増員なし）の順である。^{*} 職掌上文書を取りあつかう度合を勘案して史生の員数がきめられている事実をそこにみることができる。主計・主税に史生がおかれたのは、この両寮が調庸および租税の歳入歳出を勘計することに、玄蕃寮は僧尼の戸籍を取りあつかうことに、各々関連したものであろう。なお大膳のほか和銅から養老年間に史生が新置された官司は、内蔵寮・京職・東西2市・兵馬司（権りにおかれた）・造宮省・大炊寮・神祇官・木工寮などであるが、いずれも職務上、人件・物件の事務処理にともなう文書の作成・往復のはげしかつた官司であることが理解できる。

これに対して、内膳司は、官司の体裁を一応整えているが、いわば天皇御膳の Cock 集団を独立させたものにすぎず、職務上は後宮膳司との関係が深く、職制上はむしろ大膳職に包括されるべき性格のものとおもわれるのである。

後宮膳司と内膳司

両者の関係をより明確にする上で大膳・内膳のように外廷・内廷に分立された官司をほかにもとめるとつぎのようなものがあげられる。大蔵省—内蔵寮、縫部司—縫殿寮、典薬寮—内薬司、弾正台—内礼司、掃部司—内掃部司、織部司—内染司。これに大膳職—内膳司を加えて7対の官司がかぞえられるが、これらのうち9世紀にはいつて内廷官司が外廷官司に併合吸収されるものが5対ある。

すなわち、大同3年正月縫部司→縫殿寮、内礼司→弾正台、弘仁11年閏5月内掃部司・掃部司→掃部寮、寛平8年9月内薬司→典薬寮にそれぞれ併合吸収され、内染司も大同3年正月縫殿寮に併せられた。^{**} その一方でのこる2対の大蔵—内蔵、大膳—内膳についてみるとそれらは逆に内廷官司が外廷官司の機能を一部吸収し拡張充実してくるのである。すなわち、大同元年10月11日大蔵所管の典履・百濟手部・典革・狛部を内蔵の管轄に移し、また延暦17年6月および延暦19年5月大膳職に配隸されていた網曳長1人、江長1人、筑摩御厨長1人を内膳に配属換えさせ、寛平8年9月には園池司を内膳司に併合しているのである。^{***} これらの事実は8世紀末から9世紀にかけて律令官司機構が大規模に統廃合される現象の一つにすぎないが、このことの歴史的意義を全面的にとりあげることは主題からはずれるが、当面のわれわれの問題関心からすれば、その意義の一つは、律令官司制が施行されて約1世紀の経験に照らし、官司相互間の重複した機能を一本化し、合理化した点に求めることができるであろう。延暦年間、網曳・江・筑摩御厨などの長を大膳職から内膳司に配置換えし、令制の大膳所属の雑供戸を内膳に吸収することにより（当時すでに雑供戸制は解体し、その労働力は近在百姓の徭によつてまかなわれていたが）、^{****} 糞物の生産地→大膳職→内膳司という二重の収納機構をあらためて、延喜式

内廷官司と外廷官司

* いずれも職員令および統紀による。

** 『類聚国史』巻107 縫殿寮、同弾正台、『類聚三代格』巻4 弘仁11年閏正月5日太政官奏（職員令集解内掃部司条所引格）、同巻4 寛平8年9月7日太政官符、官職秘抄（群書類従巻4）。

*** 『類聚三代格』巻4 大同元年10月11日太政官符（職員令集解内蔵寮条所引格）、同巻4 延暦17年6月25日格、同延暦19年5月15日格、同寛平8年9月7日格。

**** 延喜内膳司式。

制にみるように、供御物は直接贄殿・蔵人所・内膳におさめ、百官雑給料は大膳におさめるといように、職能の分化をより明瞭にしたのである。

内膳正の登場

高橋・安曇2氏以外のものを内膳司の長官に任命した場合には奉膳と呼ばずに内膳正と称することが定められたのは、神護景雲2年2月のことであるが、後藤四郎の調査によるとその後内膳正に任じられたもの14例中2名をのぞく外はすべて王氏であり、令制内膳長官の定員2名のうち1名は王氏の内膳正が占めるにいたつた。^{*} このことも内膳の職能機能が御膳の調理専当司という本来の性格から離れてきたことを示すものであろう。

以上により大膳・内膳各々の官司機能および両者の関係に令制下と9世紀以降で相異のあることを明らかにしえたとおもう。

大膳職の可能性

天皇の供御物であるから木簡1の請求先は内膳司であるという単純な議論は成立し得ない。令制下の大膳・内膳の官司機能をみると、後者は前者に包括される官司であり、必要物資の収納・保管は独自に行わず、月料の形でその時々前者からうけとる関係にあつたことを考慮すれば、請求先はむしろ大膳職の可能性が強い。

しかしながら、平城宮復原作業の一環としての官衙比定は、決定的な資料にかける以上ほかの比較資料の検討をまつて明らかすべき性質のものである。そのような意味で、たとえば昭和38年度第13次の発掘調査の際、6ABO区から東に約200mへだたつた地点の一土壌から、「内裏盛所」の墨書銘をもつ須恵器が出土しているが、これなどは直接的に内膳司ないし後宮膳司がこの地域に存在したことを想起させるものであり、さらにまた同じく東に約280mへだたつた第2次内裏外郭内の一土壌からは大量の贄の荷札を含む1800余点の木簡が発見されていることも注意される。今後このような比較資料を検討することにより、6ABO区遺構の性格もより明らかにする手がかりをうることができるであろう。

4 結 語

この報告は、『平城宮報告Ⅱ』につづいて、おもに6ABO区の調査結果を述べたものであり、これでこの部分の報告は一応完了する。

昭和34年以来、当研究所は平城宮跡で継続的に調査を実施中であり、この6ABO区は最初に着手した部分であつた。この区は宮域中央北部に位置し、ほぼ東西220m・南北90mの範囲をしめる。調査に要した延日数（発掘・実測・埋めもどしの全日数）は506日間であつて、1日平均の調査面積はほぼ27m²になる。調査開始当初は、遺構探索のためトレンチをいれる予備調査をおこなつたが、遺構は調査地域全域に重複して存在することが認められたので、ただちに全域を隅々まで調査する全面発掘方式に移行した。このような継続的で大規模な全面発掘は、日本の学界にとつてまったく新しい経験であつた。そのためには、多量の労働力とベルトコンベアーなどの機械力の動員が必要となり、それに伴つて確立されていつた調査の方法は、『平城宮報告Ⅱ』付章にしめしたような遺構・遺物の分類・標示・記録法とともに、その後の調査に踏襲された。

発見した遺構のうち、もつとも多いのは掘立柱建物である。宮内にこのように多数の掘立柱

^{*} 後藤四郎前掲論文

建物が存在していたことは、調査開始当初は想像できなかつたことで、寺院建築をとおしてもつていた奈良時代の建築についての通念を訂正するとともに、掘立柱建物の地位を再評価する必要を認識させた。掘立柱建物は瓦をふかない官衙の建物などを多数同時に造営するのに構造的にも適したものである。しかし、反面では、構造上の制約から、長期間の存続は不能であつて、当然建て替えを必要とする。発見した遺構の重複状況も、これを立証している。さらにまた、造営には盛土整地による造成工事がともなつており、その整地盛土によつて造営が第Ⅰ期から第Ⅲ期にわたつておこなわれたことが明らかにされ、その年代は出土した木簡によつて比定できた。とくに、第Ⅲ期の造営工事は平安時代初頭の平城上皇の平城宮に関連したものであつた。

6ABO 区の発掘調査の大きな収穫は木簡の発見である。木簡は廃物処理の土壌や井戸から出土している。これによつて、遺構の性格・官衙の比定・遺構遺物の年代決定が可能になつたばかりではなく、それにもまして、奈良時代に木簡が事務処理の一手段として広く使用された事実が明らかになり、また、貢進物の荷札の発見によつて奈良時代税制の実態を明らかにすることが可能になつた。

多量に発見される瓦・土器類は、奈良時代と平城上皇期を通じて、微妙に変化しており、その変化を追跡し、編年することにより、瓦・土器研究に絶対年代の確実な基準をあたえることができた。また、土器では畿内とその周辺以外の地方の製品も出土し、各地における研究に多大の寄与をなしうる可能性がでてきた。

遺構・遺物を通じてみると、この区の遺構は、平城宮創設以来、天平末年、天平宝字年間、宝亀年間とそれぞれ大きく造営改修されている。とくに、天平末年に 6ABO 区を通じて一つの機能をはたす官衙が設置され、これにつづく天平宝字年間には東半に正庁を、西半に貯蔵空間を設ける改修がおこなわれた。ところが、宝亀年間の大改造では同一官衙でありながら、以前の貯蔵空間と正庁空間の分化を解消し、いくつかの建物群が並立して建てられた。おそらく、これはこの官衙のもつた複数の機能に応じて各建物群が設定されたためと解される。このような一官衙における変遷が、この区に限つてみられる特殊な現象なのか、あるいは宮内の官衙に共通してみられる一般的な現象であるのかは、今後の官衙地域調査の大きな課題である。

このように変遷した 6ABO 区の官衙は、出土した木簡の記載から、宮内省の内膳司あるいは大膳職と推定され、どちらかという大膳職の可能性が大であると考えられた。

これに対して、第Ⅰ期の建物群と平城上皇の第Ⅲ期のその性格は不明のまま残された。同時に平城宮創設当初から天平末年までの大膳職の所在も今後の調査で明らかにせねばならない。

6ABO 区の調査は、地上に何らの痕跡も留めない水田地帯から、はじめて平城宮のまとまつた一官衙を検出した調査であつた。この結果は、その後平城宮跡を積極的に国費で買収保存する根拠を与えたといえよう。ともあれ、この調査がこのような成果をうみだしたのは、調査地域をあますところなく発掘する全面発掘の所産であり、遺跡の発掘は連続的に調査地域を拡大し、全地域におよぼしてはじめて最大の成果がえられることを実証したといえよう。今後に予定される平城宮全域の調査は、われわれの予想する以上の成果をもたらすであろう。

別 表

1. 6ABO 区発見主要建物一覽表

造営期	遺構	規模	棟方向	廂	桁行cm(尺)	梁行cm(尺)	廂cm(尺)	柱穴m(廂)	cm/尺
I	* SB 167	7 × 2	NS		2065 (70)	585 (20)		方0.6	29.5, 29.3
	* SB 176	9 × 4	NS	E・W	2652 (90)	1200 (40)	300 (10)	0.7(0.4)	29.5, 30.0
	* SB 205	7 × 2	NS		2043 (69)	592 (20)		1.0	29.6
	SB 269	1	NS		446 (15)			1.1	
	SB 317	7 × 4	EW	E・W・N・S	1916 (64.5)	1218 (41)		1.2(1.2)	29.7
	* SB 170	5 × 4	EW	N・S	1485 (50)	1246 (42)	356 (12)	1.0	29.7
II 1	* SB 177 A	7 × 3	NS	W	2079 (70)	891 (30)	297 (10)	1.0(0.8)	29.7
	* SB 186 A	7 × 4	EW	N・S	2079 (70)	1188 (40)	297 (10)	1.2(1.2)	29.7
	* SB 194 A	7 × 2	EW		2079 (70)	504 (17)		1.2	29.7
	* SB 200	7 × 4	EW	E・W・N・S	1930 (65)	1128 (38)	282 (9.5)	1.3(1.3)	29.7
	* SB 212	7 × 2	EW		1890 (63)	600 (20)		0.8	30.0
	SB 299	7 × 2	NS		1871 (63)	594 (20)		0.9	29.7
	SB 347	5 × 1	EW		1185 (40)	327 (11)		0.7	29.7
	SB 370	7 × 2	NS		1871 (63)	594 (20)		0.7	29.7
II 2	* SB 112	7 × 2	EW		2079 (70)	594 (20)		1.2	29.7
	* SB 131	5 × 2	EW		1485 (50)	594 (20)		1.2	29.7
	* SB 143	13 × 2	EW		3939(130)	606 (20)		1.2	30.3
	* SB 145	5 × 2	EW		1485 (50)	594 (20)		1.2	29.7
	* SB 177 B	7 × 2	EW		2079 (70)	594 (20)		1.0	29.7
	* SB 186 B	7 × 2	EW		2079 (70)	594 (20)		1.0	29.7
	* SB 194 B	7 × 2	EW		2079 (70)	594 (20)		1.0	29.7
	* SB 201	7 × 5	EW	N・S・S'	2079 (70)	1573 (52)	{297 (10) 386 (13)}	1.0(1.0)	29.7
	* SB 206	7 × 2	NS		2079 (70)	594 (20)		1.0	29.7
	* SB 209	7 × 2	NS		2079 (70)	594 (20)		1.0	29.7
	* SB 213	7 × 2	EW		2079 (70)	594 (20)		1.0	29.7
	SB 293	7 × 3	NS		2080 (70)	713 (24)		1.0	29.7
	SB 320							0.9	29.7
	SB 341	5 × 3	NS		1500 (50)	718 (24)		0.8	29.9
	SB 364	9 × 4	EW	N・S	2406 (81)	1083 (36)	271 (9)	1.1	{29.7 桁 30.1 梁}
	* SB 113	6 × 2	EW		1782 (60)	564 (19)		1.0	29.7
	* SB 166	5 × 2	EW		1337 (45)	594 (20)		0.8	29.7
II 3	* SB 116	5 × 3	NS	W	1360 (45)	821 (27)	337 (11)	0.8(0.8)	30.2, 30.6
	* SB 135	3 × 1	EW		788	351		0.8	
	* SB 146	5 × 2	NS		1115 (37.5)	446 (15)		0.8	29.7
	* SB 182	5 × 3	NS	E	1115 (37.5)	772 (26)	337 (11)	0.6(0.5)	29.7
	* SB 191	5 × 2	NS	E・W}	1188 (40)	1158 (39)	356 (11.5)	1.0(0.5)	29.7
	* SB 211	5 × 4	EW	N・S	1188 (40)	1158 (39)	{359 (12) 326 (11)}	0.8(0.8)	29.7
	SB 268	3 × 2	EW		846 (28.5)	475 (16)		0.9	29.7
	SB 273	5 × 2	EW	S	1337 (45)	861 (29)	327 (9)	0.9(0.9)	29.7
	SB 285	5 × 3	NS	E	1337 (45)	950 (32)	355 (12)	1.2(1.0)	29.7
	SB 307	3 × 3	EW	S	450 (15)	645 (21.5)	285 (9.5)	0.4(0.4)	30.0
	SB 308	3 × 3	EW	S	490 (16.5)	654 (22)	297 (10)	0.5(0.4)	29.7
	SB 314	5 × 2	EW		1065 (35)	424 (14)		1.2	30.3
	SB 321	7 × 2	EW		1657 (56)	414 (14)		0.8	29.6
	SB 327	5 × 3	EW	S	1188 (40)	838 (28)	358 (12)	1.1(0.8)	29.8
	SB 340	3 × 2	EW		713 (24)	505 (17)		0.8	29.7
	SB 348	5 × 2	EW		1335 (45)	535 (18)		1.1	29.7
SB 413	5 × 3	EW	S	1188 (40)	852 (28.5)	314 (10.5)	1.0	{29.7 桁 29.9 梁}	
III	* SB 236	4 × 2	NS		1128 (38)	534 (18)		0.8	29.7
	* SB 246	5 × 2	NS		1188 (40)	475 (16)		0.8	29.7~29.8
	SB 349	4 × 2	EW		951 (32)	416 (14)		0.9	29.7
	SB 386	5 × 2	EW		1188 (40)	475 (16)		0.75	29.7

*印は「平城宮報告II」で報告したものである。「尺」は 造営尺で、完数を用いたものと仮定した。

2. 軒 丸 瓦

型 式 番 号	瓦 当 面											全 玉 縁 長	個 体 数	%					
	直 径	内 区					外 区								6 A B O 区	6 A B B 区	計		
		中 房 径	蓮 子 数	弁 区 径	弁 幅	弁 数	外 区 広	内 縁 幅	文 様	外 幅	高							外 縁 文 様	
6131-A	167	40	1+8	124	12	T16	21	8	S24	13	11	RV24	2	0	2	1.0			
6131-B	152	35	1+8	104	12	T16	24	10	S24	14	11	RV24	1	0	1	0.5			
6133-A	169	34	1+5	96	17	T12	36	19	S13	17	9	400	50	8	2	10	5.0		
6133-B	161	36	1+6	90	17	T12	35	17	S15	18	9	406	58	1	0	1	0.5		
6133-C	166	40	1+6	97	17	T13	29	16	S18	13	8	2	0	2	2	1.0			
6133-D	157	40	1+6	117	17	T16	23	14	S24	9	8	2	0	2	2	1.0			
6134-A	161	36	1+8	96	11	T12	32	19	S16	13	13	LV16	400	59	3	1	4	1.9	
6225	167	68	1+8	116	36	F8	25	12	K	13	8	RV24	373	48	10	3	13	6.3	
6227	157	61	1+8	119	28	F8	19	9	K	10	7	1	0	1	1	0.5			
6235	168	56	1+5	112	29	F8	28	17	S17	11	9	1	0	1	1	0.5			
6241	148	39	1+5	88	24	F8	30	15	S20	15	5	402	70	3	0	3	1.5		
6281-B	204	60	1+8 +8	115	29	F8	45	18	S32	27	21	LV32	1	0	1	0.5			
6282-B	162	45	1+6	86	31	F8	38	20	S24	15	9	LV	25	2	27	13.0			
6282-D	132	27	1+6	64	24	F8	34	20	S24	14	9	LV24	7	0	7	3.4			
6282-F	158	40	1+6	92	32	F8	33	20	S24	13	14	LV24	3	41 (43)	0	4	3	45 (47)	1.5
6282-G	160	46	1+6	90	24	F8	35	17	S24	18	11	LV	5	2	7	3.4			
6282-H	174	40	1+6	96	23	F8	39	23	S24	16	16	LV22	1	0	1	0.5			
6284-A	156	35	1+6	83	30	F8	36	18	S24	18	13	LV23	6	1	7	3.4			

型式番号	瓦 当 面											全 玉 縁 長	長	個 体 数			%				
	直 径	内 区					外 区							6 A B O 区	6 A B B 区	計					
		中 房 径	蓮 子 数	弁 区 径	弁 幅	弁 数	外 区 広	内 縁 幅	文 様	外 縁 幅	高							文 様			
6284-B	153	35	1+6	82	21	F8	36	19	S20	17	13	LV20	2	9 (12)	3	4	5	13 (16)	2.4	6.3 (7.7)	
6284-C	155	40	1+6	89	23	F8	33	20	S24	13	11	LV	1		0		1		0.5		
6285	161	33	1+6	87	24	F8	37	21	S23	16	16	LV22	1		0		1		0.5		
6295	166			104	32	F8	31	16	S	15	5	LV?	375	43	1		0	1		0.5	
6301-C	160	48	1+5 +10	102	26	F8	29	16	S20	13	8	LV33	1		0		1		0.5		
6303	165	40	1+6	95	34	F8	35	19	S22	16	11	LV	1		0		1		0.5		
6304-A	162	35	1+6	99	37	F8	31	15	S17	16	16	LV16	1		0		1		0.5		
6304-C	159	35	1+6	84	21	F8	37	20	S19	17	14	LV	3	4	11		14	15	6.8	7.3	
6306	161	42	1+6	91	23	F8	35	18	S24	17	13	LV16	391	47	17		1	18		8.2	
6307	168	35	1+6	92	25	F8	38	20	S	18	10	LV	2		0		2		1.0		
6308	155	35	1+6	93	28	F8	31	16	S16	15	6	LV16	3		1		4		1.9		
6311-A	161	40	1+6	96	26	F8	32	15	S26	17	11	LV23	395	56	9		1	10	4.9		
6311-C	157	40	1+6	100	24	F8	28	15	S16	13	9	LV16	1	10		1	1	11	0.5	5.4	
6313-C	101	18	1	51	32	F4	25	12	S16	13	8	LV16	1		1		2		1.0		
6314-A	140	30	1+6	80	36	F4	30	15	S16	15	6	LV	1		0		1		0.5		
6314-B	122	23	1+5	67	32	F4	27	15	S19	12	10	LV	0	1		1	1	2	0.5	1.0	
6316-B	142	30	1+?	88		F8	27	14	S	13	9	LV	1		0		1		0.5		
6320	167	38	1+8	88	9	T24	39	23	S24	16	14	RV24	4		0		4		2.0		

() は種類不明を加えたもの

型式不明	26	13	39	18.8
計	158 (163)	45 (44)	201 (207)	97.4 (100.0)

3. 軒 平 瓦

型式番号	瓦 当 面											全長	個 体 数			%	
	上弦弧深	下弦弧深	厚さ	内区厚さ	内区文様	上外区厚さ	上外区文様	下外区厚さ	下外区文様	脇幅	脇区文様		文様の深さ	6A B O 区	6A B B 区		計
6561				36	OXC							5	1	0	1	0.4	
6641-E				53	HK	15	S23	16	LV 20		LV 4	2	1	0	1	0.4	
6641-F				50	HK	11	S23	15	LV 20	60	LV 3	2	1	0	1	0.4	
6643-B		78		48	HK	12	S	14	S			2	3	0	3	1.2	
6643-C		64		49	HK	13	S	15	S		S3	2	1	0	1	0.4	
6643-D		69		46	HK	14	S	13	S	61	S4	2	1	0	1	0.4	
6663-A	284		286	55	KK	14	K	16	K	62	K	2	7	0	7	2.8	
6663-B				59	KK	15	K	16	K	64	K	2	8	4	12	4.8	
6663-C	270	72	282	53	KK	14	K	13	K	73	K	3	4	2	6	2.4	
6664-A				62	KK	18	S21	19	S21	80	S3	3	2	0	2	0.8	
6664-C	240	62	252	51	KK	14	S21	13	S21	62	S3	4	27	3	30	12.0	
6664-D	240	60	269	60	KK	20	S17	18	S19	74	S3	5	358	7	1	8	3.2
6664-F	245	61	275	58	KK	14	S19	17	S21	78	S3	5	375	4	1	5	2.0
6664-G	248	80		60	KK	20	S17	17	S17	59	S3	6	2	1	3	1.2	
6664-H				57	KK	17	S	16	S		S	6	2	1	3	1.2	
6664-I				53	KK	16	S21	12	S21		S3	4	2	2	4	1.6	
6664-K				62	KK	16	S	22	S		S	6	2	6	8	3.2	
6665				58	KK	18	S23	13	S25		S3	3	2	2	4	1.6	
6666	222	57	232	52	KK	15	S19	14	S17	62	S3	5	321	1	0	1	0.4
6667				62	KK	17	S21	22	S21		S3	6	0	3	3	1.2	
6668				49	KK	15	S	16	S			4	1	0	1	0.4	
6681	273	80	274	48	KK	17	K	14	K	68	K	9	352	1	0	1	0.4

型式番号	瓦 当 面												全長	個 体 数			%		
	上弦弧	下弦弧	厚さ	内区厚さ	内区文様	上外区厚さ	上外区文様	下外区厚さ	下外区文様	脇幅	脇区文様	文様の深さ		6 A B O 区	6 A B B 区	計			
	6682	245	78	273	52	24	KK	15	S17	13	S17	78		S3	5	350		7	0
6685-B	200	51	204	38	13	KK	12	S15	13	S15	47	S1	4	327	9	0	9	3.6	
6688				47	16	KK	14	S	17	S		S3	3	1	0	1	0.4		
6691-A	270	55	293	55	25	KK	14	S21	16	S21	58	S3	4	14	1	15	6.0		
6694	235	67	275	60	32	KK	17	S15	11	S17	70	S2	4	1	0	1	0.4		
6718						KK	16	S				S	5	1	0	1	0.4		
6721-A	260	54	268	45	21	KK	12	S26	12	S27	53		3	365	4	0	4	1.6	
6721-C	265	49	280	53	25	KK	15	S26	13	S32	60		3	8	0	8	3.2		
6721-E				42	22	KK	10	S	10	S	50		2	1	0	1	0.4		
6721-F		65		52	26	KK	13	S37	13	S37	65		3	6	0	6	2.4		
6721-G	260	60	280	47	24	KK	11	S35	12	S35	52		3	4	1	5	2.0		
6721-H	285	69	293	51	21	KK	14	S34	16	S	57	S3	3	1	0	1	0.4		
6732-A	285	47	305	69	36	KK	15	S11	18	S11	75	S1	4	340	13	0	13	5.2	
6732-B				61	32	KK	16	S11	14	S11	62	S1	5	4	21 (28)	0	4	4	1.6
6732-C				60	30	KK	14	S	16	S	65	S1	3	4	4	8	8	3.2	
6735				62	30	KK	15	S	17	S			5	1	0	1	0.4		
6760	240	41	265	54	25	KK	14	S19	15	S21	53	S2	5	0	1	1	0.4		
6763	247	45	268	63	29	KK	20	S11	14	S11	64	S1	3	2	0	2	0.8		
6779				68	19	KK	24	S	25	S			5	1	0	1	0.4		
6791-A				50	19	KK	13	S+X	18	S+X	63	S2	4	344	1	0	1	0.4	
7791-B				49	24	KK	12	S+X	13	S+X				1	0	1	0.4		
6801	269	60	292	62	35	U	14		13		68		4	2	0	2	0.8		

(T-単弁 S-複弁 S-珠文 K-圏線・界線 LV-線鋸歯文 RT-凸鋸歯 ()は種類不明を加えたもの
文 G-重弧文 U-飛雲文 KK-均整唐草文 HK-偏行唐草文 単位-mm)

型式不明	14	0	14	5.6
計	180 (213)	33 (38)	213 (251)	85.2 (100.1)

PUBLICATIONS OF THE NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE
OF CULTURAL PROPERTIES, NO. 17

NARA IMPERIAL PALACE

**ARCHAEOLOGICAL SURVEYS CARRIED OUT
DURING 1961—1963**

ENGLISH SUMMARY

C O N T E N T S

	Page
Chapter I. Introduction	1
Chapter II. Progress of Research Work	4
1. General Description of Research Work	4
2. Daily Record of Excavation Work and Events	6
Chapter III. Sites	9
1. General Description of Excavated Area	9
2. Architectural and Structural Remains	10
Chapter IV. Artifacts	19
1. Wooden Writing Tablets	19
2. Roof Tiles and Bricks	20
3. Pottery and Sherds.....	23
4. Wooden and Metal Objects.....	33
Chapter V. Studies.....	38
1. Sites	38
2. Artifacts	51
3. Wooden Writing Tablets and Government Offices and Bureaus	55
4. Conclusion	62

T A B L E S

	Page
1. List of Excavated Architectural Remains in Area 6ABO	67
2. Classification of Round Roof-edge Tiles.....	68
3. Classification of Curved Roof-edge Tiles.....	70
English Summary	x

PLANS

- I. Topographical Map of Heijō Palace Site.
- II. Layout of Structures and Other Remains in Area 6ABO.
- III. Excavated Areas of Surveys Nos. 5, 6, 7, 8, 11.
- IV. Area 6ABO VIII.
- V. Area 6ABO IV.
- VI. Area 6ABO X.
- VII. Area 6ABO XI.
- VIII. Area 6ABO XII.
- IX. Area 6ABO XIII.
- X. Area 6ABB I.
- XI. Area 6ABB II.
- XII. Well SE272.
- XIII. Well SE311.
- XIV. Chronological Classifications of Architectural and Structural Groups.

PLATES

1. Aerial View of Heijō Palace Site.
2. Area 6ABO-D·F·G: Area 6ABO-D·F·G; Sites of Second Inner Court and Halls of State, seen from Northwest.
3. Area 6ABO-D·F·G: General View, seen from Northeast.
4. Area 6ABO-D·F·G: General View, seen from West.
5. Area 6ABO-D·F·G: General Views. 1) seen from East, 2) seen from Northwest.
6. Area 6ABO-F·G: 1) Remains of Structures SB200·201·314 and Well SE311, seen from West. 2) Same Remains seen from East, 3) Same Remains, seen from North.
7. Area 6ABO-F·G: 1) Site of Structure SB206, seen from South, 2) Sites of Structures SB293·297, seen from North.
8. Area 6ABO-G: 1) Site of Structure SB206, seen from North, 2) Sites of Structures SB327·206, seen from

- West, 3) Site of Structure SB 327, seen from Southeast.
9. Area 6ABO-F·G: 1) Site of Structure SB327, seen from East, 2) Site of Structure SB314, seen from West.
 10. Area 6ABO-D·F: 1) Sites of Structures SB293·285 and Well SE272, seen from Northwest, 2) Site of Structure SB285, seen from Southwest, 3) Sites of Structures SB307,308 and Gutter SD276, 3) Sites of Structures SB307·308 and Gutter SD267, seen from West.
 11. Area 6ABO-D: 1) Remains of Structure SB273 and Well SE272, seen from Northeast. 2) Same Remains, seen from South. 3) Remains of Structure SB273, seen from West.
 12. Area 6ABO-D: 1) Remains of Structures SB268·273 and Well SE272, seen from Northeast. 2) Remains of Structure SB268, Gutters SD130·267 and Well SE272, seen from West. 3) Remains of Structures SB268·269 and Fence SA270, seen from West.
 13. Area 6ABO-D·F: 1) Gutter SD130, seen from Northeast. 2) Same Gutter, seen from East. 3) Same Gutter, seen from North.
 14. Area 6ABO-D: 1) Wooden Drain Pipe-Eastern Part of Gutter SD130, seen from East. 2) Same Gutter, seen from West, 3) Detail of Same Gutter, seen from East. 4) Detail of Same Gutter, seen from West.
 15. Area 6ABO-F: Well SE311 with objects in Position. 1) Same Well, B, seen from North. 2) Same Well, A, seen from North.
 16. Area 6ABO-F: Well SE311. 1) Same Well, B, seen from West, 2) Same Well, B, seen from North.
 17. Area 6ABO-F: 1) Well SE311A, seen from West. 2) Square Frame (Wood) of Same Well. 3) Southeastern Corner of Well SE311A·B, 4) Northeastern Corner of Same Well.
 18. Area 6ABO-D: 1) Well SE272B during Excavation, seen from East. 2) Same Well, seen from East. 3) Square Wooden Frame of Same Well.
 19. Area 6ABO-A·B·C: General View. 1) seen from Southeast, 2) seen from West.
 20. Area 6ABO-C: Sites of Structures SB200·201·317. 1) seen from Northwest. 2) seen from East.
 21. Area 6ABO-C: 1) Sites of Structures SB200·201·317 and Fence SA304, seen from Southeast. 2) Sites of Structures SB200·201, seen from Northeast. 3) Sites of Same

- Structures, seen from East.
22. Area 6ABO-A·B: 1) Sites of Structures SB212·213·364, seen from Southwest. 2) Sites of Structures SB212·213, seen from Northwest. 3) Sites of Same Structures, seen from East.
 23. Area 6ABO-C: 1) Sites of Structures SB299·370, seen from Northwest. 2) Site of Structure SB370, seen from North. 3) Sites of Structures SB299·370, seen from East.
 24. Area 6ABO-A·B: 1) Sites of Structures SB364·386, seen from North-west. 2) Site of Structure SB364, seen from East. 3) Site of Same Structure, seen from West.
 25. Area 6ABO-A·B: 1) Sites of Structures SB212·213·413, seen from Southwest. 2) Site of Structure SB413, seen from South. 3) Site of Same Structure, seen from North.
 26. Area 6ABO-A: 1) Remains of Structures SB364·386 and Gutter SD126, seen from East. 2) Remains of Fence SA304 and Gutters SD126·400, seen from Northwest. 3) Gutter SD400, seen from Northeast.
 27. Area 6ABO-A·B·C: 1) Sites of Earthen Wall SA350 and Structures SB348·349, seen from Northeast. 2) Site of Earthen Wall SA350, seen from North, 3) Remains of Structures SB340·341·348 and Gutter SD337, seen from Northeast.
 28. Area 6ABO-J: 1) General View, seen from South. 2) Gutters SD130·244, seen from North. 3) Site of Structure SB246, seen from South.
 29. Area 6ABB-D·E and 6ABO-E: 1) Area 6ABB-E, seen from North. 2) Area 6ABB-D, seen from South. 3) Area 6ABO-E, seen from West.
 30. Round Roof-edge Tiles.
 31. Round and Curved Roof-edge Tiles.
 32. Curved Roof-edge Tiles and "Demon" Tiles (*Onigawara*).
 33. Pottery with Inscriptions.
 34. Pottery and Sherds with Inscriptions.
 35. Pottery with Inscriptions.
 36. Pottery and Sherds with Inscriptions.
 37. Pottery Excavated from Well SE311A.
 38. Pottery Excavated from Well SE311B.
 39. Pottery Excavated from Well SE311B and 272B.
 40. Pottery Excavated from Pits SK234·238 and Sites of Structures SB236·246.

41. Pottery and Sherds Excavated from Pits 234·238·326, Sites of Structures SB236·246, and Gutter SD126.
42. Green-glazed Wares.
43. Green-glazed Wares.
44. Glazed Wares.
45. Terracotta Horse Figurine and Jar with Handles.
46. Wooden Writing Tablet and Wooden Male Figure used in Ritual Intended to bring Evil, Injury or Death to another.
47. Wooden Ritual Object (*Igushi*) and Wooden Phallus.
48. Wooden Combs.
49. Wooden Combs.
50. Wooden Objects: 44·45) Ladle shaped by Bending a Thin Sheet of Cypress Wood into a Circular Form. 46) Vessel shaped by Bending a Thin Sheet of Cypress Wood into a Circular Form.
51. Wooden Objects: 47) Turned Wooden Tray. 48·49) Parts of Wooden Tub.
52. Wooden Objects: 50) Gourd Ladle. 51·52) Wooden Mallet, 53) Wooden Clog. 54) Wooden Bow. 55) Wooden Vessel-shaped Object.
53. Copper Coins and Lacquered Wares: 1)—3) Mannen Tsūhō coins, 4)—6) Jingō Kaihō coins. 7) Ryūhei Eihō coins. 8) Shōwa Shōhō coins. 9·10) Lacquered Wares.
54. Metal Objects: 1) Sickle. 2) Knife. 3·4) Gimlets.

FIGURES AND DIAGRAMS

	Page
1. Area 6ABO, showing Progress of Excavation.....	5
2. Chronological Diagram of Levelled Ground.	10
3. Junction of Pebble Bed and Wooden Pipe in Gutter SD130.	11
4. Joint of Well Frame.	12
5. Northern Half of Gutter SD400.	17
6. Base Stones of Structure SB413 and Fence SA436.	18
7. Reconstruction of "Demon" Tile (<i>Onigawvra</i>)	23
8. Terracotta Horse Figurine	28
9. Earthenware Ink-grinding Slab	31
10. Seam of Vessel Shaped by Bending a Thin Sheet of	

Cypress Wood into a Circular Form.	35
11. Chronological Reconstruction of Architectural and Structural Groups	43
12. Layout of <i>Daijōe-Gaiin</i>	47
13. Layout of <i>Daijōe-Naiin</i>	49
14. Diagram showing Relationship and Dimensions of Bowl A and Tray A Categories.	54
15. Wooden Tablet Inscribed with the Name "Tsukuba-no- myobu."	58
16. Location of Individual Areas within Total Site.	72

TABLES IN TEXT

1. Table showing Distances between Front Pillars, Structure SB327.....	Page 15
2. Table showing Numbers of Pottery Vessels Discovered from Well SE311B.	24
3. Analysis of Glazed Wares.	27
4. Table showing Dimension of <i>Igushi</i>	34
5. List of Wooden Combs.	34
6. Dimensions and Weights of Copper Coins.	37
7. Chronological Sequence of Architectural and Structural Remains in Western Half of Area 6ABO.	38
8. Chronological Sequence of Architectural and Structural Remains in Eastern Half of Area 6ABO.....	39
9. Chronological Table of Architectural and Structural Remains.	40
10. Classification of Construction Methods utilized in Main Structures during each Stage.	44
11. Classification of Construction Methods.....	49
12. Table showing Technical Differences and Quantities of Bowl A and Tray A Categories.	53

NARA IMPERIAL PALACE

EXCAVATIONS AT THE HEIJŌ PALACE SITE: RESEARCH REPORT IV

In the summer of 1955, members of the staff of the Nara National Research Institute of Cultural Properties began excavations at the site of the Heijō Palace compound, where the imperial domicile, halls of state, and other important administrative buildings were located during the Nara Period (710–784). Work at this extensive site, which lies west of the present-day city of Nara in an area covered largely by rice fields, has continued over the following years, producing an impressive number of relics and much valuable information. As a result of this research, a clearer, more accurate picture of the culture which flourished in the capital during the eighth century has emerged.

The present report deals chiefly with recent excavation work in plot 6ABO, and represents a continuation of the investigation and study on this area which was dealt with initially in the Research Report on the Heijō Palace Site, volume II, which appeared in 1962. With the publication of the present volume, survey work in this area may be regarded as tentatively complete. Area 6ABO is situated roughly in the center of the northern section of the palace compound, and extends approximately two hundred and twenty meters from east to west and ninety meters from north to south. The remains lay preserved at various levels, superimposed one above the other, and extended throughout the entire area. For this reason, the horizontal system of excavation was employed in order to carry out the investigations in the most thorough manner possible. The methodical application of this exhaustive method over such an extensive area of land marks a new stage of development in archaeological research in Japan.

The excavations revealed that there have been five successive stages of building activity in the vicinity, four dating to Nara times,

and one carried out later, at the beginning of the Heian Period. It seems probable that the first (lowest) stage represents the remains of the earliest period of construction when the palace compound was initially erected shortly after the capital was established at Heijō in 710, although the evidence is too meagre to draw any conclusions about what sort of structures stood on the site at this time. During the second stage, which seems to date to about the end of the Tempyo period (729–749), there was a government bureau located in the area, and it is presumed that it was occupied by the section in charge of the Imperial Household cuisine, which appears to have remained in this area during stages three and four also. During the third stage (which falls into the Tempyō-hōji period, 757–764) government office buildings stood in the eastern part of this area, while the western portion seems to have contained storage structures. During this period the land in this vicinity appears to have been divided off into broad divisions designed for rather specific architectural purposes, but in the extensive rebuilding which occurred toward the end of the Nara period (stage four) the systematic overall layout characteristic of the government office buildings and storage structures in this area during stage three was abandoned, and replaced by various independent groups of buildings. These groups of structures were also used by government sections or bureaus, and were utilized for such specialized purposes as the manufacture of soy-sauce or confectionaries, or the preparation and service of foods. This fact explains their division and layout according to individual blocks. Whether this change in plan represents a development confined only to this area, or is a feature common throughout all the official bureaus and office buildings in the palace compound, is a challenging problem which must be taken up during future excavation and research at such locations. The last period of construction (stage five) may be assigned chronologically to the early years of the ninth century when the palace of the retired emperor Heizei was located in the compound. It remains unclear, however, just what buildings stood in the area under discussion at that time, or how they were disposed. Another question that will have to be clarified by future research is the location of the Imperial Household bureau in charge of cuisine during the early part of the Nara period, from the initial erection of the palace compound until the last part of the Tempyo period (pre-stage two).

In the majority of cases, the structures that housed government offices or bureaus were constructed with their pillars inserted simply into the ground, rather than set up on exposed foundation stones.

Now, although the numerous buildings still preserved from Nara times in temple compounds have led scholars to a general agreement that the chief architecture of the eighth century was strongly Chinese in style, characterized by raised stone foundations and tiled roofs, the excavations treated here have revealed that this conclusion must be revised, and the role and importance of this variant style in which the pillars are set directly into the ground, must be reappraised. Another significant difference in these structures were the roofs, which were probably covered by either wooden boards or materials such as bark, for tiles were apparently not used. Buildings of this sort were ideal for being erected simultaneously in large numbers, since their dimensions and construction features were standardized, a fact which is demonstrated by the many remains from such structures unearthed at Area 6ABO. An unfortunate feature of this type of architecture, however, was its limited period of durability, and none of the structures seem to have lasted for long, principally because of the direct contact of the bases of the pillars with the earth. It is natural, therefore, that periodic rebuilding was necessary, and this seems to have been one of the important influencing factors in the four successive stages of construction carried out at the site during the Nara period.

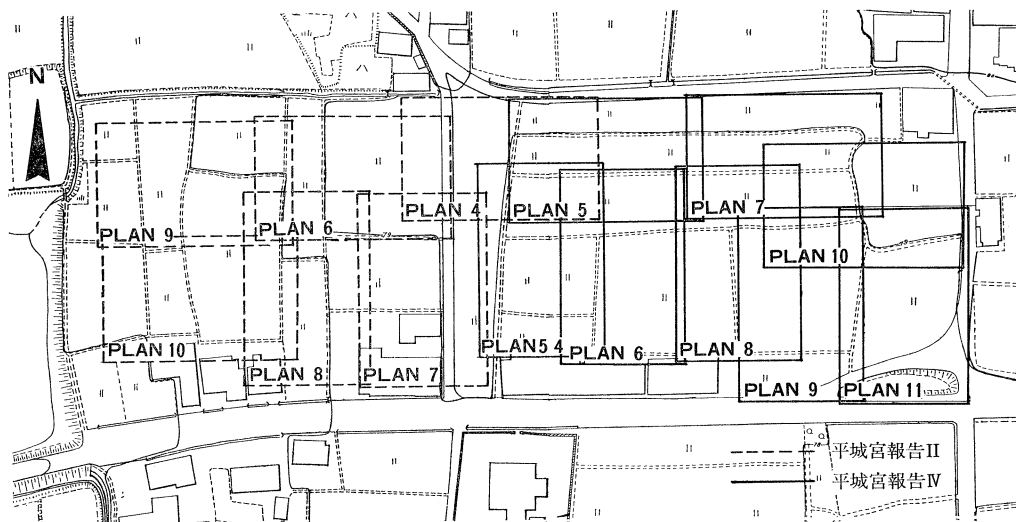
The most valuable finds among the relics recovered at the site are a group of thin, flat wooden tablets which bear writing. These were discovered among other fragments in a pit and in a well, locations where they had been discarded. The evidence provided by these articles has clarified a number of points about the nature of the remains, the government bureaus that stood in the vicinity during Nara times, and their chronology. Furthermore, their existence has made it clear that tablets of this sort were widely used for clerical purposes during Nara times. The inscriptions are of particular importance — one, for instance, which is written on a baggage docket originally attached to tribute articles, has substantially clarified our knowledge of the actual circumstances of the Nara period tax system.

Roof tiles, intact as well as in fragments, together with various earthenwares and sherds, have come to light in considerable numbers at the site. Careful study of these objects has revealed that they passed through a gradual series of stylistic and technical changes over the period of roughly a century when palace compounds were situated in the area, from the time of the establishment of the capital at Heijō until the period of residence at the location by the Emperor Heizei after his retirement. As a result of the close, regular pattern of develop-

ment that has emerged, it has been possible to reconstruct the sequences of stylistic change on a firm basis, and this has provided the evidence necessary for the establishment of an absolute chronology for the tiles and pottery of the period. With continued research, it is thought that the individual stages in this stylistic development can be accurately narrowed down to twenty year periods.

Prior to the excavations in Area 6ABO, the area was covered by level rice paddy fields, and there were no indications that ancient remains of any sort were preserved in the vicinity. As a result of the investigations at this location, however, the foundations of many structures used for government offices or bureaus (*kanga*), laid out on an extensive scale, were uncovered, the first evidence of the existence of such buildings at the Heijō site. Because of the importance of these finds, it was decided in 1963 to purchase the entire area originally enclosed in the Heijō Palace compound (about 100 hectares) with government funds, so that it could be carefully preserved and its contents studied, a plan which has received wide approval in scholarly circles.

Now that the area has been acquired by the government, it has finally become possible to initiate a thoroughgoing investigation of the entire expanse of ground according to a careful, well-coordinated program of excavations. With the knowledge gained from this work, it is certain that many pages of Japan's ancient history can be rewritten and expanded with greater accuracy and insight in the future.

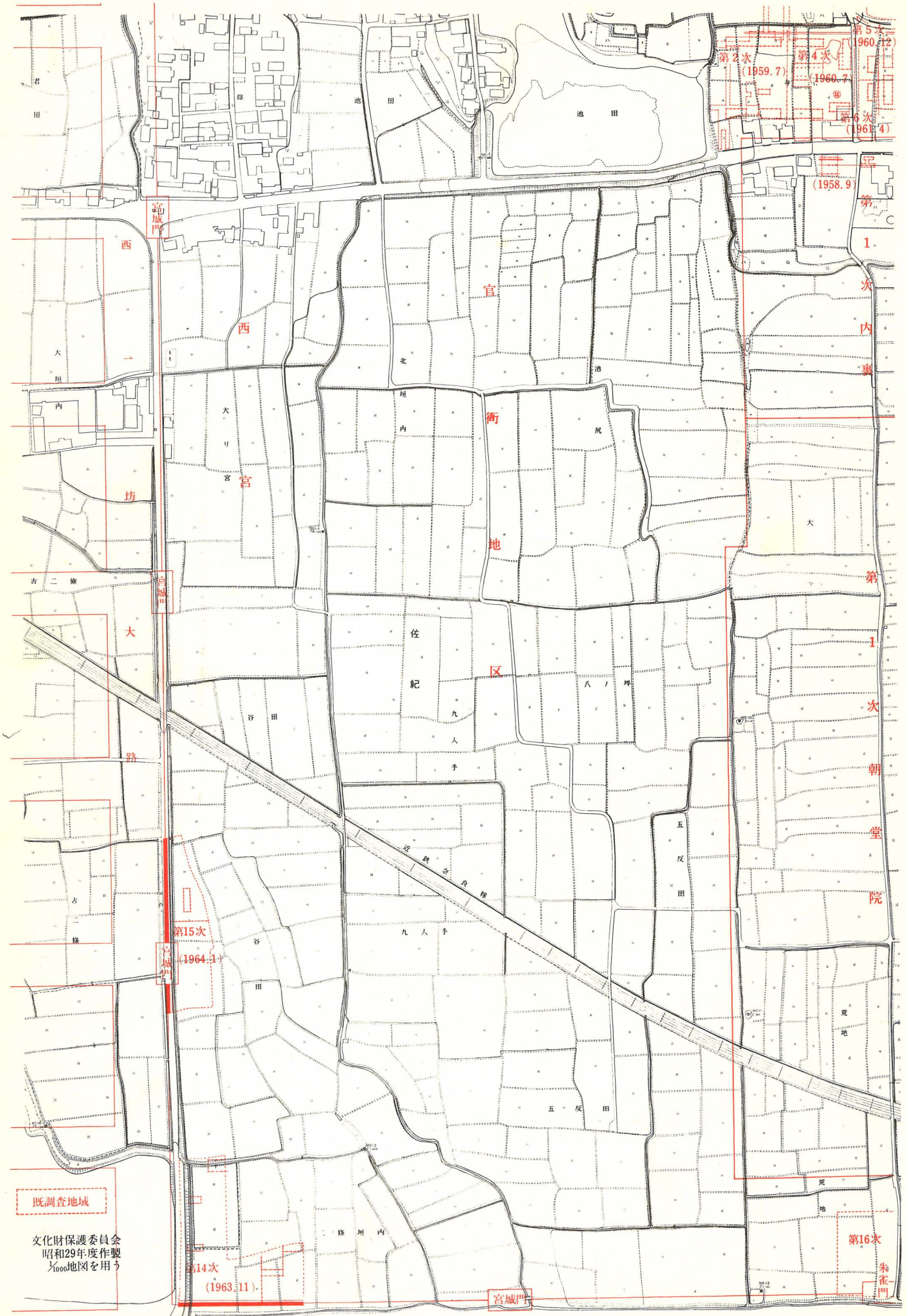


PLAN 配置図

図面・図版

1. 遺構には一連番号を付し、その前に SA: 築地・柵・土塁, SB: 建物, SC: 廊, SD: 溝, SK: 土壙, SX: その他, SZ: 不明の分類記号を標記した。
2. 遺構の寸法数字は m 単位である。
3. 高さ規準 LO は埋蔵文化財発掘調査報告第 5 『平城宮跡』の B. M. No. 2 の上面から ± 0 cm である。

平城宮跡全域地形図



既調査地域

文化財保護委員会
昭和29年度作製
1/5000地図を用う

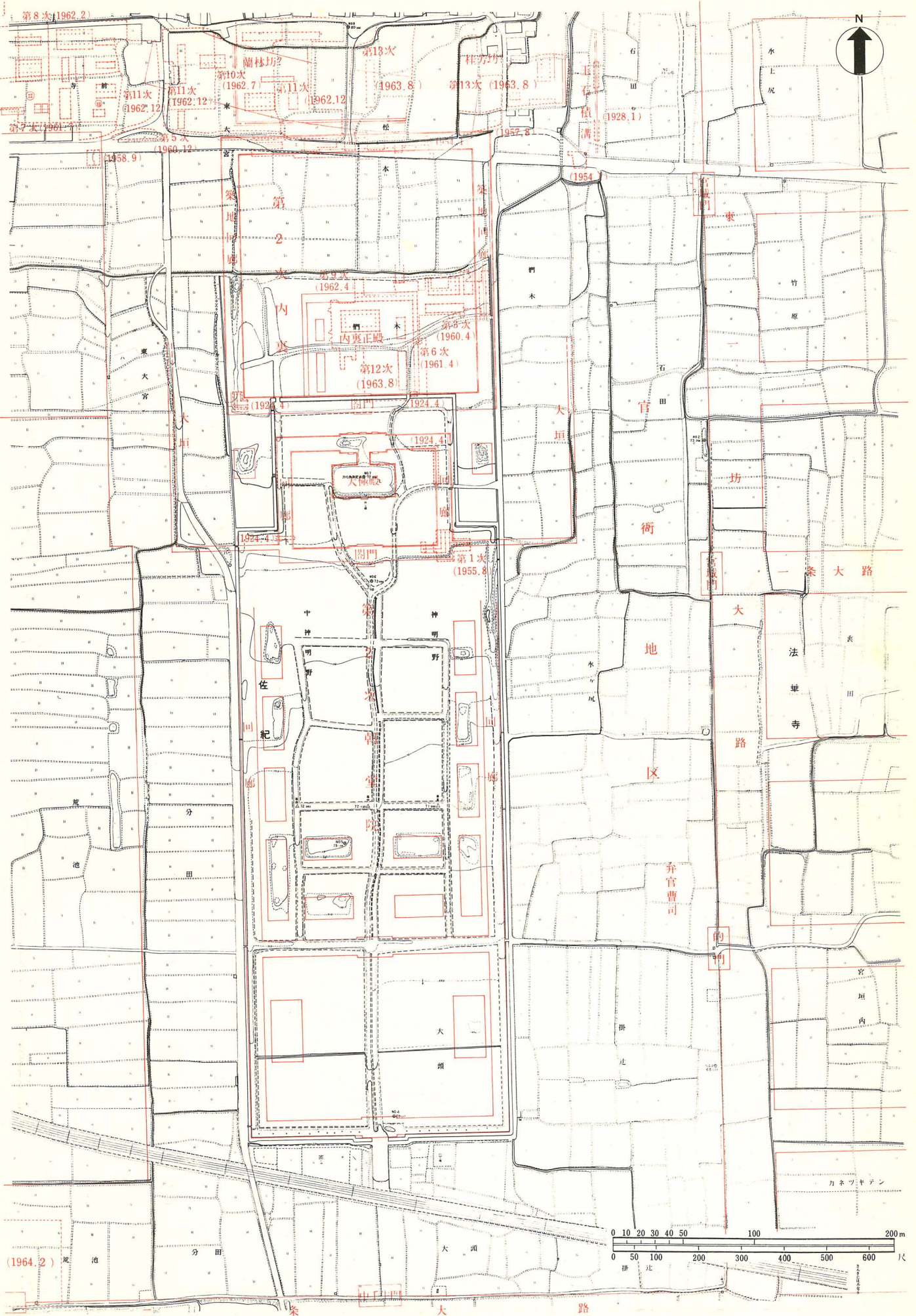
第14次
(1963.11)

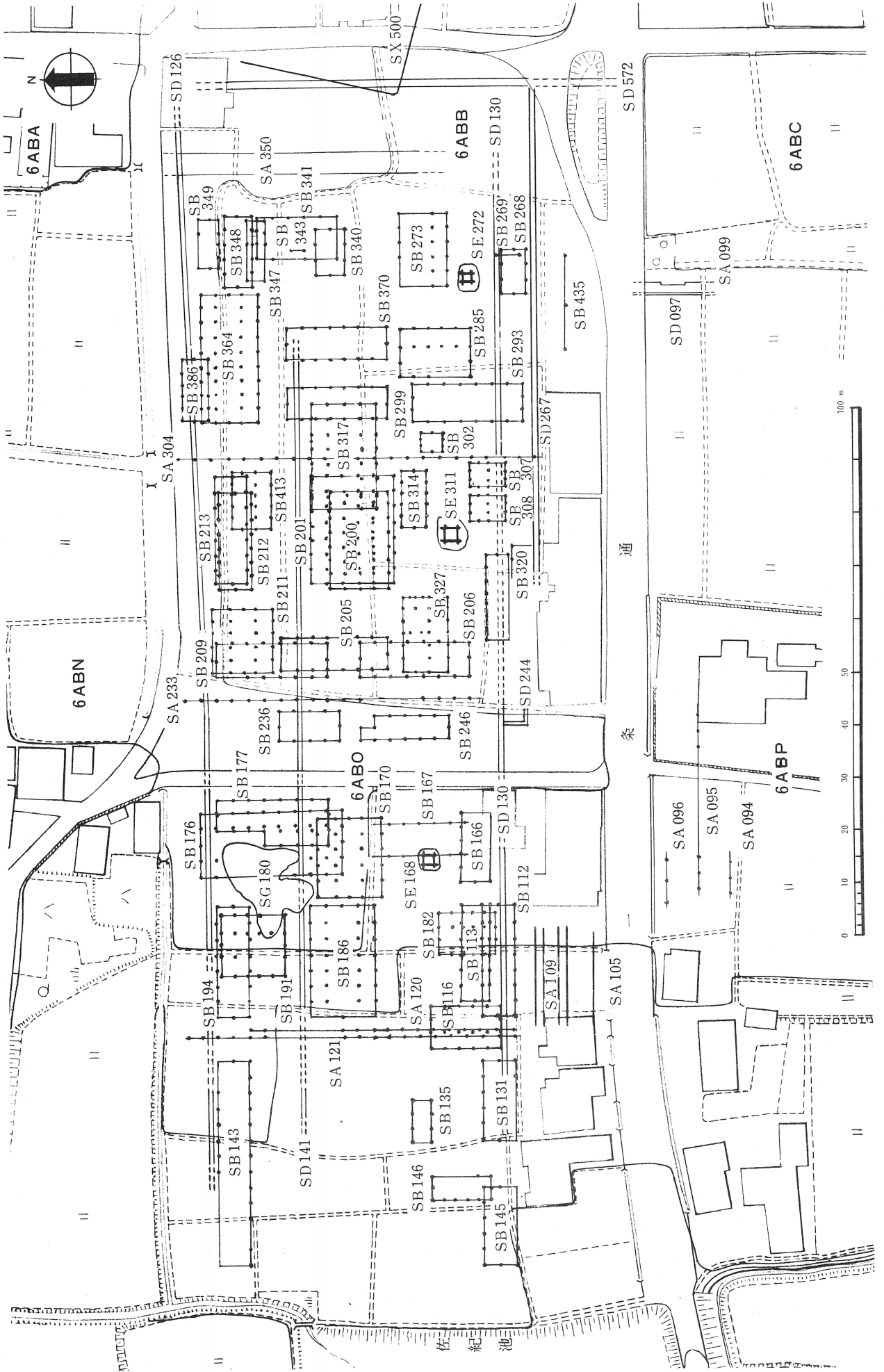
第15次
(1964.1)

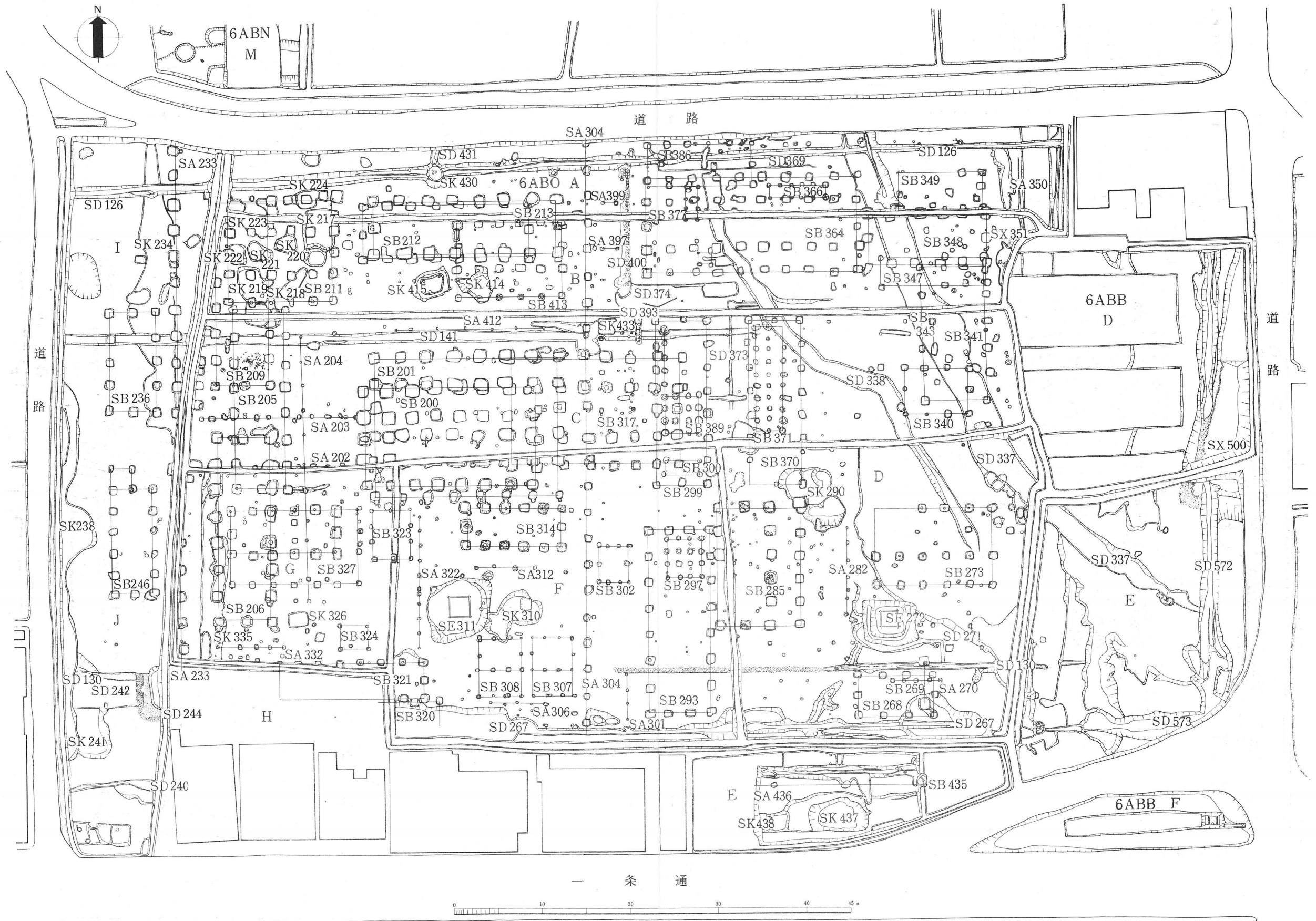
第2次 (1959.7)
第4次 (1960.7)
第5次 (1960.12)
第6次 (1961.4)

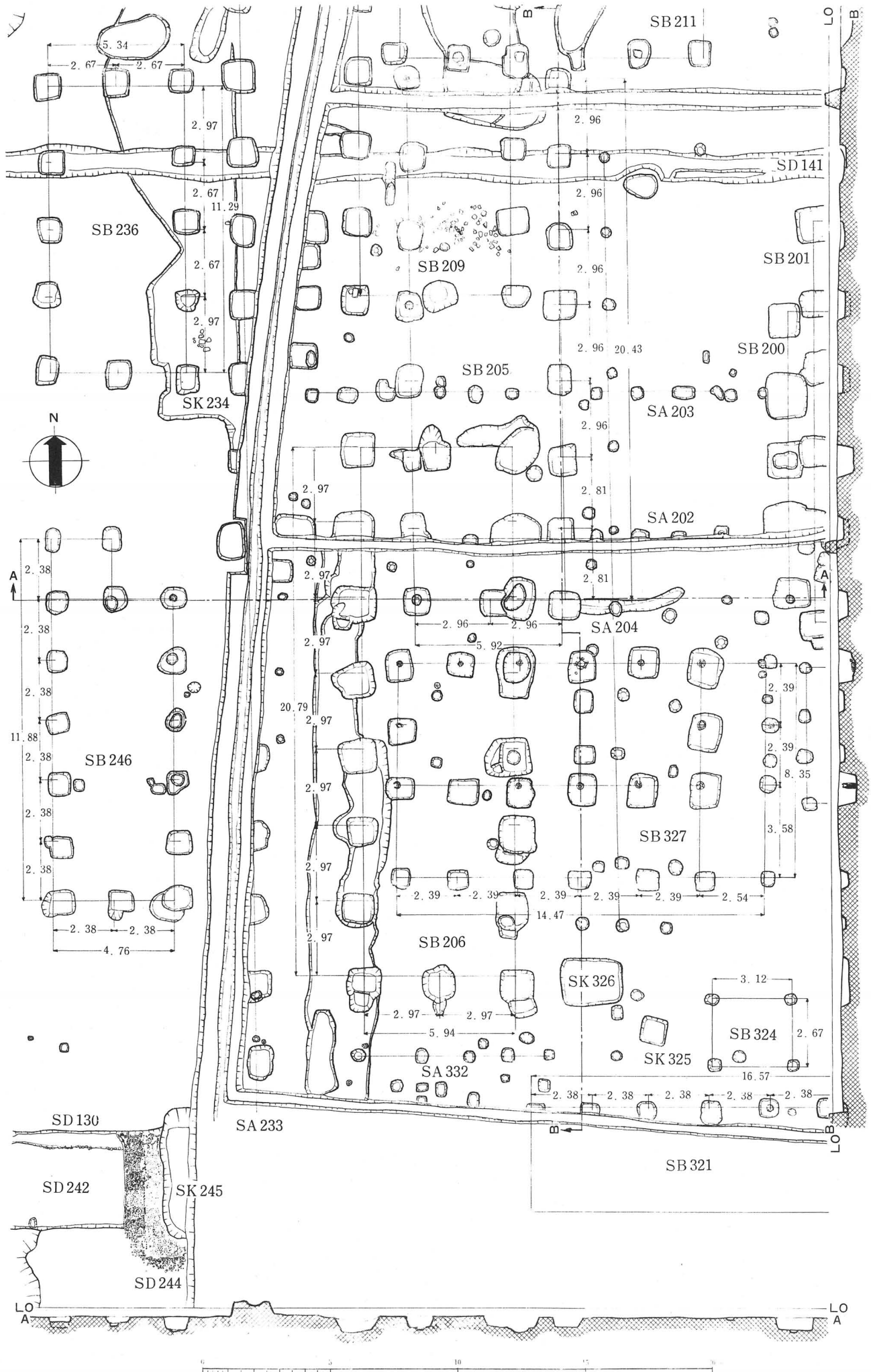
第16次
朱雀門

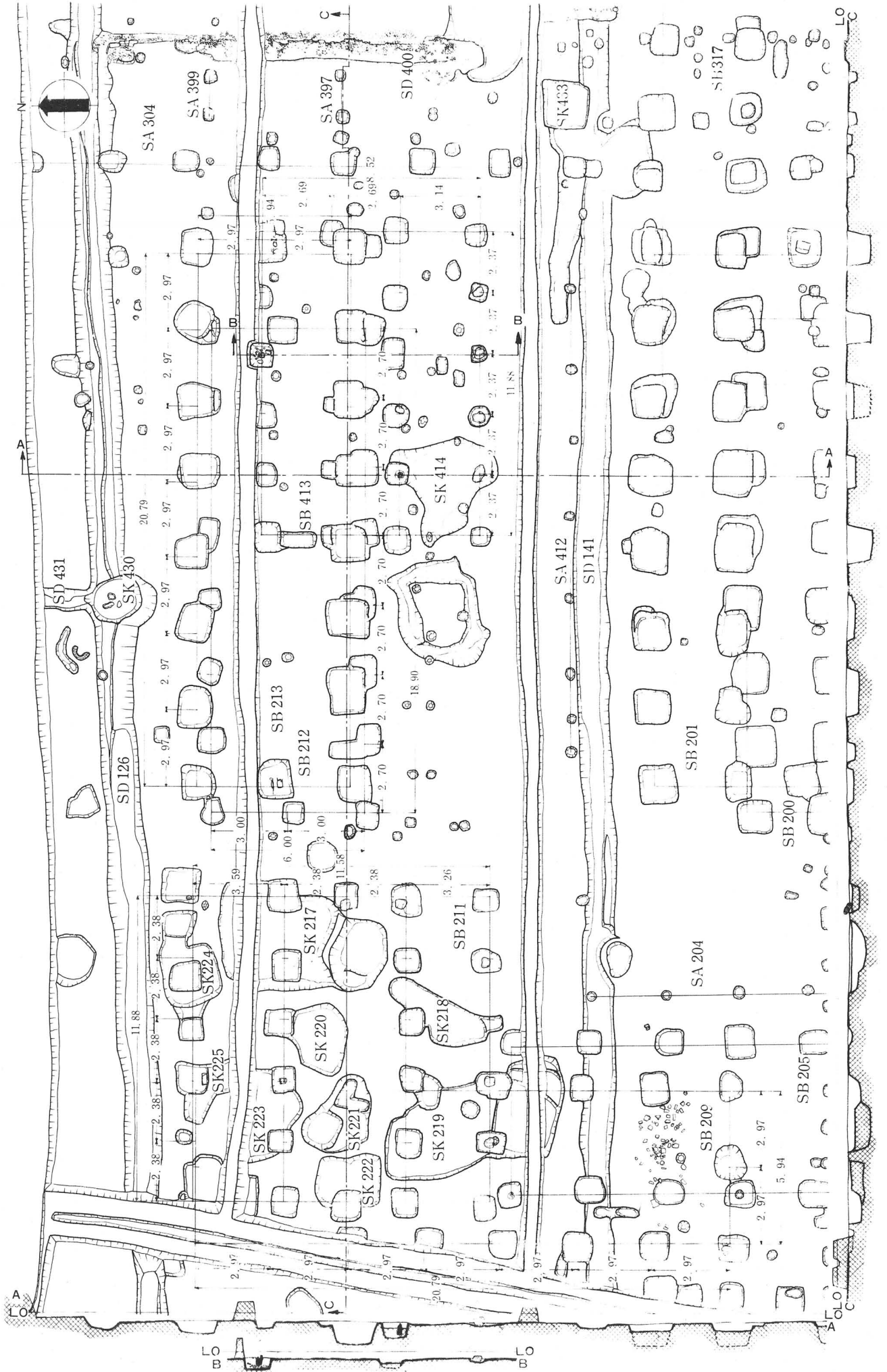
宮城門

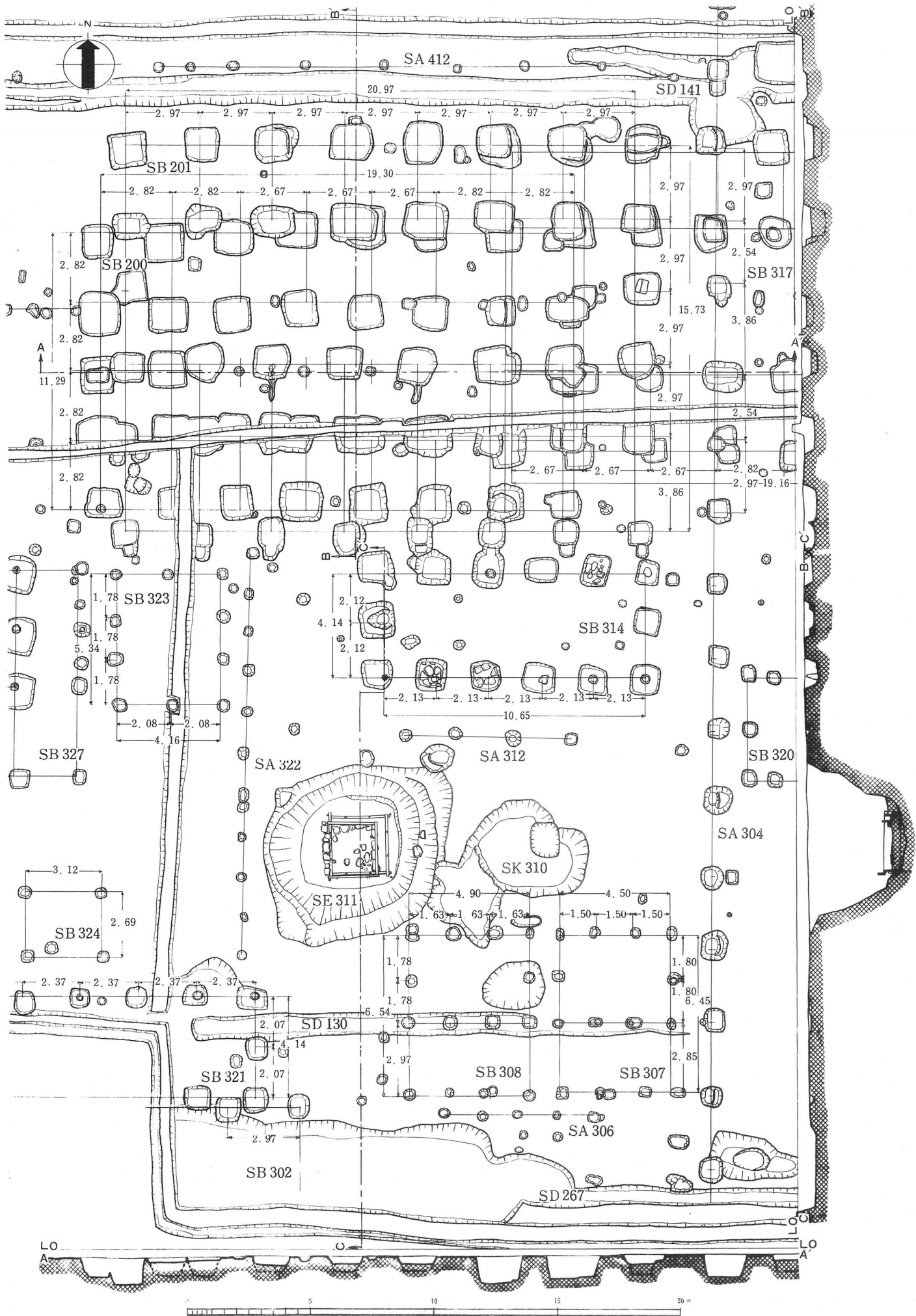


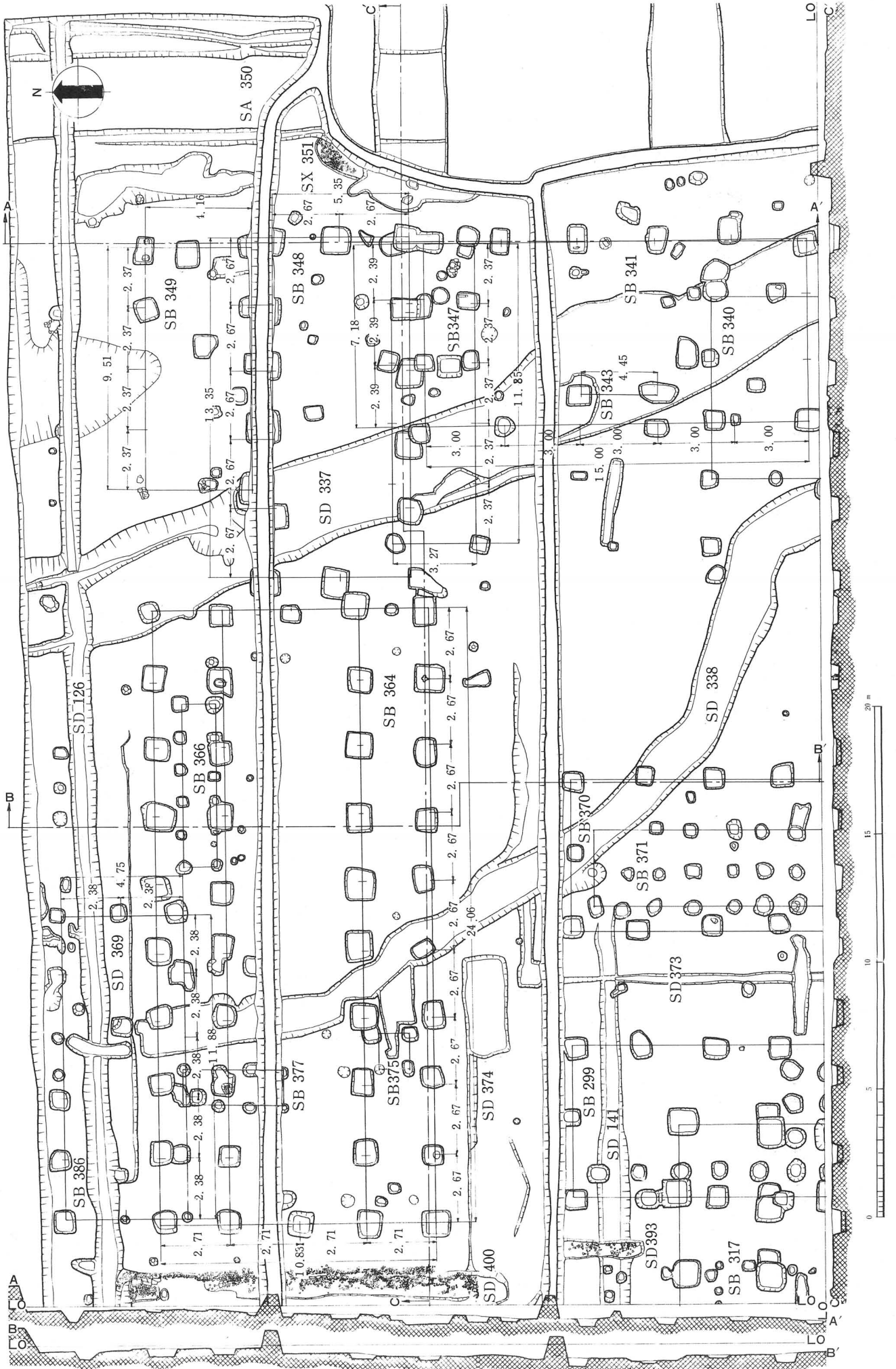


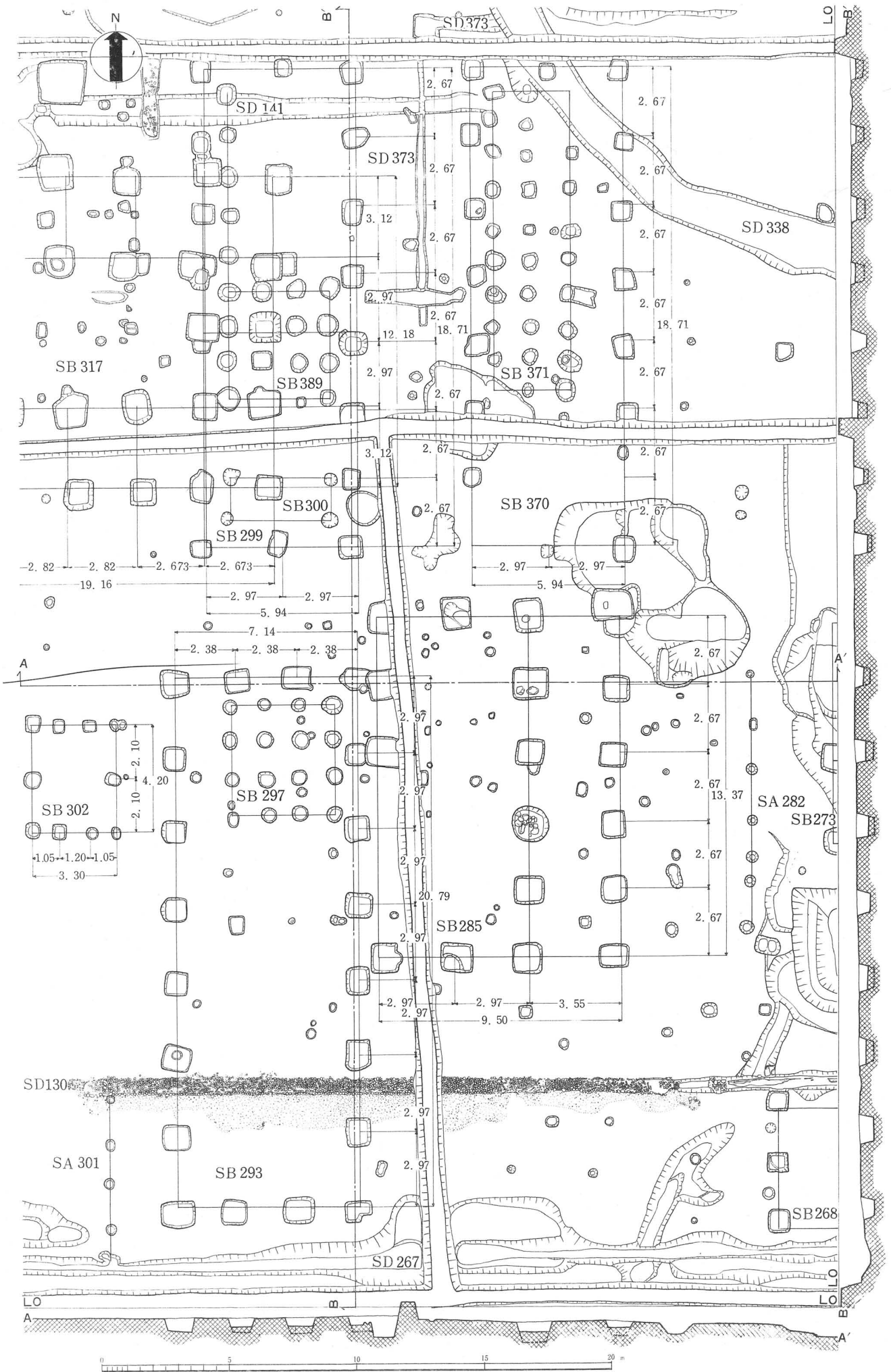


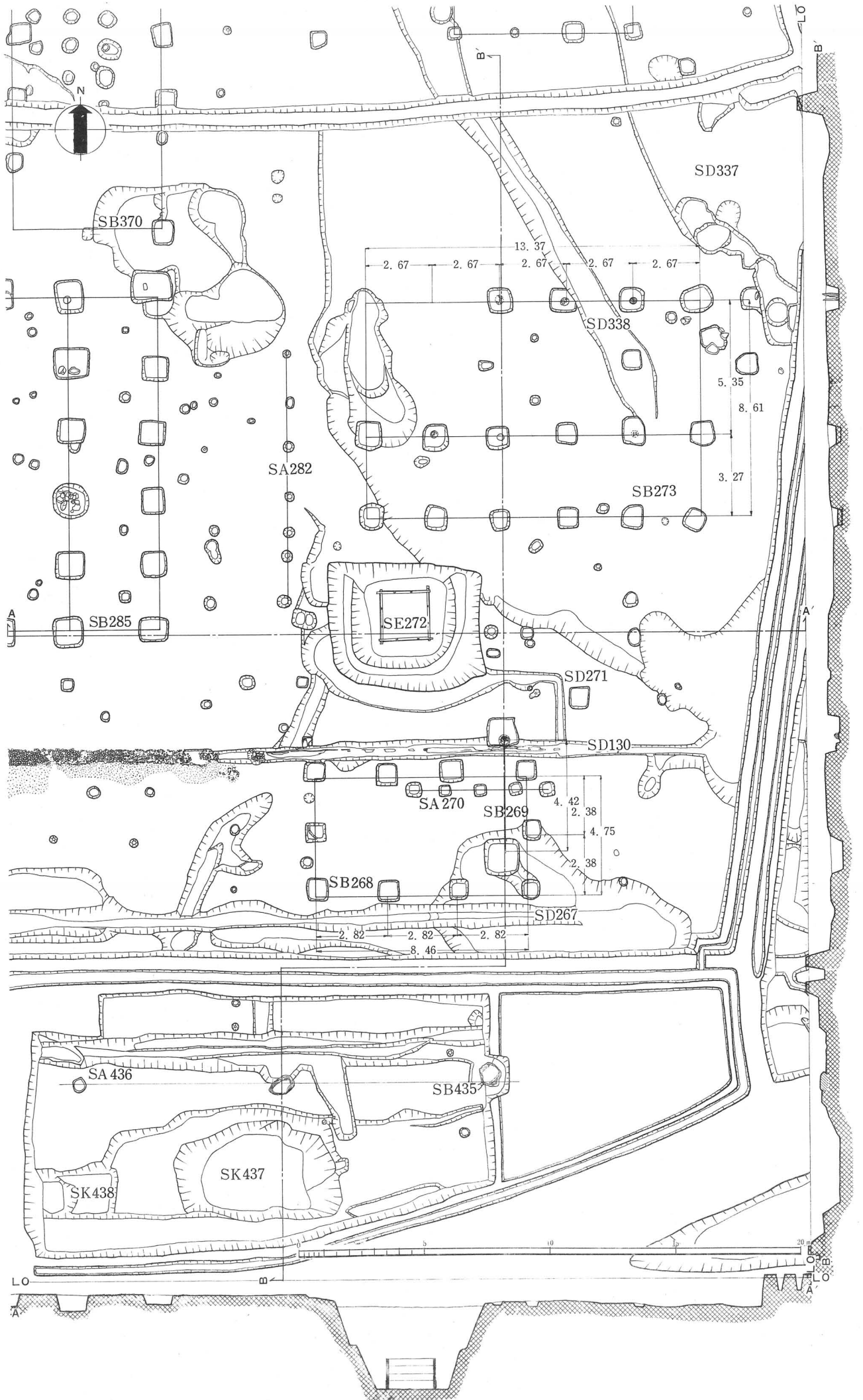




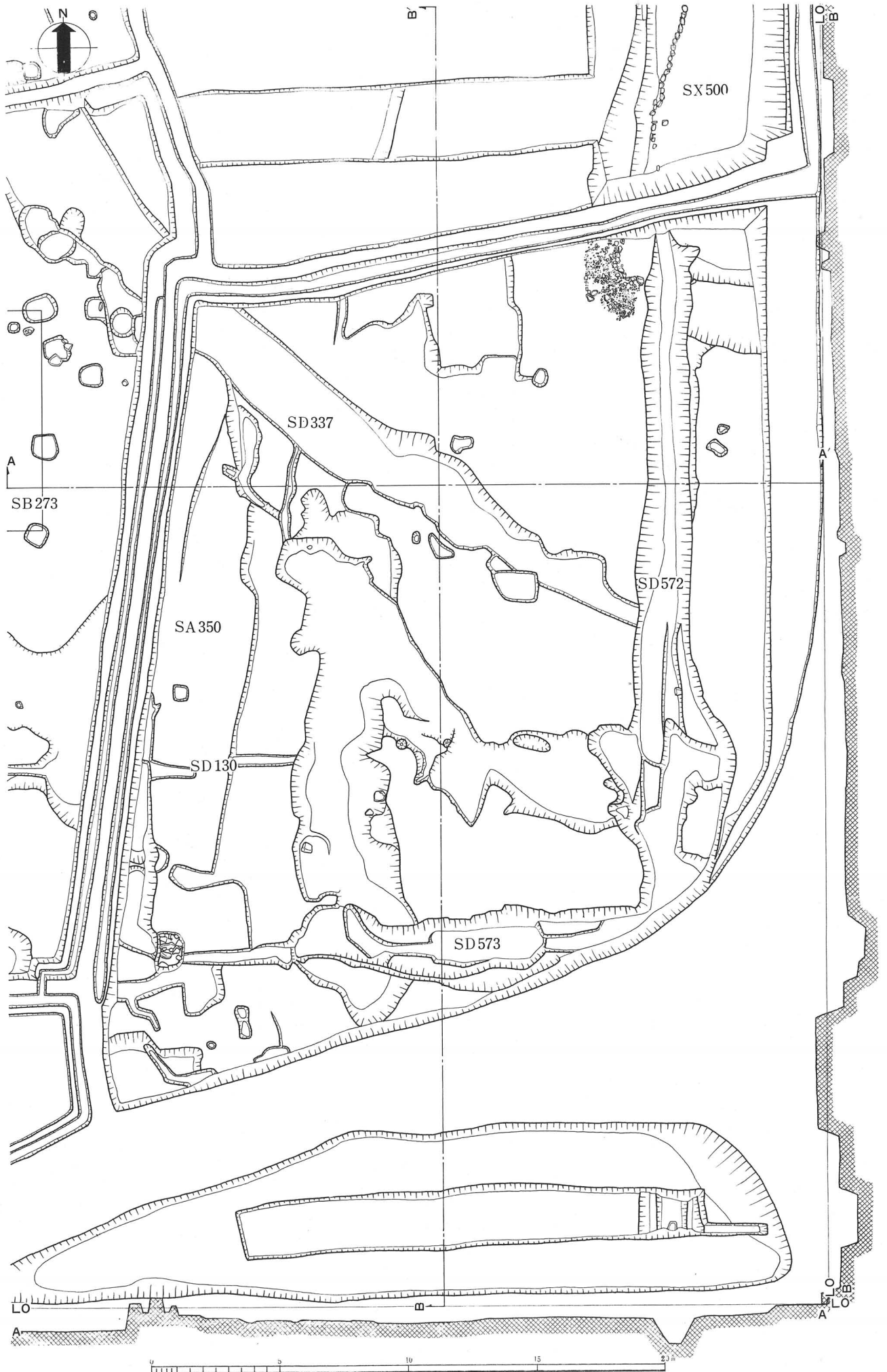




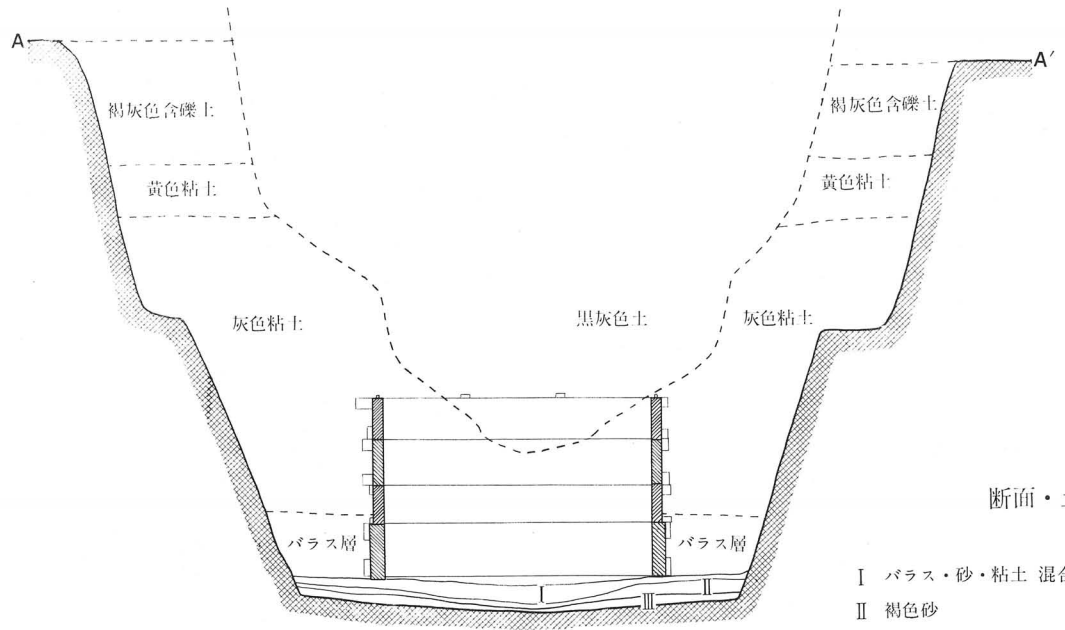








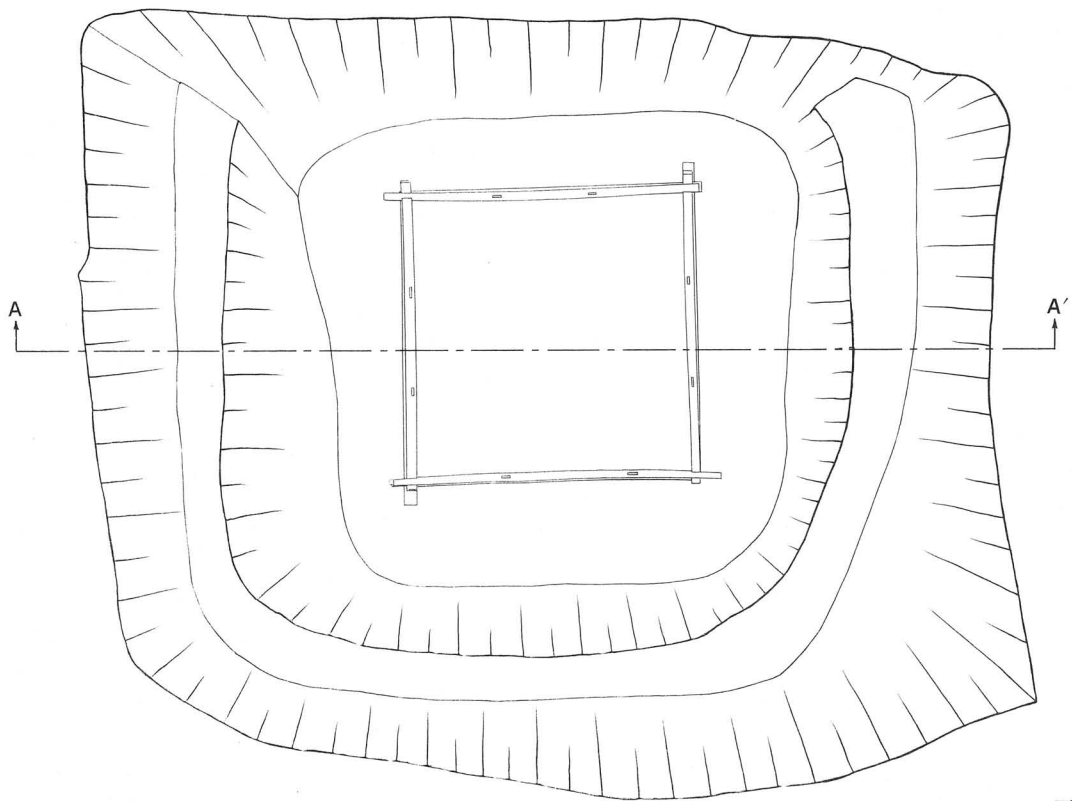
LO ————— LO



断面・土層図

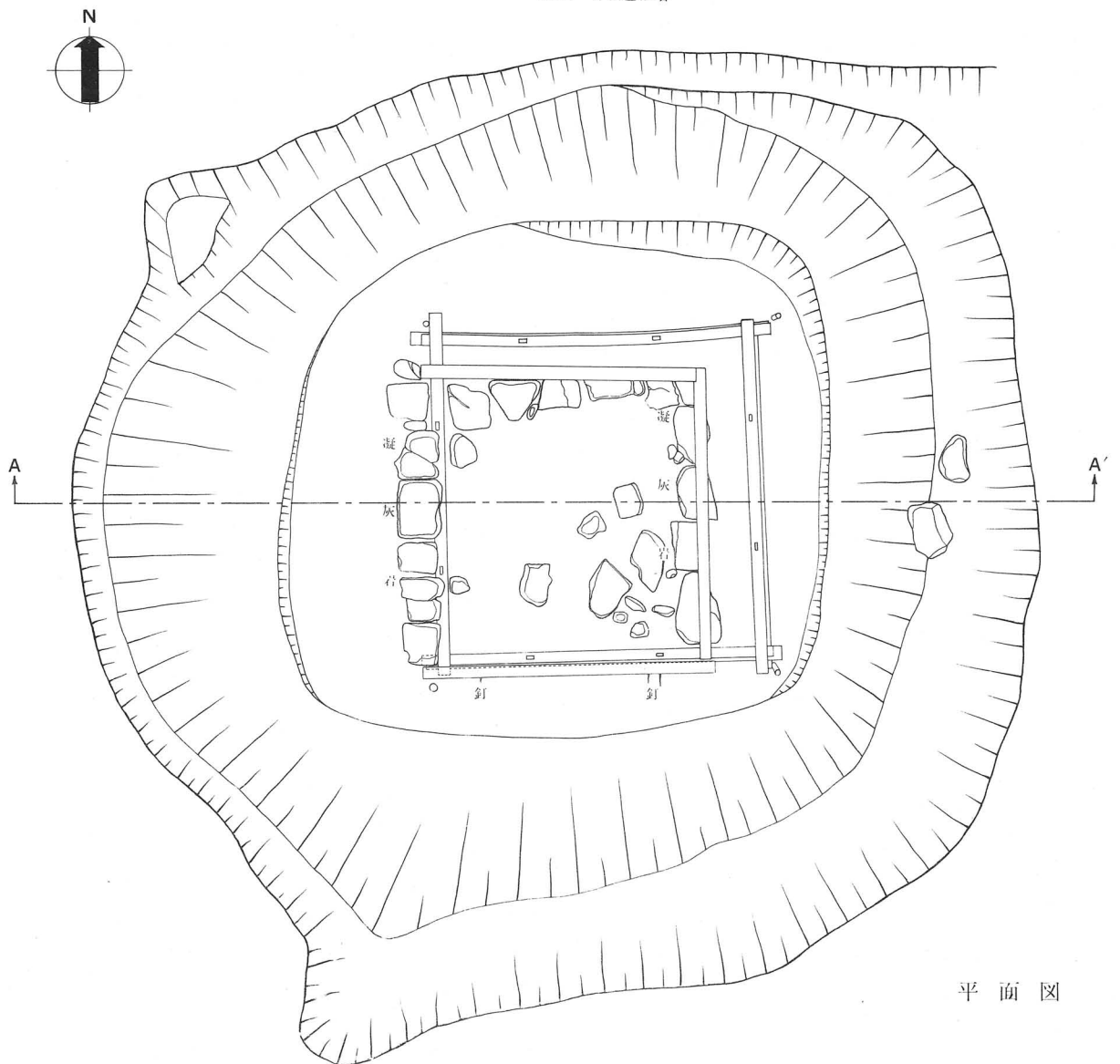
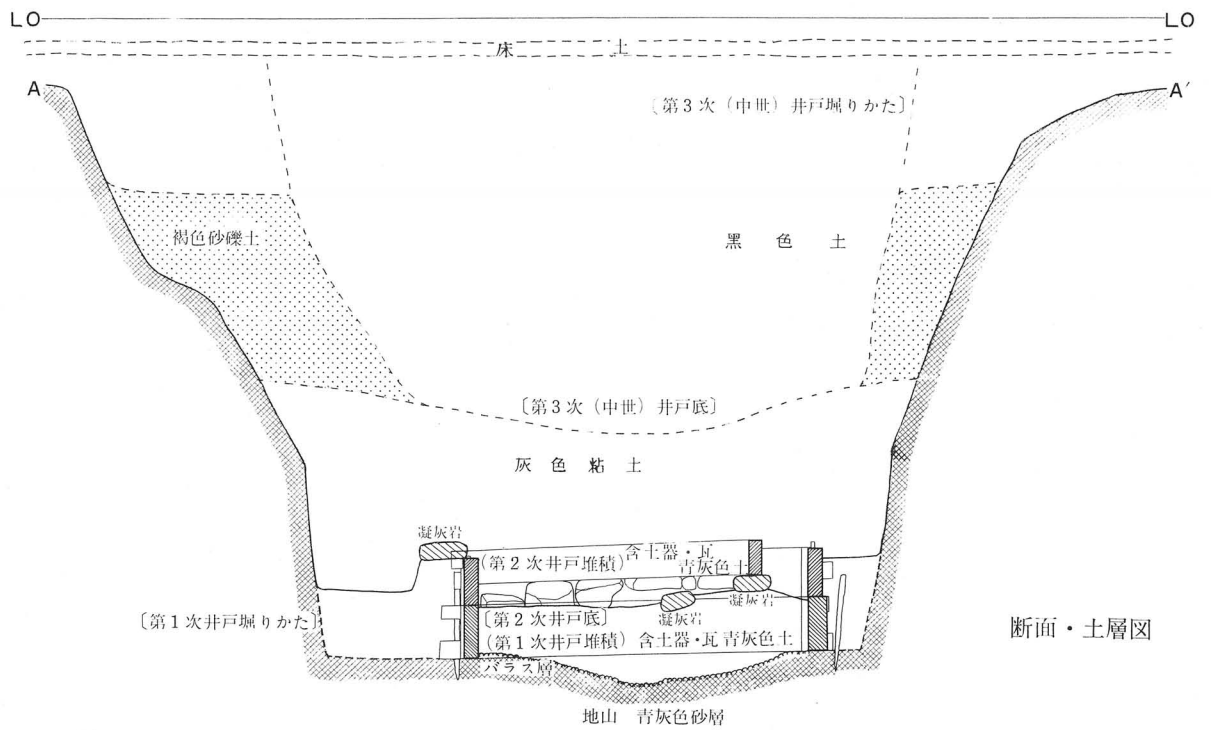
- I 瓦葺・砂・粘土 混合青色土
- II 褐色砂
- III 礫

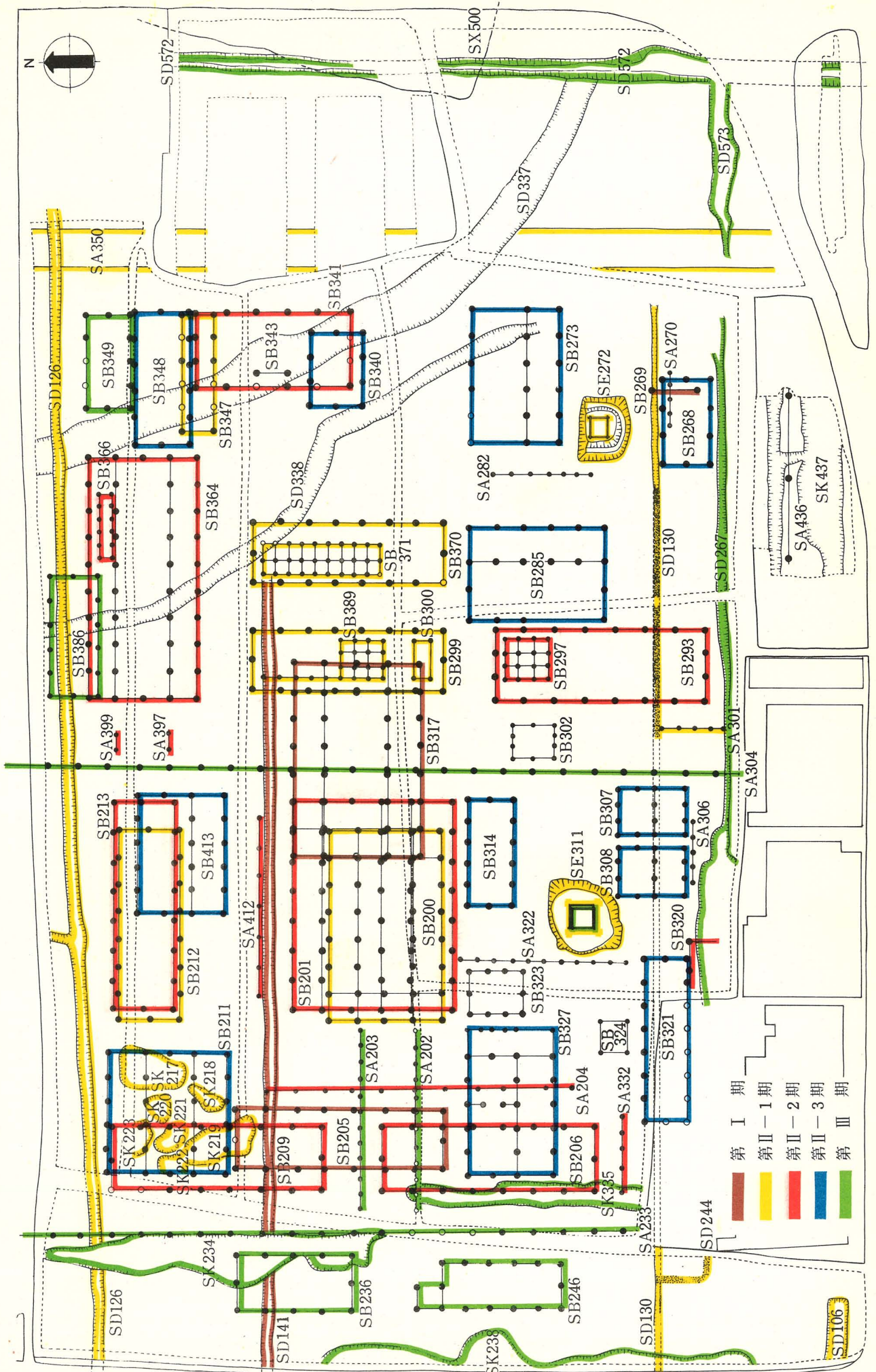
地山青灰色砂層



平面図

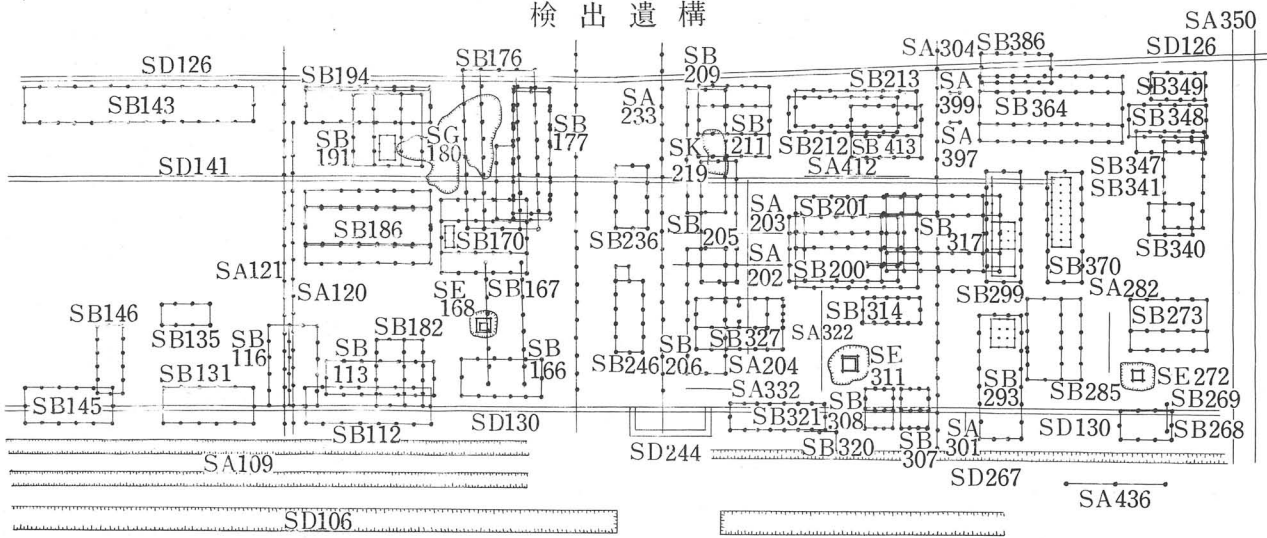




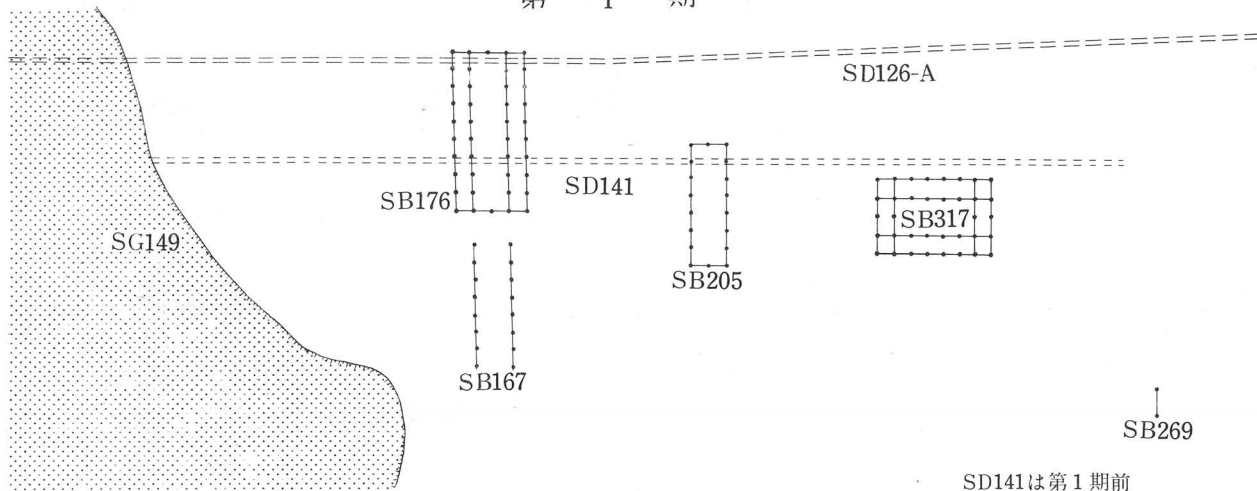




検出遺構

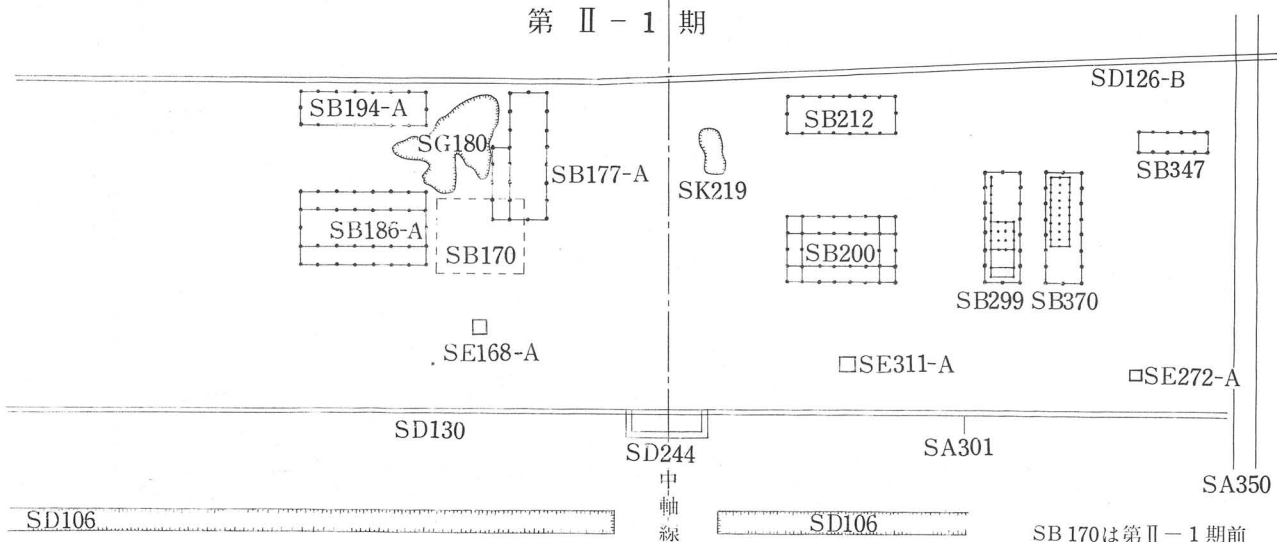


第 I 期



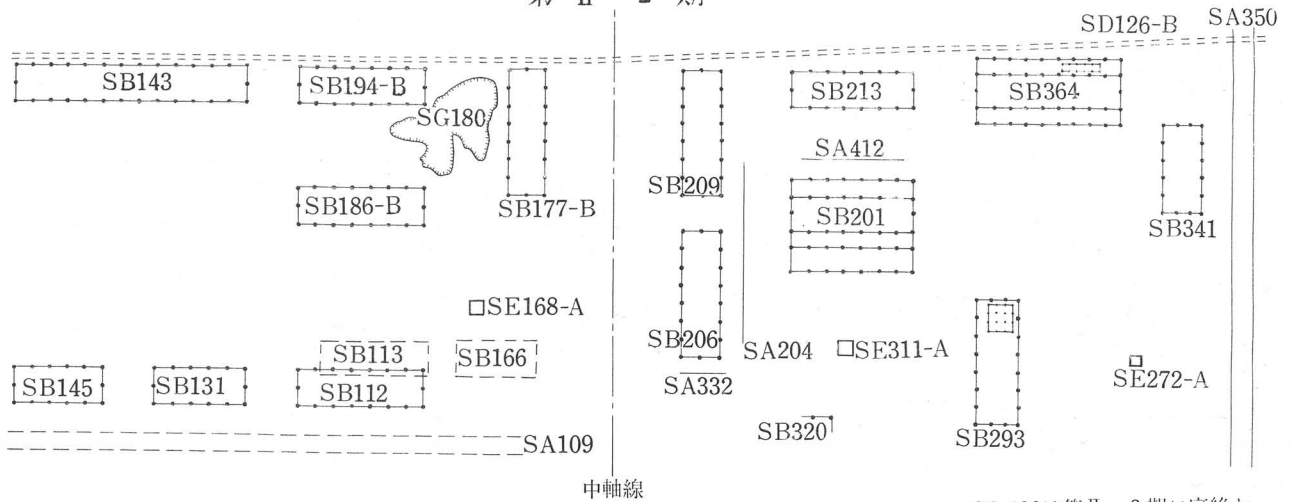
SD141は第1期前
SD126-Aは第1期末

第 II - 1 期



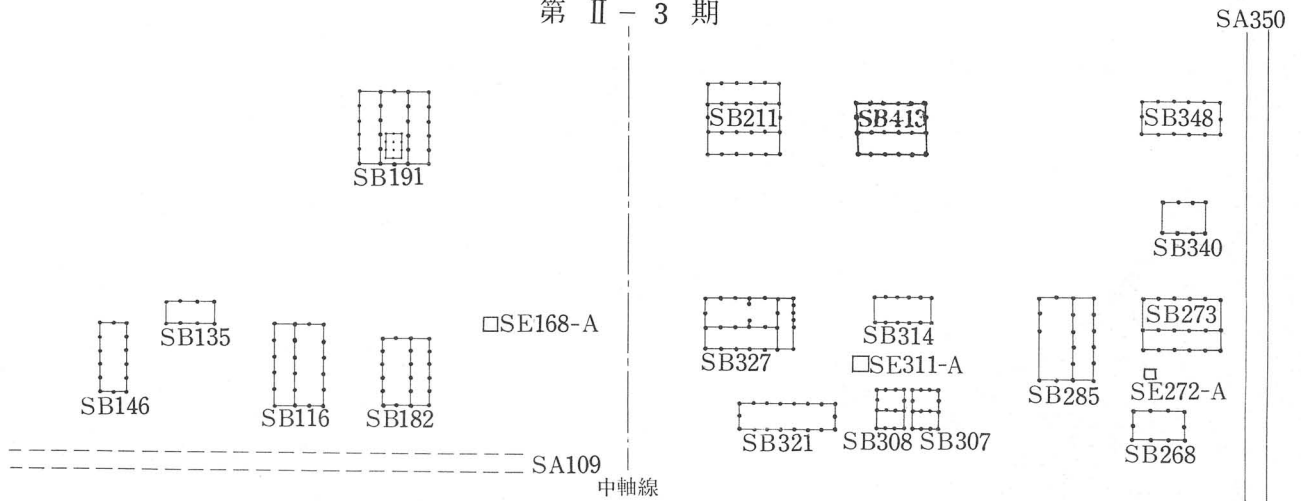
SB170は第II-1期前

第 II - 2 期

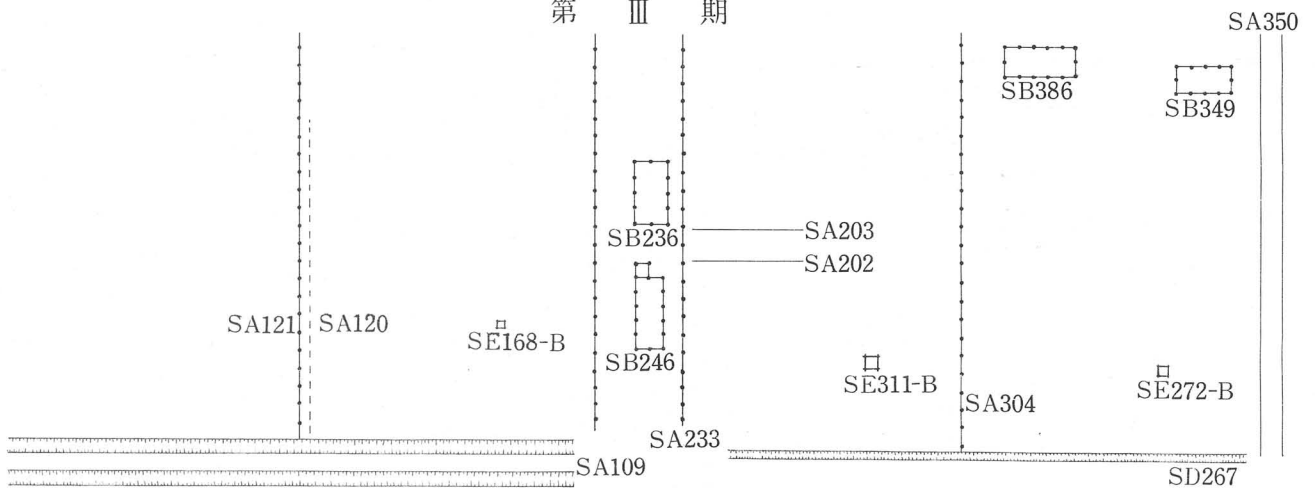


SD 126は第II-2期に廃絶か
SB 113, 166 は第II-2 後期
SA 109はこの期より始まるか

第 II - 3 期

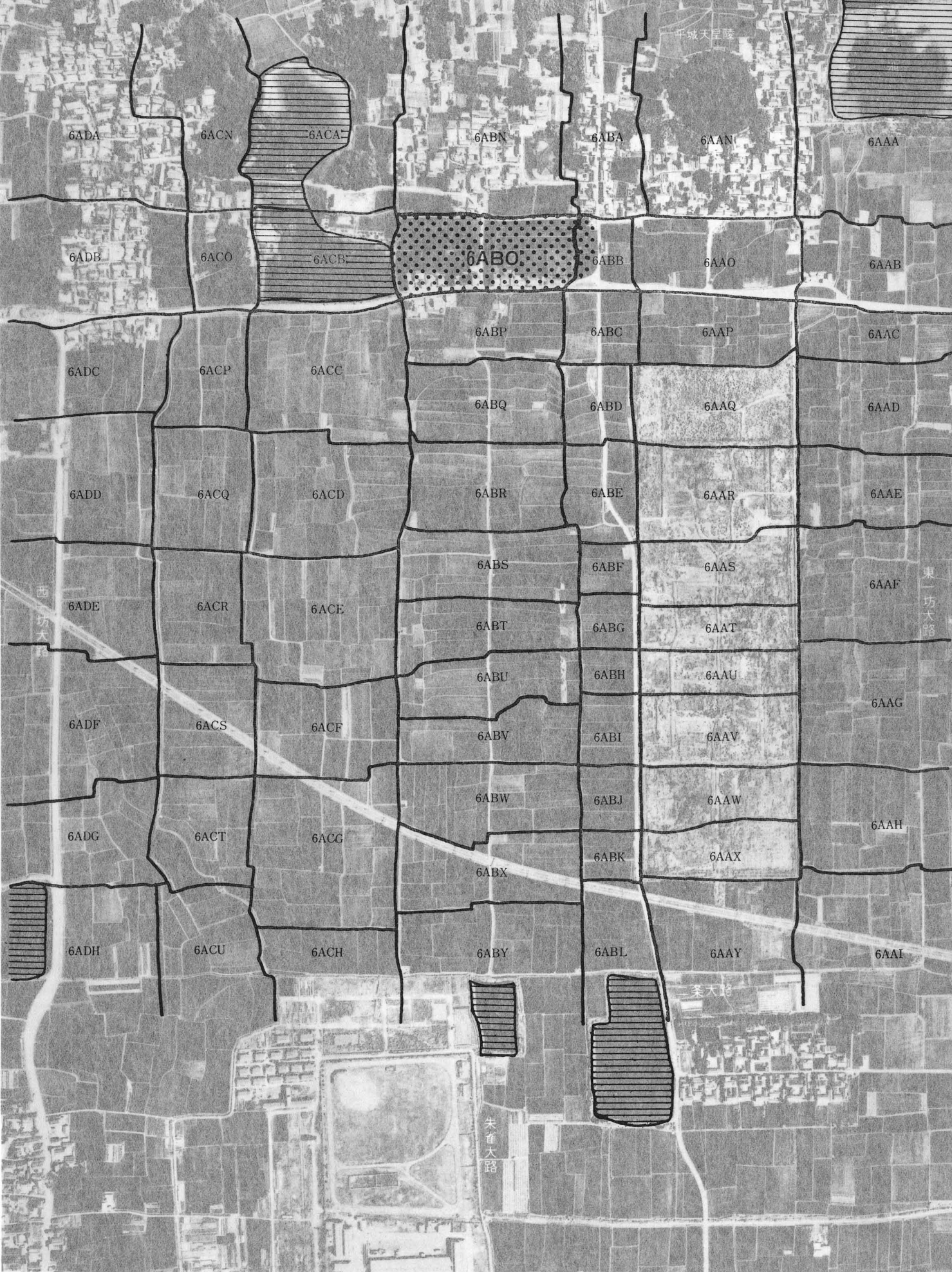


第 III 期



平城宮跡

平城天皇陵



(昭和30年8月撮影)

1:4900ca.

平城宮跡

PL. 1

水上池

平城天皇陵

佐紀池

西坊大路

東一坊大路

桑大路

朱雀大路





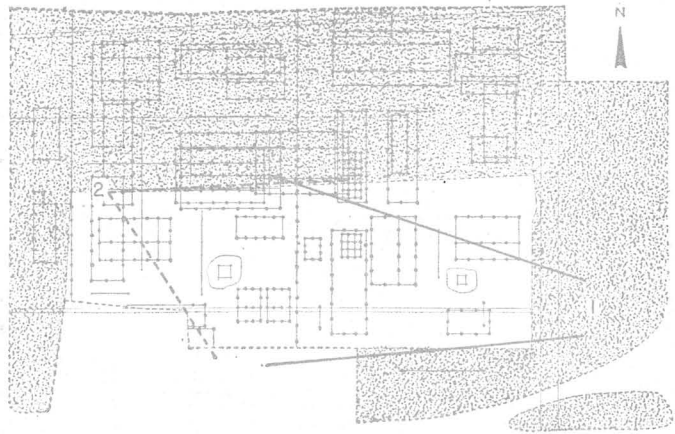
6AB0-D・F・G区と第2次朝堂院・内裏地域 西北から

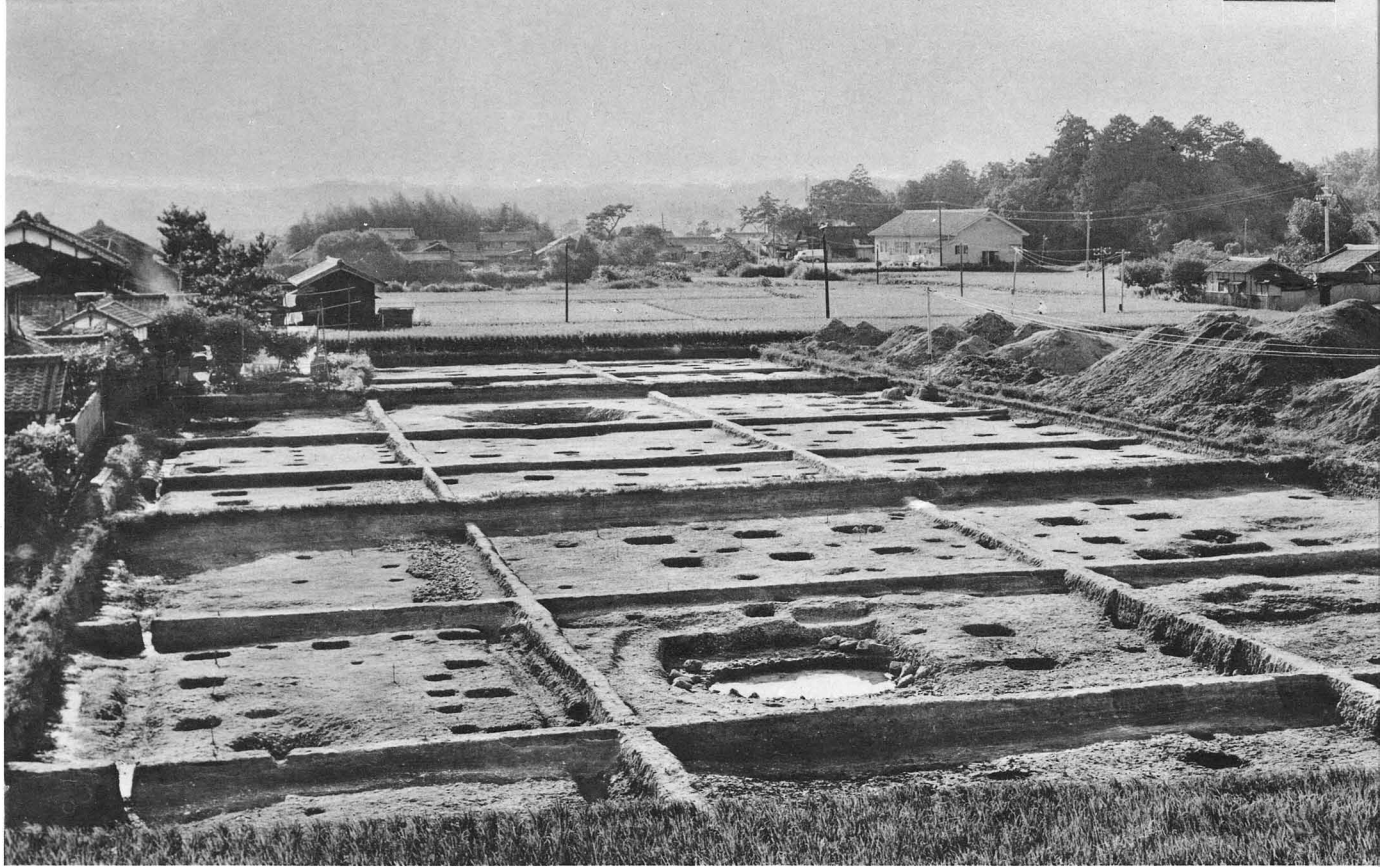


全景 東北から



全景 西から



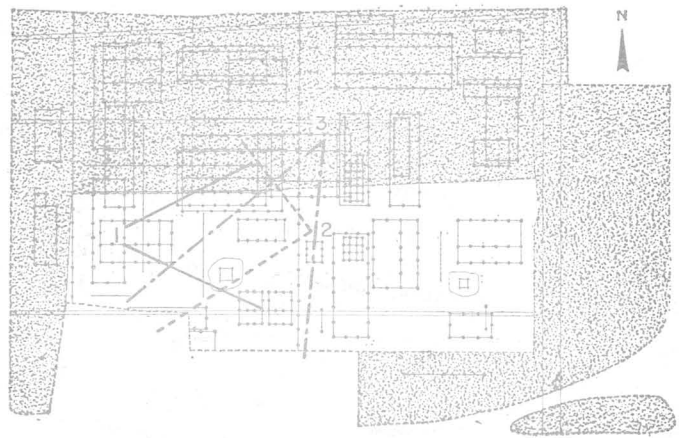


1



2

全景 1 東から 2 西北から





1. SB200・201・
314建物とSE311
井戸 西から



2. 同上
東から

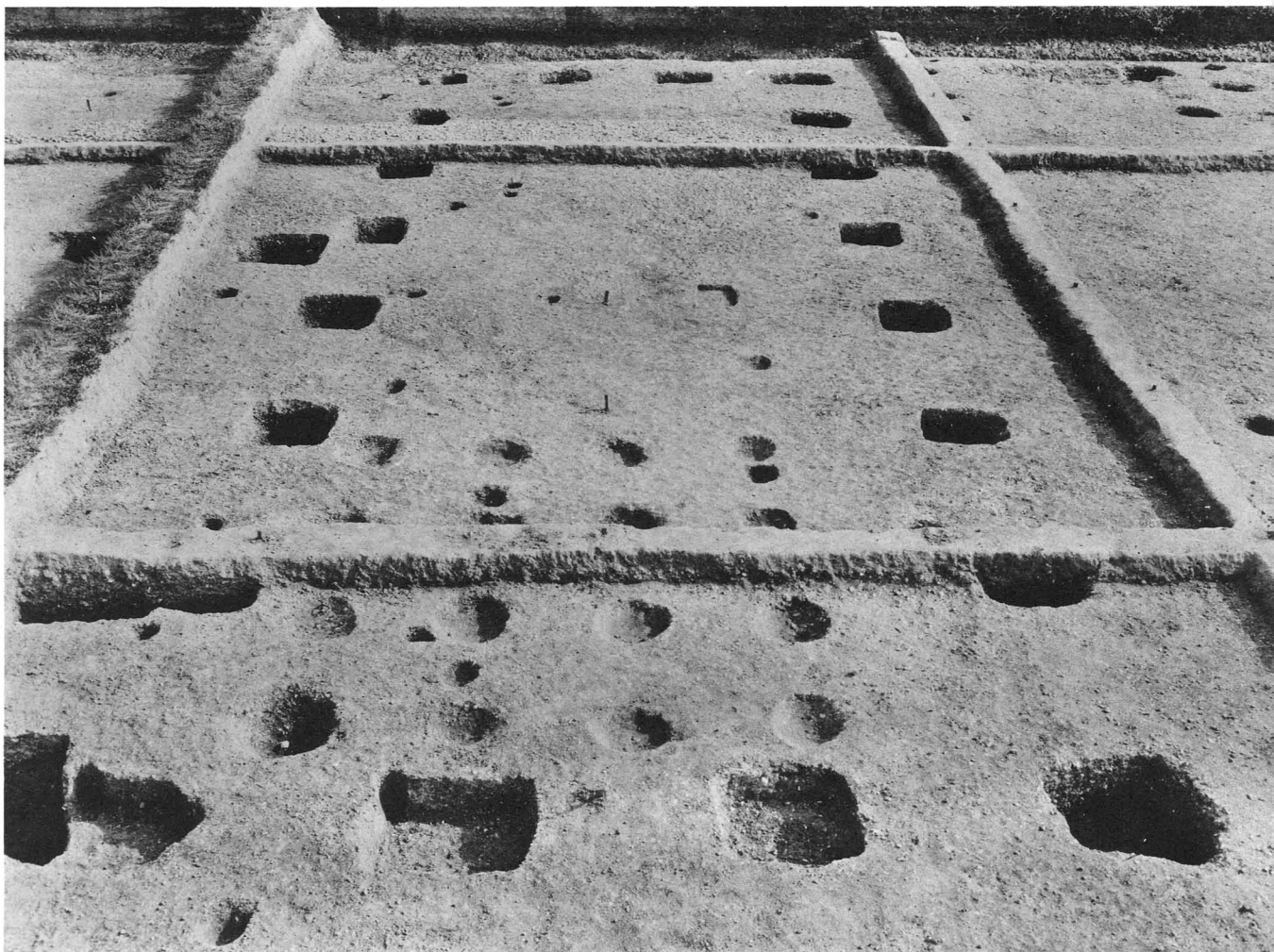


3. 同上
北から





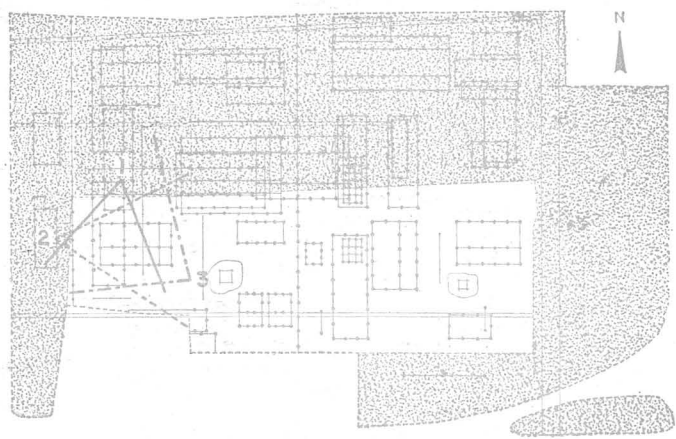
1



2

1. SB206建物 南から

2. SB293・297建物 北から





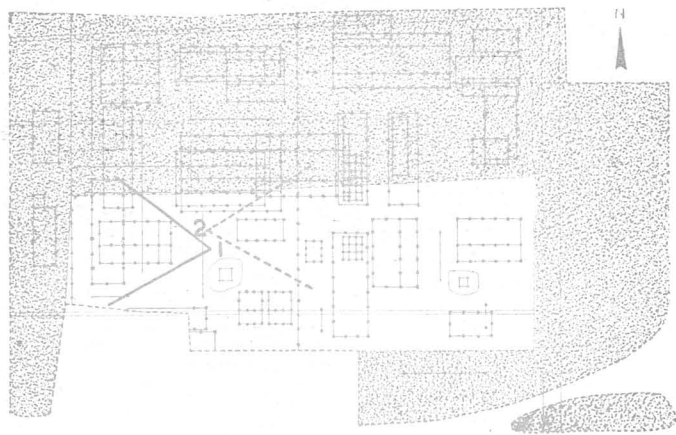
1. SB206建物
北から



2. SB327・206建物
西から



3. SB327建物
東南から





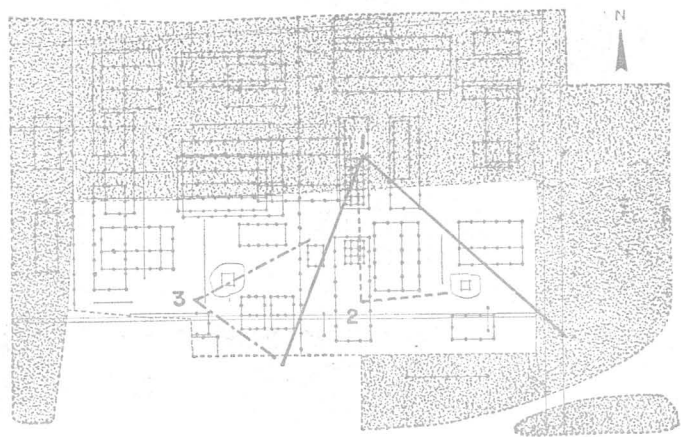
1



2

1. SB327建物 東から

2. SB314建物 西から





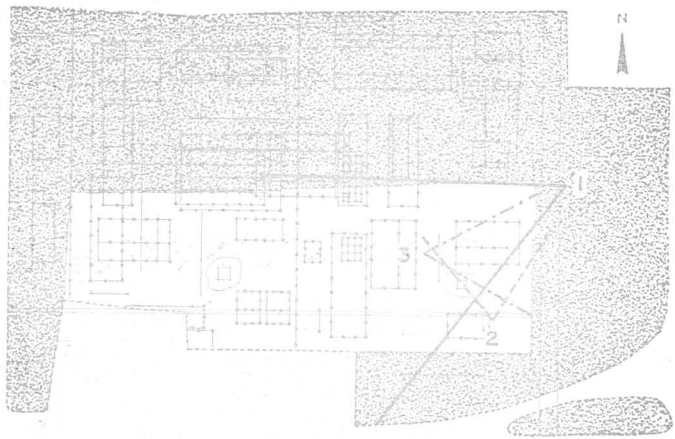
1. SB293・285建物
とSE272井戸
西北から



2. SB285建物
西南から



3. SB307・308建物
とSD267溝
西から





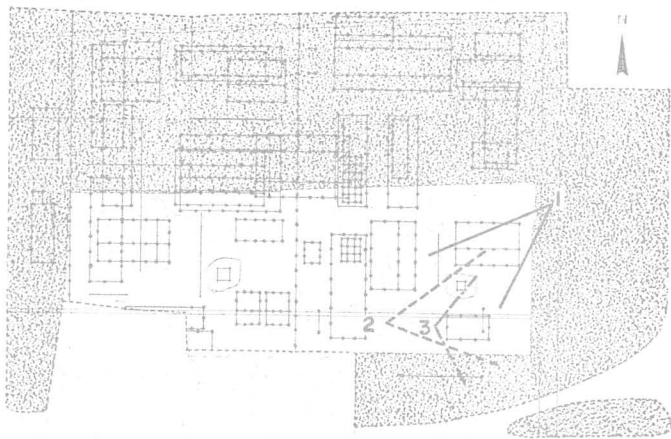
1. SB273建物と
SE272井戸
東北から



2. 同上
南から



3. SB273建物
西から





1. SB268・273建物と
SE272井戸
東北から

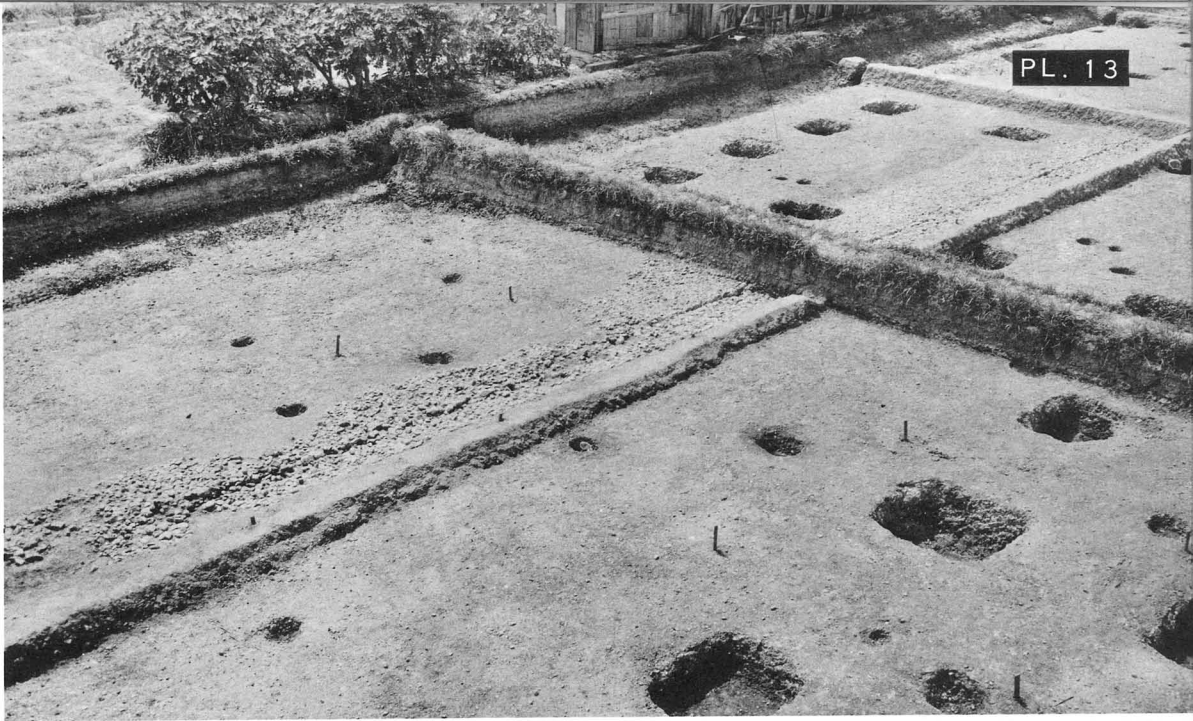


2. SB268建物SD130・
267溝とSE272井戸
西から



3. SB268・269建物
SA270柵
西から

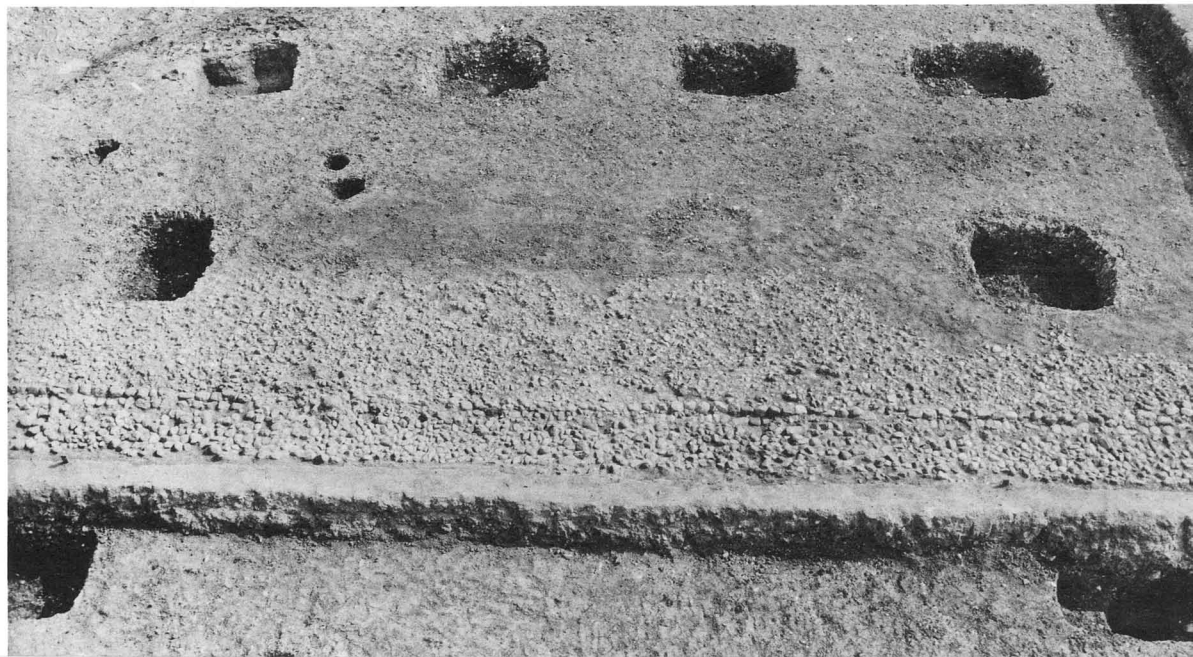




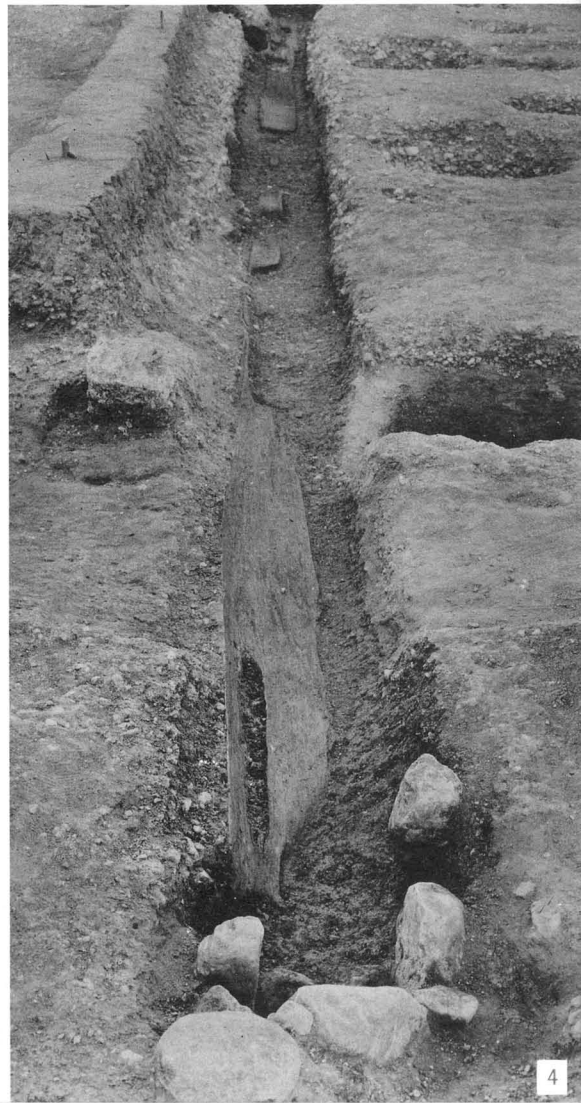
1. SD130溝
東北から



2. 同上
東から



3. 同上
北から



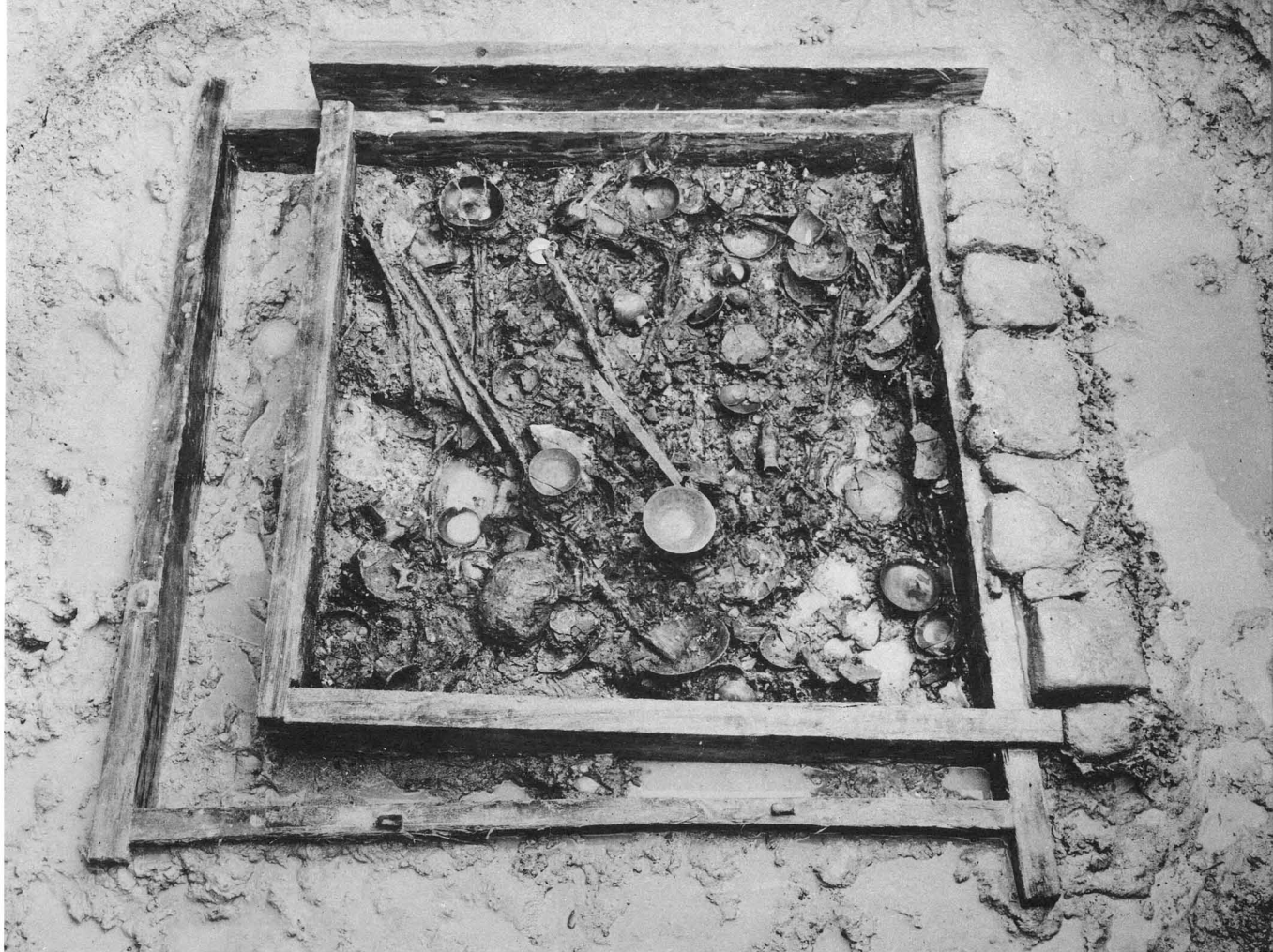
1. SD130溝東端
暗渠木樋
東から
2. 同上
西から
3. 同上細部
東から
4. 同上細部
西から

1

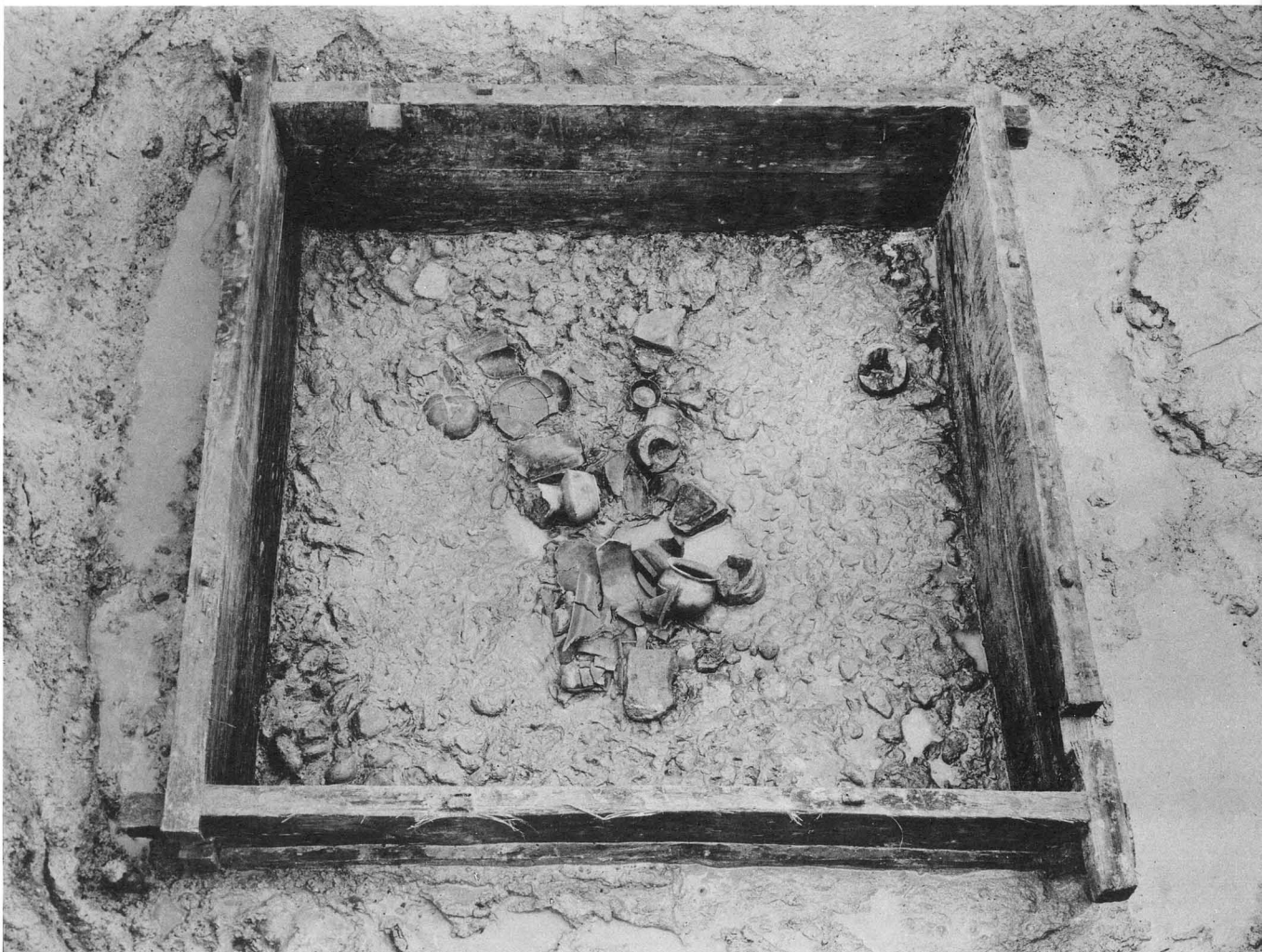
2

3

4

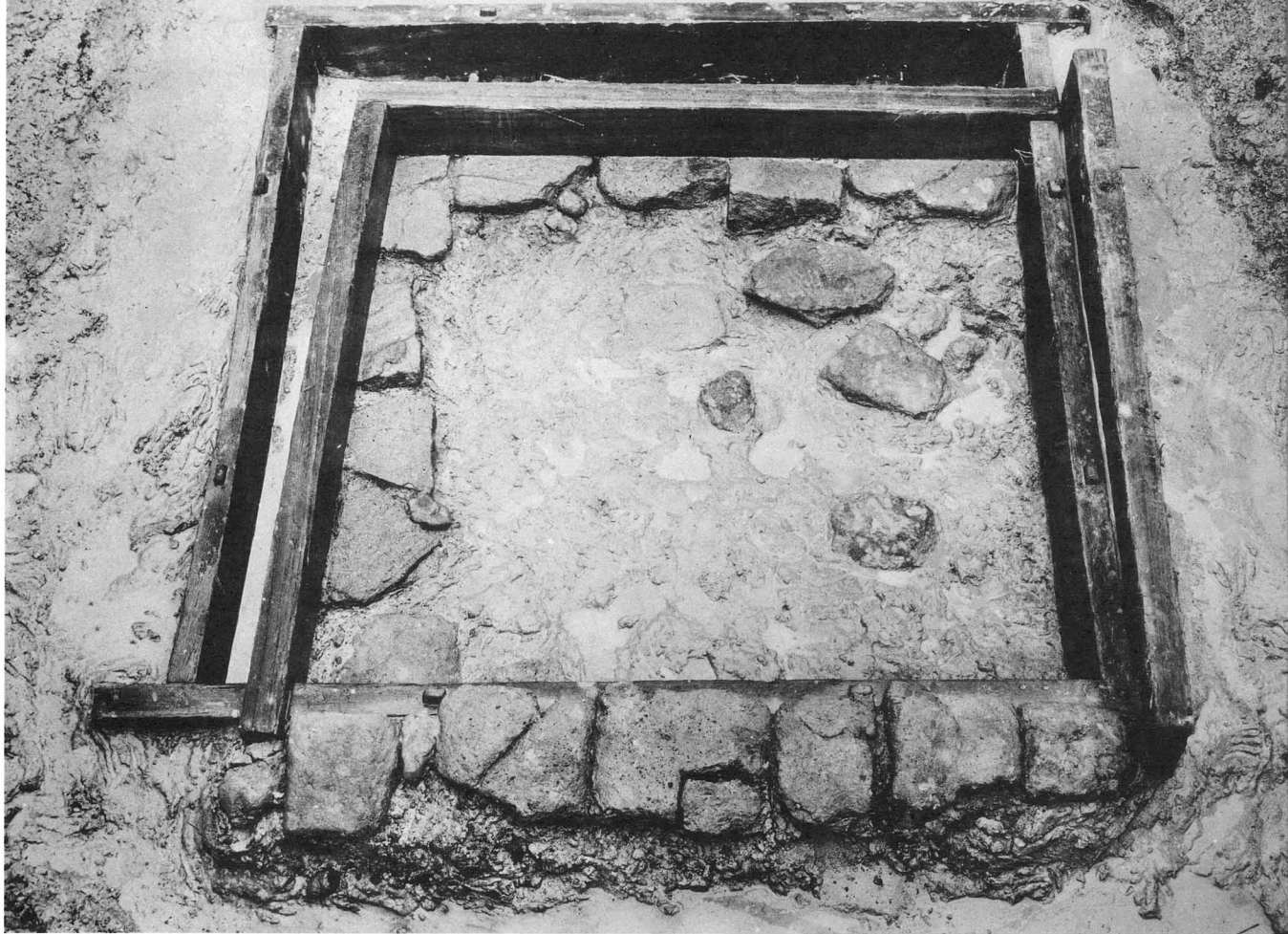


1



2

SE311井戸遺物出土状況 1. B井戸 北から 2. A井戸 北から



1

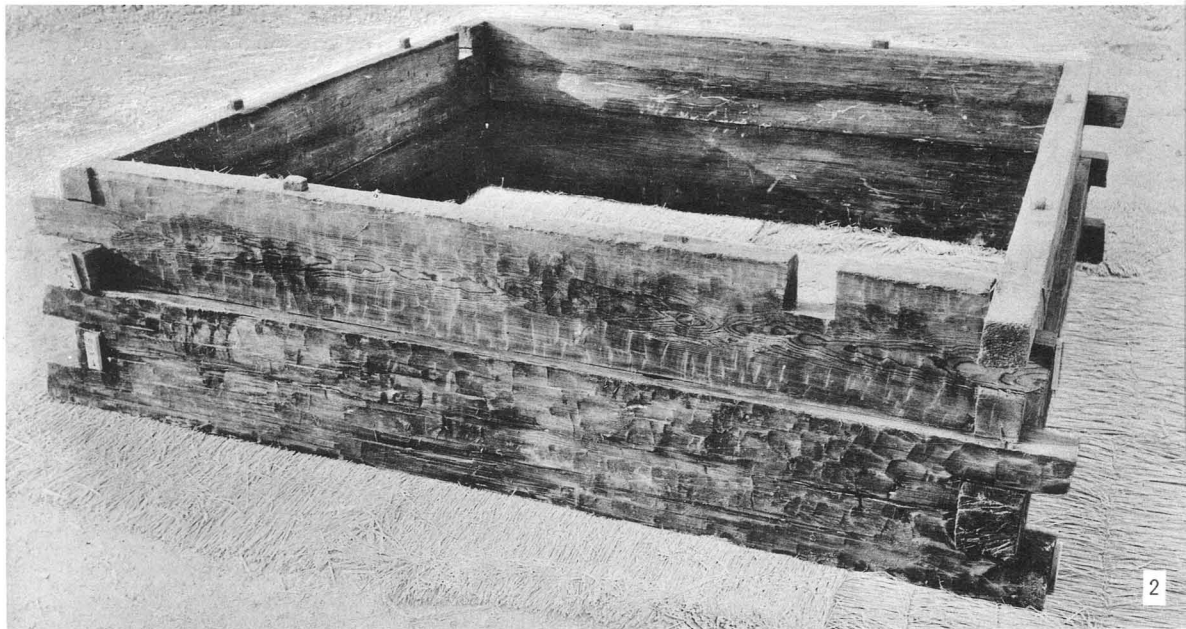


2

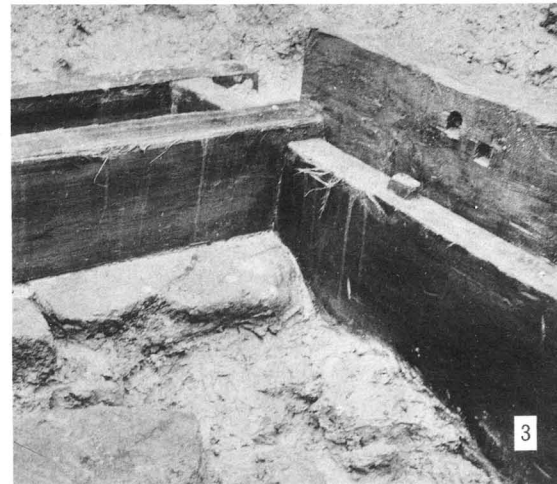
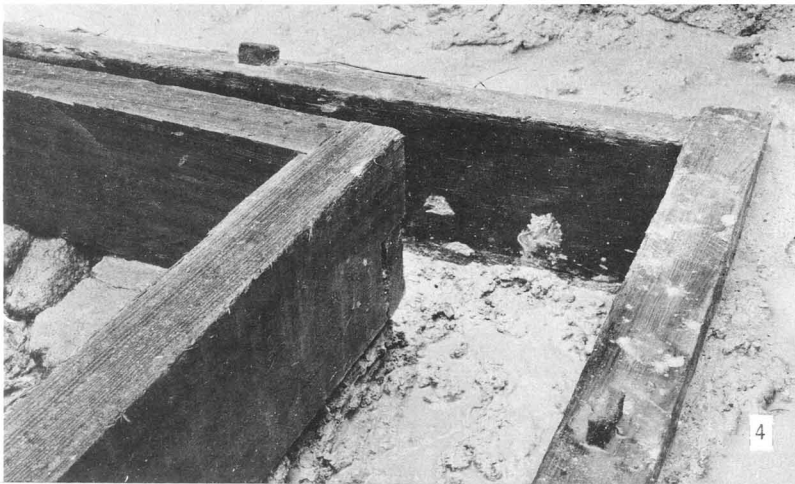
SE311井戸 1. B井戸 西から 2. A井戸 北から

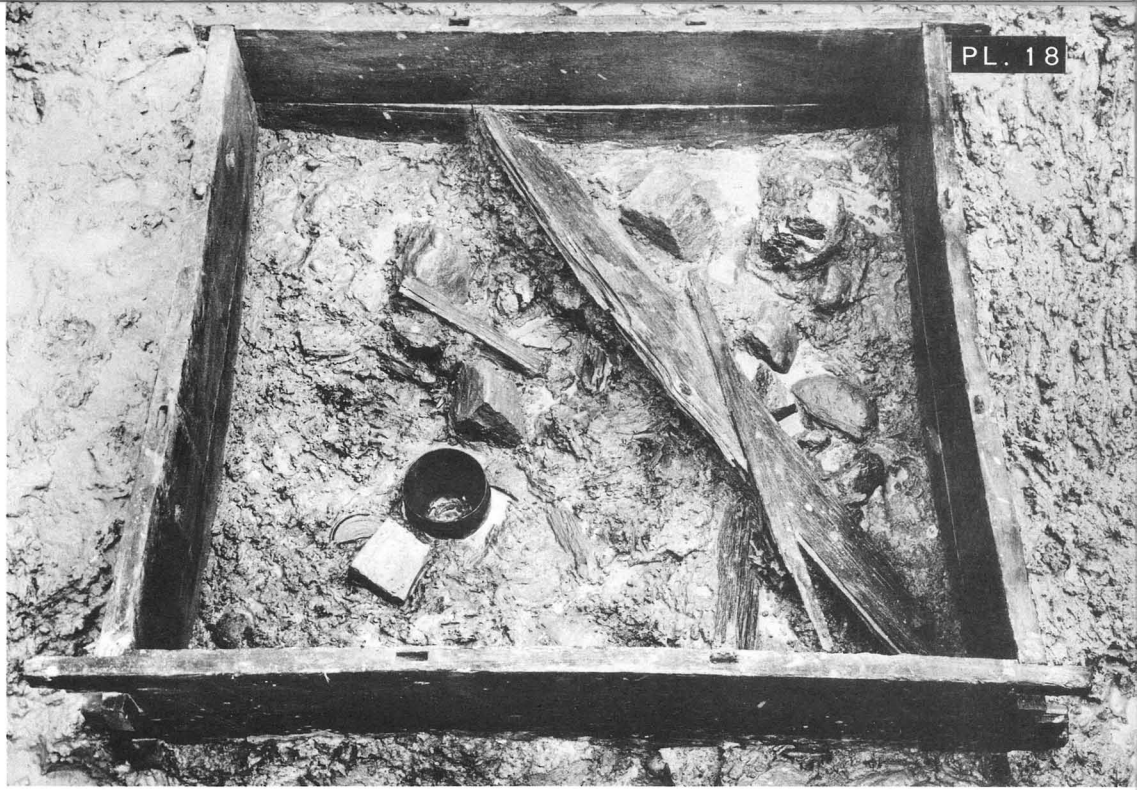


1. SE311A井戸
西から

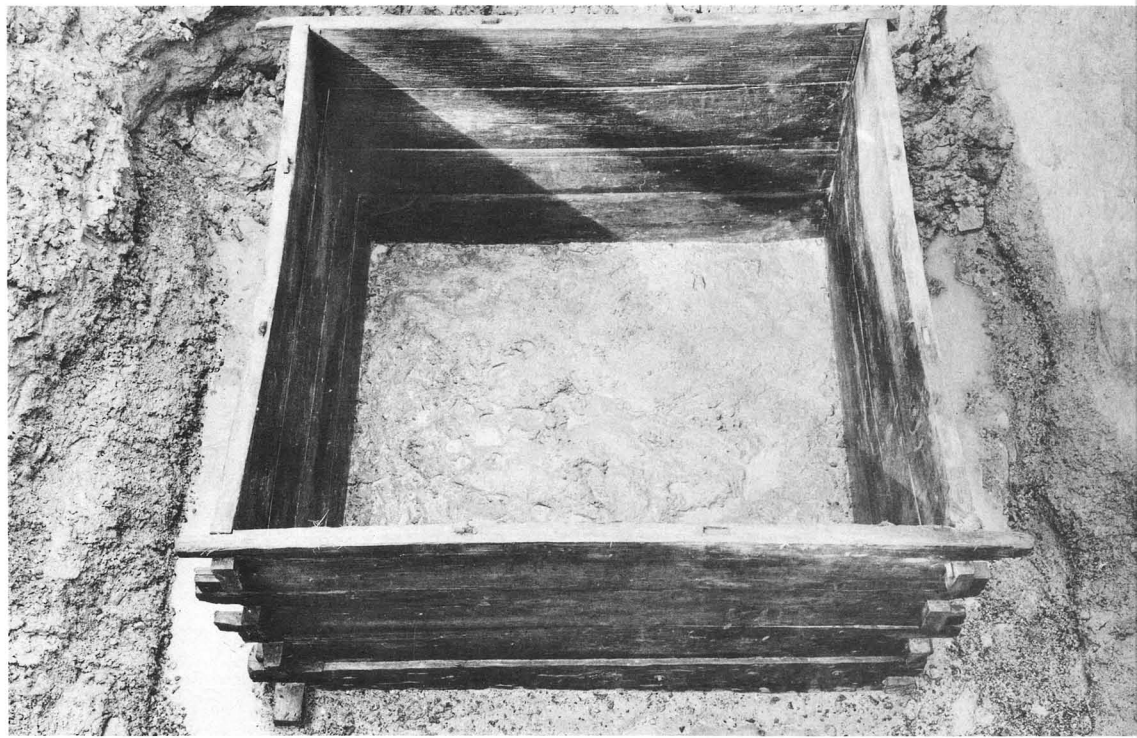


2. 同上井戸枠
3. SE311A・B井戸
東南隅
4. 同上
東北隅

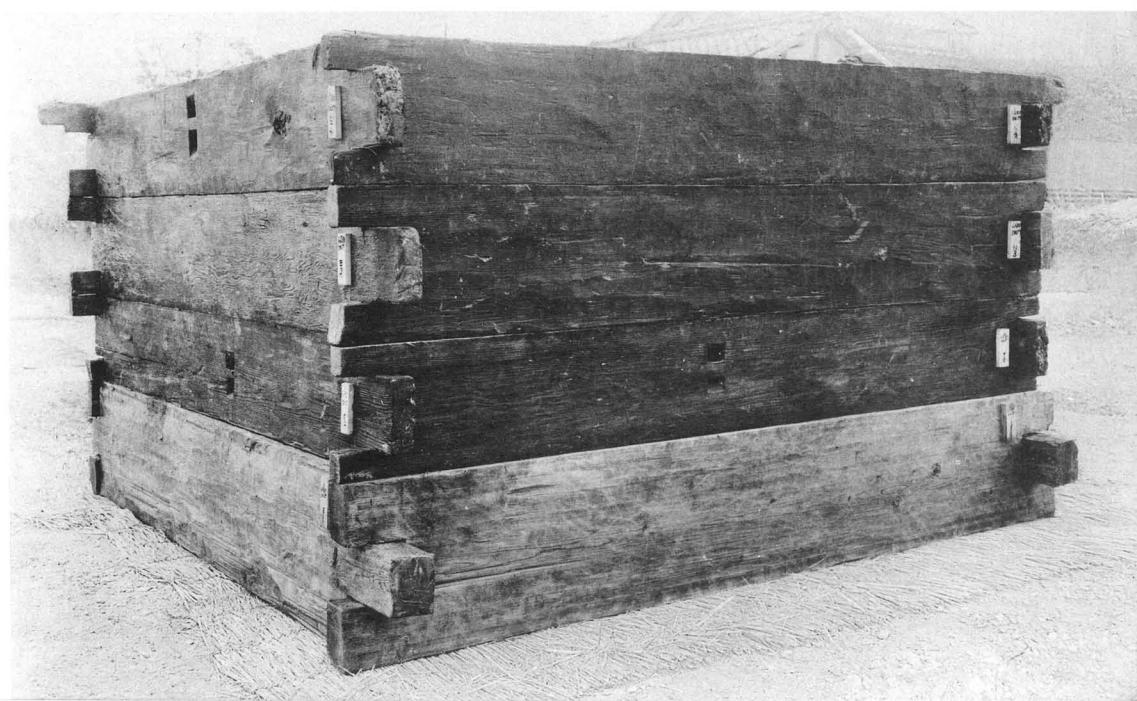




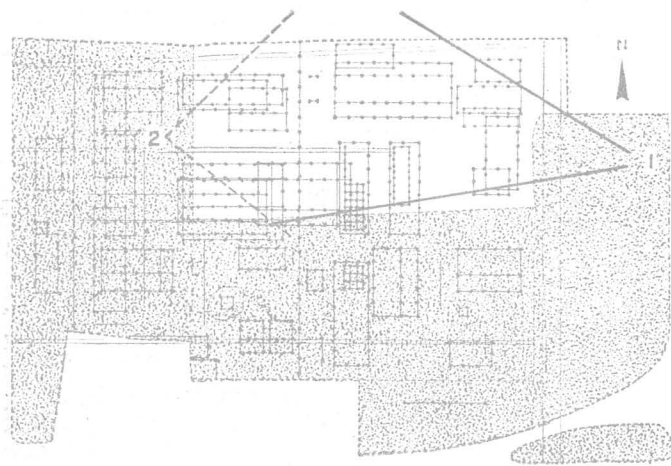
1. SE272B井戸
埋没状況
東から

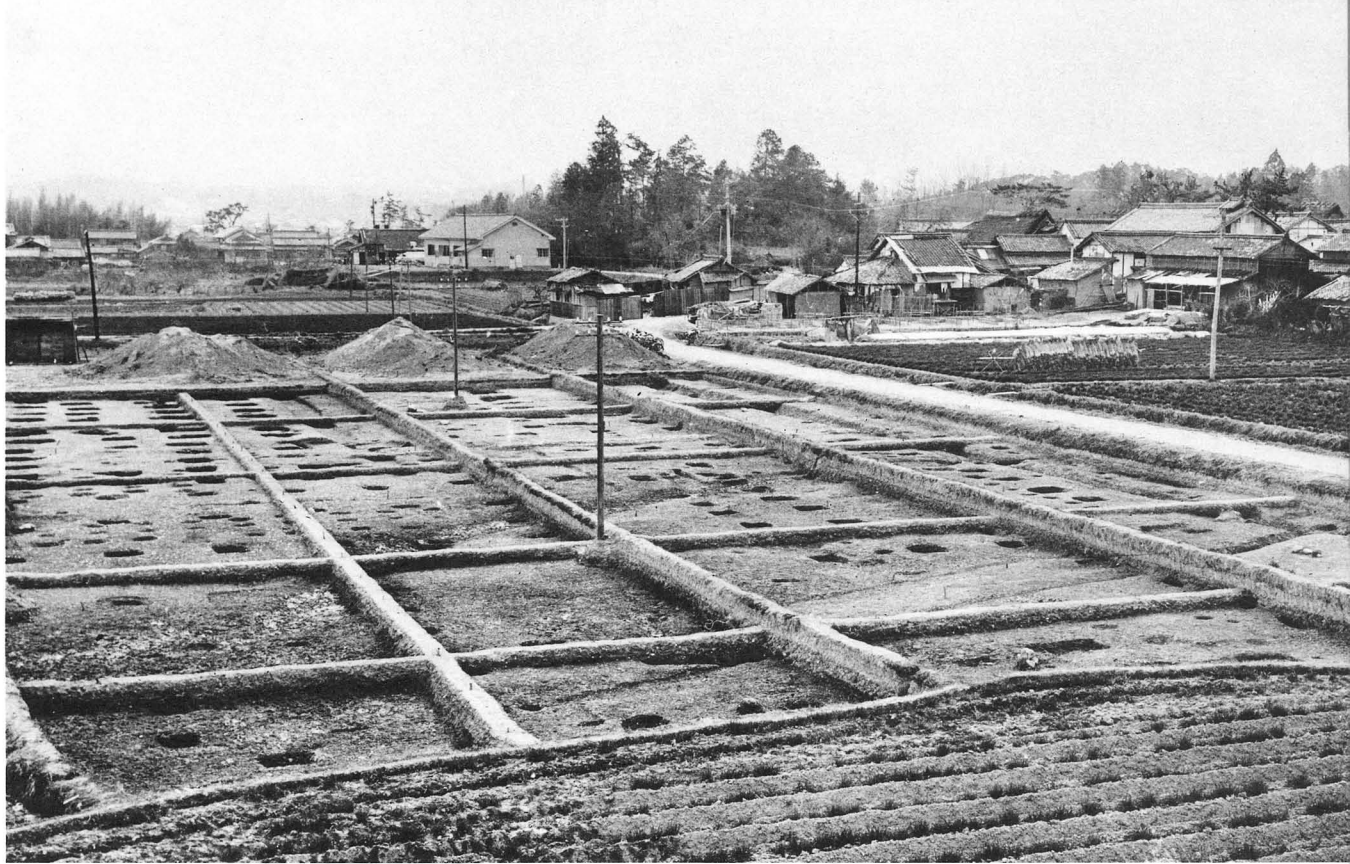


2. SE272B井戸
東から



3. 同上井戸枠





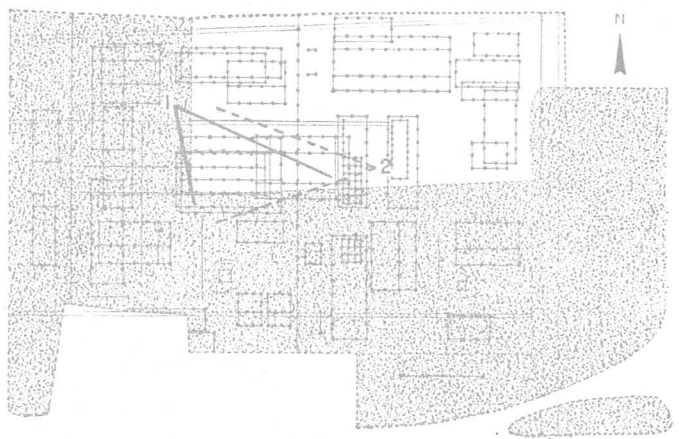
1

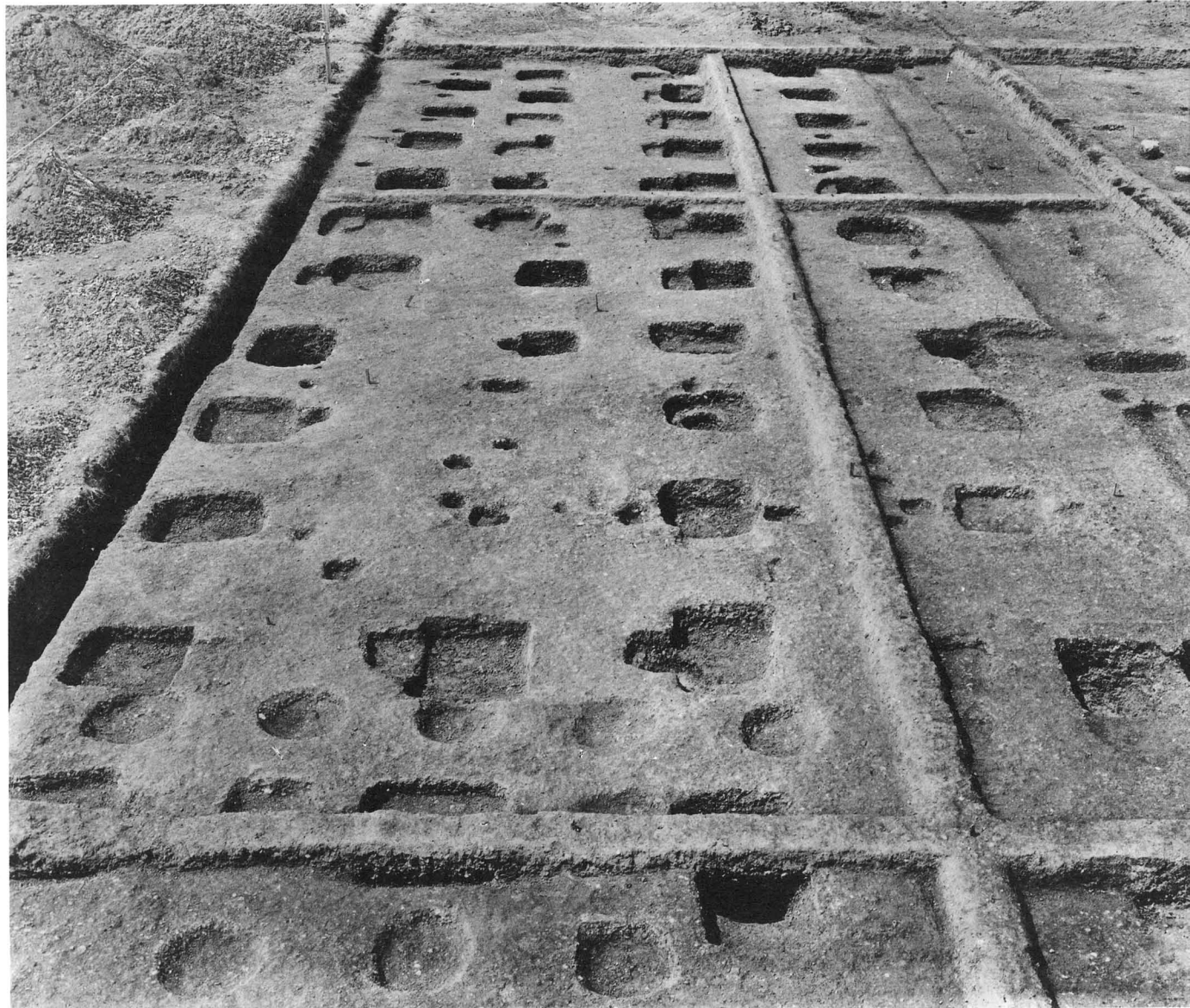


2

全景

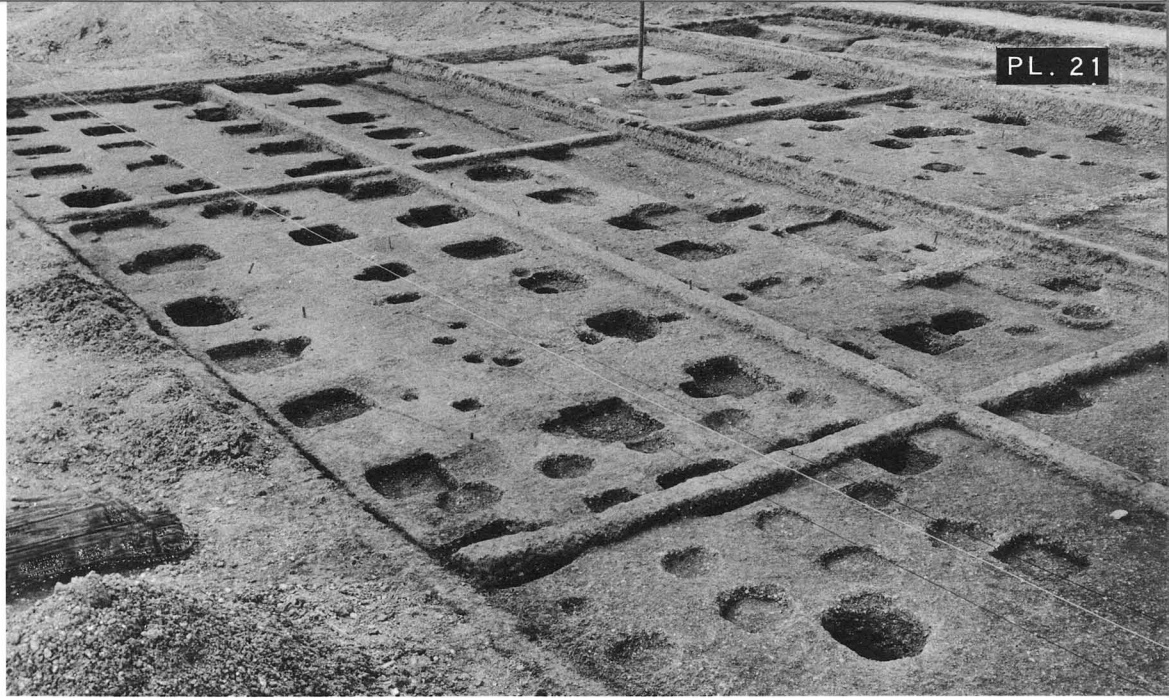
1 東南から 2 西から





2





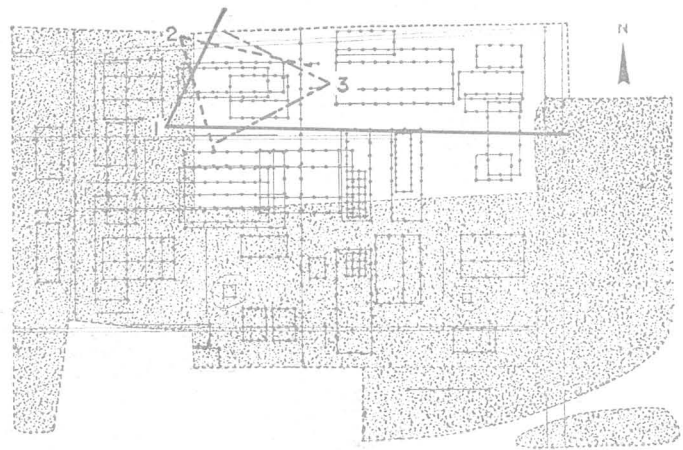
1. SB200・201・317
建物SA304柵
東南から



2. SB200・201建物
東北から

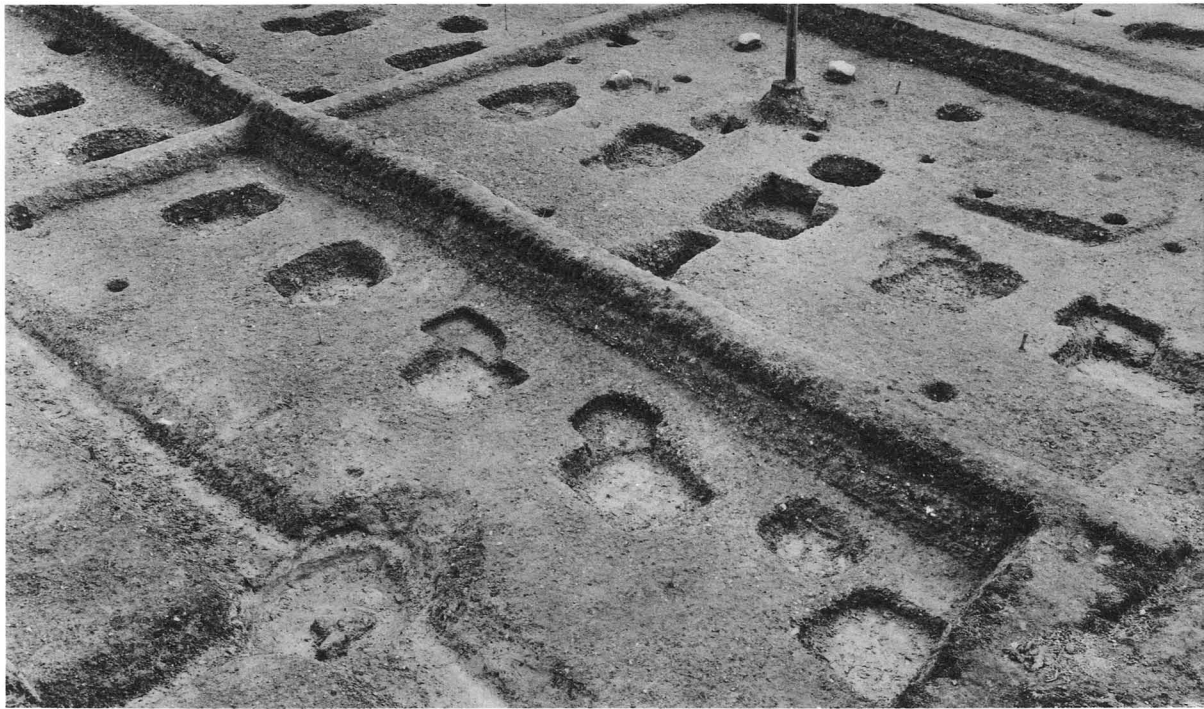


3. 同上 東から





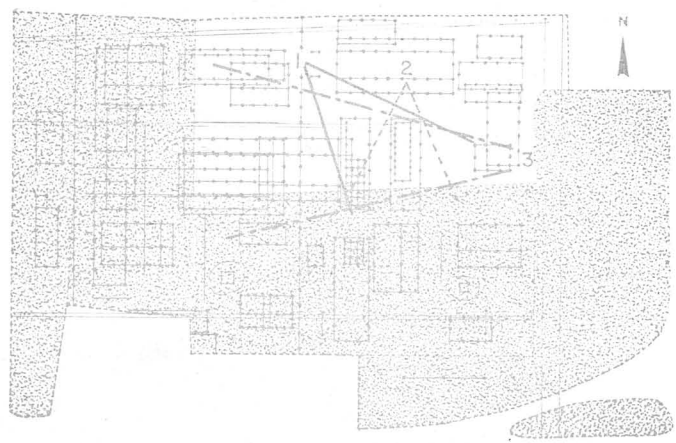
1. SB212・213・
364建物 西南から



2. SB212・213建物
西北から

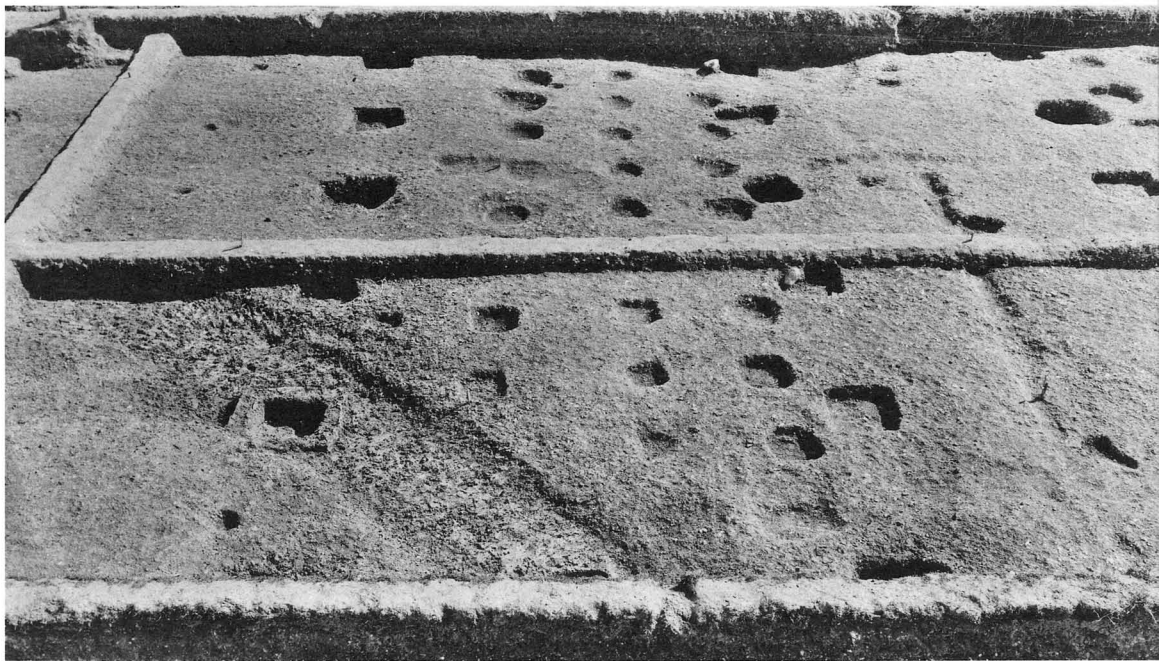


3. 同上
東から





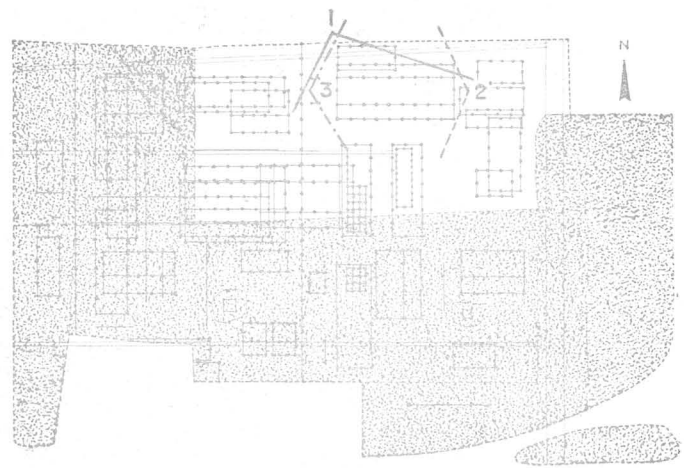
1. SB299・370建物
西北から



2. SB370建物
北から

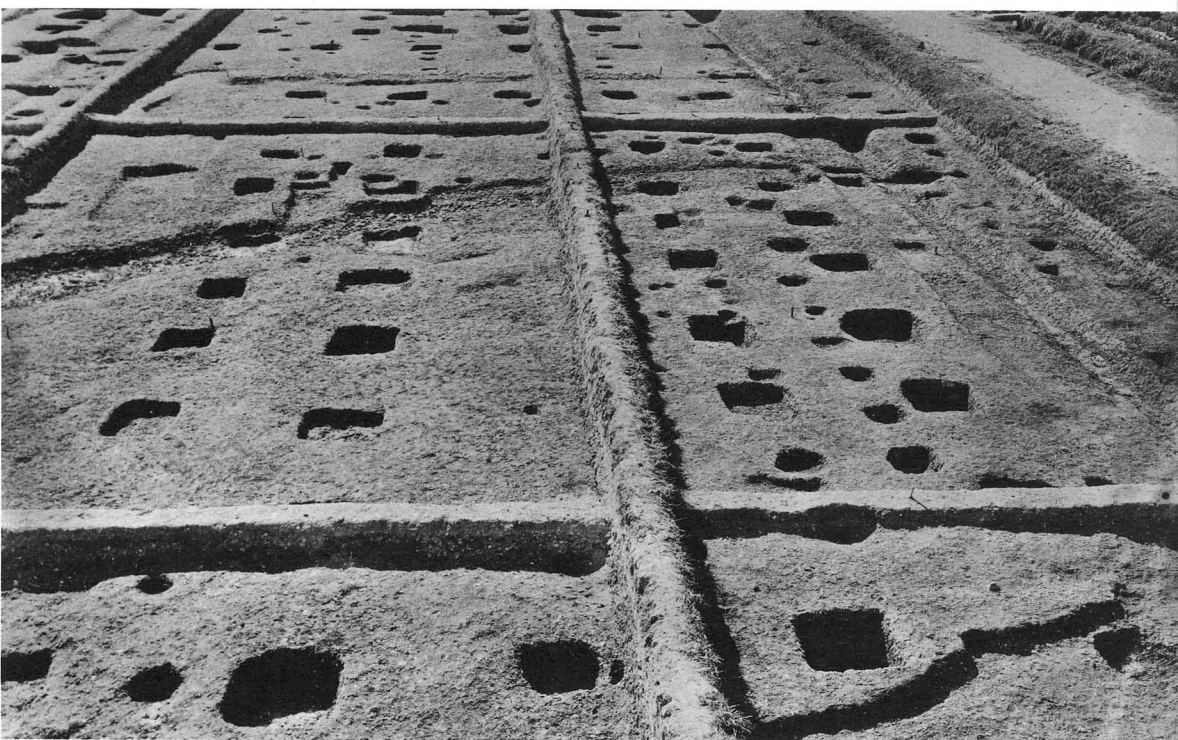


3. SB299・370建物
東から





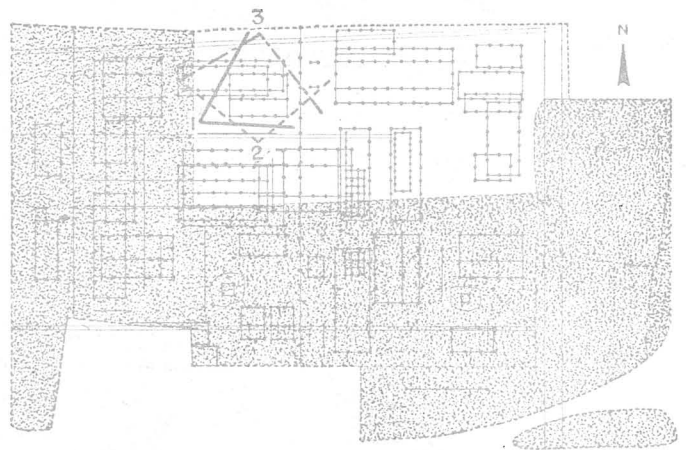
1. SB364・386建物
西北から



2. SB364建物
東から



3. 同上
西から

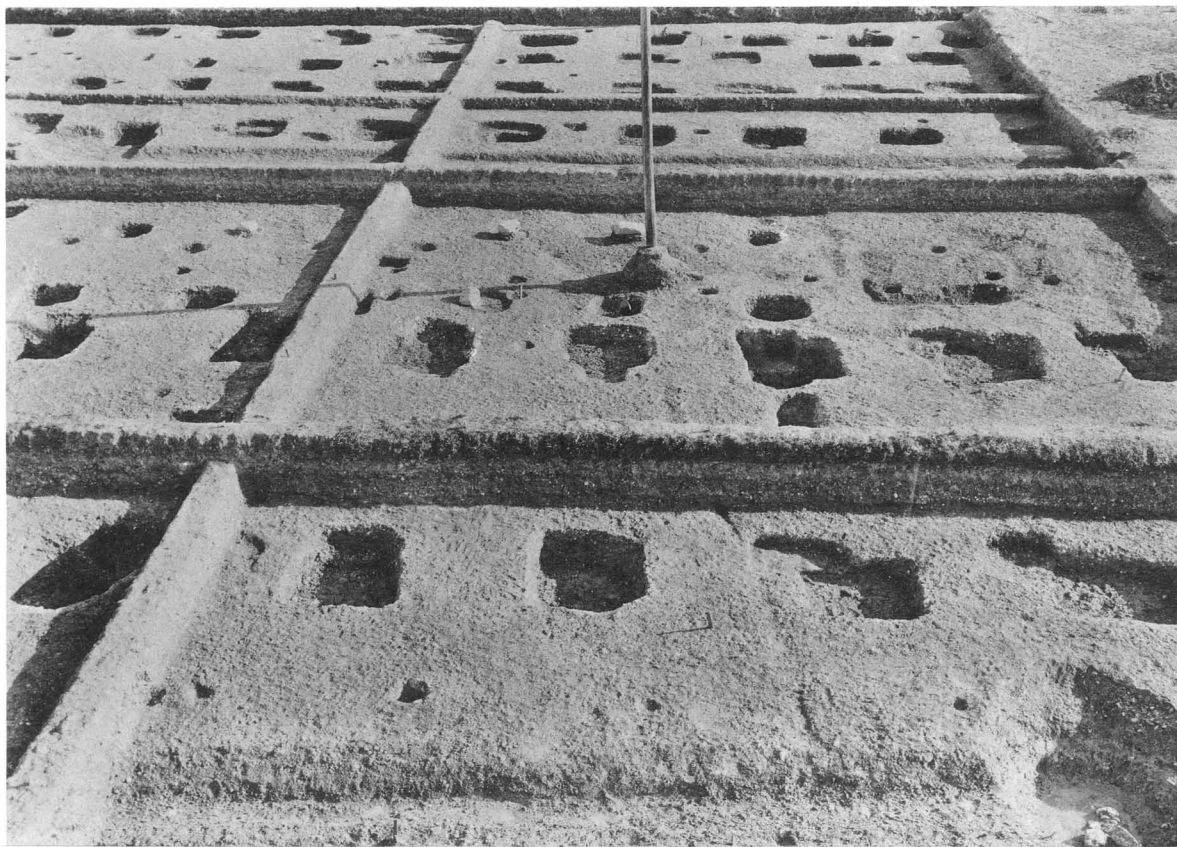




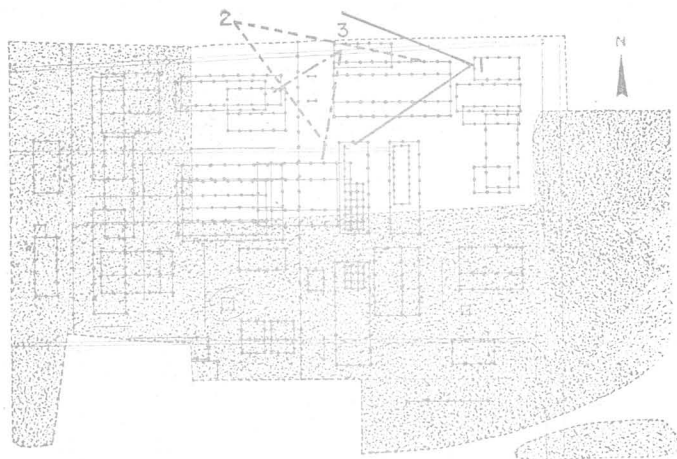
1. SB212・213
・413建物
西南から



2. SB413建物
南から



3. 同上
北から





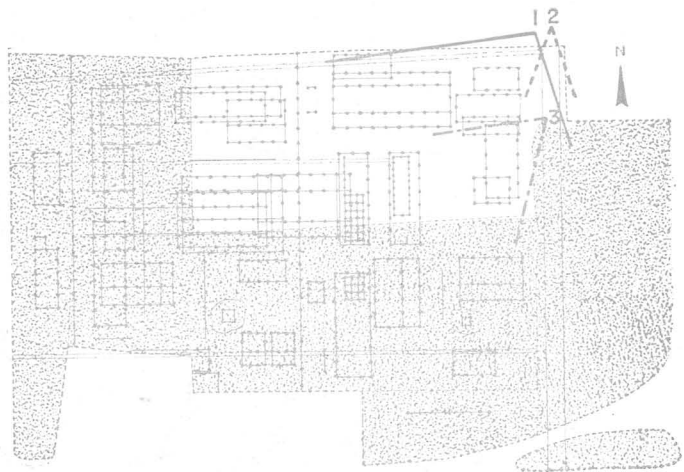
1. SB364・386建物
SD126溝
東から



2. SA304柵
SD126・400溝
西北から

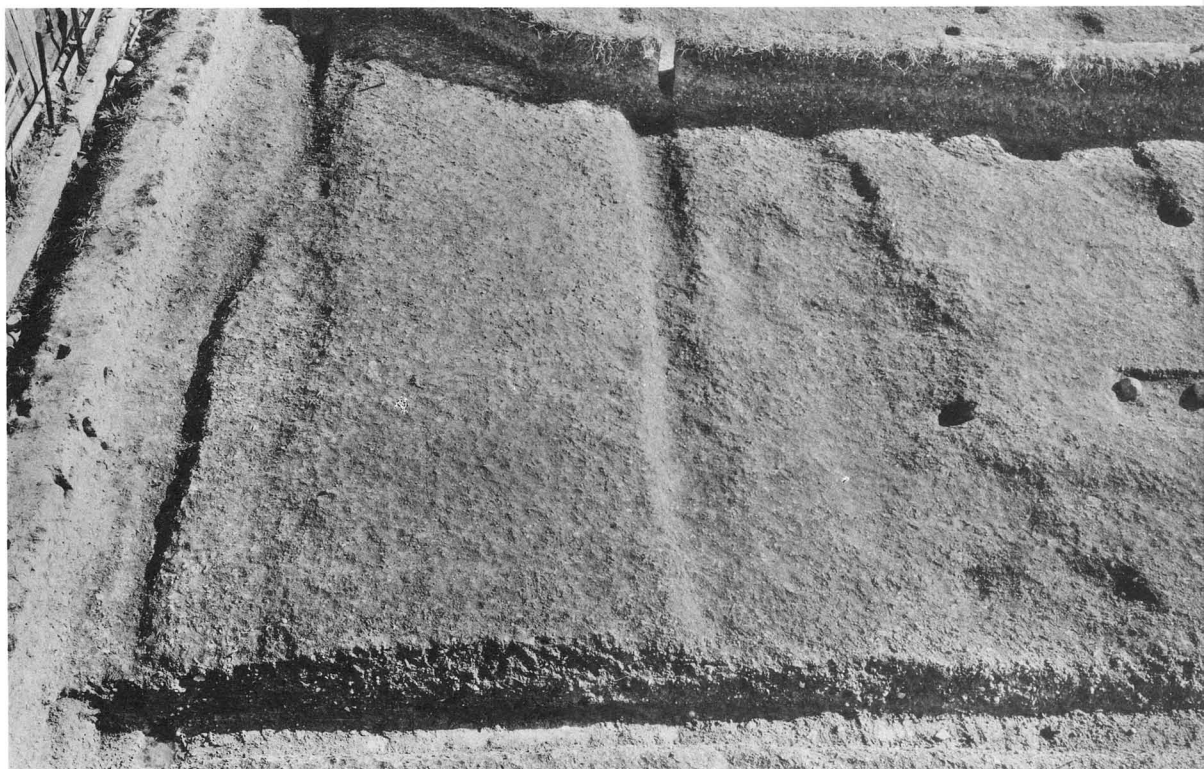


3. SD400溝
東北から

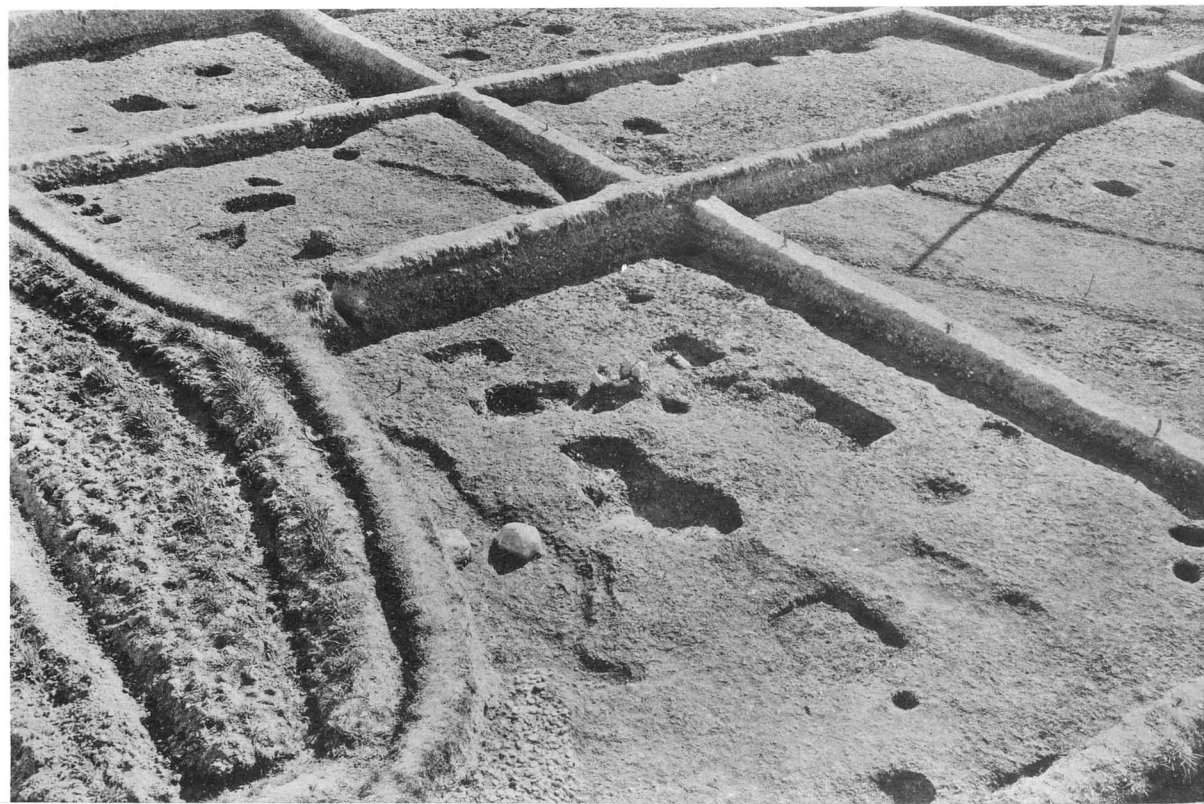




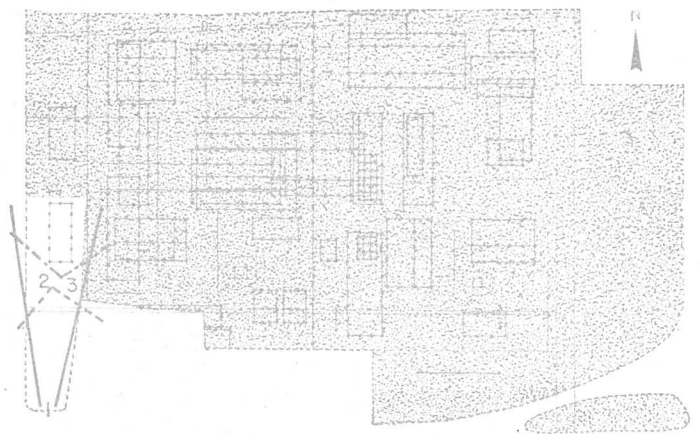
1. SA350築地
SA348・349建物
東北から



2. SA350築地
北から



3. SB340・341
・348建物SD337溝
東北から





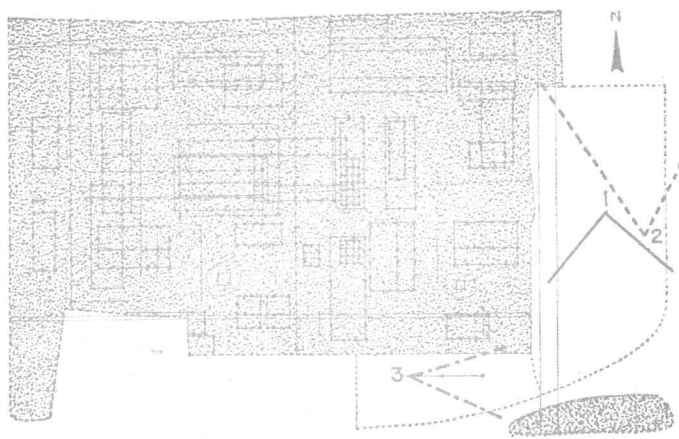
1. J地区全景
南から



2. SD130・244溝
北から



3. SB246建物
南から





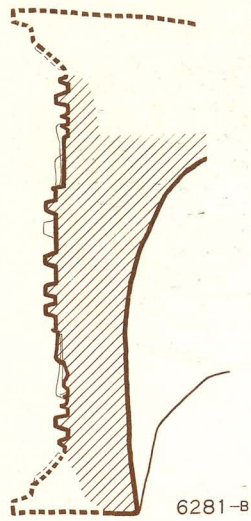
1. 6ABB-E区
北から



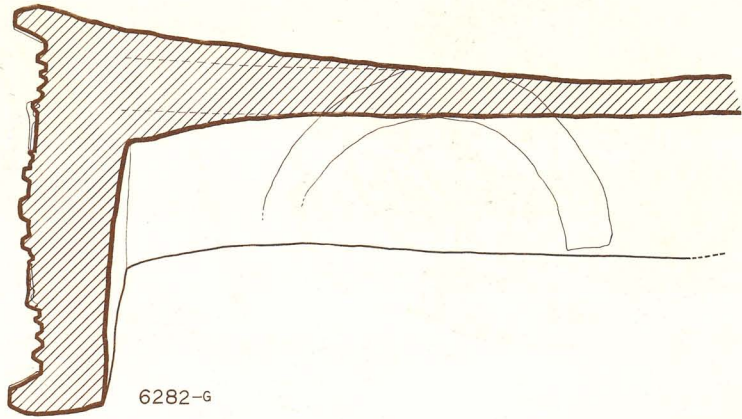
2. 6ABB-D区
南から



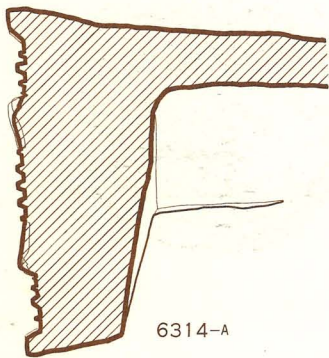
3. 6ABO-E区
西から



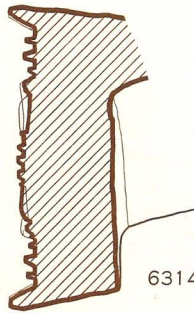
6281-B



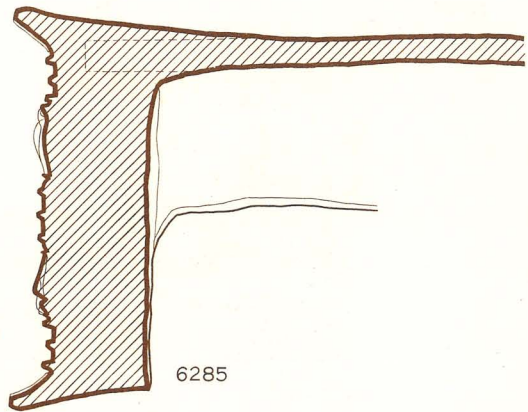
6282-G



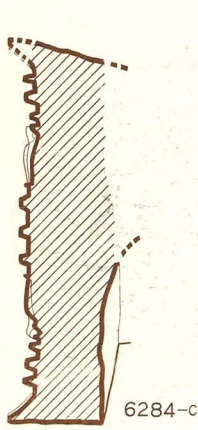
6314-A



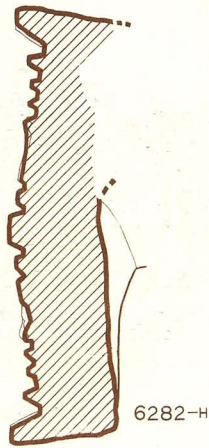
6314-B



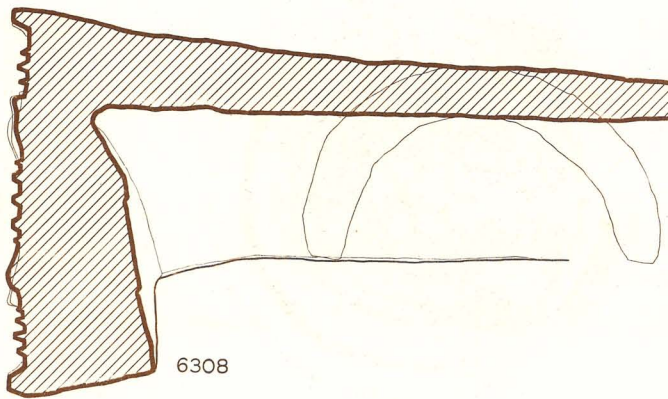
6285



6284-C

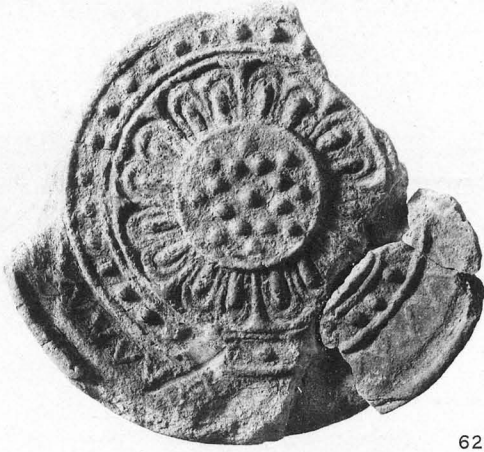


6282-H



6308





6281-B



6308



6314-A



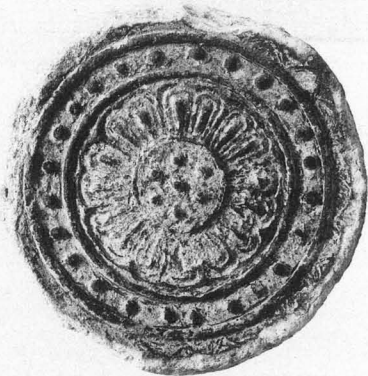
6314-B



6282-H



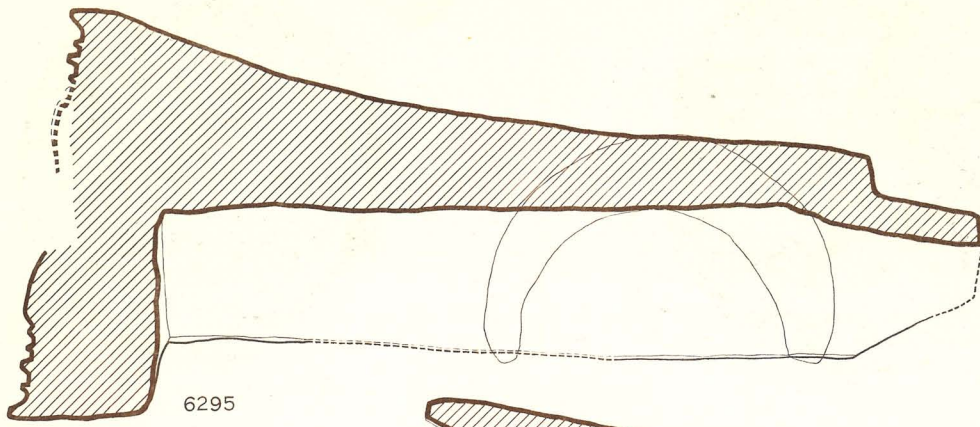
6282-G



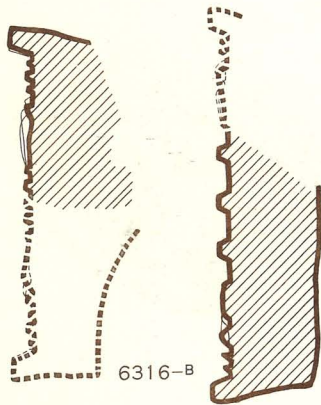
6284-C



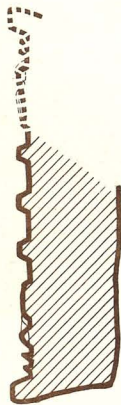
6285



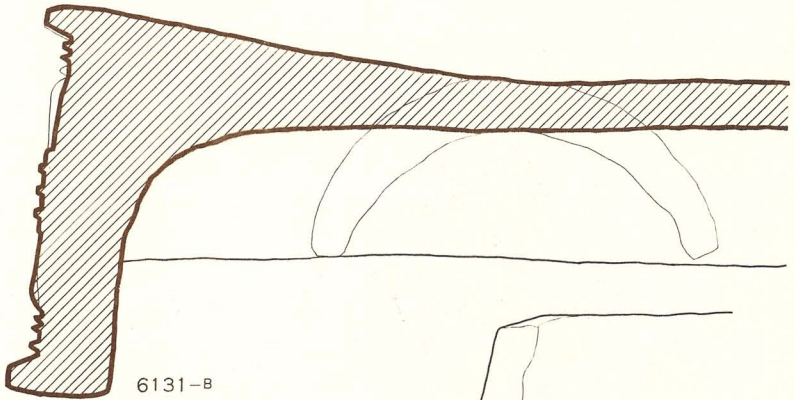
6295



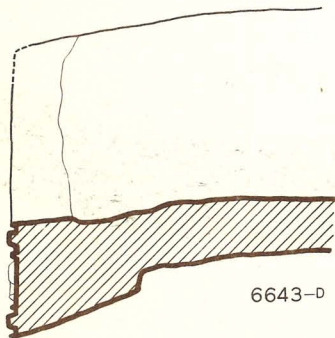
6316-B



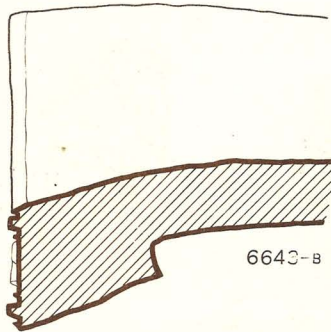
6227



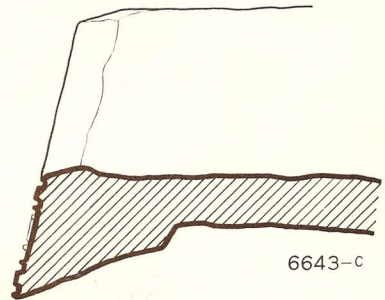
6131-B



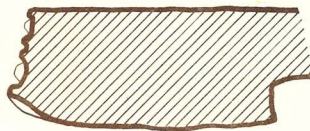
6643-D



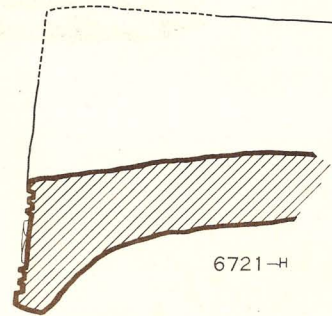
6643-B



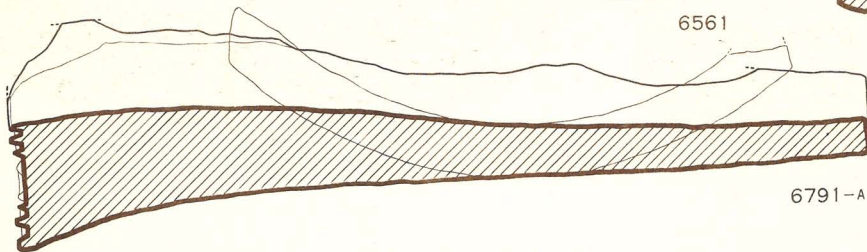
6643-C



6561



6721-H

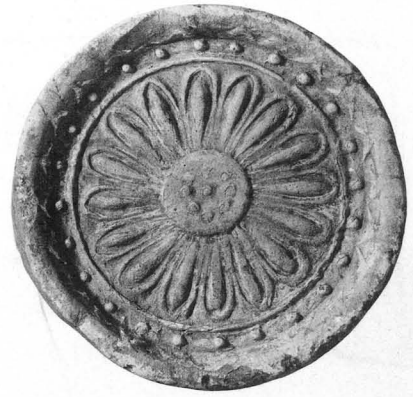


6791-A





6295



6131-B



6316-B



6227



6561



6643-D



6643-B



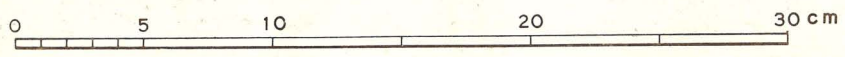
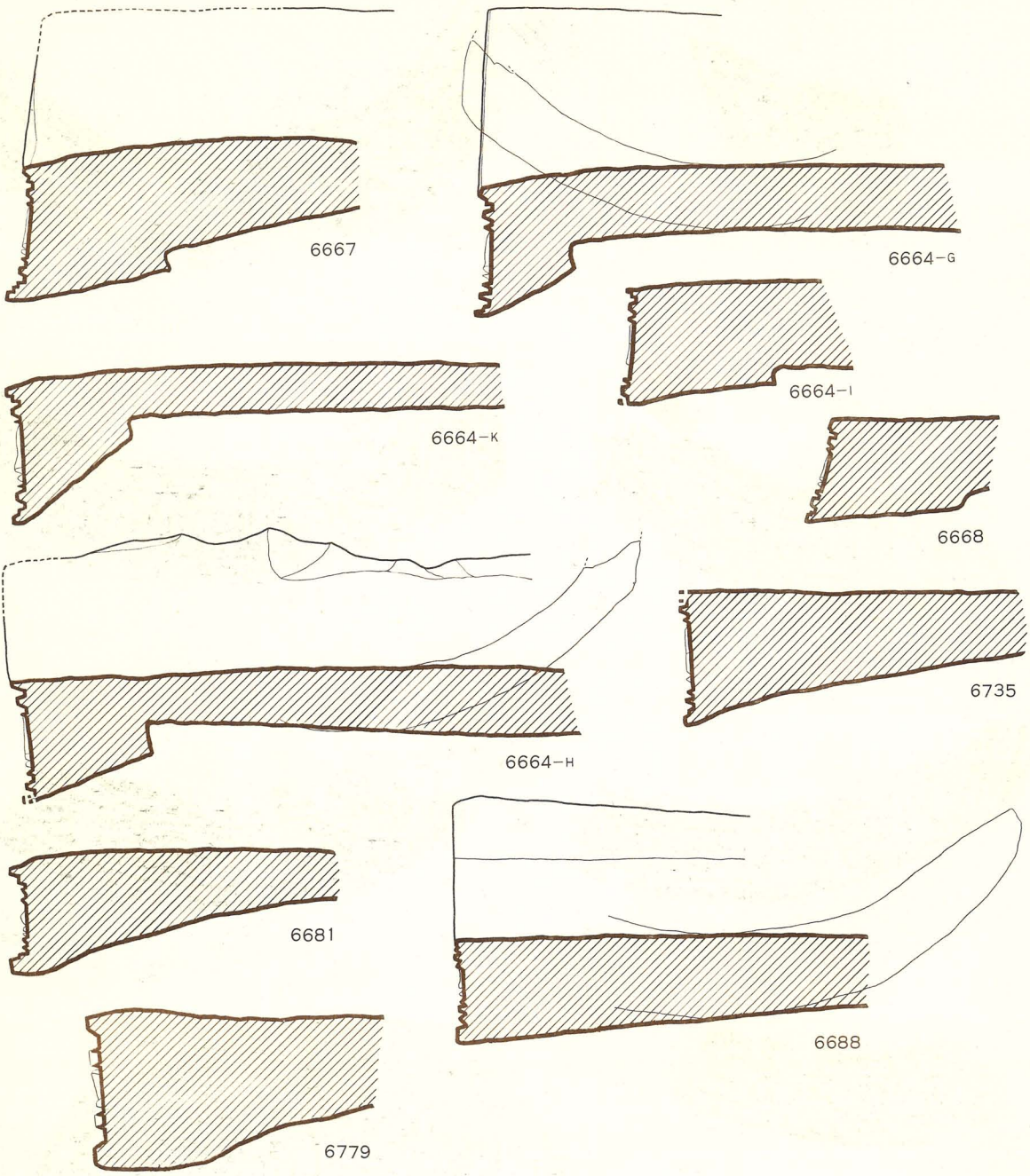
6643-C



6721-H



6791-A





6664-I



6664-G



6667



6664-K



6688



6664-H



6668



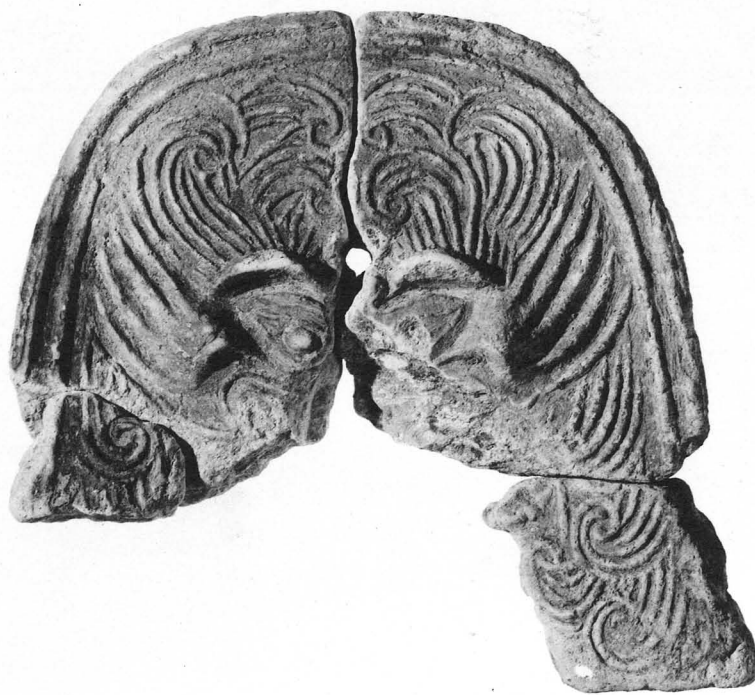
6779



6735



6681



鬼瓦



1:1



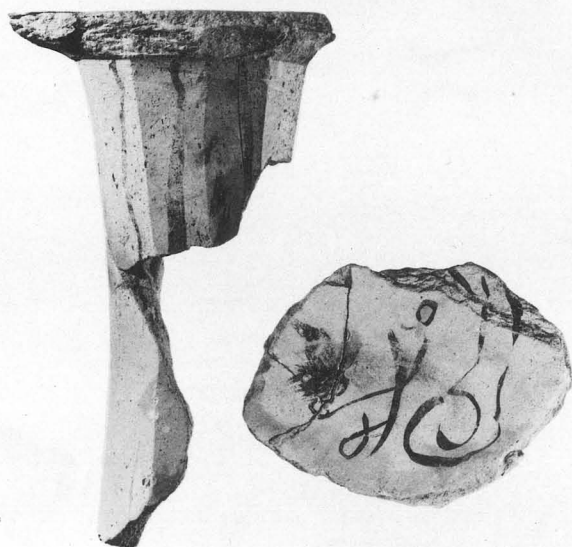
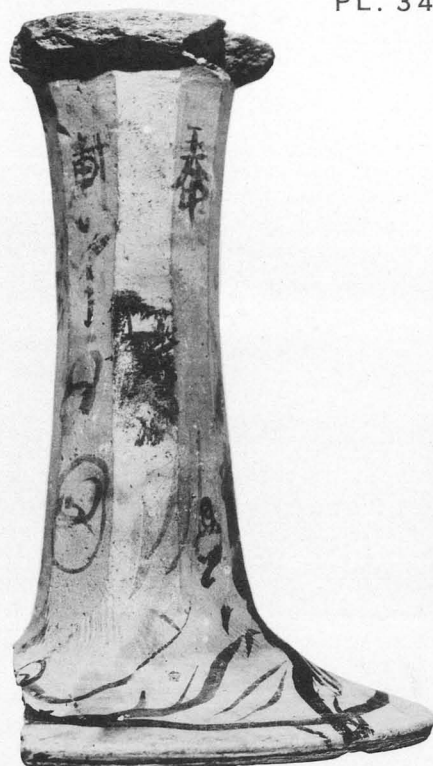
1:1

2



2:3

1'

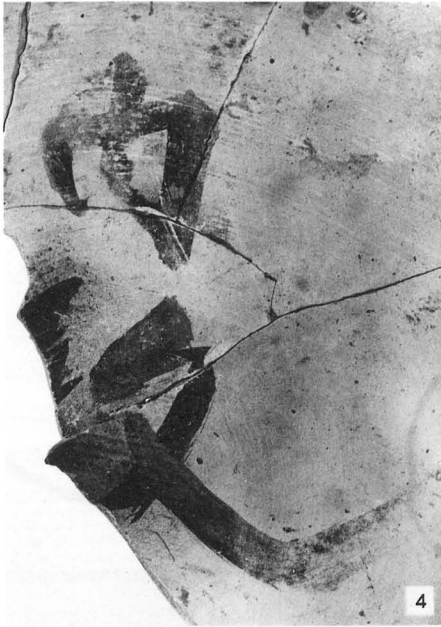


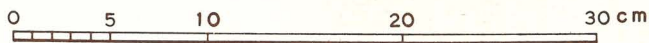
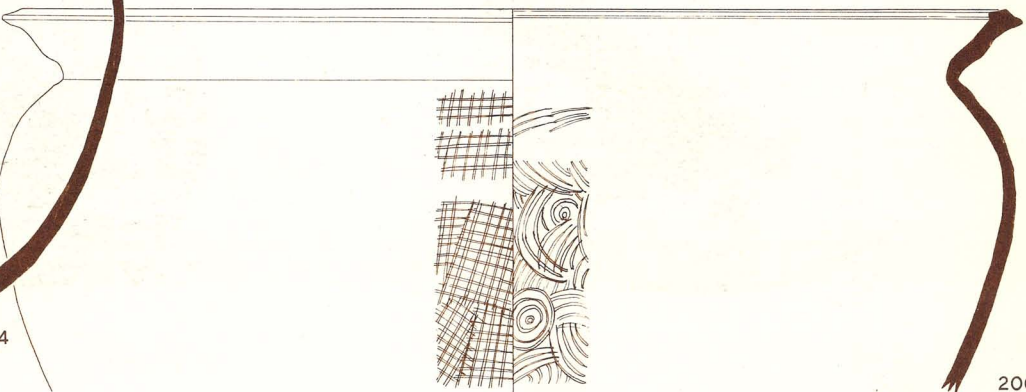
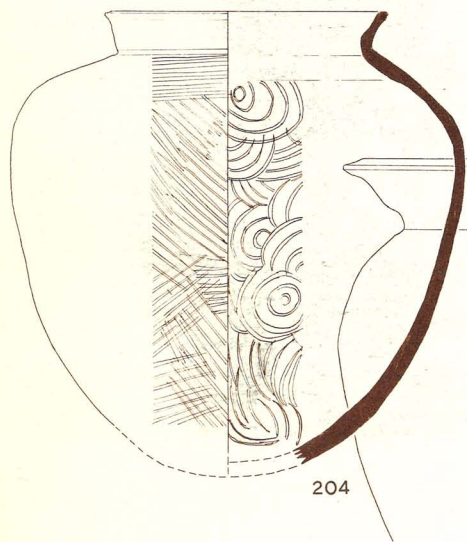
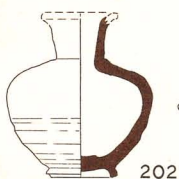
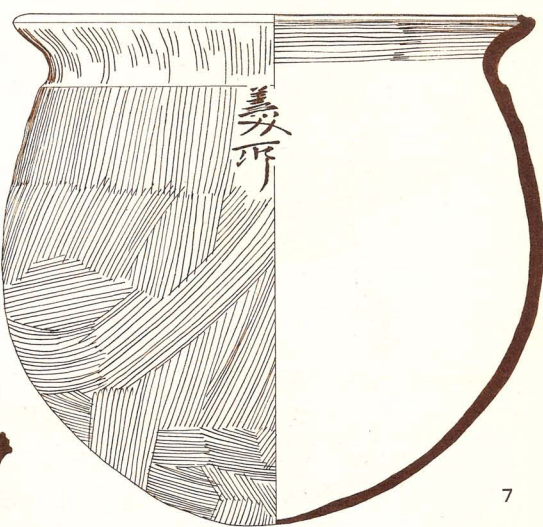
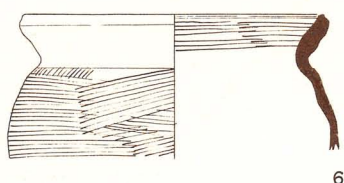
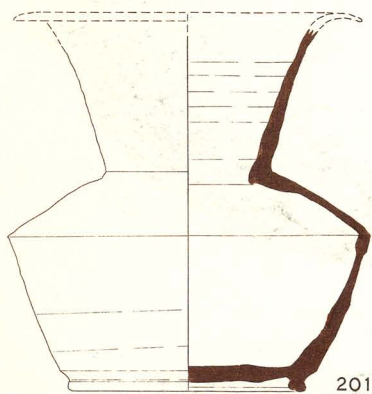
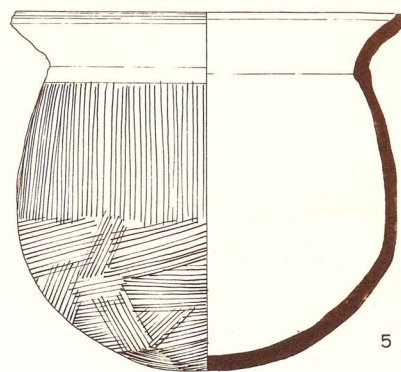
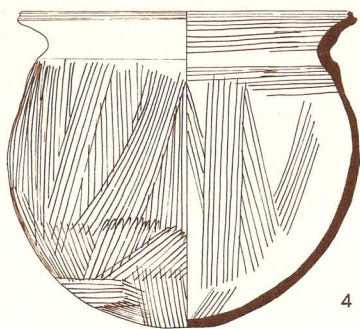
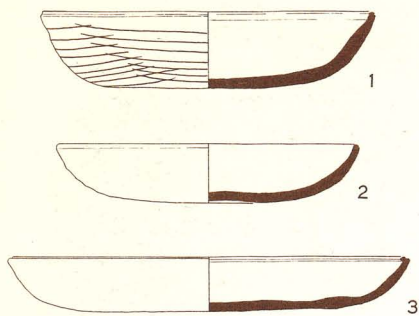


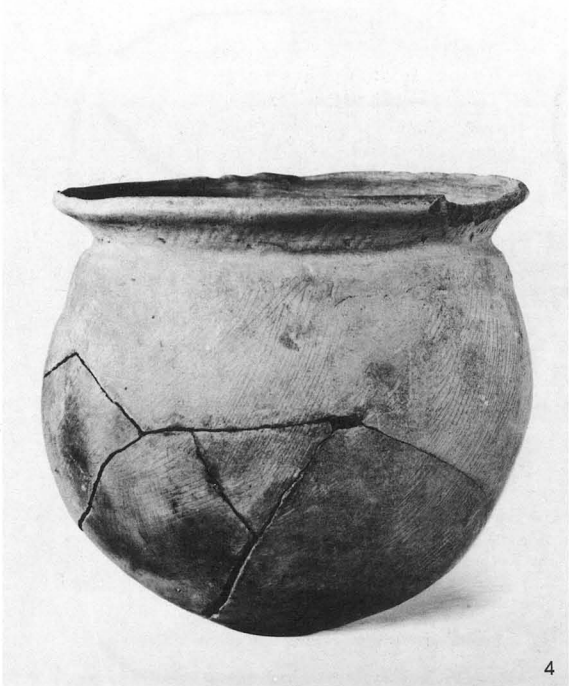
1



2







4



7



5



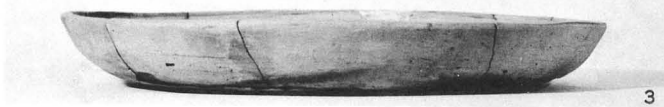
201



1



2



3



1:3



203

202



204





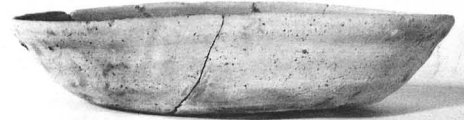
42



8



12



13



34



16



35



23



38



46



33



24



25



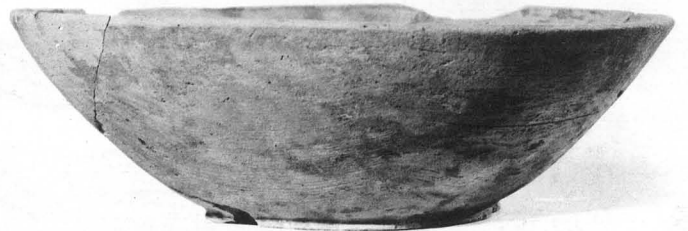
40



27



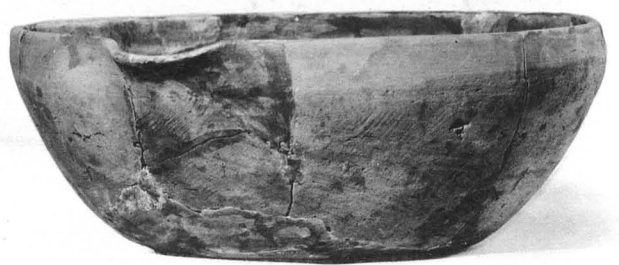
49



28

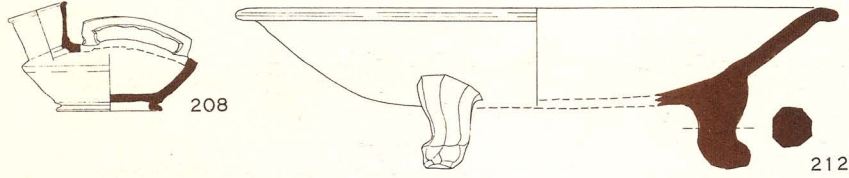
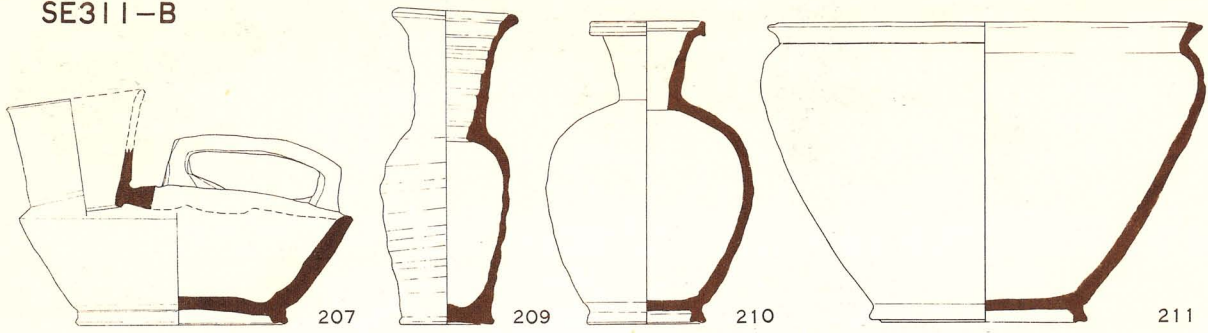


48

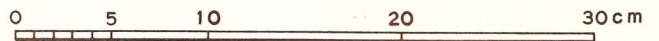
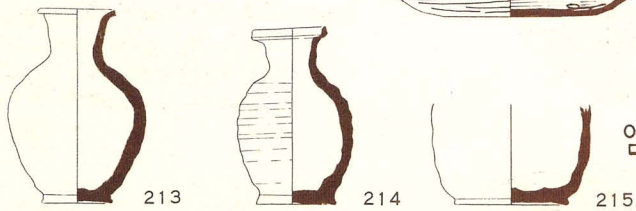
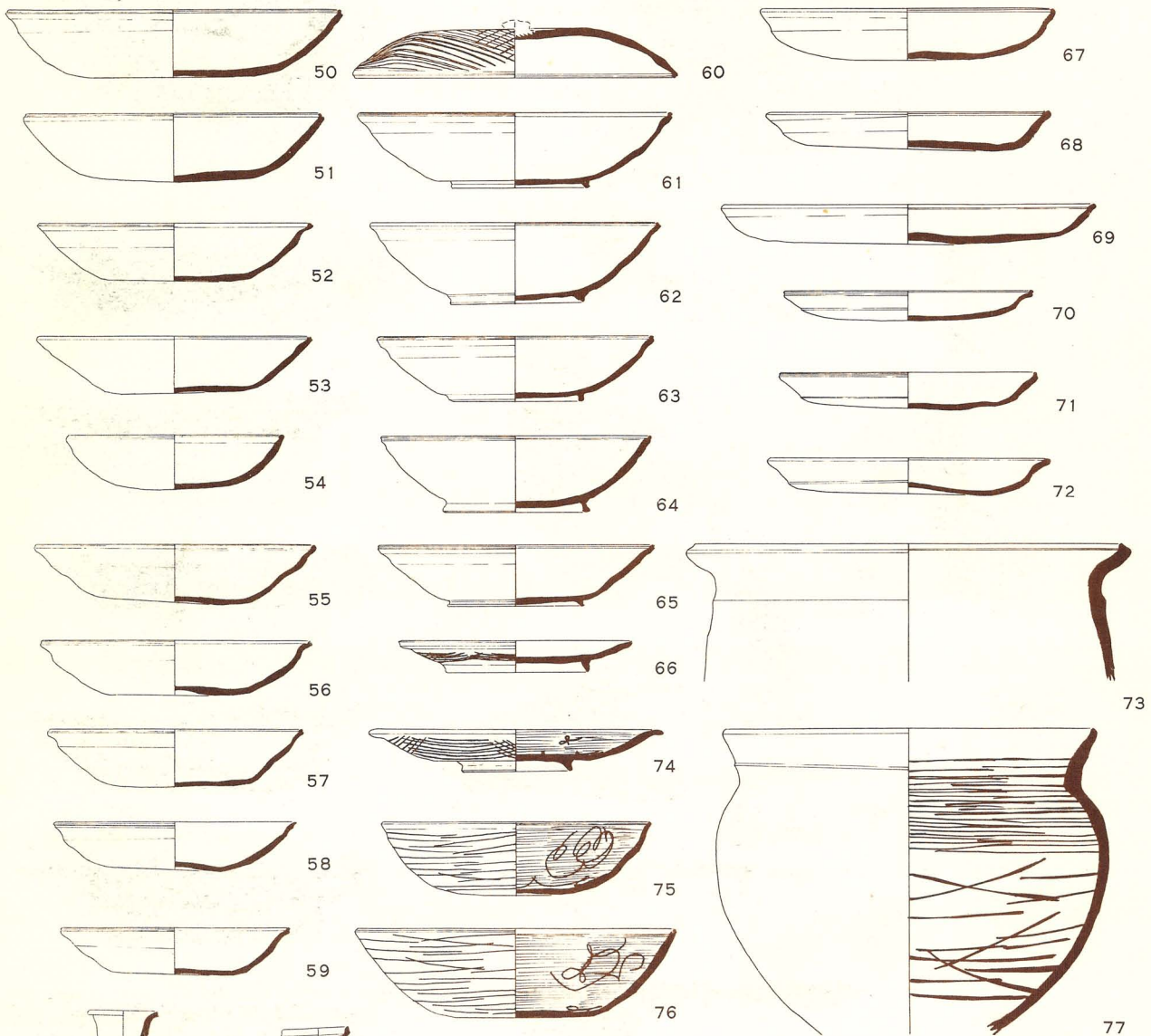


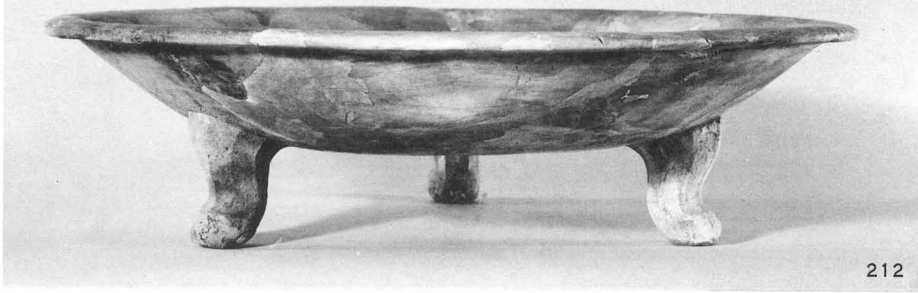
44

SE311-B



SE272-B





212



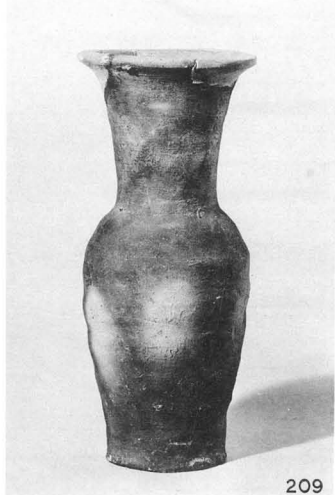
208



211



207



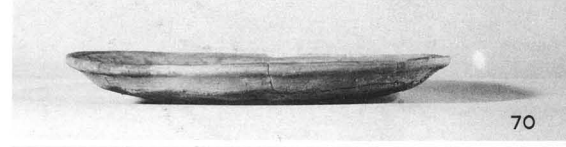
209



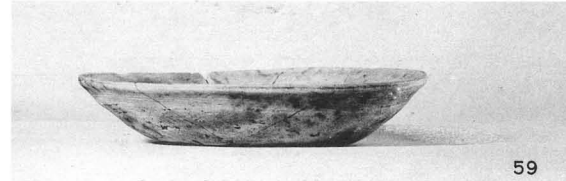
210



66



70



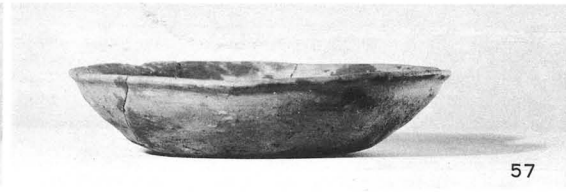
59



213



60



57



74



55



1:3

214



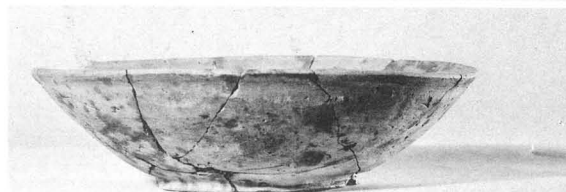
75



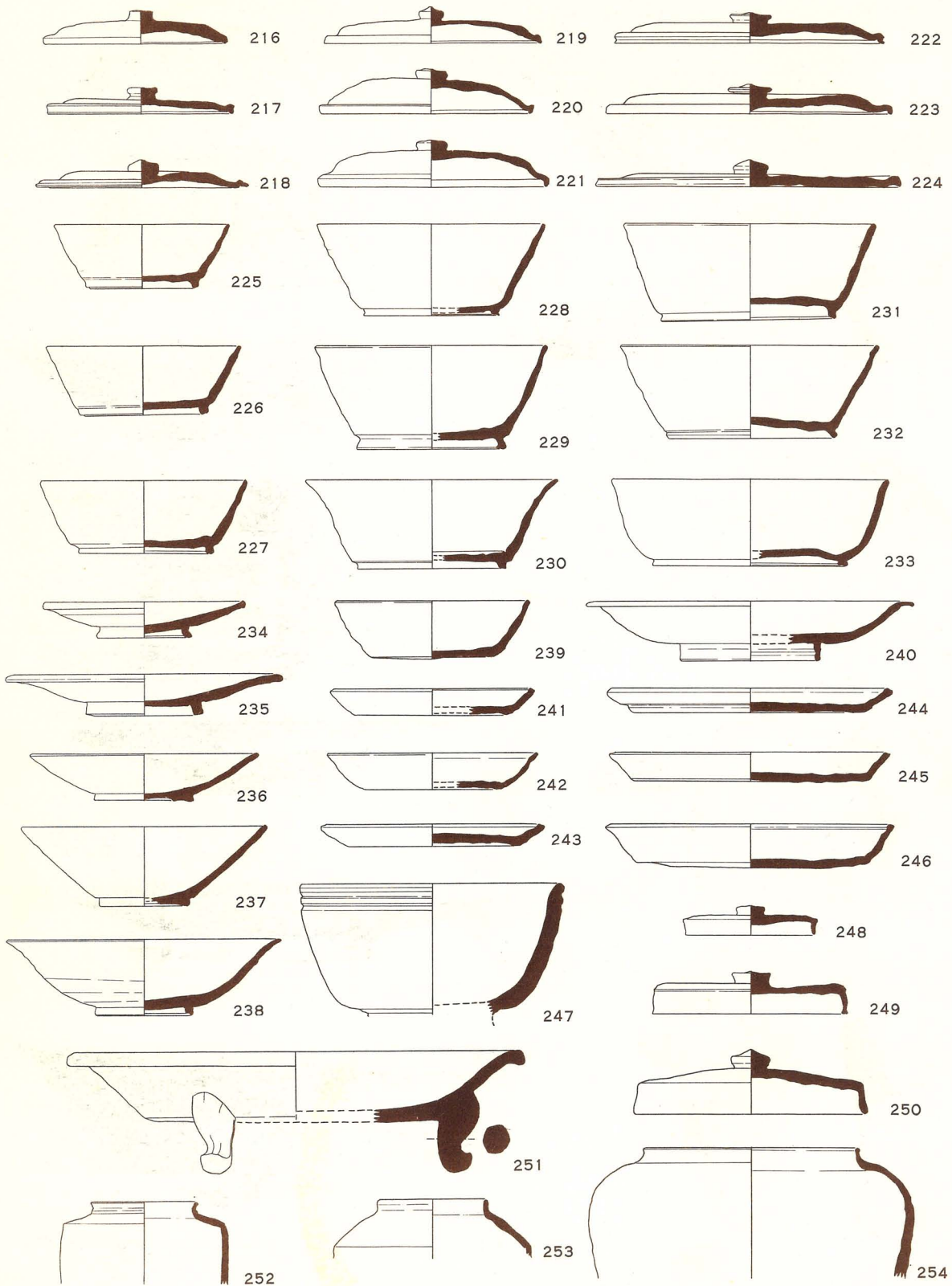
61

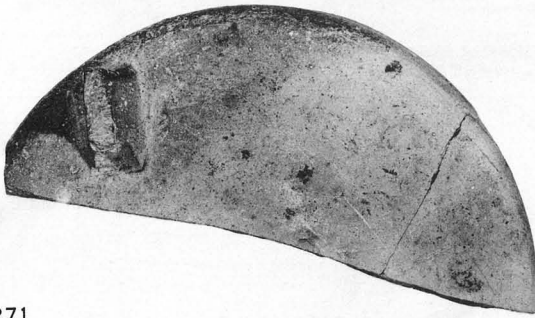
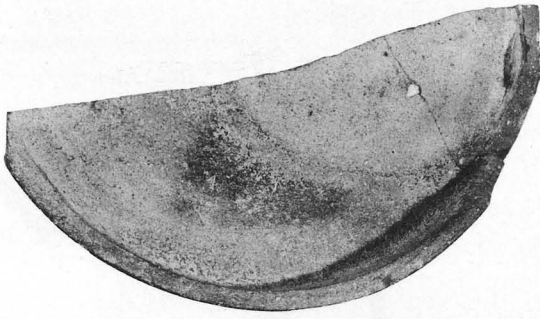


76

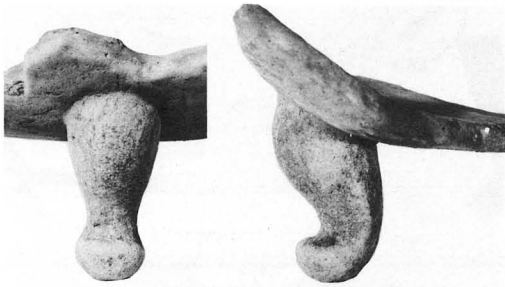


62





271



251



80



81

1:2



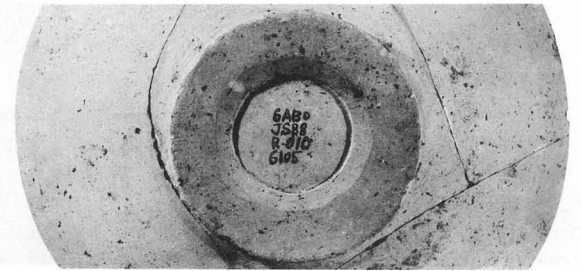
272



272'



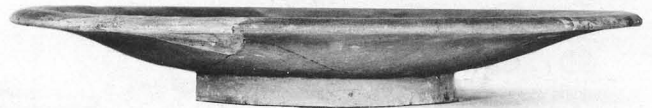
236



236'



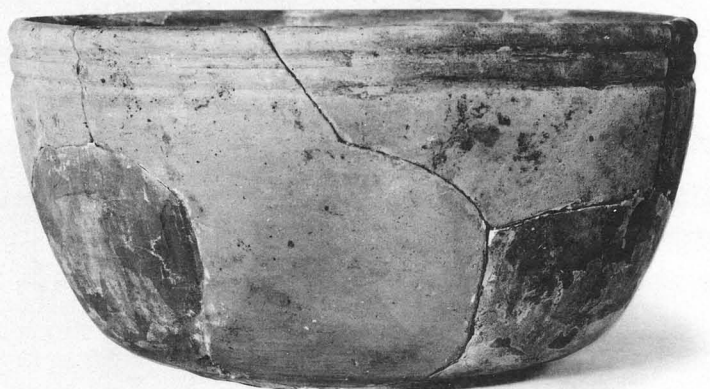
234



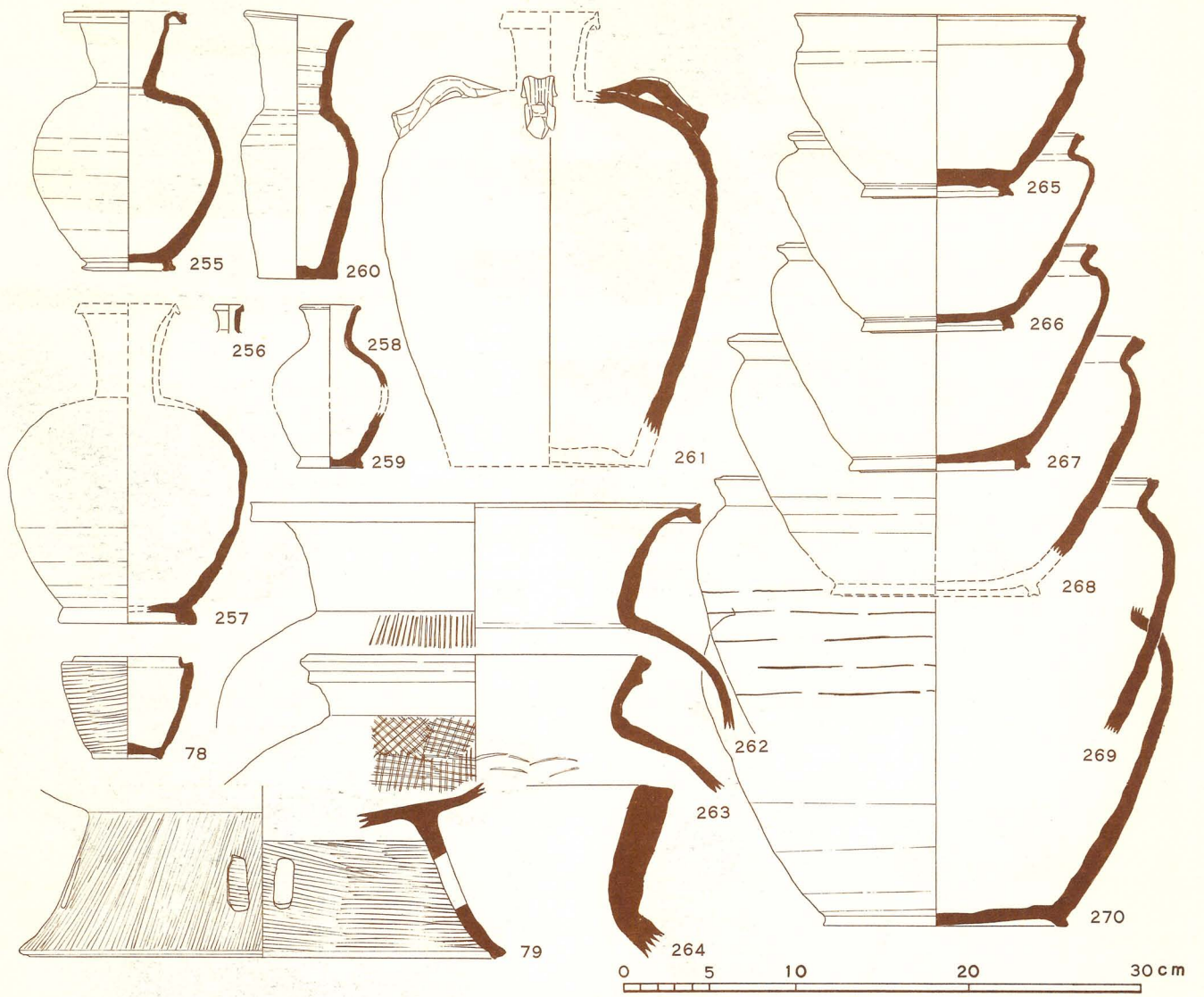
235



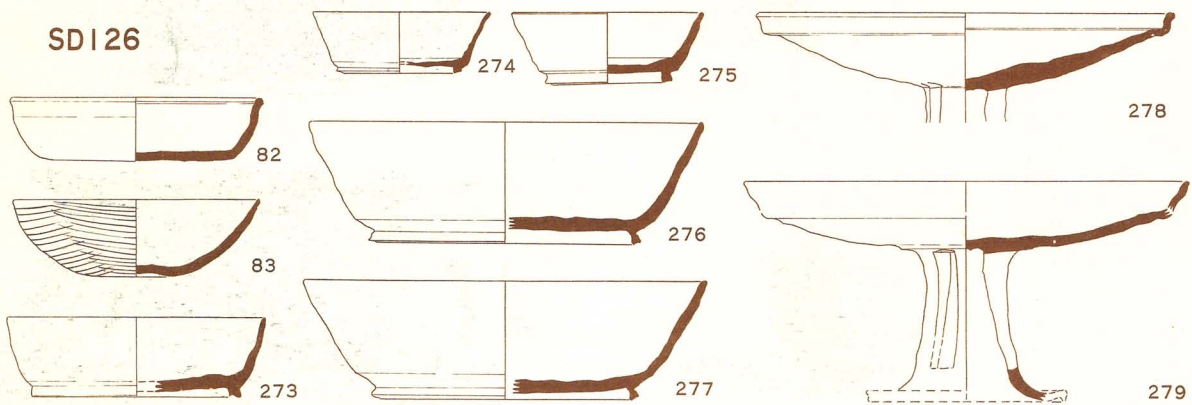
238



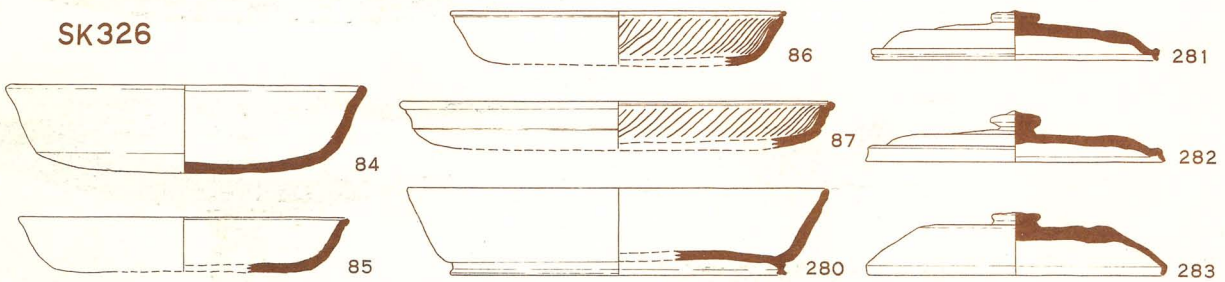
247



SDI26

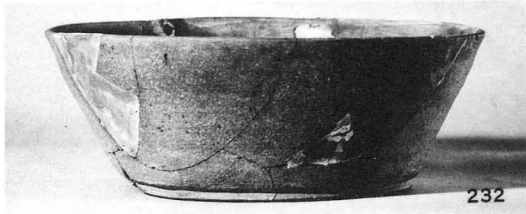


SK326





226



232



265



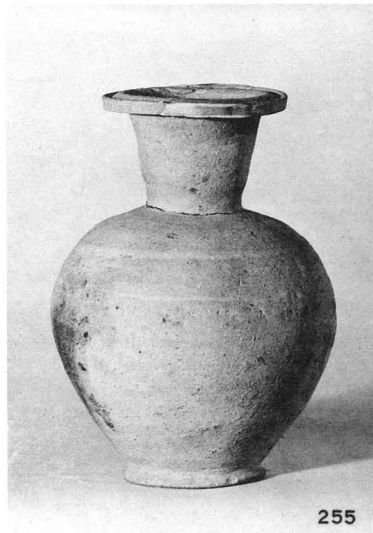
220



250



267



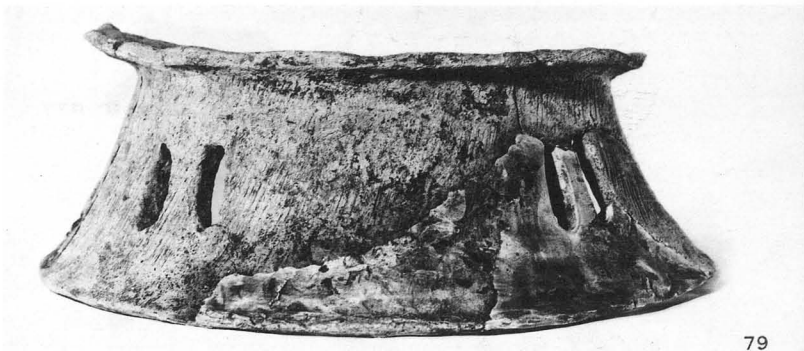
255



270



78



79



275



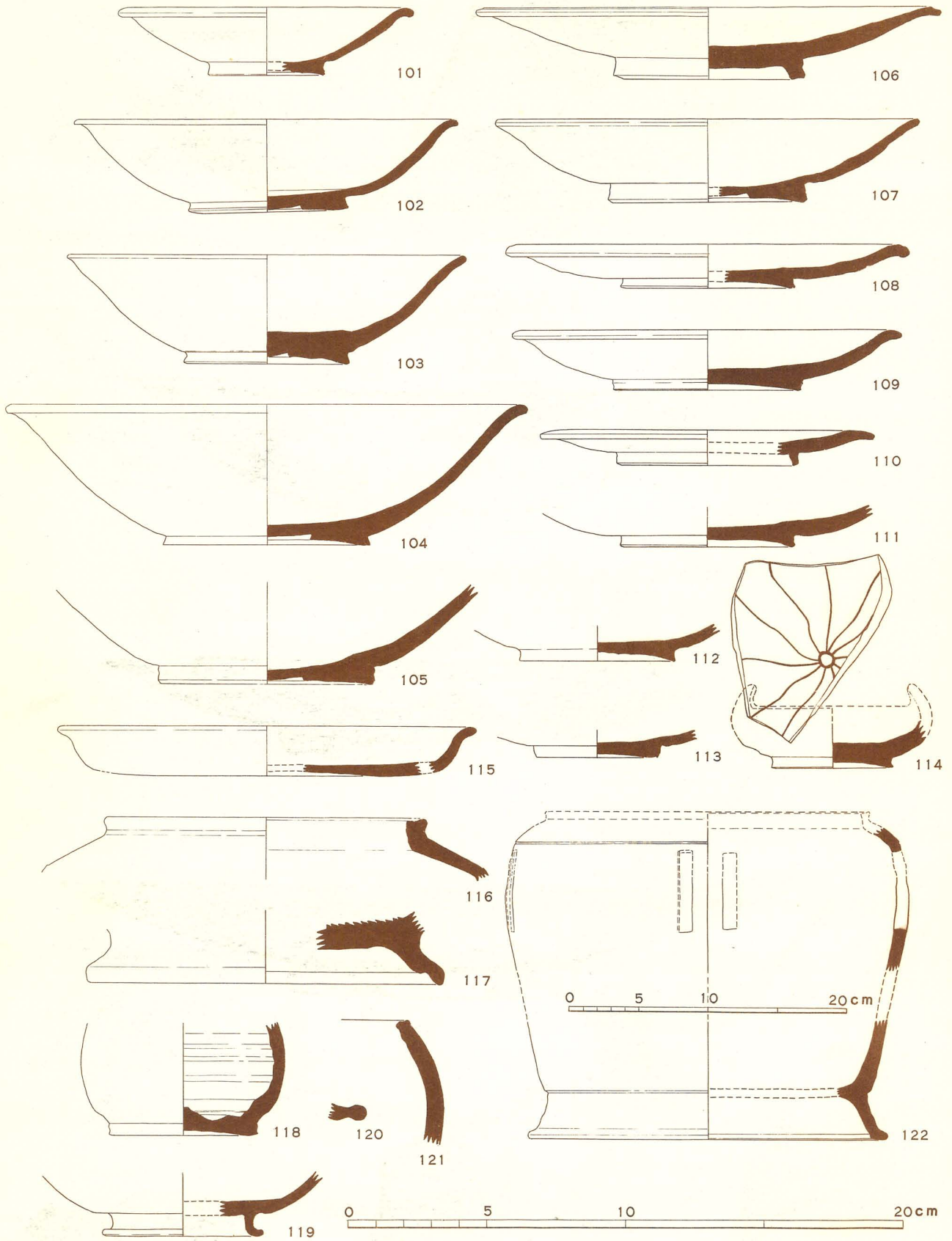
82



282



279

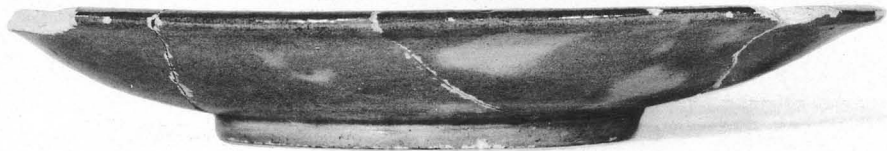




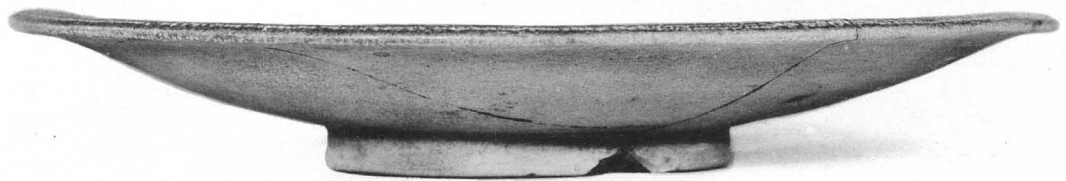
104



102



109



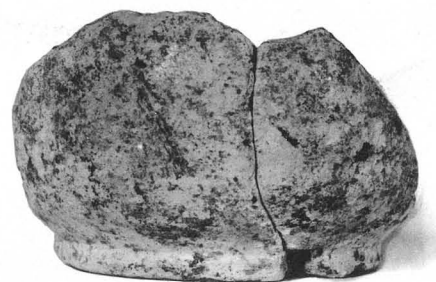
106



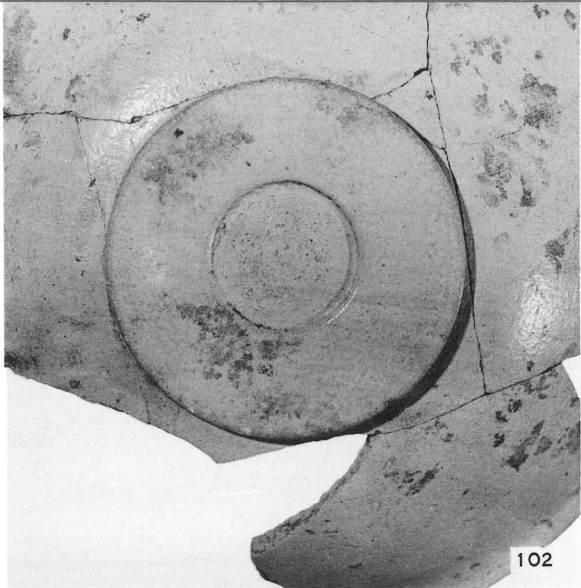
4:5



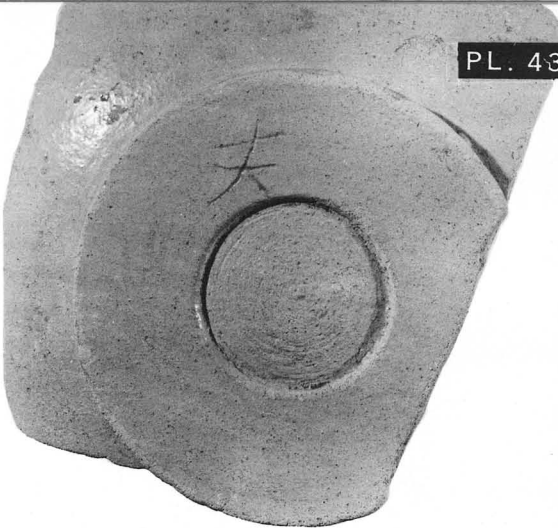
123



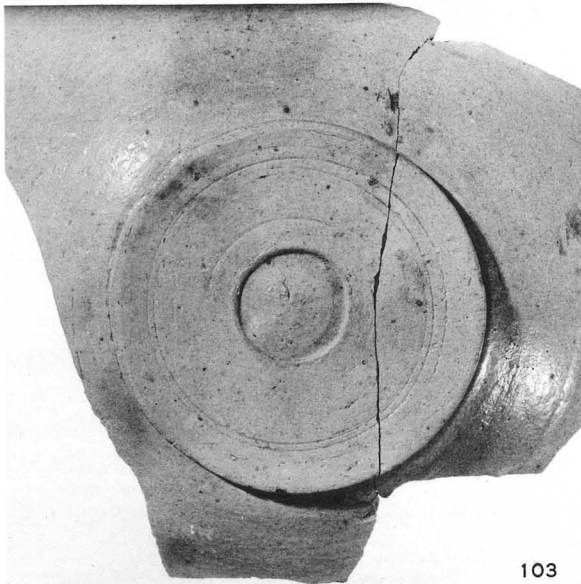
118



102



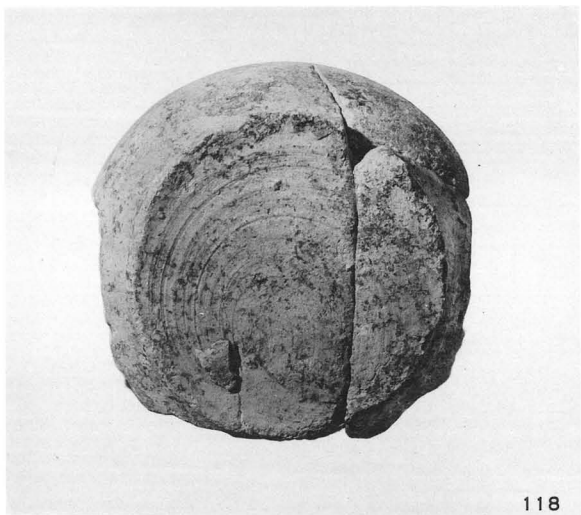
124



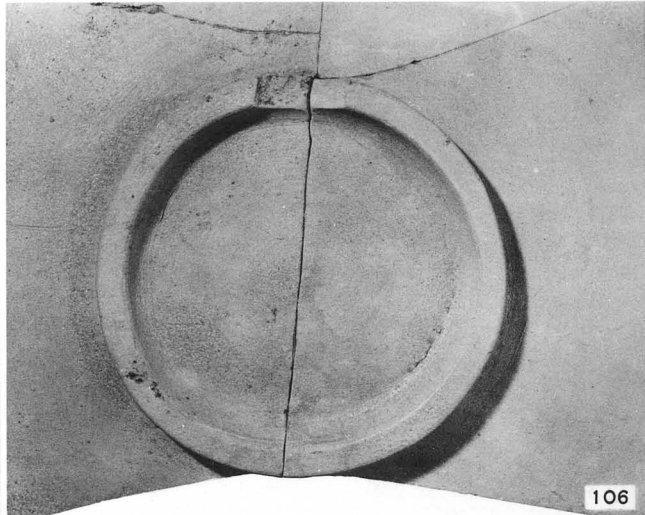
103



109



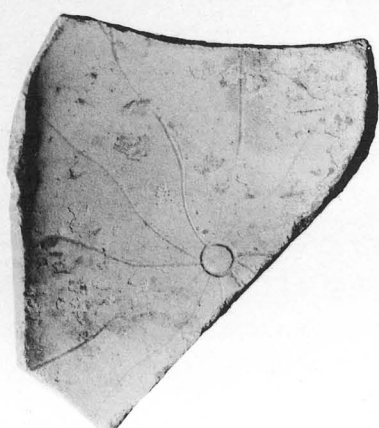
118



106

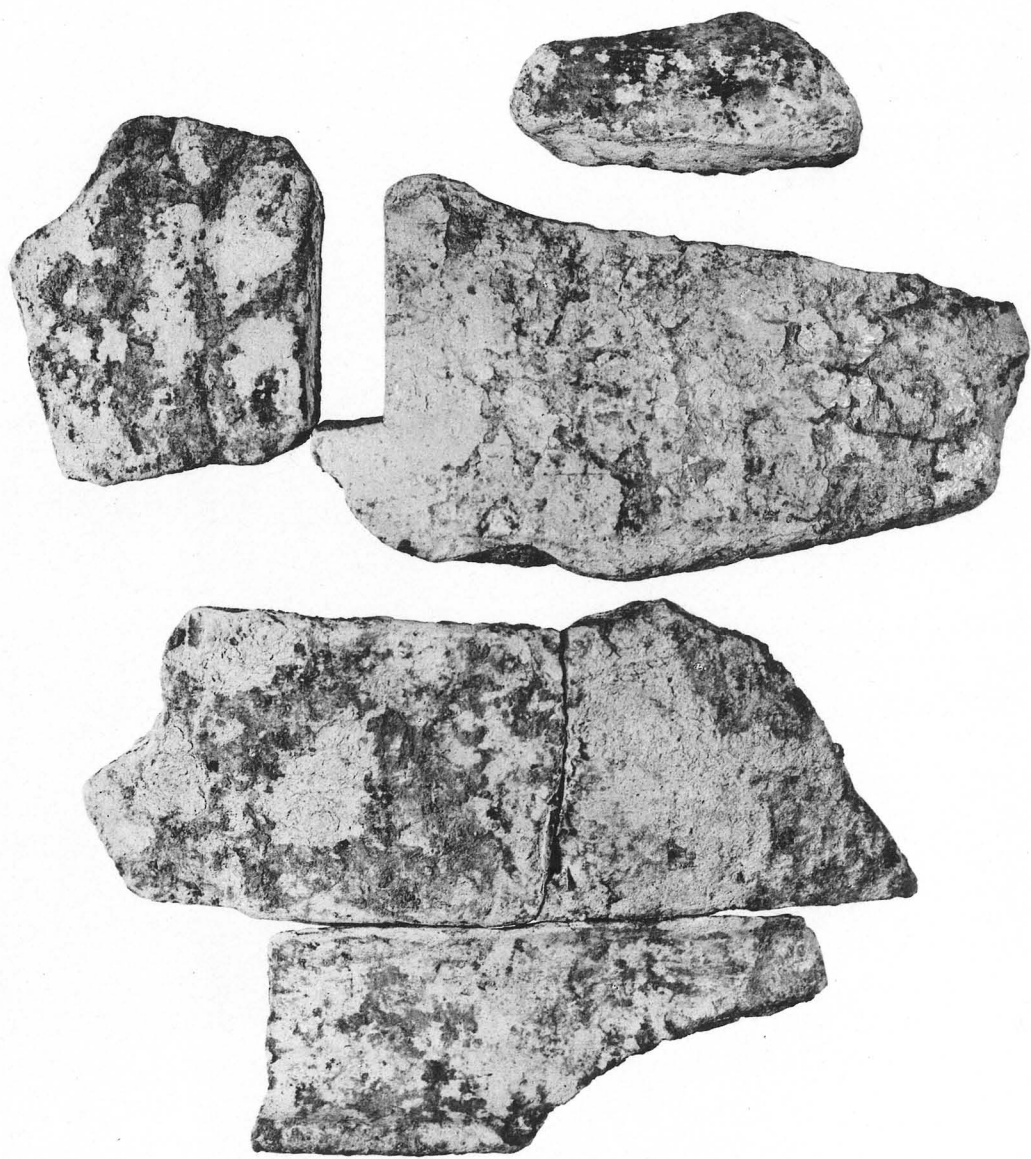
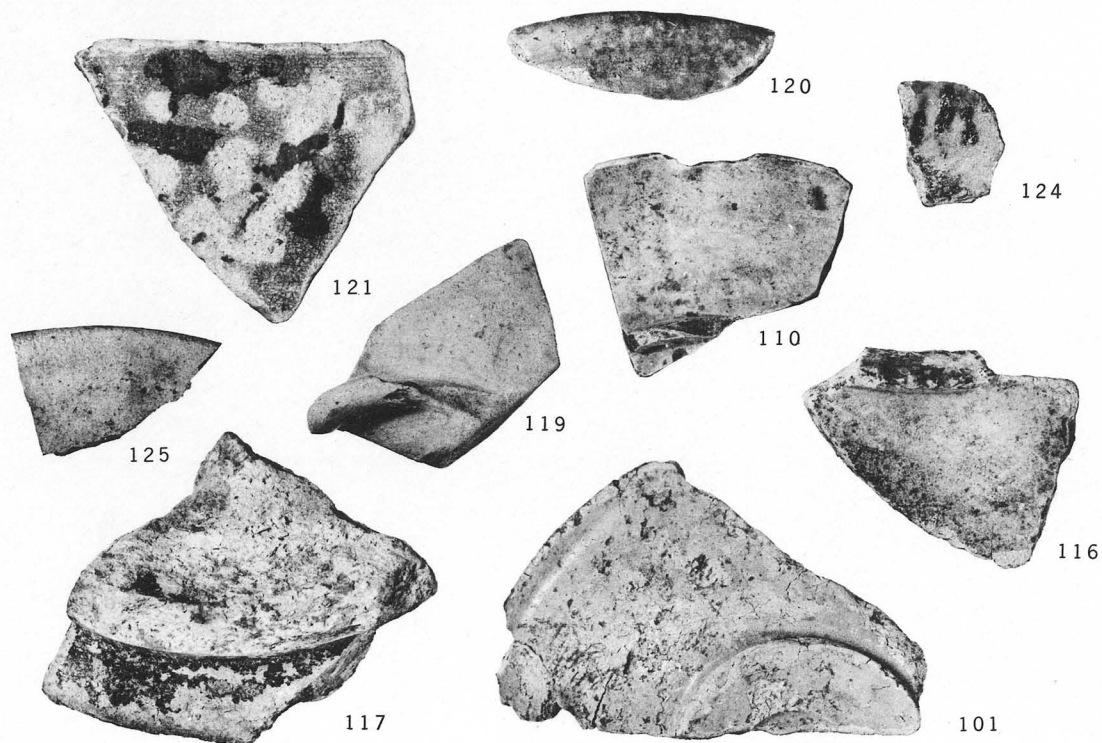


114'



114

4:5





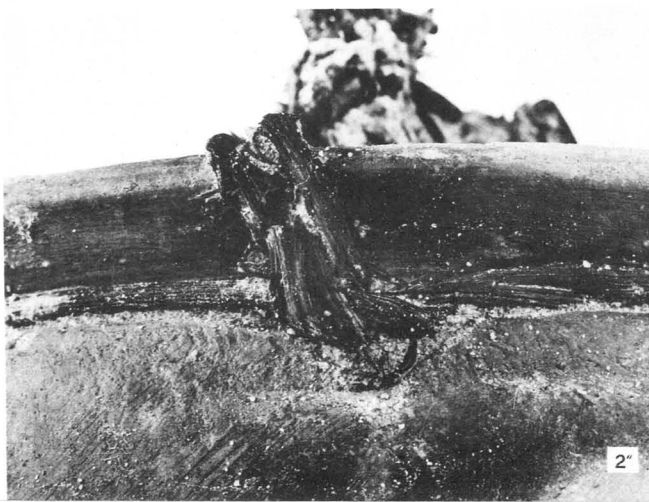
1:1



1



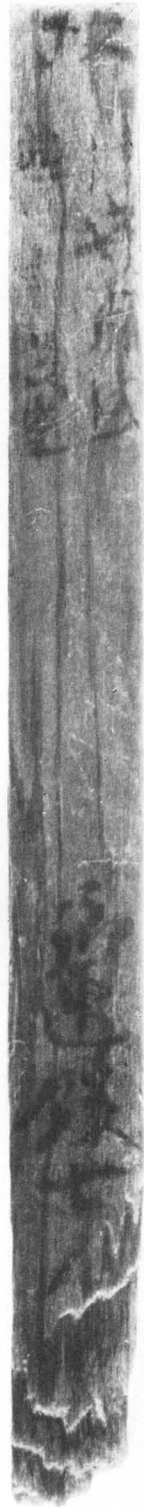
2



2'



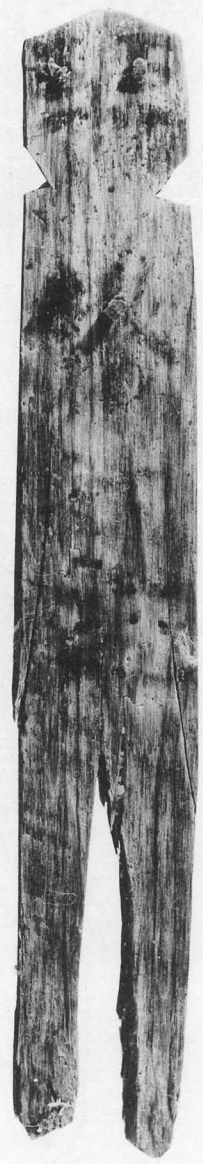
2''



1



2



3

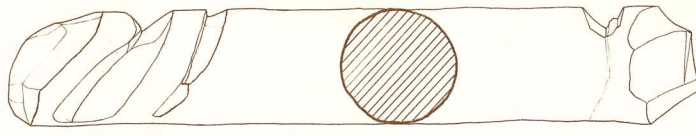
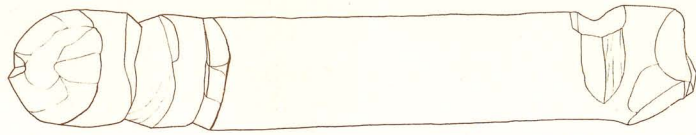
1-SE311-B出土

2・3-SE311-A出土

1:1



3



8



1



4



5



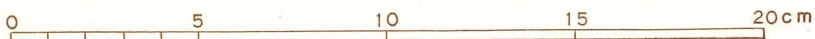
6

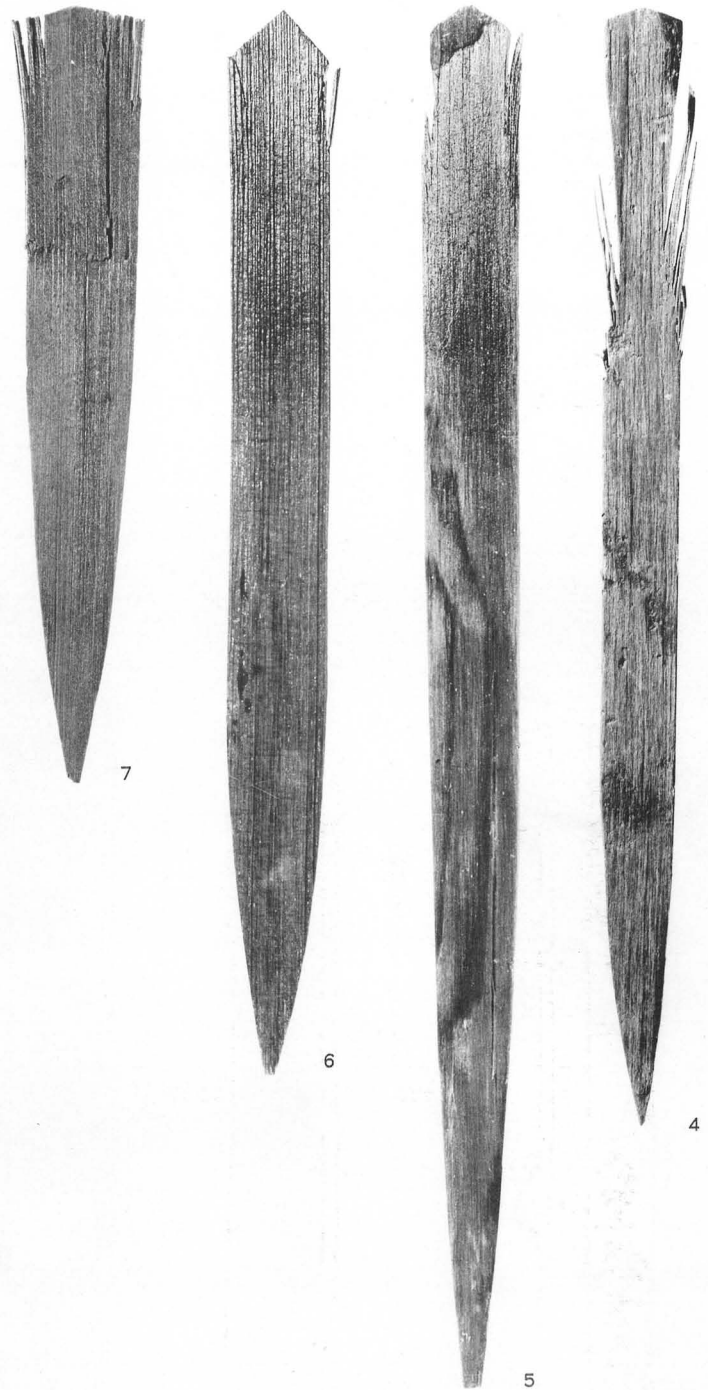


7

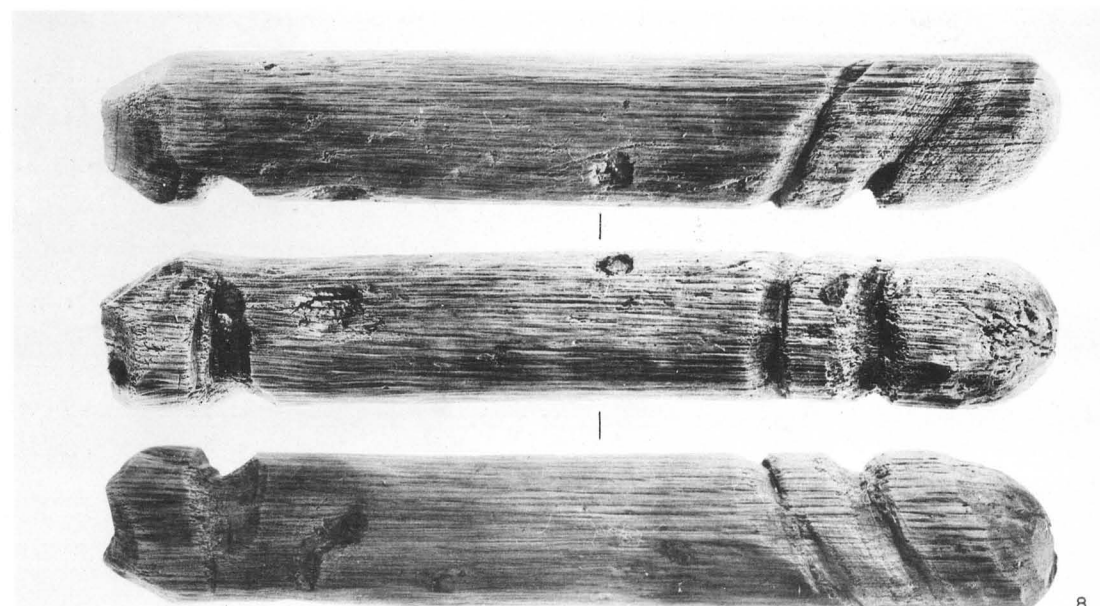


2

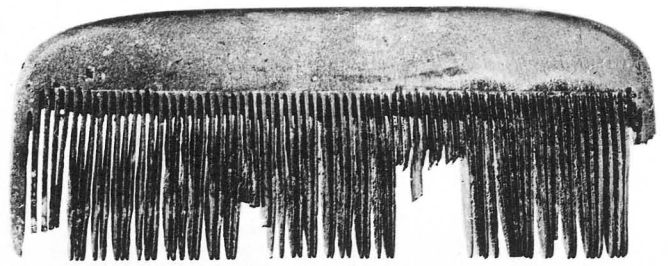
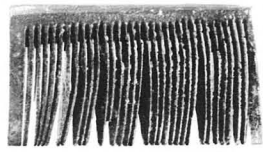




4-SE311-A出土
5~7-SE272-B出土
8-SE311-B出土

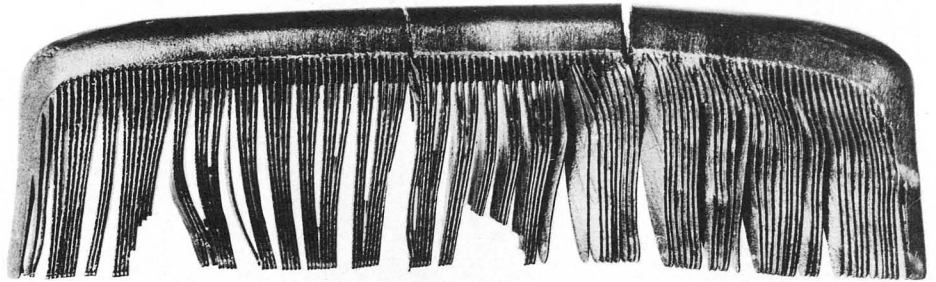


1:1.5

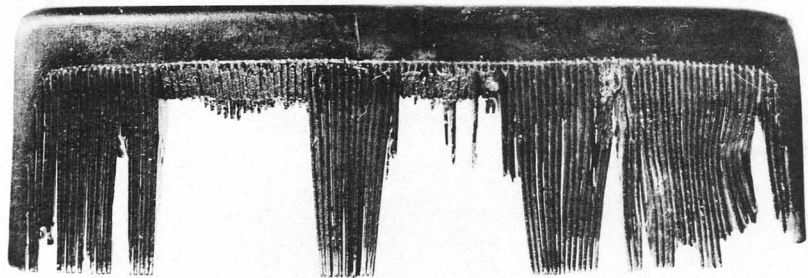


13

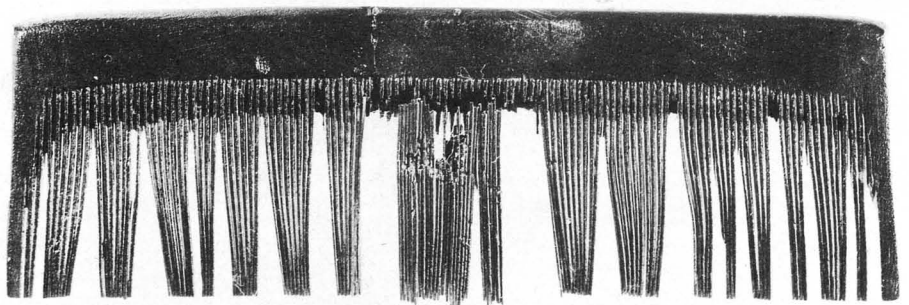
9



10



11



12

9-SE311-A出土

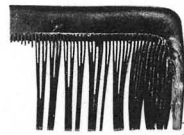
10-11-SE311-B出土

12-13-SE272-B出土

1:1



17



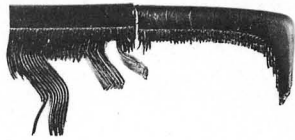
16



15



14



19



18



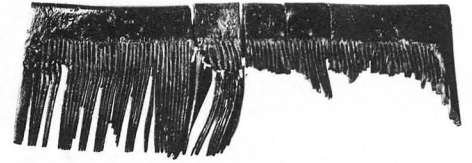
23



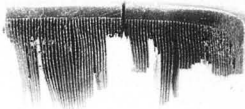
22



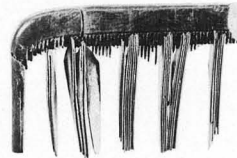
21



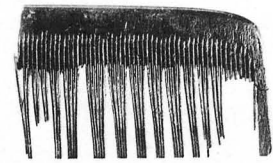
20



26



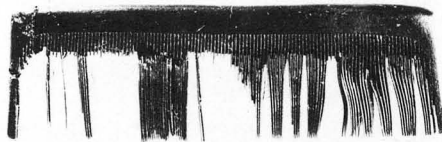
25



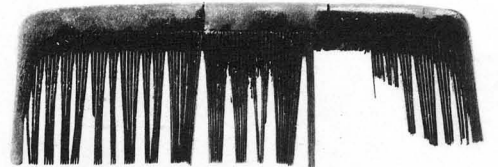
24



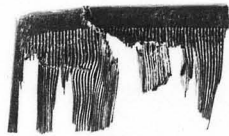
30



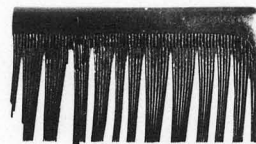
28



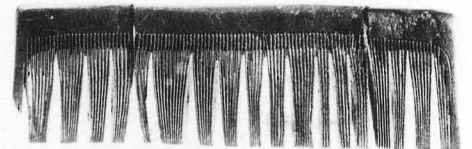
27



32



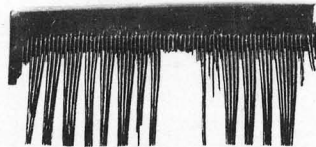
31



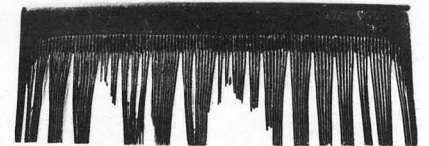
29



37



36



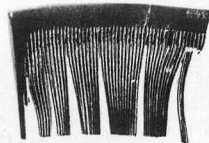
33



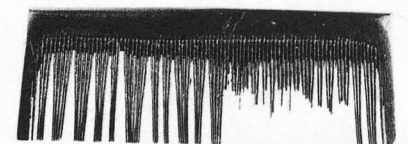
41



40



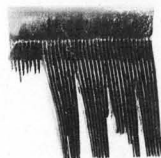
38



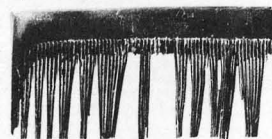
34



43



42



39



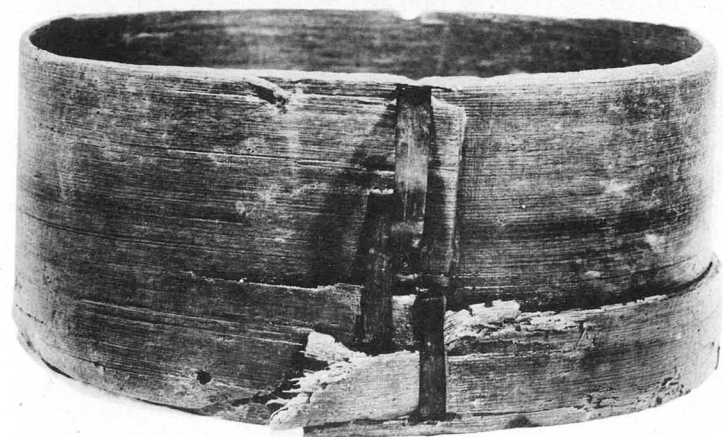
35



44



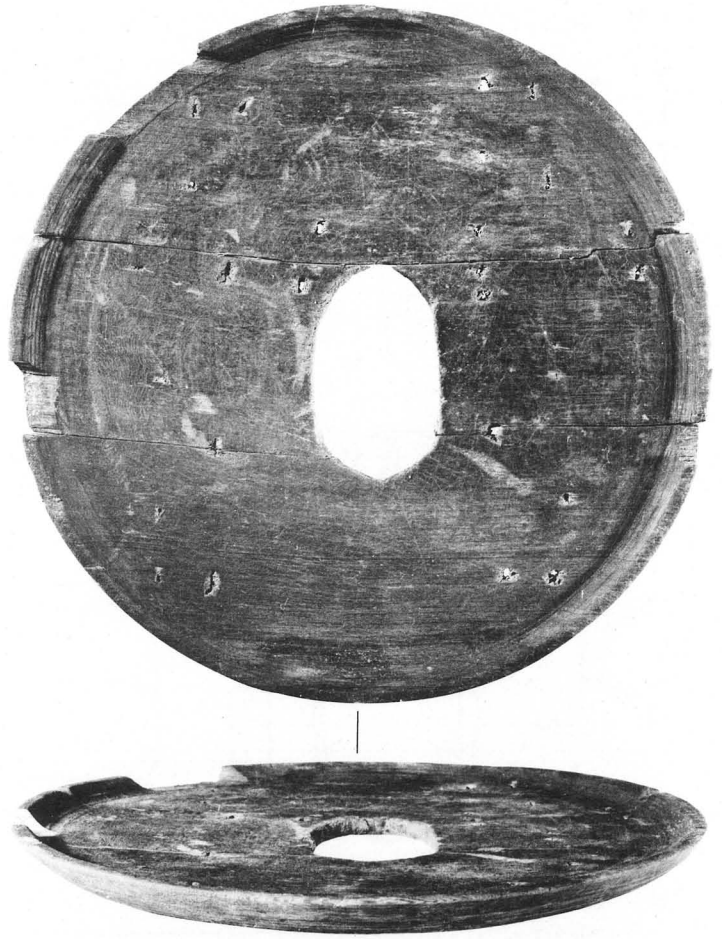
45



46

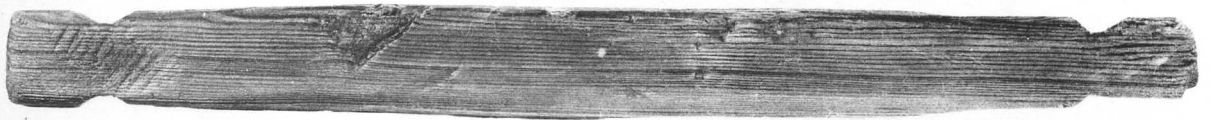
44-SE311-B出土
45・46-SE272-B出土

1:1.6

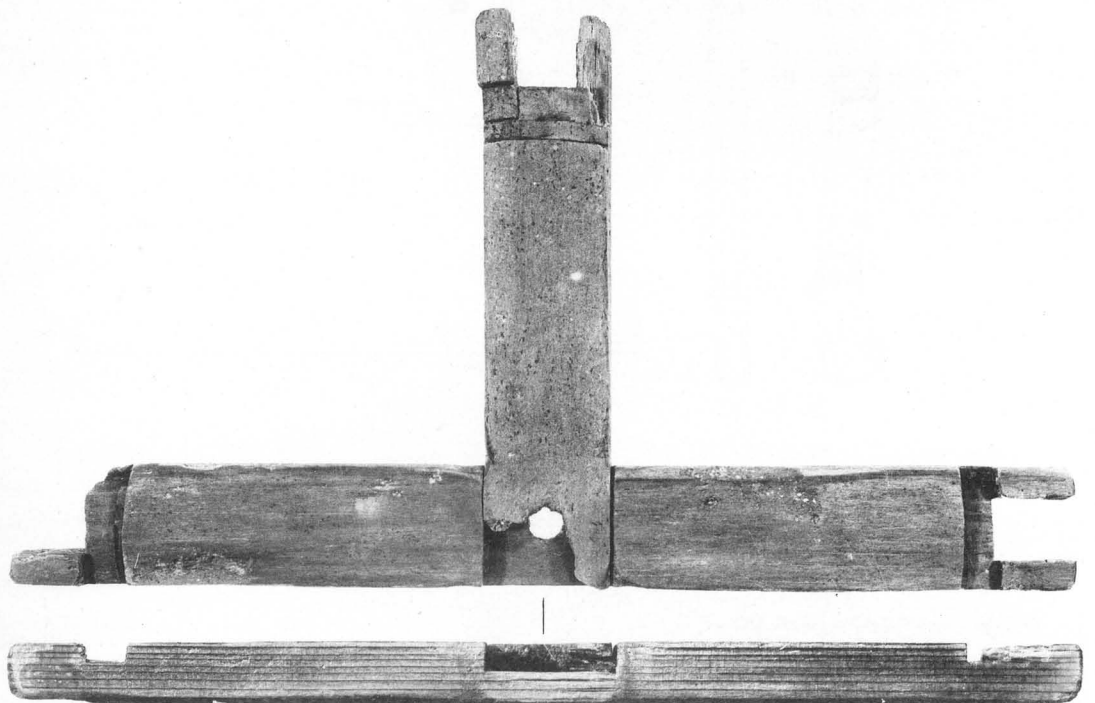


47-SE272-B出土
48·49-SE311-A出土

47

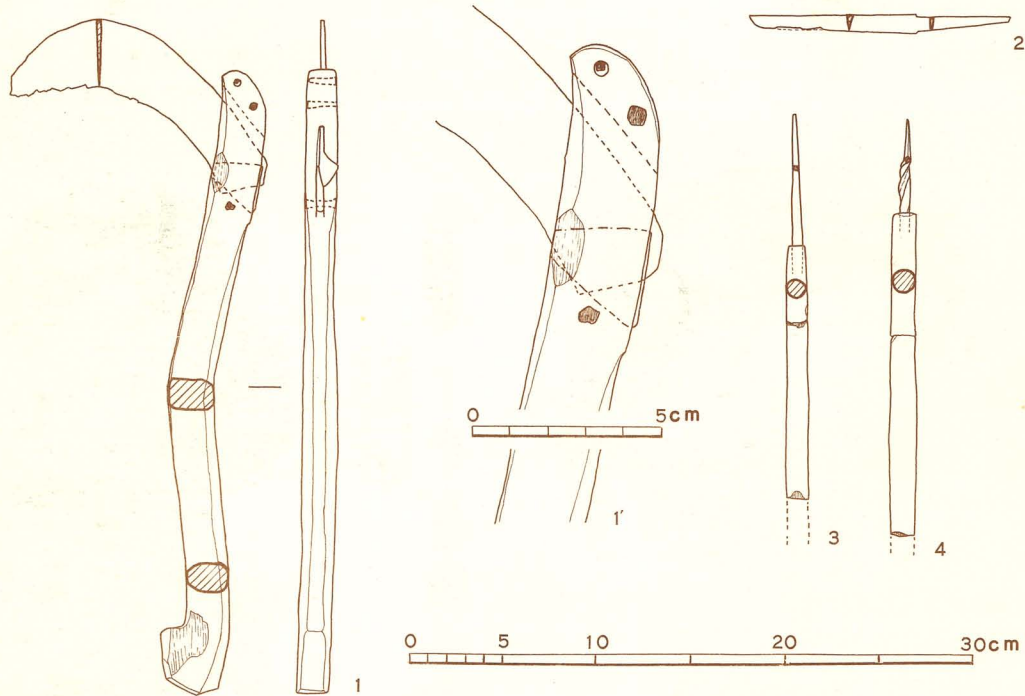
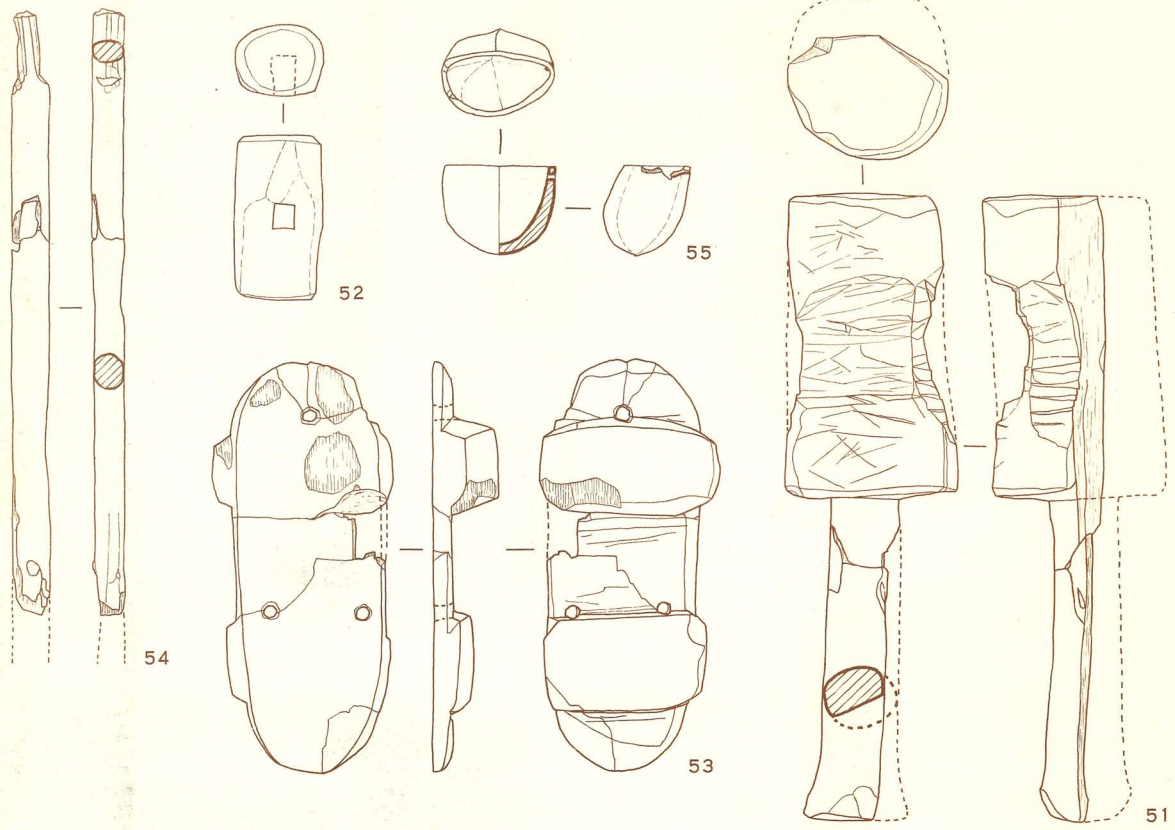


48



1:2

49





1:2.5

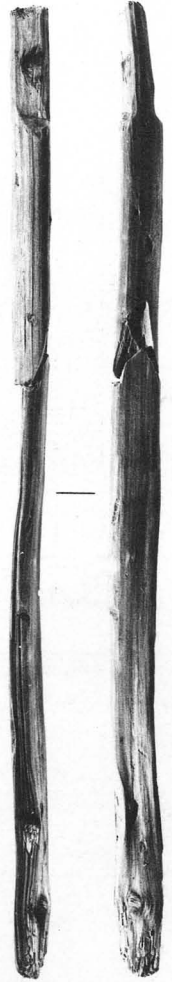
51



1:1



54



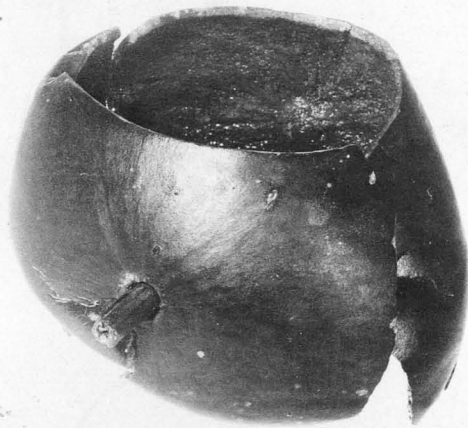
1:2.5

54



1:2

55



1:2

50

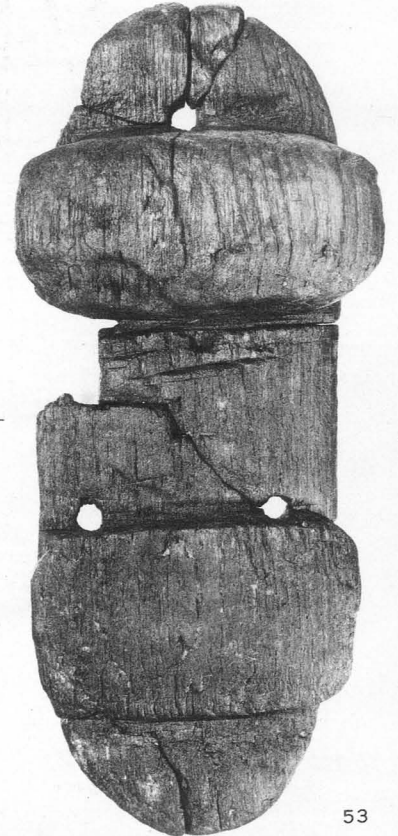


1:2

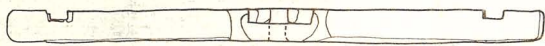
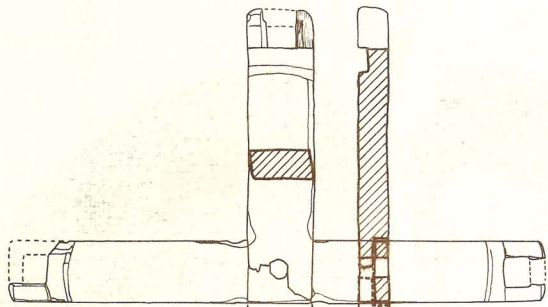
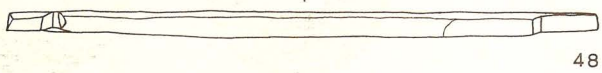
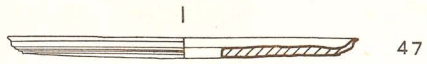
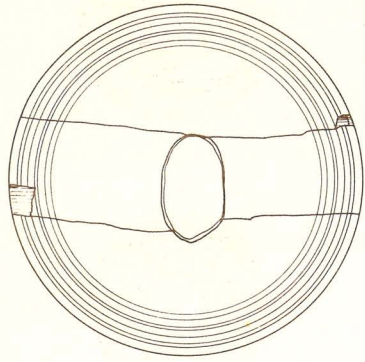
52



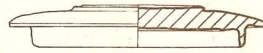
1:2



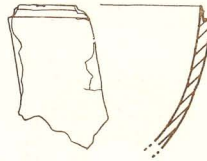
53



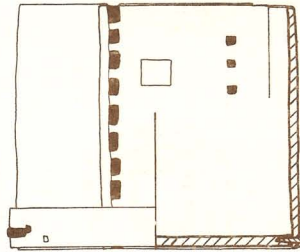
49



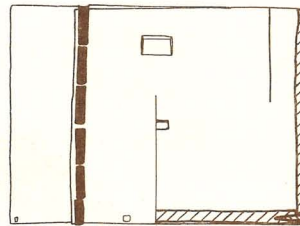
9



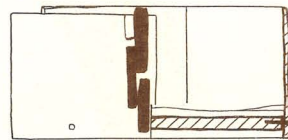
10



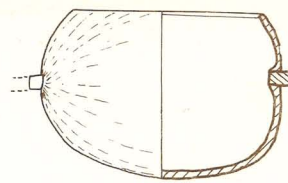
44



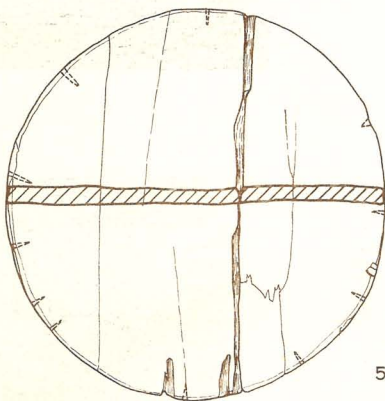
45



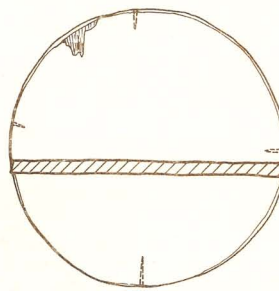
46



50

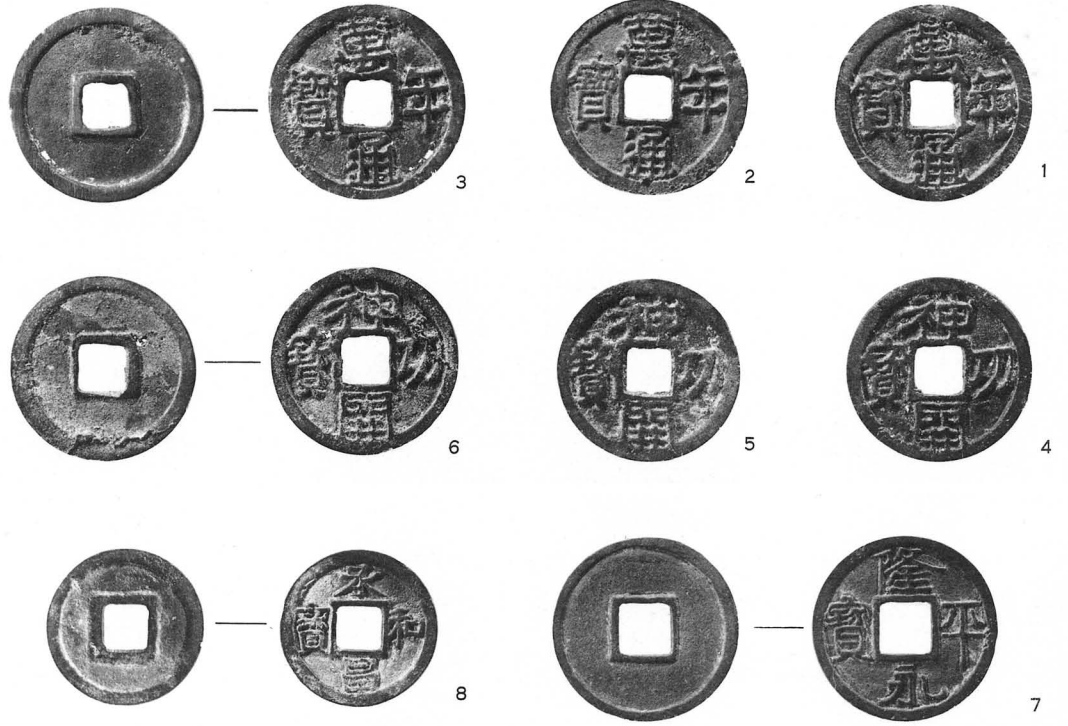


57



56

0 5 10 20 30cm



1~6-
SE311-A出土
7·9·10 -
SE311-B出土
8-SE272-B出土

1~8

1:1

9·10

1:1.2

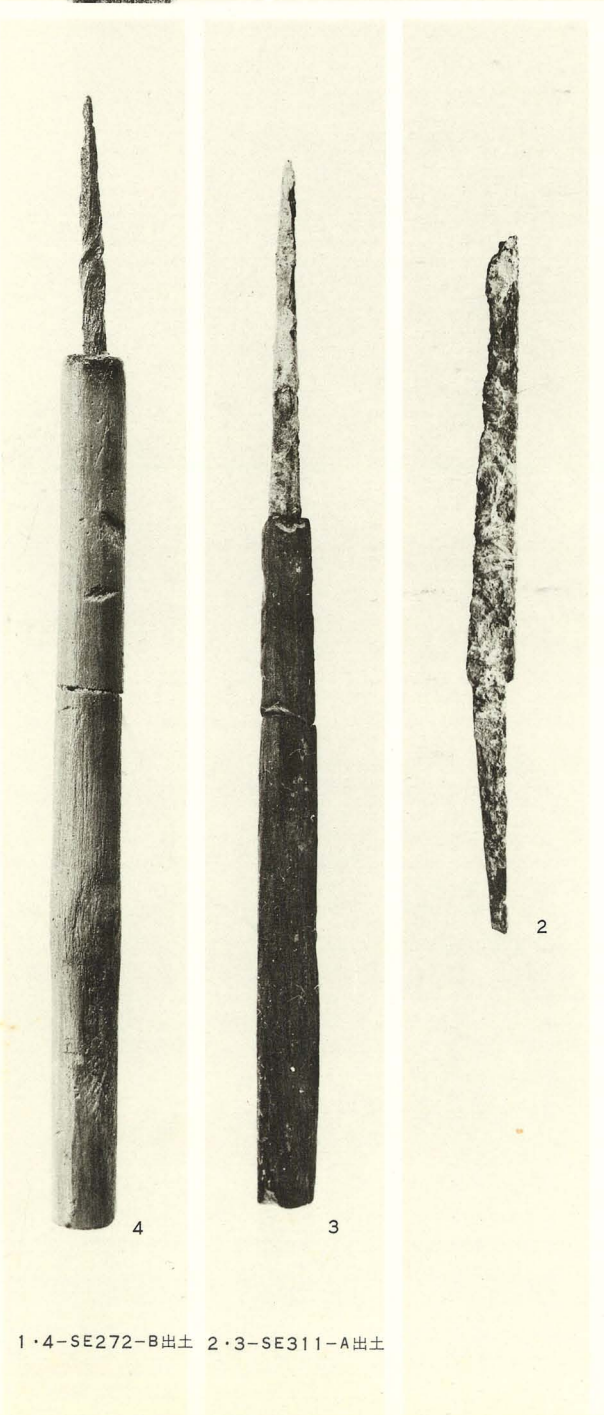
10



1:1



1'



1-4
1:1.5

4

3

2

1

1·4-SE272-B出土 2·3-SE311-A出土

昭和41年2月15日 印刷

昭和41年2月20日 発行

奈良国立文化財研究所学報 第17冊

平城宮発掘調査報告 IV

—官衙地域の調査 2—

版 権 者 文化財保護委員会
所 有 者

編 集 者 奈良国立文化財研究所

印 刷 者 株式会社 養 徳 社
製 本 者

天理市川原城町388

発 行 者 奈良国立文化財研究所

